

平成 2 8 年 1 1 月定例会

農 水 経 済 委 員 会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

（委員間討議）

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

（12月8日 [経済対策補正審査]）

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、経過	
分科会	
産業労働部長予算議案説明	3
産業政策課企画監補足説明	3
水産部長予算議案説明	4
水産部参事監補足説明	5
水産加工流通課長補足説明	6
農林部長予算議案説明	7
農政課長補足説明	7
農村整備課長補足説明	8
森林整備室長補足説明	9
農政課長補足説明(緑越事業事業別調書).....	9
予算議案に対する質疑	9
予算議案に対する討論	20

（第1日目）

1、開催日時・場所	21
2、出席者	21
3、審査事件	21
4、付託事件	21
5、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議	22

【産業労働部】

分科会	
産業労働部長予算議案説明	23
企業振興課長補足説明	23
雇用労働政策課長補足説明	24
予算議案・事件議案に対する質疑	24
予算議案に対する討論	28

委員会	
産業労働部長総括説明	2 8
議案に対する質疑	3 1
議案に対する討論	3 1
決議に基づく提出資料の説明	3 1
商務金融課長補足説明	3 1
陳 情 審 査	3 2
議案外所管事項に対する質問	3 2
請 願 審 査	4 6
「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置に関する葉たばこ生産者やサービス事業者等への十分な配慮を求める意見書」に係る委員間討議	5 3

(第2日目)

1、開催日時・場所	5 4
2、出 席 者	5 4
3、経 過	

【産業労働部】

委員会	
議案外所管事項に対する質問	5 5

【農林部】

分科会	
農林部長予算議案説明	7 8
農政課長補足説明	7 8
林政課長補足説明	7 9
予算議案・事件議案に対する質疑	8 0
予算議案に対する討論	8 6

委員会	
議案に対する討論	8 6
農林部長総括説明	8 6
決議に基づく提出資料の説明	8 9
陳 情 審 査	8 9
議案外所管事項に対する質問	9 7

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 1 3
2、出 席 者	1 1 3
3、経 過	

【農林部】

委員会	
議案外所管事項に対する質問	1 1 3
「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書」に係る委員間討議	1 3 7

【水産部】

分科会

水産部長予算議案説明	1 3 9
漁港漁場課長補足説明	1 4 0
経営支援室長補足説明	1 4 1
予算議案に対する質疑	1 4 1
予算議案に対する討論	1 4 3

委員会

水産部長総括説明	1 4 4
漁政課長補足説明	1 4 5
決議に基づく提出資料の説明	1 4 6
陳 情 審 査	1 4 7
議案外所管事項に対する質問	1 4 7

分科会

予算議案採決	1 5 9
--------------	-------

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 6 0
2、出席者	1 6 0
3、経過	

【水産部】

委員会

議案外所管事項に対する質問	1 6 0
---------------------	-------

委員会

審査内容報告に関する委員間討議	1 8 1
-----------------------	-------

審査結果報告書	1 8 4
---------------	-------

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正）
- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年11月28日

自 午前11時35分
至 午前11時40分
於 議会会議室

2、出席委員の氏名

委 員 長	吉村 洋 君
副 委 員 長	宮本 法広 君
委 員	小林 克敏 君
〃	中山 功 君
〃	溝口 芙美雄 君
〃	徳永 達也 君
〃	久野 哲 君
〃	中村 和弥 君
〃	深堀 浩 君
〃	山口 経正 君

3、欠席委員の氏名

〃 下条ふみまさ 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

―― 午前11時35分 開会 ――

【吉村（洋）委員長】ただいまから農水経済委員会を開会いたします。

なお、下条委員から欠席する旨の届けが来ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名をさせていただきます。

会議録署名委員は、久野委員、山口委員のご

両人をお願いいたします。

本日の委員会は、平成28年11月定例会における当委員会の審査内容等を決定するための委員間協議であります。

それでは、審査の方法について、お諮りをいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

暫く休憩をいたします。

―― 午前11時36分 休憩 ――

―― 午前11時39分 再開 ――

【吉村（洋）委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました12月8日13時30分からの分科会及び12月9日以降の委員会の審査内容につきましては、原案のとおり決定をされましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の農水経済委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

―― 午前11時40分 散会 ――

1 2 月 8 日
(経 済 対 策 補 正 審 査)

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月8日

自 午後 1時30分
至 午後 2時50分
於 議 会 会 議 室

水産部次長 平田 修三 君
水産部参事監
（漁港漁場計画・
漁場環境担当） 横山 純 君
漁政課長 西 貴史 君
水産加工流通課長 岩田 敏彦 君
漁港漁場課長 中田 稔 君

2、出席委員の氏名

分科会長 吉村 洋 君
副会長 宮本 法広 君
委員 小林 克敏 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 中村 和弥 君
" 深堀 浩 君
" 山口 経正 君

農林部長 加藤 兼仁 君
農林部政策監
（農村整備事業・
諫早湾干拓担当） 前田 健次 君
農林部次長 中村 功 君
農林部次長 宮崎 浩善 君
農政課長 福田 修二 君
農業経営課長 佐藤 紳 君
農産園芸課長 渋谷 隆秀 君
畜産課長 大曲 祥之 君
農村整備課長 松本 拓徳 君
林政課長(参事監) 佐藤 義高 君
森林整備室長 内田 陽二 君

3、欠席委員の氏名

" 下条ふみまさ 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 古川 敬三 君
産業労働部次長 宇戸 真二 君
産業政策課長 山下 三郎 君
産業政策課企画監 吉村 邦裕 君
雇用労働政策課長 松本 和也 君

広報課長 土井口章博 君

水産部長 熊谷 徹 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第135号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算(第5号)
(関係分)

第136号議案

平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算
(第1号)

7、審査の経過次のとおり

— 午後 1時30分 開会 —

【吉村(洋)分科会長】 ただいまから、予算決算
委員会農水経済分科会を開会いたします。

なお、下条委員から欠席する旨の届け出が出
されておりますので、ご了承をお願いいたしま

す。

これより、議事に入ります。

本日、本分科会として審査いたします案件は、第 135 号議案「平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）」のうち関係部分外 1 件であります。

審査方法についてお諮りいたします。

補正予算の審査は、早期事業着手等のため、即日審議する必要があると存じますので、第 135 号議案及び第 136 号議案に限って審査を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、理事者の出席については、本日の審査に関係する範囲でお手元に配付しております配席のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

産業労働部長より議案の説明をお願いいたします。

【古川産業労働部長】 お手元の「平成 28 年 11 月定例県議会 予算決算委員会 農水経済分科会 説明資料(経済対策補正分)」をお開き願います。

産業労働部 1 ページでございます。産業労働部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第 135 号議案「平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国の地方創生加速化交付金の事業として採択されたことを受け、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出、労働費 4,000 万円の増を計上いたして

おります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

産業政策課、大学生へのインターンシップを促進し、県内定着を図るため、動画を活用した県内企業の魅力発信や県内外の大学生をターゲットとした合同企業説明会の開催等に要する経費として、大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業費 4,000 万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 続いて、吉村産業政策課企画監より補足説明をお願いいたします。

【吉村産業政策課企画監】 それでは、今回、補正をお願いしております大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業費について、ご説明をさせていただきます。

資料は、お手元にお配りしております「平成 28 年 11 月定例県議会 予算決算委員会 農水経済分科会 補足説明資料(経済対策補正)産業労働部」の資料でございます。

申し訳ございません。はじめに資料の訂正をさせていただきます。

資料 2 ページをお開きください。末尾に「4、事業実施期間」とございますが、この番号の「4」は「3」の誤りでございます。まことに申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、1 ページに戻りましてご説明をさせていただきます。

まず、事業目的でございますけれども、本事業は、県内外の大学生を対象に、本県企業の魅力紹介や本県の暮らしやすさの PR 並びに県内企業合同説明会の開催により、県内における企

業インターンシップや就職活動をさらに活発にし、県外の大学等に進学している若者の本県への還流、それと県内大学生の県内定着を促進しようということを目的として実施するものでございます。

次に、2 の事業内容及び事業費でございます。

本事業は、国の平成 27 年度補正予算で計上された地方創生加速化交付金の第三次募集を活用して実施するものでございます。ただし、内示額が申請額よりも減額となっております。

したがって、内示額を上回る部分については、事業内容の再精査を行い、事業費を見直した上で不足する分については、効率的な執行等により対応することとさせていただきたいと考えております。

続いて、個別の事業についてご説明をさせていただきます。

まず、2 の事業内容及び事業費の事業費合計 4,000 万円を計上させていただいております。

（1）県内企業魅力発信の強化といたしまして、県内企業の魅力を発信する動画の作成及びその作成した動画を発信する「N なび」の充実強化に要する経費として 2,000 万円を計上させていただいております。

なお、動画の作成に当たりましては、対象企業から 1 社当たり 10 万円程度のご負担をいただく予定としております。

（2）「ふるさと情報」発信強化でございます。「ふるさと情報」を発信するスマートフォン用のアプリ開発、「ふるさと情報」発信のため高校を卒業する生徒のメールアドレスを提供いただきましてリスト化を行うメールリストの開発に要する経費として 1,000 万円を計上させていただいております。

次に、資料の 2 ページをお開き願います。

（3）の県内企業合同説明会の開催でございます。

県内外の大学生を対象とした説明会を本県と福岡県で開催する経費として 700 万円を計上させていただきます。

なお、県外において本県単独の企業説明会を開催いたしますのは、今回がはじめてとなっております。

次に、（4）長崎県の魅力発信ツールの作成でございます。高校生、大学生向けに県内での働きやすさ、暮らしやすさなど、本県の魅力を発信するパンフレットの作成に要する経費として 300 万円を計上させていただいております。

最後に、冒頭訂正をさせていただきました 3 の事業実施期間でございます。本事業は、国の平成 27 年度からの繰越予算を活用しております関係上、平成 29 年 3 月 31 日までに全ての事業を完了させることが必要となっております。大変短い期間となりますけれども、効率的な事業執行に努めてまいります。

以上で大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 次に、水産部長より議案の説明をお願いいたします。

【熊谷水産部長】 水産部関係の議案について、ご説明いたします。

最初に、産業労働部長が説明いたしました資料の水産部をお開きいただきたいと思います。

1 ページ目でございます。今回、ご審議をお願いしておりますのは、第 135 号議案「平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、未来への投資を実現する

経済対策等に伴う国の補正予算に適切に対処するため必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳入予算は合計で21億8,895万3,000円の増、歳出予算は合計で29億4,639万3,000円の増となっております。

以降、補正予算の内容として、松浦魚市場の整備を目的とした水産物輸出拡大施設整備事業、漁場及び漁港の整備を目的とした水産基盤整備事業について記載しております。

3ページ目をご覧ください。繰越明許費についてご説明いたします。

今回の国の補正予算に対処するため、予算上した事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、記載のとおり、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

補正予算の具体的な内容及び繰越明許費の詳細につきましては、後ほど担当課長からそれぞれ補足説明させていただきます。

以上をもちまして水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 続いて、横山水産部参事監及び岩田水産加工流通課長より補足説明をお願いいたします。

【横山水産部参事監】お手元に配付しております資料1、「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【平成28年度11月補正（経済対策）予算（案）について】」に基づきまして、水産部関係の経済対策補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

1ページ目でございますが、補正予算の金額並びに箇所等を記させていただきます。漁場分といたしまして3カ所で県予算ベース3

億6,000万円余りを計上しております。また、漁港分として、県営の9カ所で県予算ベース1億4,000万円弱、市町営の4カ所で県予算ベース1億5,000万円弱を計上しております。合わせまして箇所数16カ所、県予算ベースで金額24億5,000万円弱となっております。

2ページ目でございます。補正予算の配分を予定している事業箇所の一覧でございます。

今回の経済対策は、漁場については、水産資源の回復対策、漁港については輸出促進のための高度衛生管理対策、国内競争力の強化対策や施設の老朽化対策を含めた防災・減災対策につきまして前倒し実施を図り、事業効果の早期発現を図るものでございます。

その具体的な内容につきましては、備考欄に記載しておりますとおり、増殖場の整備や衛生管理型荷捌所の整備、防波堤の延伸や岸壁の耐震化整備等であります。

3ページ目以降に代表事例を記させていただきます。

3ページ目は漁場整備でございます。漁場整備においては、水産資源の維持回復を図るため、魚類の産卵場や餌場、稚魚の育成場として増殖場の整備を平戸市周辺や壱岐市周辺海域で予定しております。

また、一本釣り漁業等の効率的な漁獲を支援するため、西海市沖合及び大村湾内において大型魚礁の設置を予定しており、合計で3億6,000万円余りを計上しております。

4ページ目でございます。これは県営長崎漁港の事例でございます。三重地区におきましては、水産物の高品質化による産地間競争力強化及び諸外国への輸出増大を図るため、高度衛生管理体制の整備に努めておりまして、閉鎖型荷捌所の整備とあわせ、大規模災害時においても、

水産物流通の早期回復を図るための岸壁の耐震化、輸送路を確保するための臨港道路の整備を実施することとしております。

また、尾上地区におきましては、大規模災害時の防災拠点としての機能を有する岸壁の耐震化の整備を実施することとしておりまして、合計で 10 億 7,000 万円弱を計上しております。

5 ページ目でございます。これは県営の小値賀漁港の事例でございます。島唯一の交通手段である定期旅客船の発着用の岸壁におきまして、前面泊地の静穏度の確保を図るための防波堤の延伸、大規模災害時において緊急物資の搬入等を行うための岸壁の耐震化の実施ということで、合計 1 億 5,500 万円を計上しております。

6 ページ目でございます。これは平戸市の志々伎浦漁港の事例でございます。防波堤を延伸しまして港内の静穏度を確保することで漁船の転覆の被害等を防止し、安全性の向上を図るということで事業費 2,000 万円を計上しております。

なお、これらの事業内容は、今後の関係者との協議によりまして、数量等においては若干変更する場合がございます。

最後に 7 ページ目でございます。繰越明許費についてのご説明でございます。今回の 11 月経済対策補正予算に計上しております 16 件、24 億 4,639 万 3,000 円のうち、漁場水産基盤整備費の 1 件を除く 15 件につきまして、年度内の工期が十分に確保できないために前払金の支出予定額を除いた金額であります 22 億 664 万 8,000 円を繰越額に計上させていただいております。今後とも、早期発注、早期完成に向け努力してまいります。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいた

します。

【岩田水産加工流通課長】 続きまして、水産物輸出拡大施設整備事業につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料 2、「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【平成 28 年度 11 月補正（経済対策）予算（案）について】水産部 水産加工流通課」をご覧ください。

まず、1 ページをお開き願います。松浦魚市場は、松浦市調川港内にあり、東シナ海で漁獲される水産物が陸揚げされる北部九州圏の主要な水揚げ拠点であり、平成 27 年度の取扱量は 11 万 6,000 トンで全国 5 位となっております。

また、西九州自動車道の延伸による消費地へのアクセス時間短縮により、産地市場としての競争力が向上することから、今後、国内販売網の拡充とともに、東アジアを中心とした国々への輸出の拡大が急務となっており、安全で安心な水産物を供給するため、水産物の水揚げから流通に至るまでの一貫した総合的な鮮度保持、衛生管理が保たれた施設の整備が課題となっております。

今回、国の平成 28 年度補正予算において、港湾管理者等を行う岸壁等の整備と連携して輸出体制を構築するために必要な集荷、保管、分荷、出荷等に必要な共同利用施設の一体的整備を目的とした水産物輸出拡大施設整備事業が創設されたことを受け、松浦市では、この事業を活用し、総事業費 52 億 7,500 万円をかけ、平成 32 年度までの事業期間で高度に衛生管理された閉鎖型荷捌き施設等の整備を計画しており、このうち平成 28 年度総事業費 7 億 5,000 万円の国庫補助金相当額である 5 億円を予算計上しております。

県といたしましても、水産振興の大きな柱の

一つとして輸出拡大に必要な流通・輸出体制の構築を目指しているところであり、松浦市とともにこの取組について連携しながら推進してまいります。

【吉村(洋)分科会長】次に、農林部長より議案の説明をお願いいたします。

【加藤農林部長】農林部関係の議案について、ご説明いたします。

関係議案説明資料、経済対策補正分、農林部の 1 ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第 135 号議案「平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）」のうち関係部分、第 136 号議案「平成 28 年度長崎県営林特別会計補正予算（第 1 号）」であり、その内容について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、未来への投資を実現する経済対策等に伴う国の補正予算に対して適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

それでは、まず、第 135 号議案「平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入総額は、51 億 5,383 万 9,000 円の増、歳出総額は 66 億 6,323 万 8,000 円の増となっており、以降、主な事業等について記載しておりますが、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

4 ページ目をお開きください。繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な事業実施期間が確保できないことから、それぞれ記載のとおり設定するものであります。

5 ページ目をお開きください。次に、第 136 号議案「平成 28 年度長崎県営林特別会計補

正予算（第 1 号）」について、ご説明いたします。

歳入、歳出総額は 2 億 631 万 6,000 円の増となっております。

事業内容につきましては、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な事業実施期間が確保できないことから、記載のとおり設定するものであります。

以上をもちまして農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

【吉村(洋)分科会長】続きまして、農政課長、農村整備課長及び森林整備室長より補足説明をお願いします。

【福田農政課長】お配りしております補足説明資料、平成 28 年度長崎県一般会計補正予算、平成 28 年度長崎県営林特別会計補正予算にかかる計上事業一覧に基づき、ご説明申し上げます。

それでは、計上しております補正予算のうち、非公共事業について補足説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。長崎 E C O ひいき農産物支援事業費 129 万円は、国際水準に合致した G A P の取組を促進するための指導員を育成するための職員研修旅費等に要する経費でございます。

2 つ目の産地総合整備対策事業費 14 億 687 万 3,000 円は、農業者等が行う集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの施設整備等支援に要する経費でございます。

続きまして、畜産クラスター構築事業費 8 億

8,317 万円は、産地の中心的な畜産経営体を育成するため、高収益型畜産体制の構築に必要な省力・低コスト牛舎等の施設整備等に要する経費でございます。

続きまして、合板・製材生産性強化対策事業費 3 億 5,928 万 4,000 円は、原木安定供給を行うための路網整備、高性能林業機械の導入等に要する経費でございます。

一番下段になりますが、特別会計に係る補正事業についてご説明いたします。

県営林事業費 2 億 631 万 6,000 円は、森林の有する公益的機能を発揮するための搬出間伐、路網整備等に要する経費でございます。

なお、2 ページ目以降は公共事業に関する項目になります。引き続き、担当課・室長よりご説明申し上げます。

【松本農村整備課長】続きまして、農村整備課関係の補正予算について説明をさせていただきます。

先ほどの資料の 2 ページから 4 ページまでになります。資料記載分が、今回、補正予算で計上している農村整備課分の事業及び地区の一覧でございます。

今回、担い手育成畑地帯総合農地整備事業、経営体育成基盤整備事業、農村災害対策整備事業等により、合計 36 億 9,316 万 4,000 円を計上いたしております。

主な事業内容について、ご説明いたします。

資料の 5 ページをご覧ください。諫早市で実施中の田尻地区の写真です。新生産調整推進排水対策特別事業は、水稻の転換を図るため、特に排水条件の整備を目的とする農業用排水施設の新設または変更を行うことを目的としております。

今回の補正予算では、田尻地区において排水

路工を実施することとし、5 億 1,500 万円を計上しております。

資料の 6 ページをご覧ください。島原市で実施中の三会原第 3 地区の写真です。担い手育成畑地帯総合農地整備事業は、区画整理や畑かん施設等の整備を行う事業で、農作業の効率化及び収益性の高い作物の生産を可能にすること、あわせて農地集積を進めることで地区内の担い手を育成することを目的としております。

今回の補正予算では、島原市の三会原第 3 地区ほか 7 地区の計 8 地区において、畑の区画整理 31.8 ヘクタール、畑地かんがい施設 55 ヘクタールなど実施することとし、17 億 6,130 万円を計上しております。

続きまして、7 ページをご覧ください。諫早市の有喜南部地区の写真です。経営体育成基盤整備事業は、水田や畑の区画整理などを実施して営農の効率化を図るとともに、あわせて地域の担い手に農地の集積を行うことで経営基盤の強化を図ることを目的としております。

今回の補正予算では、有喜南部地区において、区画整理 25 ヘクタールを実施することとし、8 億 6,520 万円を計上しております。

続きまして、資料の 12 ページをご覧ください。大村市の大村北部地区の写真です。農村災害対策整備事業は、老朽化したため池において、堤体から多量の漏水が見られるものや、洪水吐の断面が不足し、洪水を安全に流下することのできないため池の改修を行い、豪雨等の災害を未然に防止するなど、農村地域の防災・減災を目的としております。今回の補正予算では、大村市の大村北部地区ほか 4 地区において、老朽化により災害発生のおそれがある、ため池の整備、農地に用水するためのパイプライン整備を実施することとし、2 億 673 万 4,000 円を計上

しております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【内田森林整備室長】引き続き、14ページをお開きください。私の方から森林整備室関係の補正予算について、ご説明をいたします。

14ページに記載の分が今回補正予算で計上している森林整備室分の森林整備事業及び治山事業になります。合計で3億1,945万7,000円を計上いたしております。

15ページをご覧ください。森林の持つ公益的機能の維持・増進と木材の利用拡大を図るために間伐、保育等の森林整備を実施するもので、搬出間伐、森林作業道開設などを計画いたしております。これに要する経費といたしまして1億3,465万7,000円を計上いたしております。

16ページをお開きください。治山事業費でございます。写真は対馬市美津島町久須保地区でございます。平成23年度から集落上部ののり面の拡大崩壊防止のために土留め工等の対策工事を実施しております。今回、山腹斜面の崩壊対策として全体計画の早期実現を目指して追加工事を実施するものでございます。山地治山費は、このほかにも2カ所、合計で3カ所、1億8,480万円を計上いたしております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】続きまして、農政課長より、繰越事業理由別調書について補足説明をお願いいたします。

【福田農政課長】それでは、繰越明許費についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております補足説明資料、

「繰越事業理由別調書（経済対策補正）」の1ページ目をご覧ください。今回、計上いたしております繰越明許ですが、一般会計、特別会計合わせて農林部全体で27件、総額35億9,175万8,000円となっております。

繰り越し理由でございますが、国の経済対策補正に伴い、年度内に十分な工事期間が確保できないことから繰り越しを行うものでございます。

また、資料の2ページから3ページに繰り越しが見込まれる事業一覧として、県の事業、事項名、繰り越し箇所、事業内容を掲げております。

今後は、経済対策補正の趣旨を踏まえ、可能な限り早期発注に努めてまいります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【吉村(洋)分科会長】以上、説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑等があられたらお願いいたします。

【中山委員】大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業費4,000万円についてお尋ねいたします。

この事業目的、下から2番目ですけれども、「県外の大学等に進学している若者の本県への還流や県内大学生の県内定着を促進する」とあります。まさにそのとおりだと思いますが、これは県から提案した事業だと思います、平成27年度からね。そうすると、促進するということだけではよくわかりません、4,000万円も使うわけですからね。この見込みは想定しているのかどうか、お尋ねしたいと思います、成果見込み。

【吉村産業政策課企画監】今回の事業を国に申請するに当たり、KPI、重要業績評価指標の設定を求められております。そこでは、現在、

県外から県内企業へのインターンシップ生が年間40名程度おりますけれども、これを70名程度に、30人増やしたいというKPIを設定いたしております。

【中山委員】 70名じゃなくて、その結果として、県外からインターンシップ生を70名呼ぶことは事業の一つだろうけれども、「若者の本県への還流や県内定着を促進する」とあるんですよ。字を見れば、なるほどなと思うんですけども、事業費を4,000万円使うわけですから、どの程度の効果があるかという予測を立てて要求しているんですかと、そこを聞いているんですよ。その数字がわかれば教えてください。

【松本雇用労働政策課長】 この事業につきましては、まず、県外の大学生が県内企業のインターンシップができるといった企業情報を得ることによって、東京とか福岡、そういったところだけではなくて、県内にもそういった企業があるということの情報を発信していこうという意味でインターンシップの機会を増やすということが、結果的には将来的に県内就職につながっていくということで取り組んでいく事業でございます。そういった意味で今答弁しましたように40名を70名にしていこうと考えております。

その体験に応じまして、インターンシップを経験することによって県内就職に結びつくということで、この県内就職に何人から何人ということにつきましては、具体的な数字というのは、全体的な、大学生の45%から55%に増やしていくということの中で考えているところでございます。

【中山委員】 ぜひ今後、税を使う以上は、これだけ使ったら、どのくらい効果があるということについて、ある程度推測してやっていくという形が望ましいと思います。そのことは県民の理解をいただけたと思いますので、ぜひそうい

う手法をやってほしいということを要望しておきたいと思います。

そこで、この4,000万円の中の県内企業魅力発信動画作成1,600万円とありますが、これについては予算決算委員会の総括質疑の中で答弁がありましたけれども、再度、この内容について少し詳しく説明いただけますか。

【吉村産業政策課企画監】 これは県外大学生の県内企業でのインターンシップの促進、それから、もちろん、県内大学生のインターンシップの促進を目的としております。

まず、問題意識といたしましては、常々言われていることですが、県内にはいい企業がそこそこありつつも、それを知らないまま県外に就職で流れていく。そういう問題意識がありまして、まずは企業の魅力を知っていただく、そしてインターンシップで誘導して県内定着につなげていくということを考えております。

具体的な中身といたしましては、インターンシップに取り組んでいる県内企業、あるいは取り組む意向がある県内企業を募りまして、今回、交付金が満額ではありません関係で、当初、30社程度を想定しておりましたけれども、この数字は若干減るかもしれませんが、セレクトして、その企業の魅力を発信する。

具体的には、例えば、すぐれた技術力ですとかサービス、あるいは先輩である若手職員の言葉、経営者から若手に対する期待を語ってもらうとか、そういった動画を1社当たり2～3分程度を想定しておりますけれども、作製いたしまして、主に「Nなび」に載せる形で情報を発信していこうというものでございます。

【中山委員】 これは満額じゃなかったんで30社やれるかどうかという話がありました。先ほどの説明では、対象者から10万円いただくような話もありました。そして、2～3分ということ

でありました。

そうすると、30社が非常に少ないなという感じがします。この辺はもう少し枠を広げてほしいなということが一つ。

もう一つは、企業の魅力の中で、先ほど、技術力とかいろいろ話がありましたけれども、中小企業の場合、経営者の資質というか、考え方というか、この辺は外からわかりにくい部分であって、これが一番魅力といえば魅力なんですよ。この辺をどういう形で盛り込んでいくのか、その辺について何かご意見があればお尋ねしたいなと思います。

【吉村産業政策課企画監】 30社が少ないのではないかというご質問でございます。

この事業は動画の撮影とかが入りますので、県が直接実施ではなくて、外部の団体へ委託することを考えております。大学生のインターンシップのマッチングを行っている団体でございますけれども、そこがインターンシップに取り組んでいる企業を掌握しております。その企業数と申しますのが、官公庁でのインターンシップもありますけれども、民間企業が対象になりますので117社ございます。その企業の中には採用に結びつけたいということでインターンシップを受け入れてくださっている企業もございますけれども、多くはキャリア教育への協力とか地域貢献的な意味で協力をいただいております。そういったところが、うちに就職しませんかといったようなニーズは余り高くはないのではないかと考えております。

この30社につきましては、予算的なものもございまして、今回、ちょっと少なくなると思いますけれども、まずはこれを進めていって、この効果をお示しすることで他の企業にも広めてまいりたいと考えております。

それと、企業の魅力発信の部分でございます

けれども、委員おっしゃるとおり、経営者の考え方、特に、中小企業になると外からなかなかわからないということが多分にあるかと思います。ただ、企業が若者の採用を求める時に何をPRしていきたいのかというのは、そこそこの企業で売りとか強みというのがございます。もちろん、経営者の思い、経営方針、若者への期待、こういったものを熱く語っていただくということもコンテンツの一つとして大きな候補だと考えておりますけれども、具体的にどういった部分を載せていくかについては、それぞれの企業様との調整が入ってようかと考えております。

【中山委員】説明は一応理解はするわけですが、この辺をもう少し効果的にやっていくためには、3年度だけではなくて、今後も同様に継続していかなければいけないのではないかと思います。

そういう中で、これは県が実施するのではなくて外部に委託するような話でした。この辺を、県の考え方をよくよく話をして理解してもらって、その中で委託した先がどうつくっていくのかということになってきますから、県の場合、県の戦略的な部分もありますよね。その辺をよくよく話をしていく必要があるかと考えておりますが、委託業者に発注する場合の担当課としての考え方ですね。どういう考え方が、その辺をもう一度教えてくれますか。

【吉村産業政策課企画監】先ほども少し申し上げましたけれども、企業様がインターンシップを受け入れてくださるときの思惑というのは、企業ごとに少し違う部分がございます。

しかし、今回の事業は、あくまでも若者の県外からの還流、あるいは県内の若者の定着ということでございますので、そういった部分を若者ですとか保護者も含めて訴えかけていけるよ

うな動画にしたいと考えておまして、そのあたりの考え方は委託を予定している先の団体についてもよくご理解をいただいておりますし、常に調整をしているところでございます。

【中山委員】ぜひこの事業を通じて、先ほど課長が言われたように、どのような形で若者を県内に定着させるか、そこが一番ポイントであろうと考えておりますので、今の形でぜひ実効が上がるように期待をして、質問を終わりたいと思います。

【久野委員】大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業費が4,000万円、計上されておりますけれども、これはご案内のとおり、本県においては、全国を上回る人口減少、また、少子・高齢化が進んでいる。我が長崎県はだんだんそのようになっている。それにもかかわらず県外就職に歯止めがかからないというような状況であります。

昨年は県内の高校卒業生の4割以上が県外に出ているということです。それから、大学生も6割以上が県外の大学に行って、なかなか帰ってこないというのが長崎県の現状だろうと思います。

だから、今回、こういうふうにして、いわゆる大学生のプロジェクト関係を4項目それぞれ記載されておりますけれども、私は、この4,000万円の使い方というか、もう少し方法がないのかということをちょっと感じたところであります。

例えば、こういうことはどうなのかと思うんですけれども、県の交通局は、何年か前、大型の運転免許を持った運転手が就職してくれないということで、一人当たり30万円近くかかるんですけれども、大型二種免許を取らせましよう。そのかわり県営バスに乗ってくださいと。

そして、5年以内ぐらいに定着すれば金は返さないでいいですよ。しかし、5年以内にやめたら、当然、30万円の免許取得費を返さなければいけないということをやった。こういうふうな対策を、本当に長崎県に人を呼ぶ、いわゆる大学生を県内に呼ぶということであれば、こういうふうに4項目あたりのプロジェクトをいろいろされておりますけれども、こういうような方法だってあるんじゃないかと思います。

例えば、就職支援金とか、そういう形をつくってPRをしながら本県に帰っていただく、本県の企業に就職してもらう。そしたら就職支援金が幾らか、例えば、30万円やりましようということになれば4,000万円ですから130人の雇用が確実にできる、50万円だったら80人ぐらい雇用ができる。こういうふうなちょっと変わった対策も今から必要じゃないかと思います。

県の交通局はいいことをやったなとは思いますが、そういうふうな対策が打てないのかどうか、県の補助費というのは、その点お聞かせください。

【吉村産業政策課企画監】委員ご指摘のさまざまな有効な手法を考えながらしていくべきだということについては、まさにそのとおりでございます。

今、少しお話が出ました大型2種の運転免許の件につきましては、今年度の6月補正で補正予算をお願いいたしました地域創生人材育成事業で現在取り組んでおまして、製造業、情報サービス業、建設業、運輸業のバス、トラック、こういった業種を対象に、新たな雇用というのが条件になりますけれども、新たに社員を雇用してOJTを中心として社内訓練を行う場合に3カ月程度の訓練費用を支援するという事業に現在取り組んでいるところでございます。

これはどういうことかといいますと、従来、買い手市場のものが、現在、売り手市場に転換して、企業から見たら人がとりにくくなっている。従来でしたら職業訓練等を積んで十分に育った、スキルを身につけた人間を選別して雇っていた状況が、もうそうは言っていられなくなって、少しスキルが足りないんじゃないかといったような人までも雇わざるを得なくなっている。そこを社内で育て上げていくお手伝いをする事業でございます。

それと、就職支援金そのものずばりではございませんけれども、少し近いものが、これも今年度から開始いたしております産業人材育成奨学金返済アシスト事業というものがございます。これは奨学金を借りて大学等に行った若者限定になりますけれども、奨学金を活用して大学等を卒業後、少し業種の限定もございますけれども、一定期間、県内に就職・居住していただいた場合には、借りていた奨学金の2分の1の150万円を限度に返済を支援するという事業でございます。

【久野委員】わかりました。

もう一つ、県外に出て、県内に、いわゆるふるさとの企業で仕事をしたいという方もおられると思うけれども、職种的にどうなのかとか、また、労働条件や諸条件が県外に対して県内が悪いというようなことで、なかなか戻ってこないということが多いんですけれども、県として長崎県内の企業回りもそれぞれ対策を立ててやっておられると思うんですけれども、企業側としてはどういうふうな考え方で受け入れていくという状況にあるのか。企業としては、どういうふうな感じなんでしょうか。欲しいけれども、来ないということでしょうか。企業説明会というのは定例的にやられているわけでしょう。そ

れぞれの企業に対して何とか受け入れをという話は企業を回ってやっていないんですか。

【松本雇用労働政策課長】今、私どもでやっているのは労働局と共催でとか、県単独でという形でございますけれども、大学生向けでいきますと6月に、それから、8月にもう一度、これは一般の方々も含めて、合同企業面談会という形でやっております。その中でこういったことをするかというと、単なる説明だけではなくて、企業と直接面談することによって、そういったことをやっているんだと。会社の名前とやっている内容が結びつかなかったり、そういったところの面談会を実施しているところでございまして、そういった場で企業側がこういったことをやっているかとか処遇の状況を説明したり、求職者側、学生側の意向を聞いていくという話もあります。

一方でハローワークの求人、求職関係のところでは企業側がそこに直接求人情報を出して、これは新卒とは限らないんですけれども、一般的な形で求人を出した時にこういった反応があるかということでは、例えば、処遇が本人の希望と合わないとか、あるいはまた、給与面が合わないというところがございまして、そこにつきましては、それぞれの立場で、それぞれの企業様に対して、こういったところが改善していかないと、とれない企業に対しては、とれませんよという形で、場合によっては賃金そのものを上げることによってとれたという例もございますし、いろんなケースがございまして、そういった現場、現場の対応というのはハローワークからも聞いている状況でございます。

【久野委員】わかりました。学生の皆さん方と面談等いろいろやりながら、本県の魅力を発信されていると思います。学生の皆さん方は、本

当は地元に戻りたい、地元の企業で仕事をしたいという思いは多分あると思うんですね。あると思うけれども、じゃ、学生の考え方というか、思いというか、先ほど申し上げましたように、自分に合うような職種がないとか、賃金が安いとか、いろんな意見があると思うんですが、どういう意見が出ているのか教えていただければと思います。

【松本雇用労働政策課長】これは教育委員会と合同といいますか、高校生に就職に対する意識調査を一昨年度やっているんですけれども、そういった中では、就職が決定した時にどういったことを考えて就職先を決めたかということアンケートで聞いております。そういった中では、6割近くの方が、今、委員がおっしゃったとおり、職種、業種といったもので自分の進路を決めているということでございまして、どちらかという給与が低いから県外に行くのかなと。県内、県外、どういう意向で移るのかなということもありまして、そういう調査をしたんですけれども、給与に関して就職の決定要因になったというのは13%ぐらいの割合だったというアンケート結果がございます。

【久野委員】大体わかりました。とにかく本県の人口減少が幾らかでも和らぐような形の中で、県外に出た大学生の皆さん方、インターンシップも含めてですけれども、努力をされていると思いますけれども、ぜひともまた最大の努力をしながら、本県に呼び寄せて本県で仕事をさせていただく、子育てもさせていただく、そして、人口を一人でも多くしていかなければいけないというのが今の一番大きな課題でしょうから、そういった意味では大変な仕事だろうと思いますけれども、ぜひひとつ頑張ってくださいたいことを要望しておきたいと思います。

【深堀委員】私も同じく魅力発信プロジェクト事業費について、説明でわからなかった点をお尋ねしたいと思います。

私がいけないなと思ったのは、事業内容の（４）の長崎県の魅力発信ツールの作成300万円ですけれども、「長崎県での働きやすさ・暮らしやすさなど長崎県の魅力発信パンフレット作成」となっているんだけど、パンフレットをつくるだけなんですか。どういったものをつくって、どういった層に発信しようとしているのがこれではちょっとわからないので、もう少し踏み込んで説明をお願いできませんか。

【松本雇用労働政策課長】今、「Nなび」でも発信しているんですけれども、県内で勤めた場合、県外に勤めた場合ということで、生活の面での収支、コスト差を出しております。それから、暮らしやすさ指標ということで出しておりますけれども、そこをもう少し、委員会でもいろいろ意見が出た中で、例えば、都市圏で暮らす場合と田舎で暮らす場合との生涯の暮らしやすさはどういうところに違いがあるのか、あるいは地元に戻って働いてよかったという先輩の声とか、そういったものもパンフレットの中で紹介して、そういった内容のパンフレットを高校2年生、あるいは大学に入った方々に届けていこうということで、このパンフレットをつくらうということで考えている内容のものでございます。

【深堀委員】非常にいいことだと思います。委員会でも、佐世保の県立大学に行った時にも、例えば、北陸でやっている取組を紹介しながら、そこをPRしましょうねという話をしたわけですから、いいんですよ。

要は、それをどういうふうにするの、何部つくるの、どこに置くの、配る対象者は誰なのと

いう話なんですよ。もともと事業の目的は、県内外の大学と連携を図り、大学生に対する本県企業の魅力発信や本県の暮らしやすさのPRというわけでしょう。だから、ある意味、県内の高校生じゃないわけですよ、ここの目的の大枠ですよ。だから、そこがよく見えないんですよ。

このパンフレットつくって、じゃ、こういったところに配ろうとしているのか。パンフレットをつくるのは大事ですよ。でも、パンフレットぐらいで話にならんやろうと思うんですよ。だって、今、課長が説明された長崎県の暮らしやすさの内容というのは、本当は全国に発信せにゃいかんわけですよ。全国で長崎県出身者のUIJターンの対象者となり得る人たちの目にも触れてもらわなければ意味がないわけですよ。

確かに、この事業は若い人たちが対象なんだけど、せっかくそういったものをつくるのであれば、今言ったようにUIJターンの対象者となり得る、全国に散らばっている長崎県出身者の人たちに発信すべきだと思うんですよ、せっかくいいものをつくるんだから。その視点があるんですかということを知りたいんですよ。

【松本雇用労働政策課長】最初から対象者までお話をしておけばよかったんですけども、移住者向けにも配っていいこうということです。例えば、「ながさき移住ナビ」というのがありますが、そういうところにも載せてまいりますし、移住サポートセンターが東京にもありますので、そういうところにも置くこととしております。

また、長崎から出る前に、まず高校2年生とかに、長崎はいいんだなということを刷り込むという言葉は悪いかもしれませんが、わかっていただいた上で、そういった情報を持った上で出ていくと、3年、4年たった時に、長崎のよ

さ、戻ってみようかな、あの企業を受けてみようかな、比べてみようかなという比較材料にもなるということがございますので、そういった形も進めていきたい。

もう一つは、今既に県外の大学に行っている方々への情報発信につきましては、県外との大学の連携を結んでいく形で長崎県の就職情報を伝えていく場面、場面で、こういうパンフレットについても発信してまいりたいと思っております。

【深堀委員】今の考えは了とするんですけれども、具体的に、今の計画でいえば、この300万円の予算を使って、何部つくって、何部どこに置くかという話をしてください。

【松本雇用労働政策課長】今、3万部を印刷する予定にしております。高校生につきましては1万3,000人ぐらいいらっしゃいますので、就職する方以外にも、将来的に就職するということもございますので、長崎県のよさということを出していきたいと思っております。県内の大学生も、県外の大学もそうですけれども、5,000人から6,000人ぐらい出てきますので、そういった方々にも出していきたい。

また、その都度、その都度、今、委員がおっしゃったように説明する時にも手持ちのパンフレットも必要ですので、そういった形でこのパンフレットを説明材料として伝えていきたいと思っております。

【深堀委員】わかりました。いいことをやろうとしているわけですから、いいものをつかって、それを最大限活用できるような方向でぜひお願いしておきたいと思っております。

もう1点だけ、農林部の経済対策の分で、合板・製材生産性強化対策事業費の報告が先ほどありました。3億5,928万4,000円の補正です。

内容については、路網整備等を一体的に実施となっているんですけど、合板・製材工場等の整備と路網整備という話がありました。これは従来からCLTの活用という話をずっとやっておりますけれども、そことの関係性はどうなりますか。

【佐藤林政課長】今回補正の合板・製材生産性強化対策事業でございますけれども、これは森林の整備をして、その材を木材加工施設に運んでいくために必要な路網であったり、整備そのものもありますし、加工施設の整備、そういったものに使える予算でございます。

CLTに直接関係ある事業かといいますと、それはまた別でございます。CLTの工場等を建設する場合には、この予算が使えないとは申しませんが、別途、加工施設をつくる予算はございます。また、建築物を建てる場所は、また別の予算があるということでございます。

【深堀委員】わかりました。とりあえず今回の補正予算は、CLTとはリンクしていないということですね。この事業の中では、CLTに対する補助はできるんだけど、今回は入れてなかった。CLTに関しては別の予算を立ててやっているという理解でいいですか。

【佐藤林政課長】CLTのPR活動については、別途、予算がありまして、それを活用いたしております。ただ、長崎県の場合、工場をつくるとか、そういう話にまではまだ至っておりませんので、その点の予算は、今のところ、長崎県では準備をいたしておりません。

それと、先ほちょっと言いましたけれども、CLTの建築物を建てる場合の補助金は、また国の方が別途設けておりますので、それにつきましては、事業活用のPR活動は続けていき

たいと思っております。

【深堀委員】最後にします。この予算にCLT関係が入っていないということなので、現時点での考え方でいいです。本県としてCLTという合板を積極的に活用しようという意気込みを持っているのかどうか、そこだけ確認して終わります。

【佐藤林政課長】CLTは木材を広めるために非常に有効な工法の一つだと私は思っておりますので、CLTを広く広めていきたいと思っております。ただ、広めるための課題がまだまだございますので、まずはCLTを勉強していくということから始まって、本当であればどこかにCLTのモデル的な建築物が本来は必要ではないかと思っておりますけれども、まだまだそれに向けてはいろいろ協議を進めていく必要があるんだろうと考えております。

【小林委員】産業労働部長、今回の経済対策の補正予算ですが、産業労働部が4,000万円だけしか枠をとっていないというか、計上されていないということは、全体の予算の中で産業労働部が経済対策として、今回、新しい事業としてこれだけしかないのかということで、265億円からということを考えてみた時に、私は非常に少ないという感じがするし、今それしかないのか、経済対策は。そんな感じがするんだよね。どういう形の中で4,000万円しか決まらないのか。当然、これは国に上げて、国の方で認めていただいているから、この増減なんか全くできないし、この事業をやらんということではできないわけだよ。

そういう状況から考えてみた時に、あんまり議論しても同じかと、何も変わらんじゃないかと。しかし、こうやって委員会を開いて、その成果をきちんと我々も確認せんといかんのだけ

れども、その4,000万円しかないということの産業労働部のこれだけの大事な経済対策だよ。今日、中山委員が本会議場で波及効果がどうかというようなことを聞いて、それが450億円近くの波及効果になると言っているんだよ。こういう事業しか、これが悪いと言っているんじゃないぞ。ただ、額が余りにも小さ過ぎるんじゃないのかという感じがしてね。今、産業労働部はいろんなことをやっているわけだし、そんな中で4,000万円、これが一番の経済対策ですよって、あなた、真ん中の席に座っていて、なんで端に座らんかと思うんだけど、真ん中に座っておって4,000万円だよ。両脇は二十数億円とか、平気な顔しているんだよ。

もうちょっと頑張らんばいかんと思うんだけど、この辺の4,000万円の枠に対して私は非常に不満なんだよ。もっと頑張らんばいかんし、もっと獲得せろ。そういうような感じがするんだけど、その考え方はどうですか。

【古川産業労働部長】今回の経済対策補正予算は、国の補正予算に絡む事業ということで、この分を要求しております。これは私どもの部だけではなくて、水産部、農林部も同様の形でございます。

私どもが要求をいたしました国の加速化交付金でございますが、これは基本的に示された段階で1件当たり大体4,000万円という基準のお示しがっております。そういう中で私どもの県は観光関係等の事業を上げております。それで、結局、観光の分も含わせて6,500万円ほど要求し、結果的に4,000万円、これは全国大体一律です。4,000万円の中に全て採択をされているということでございます。

私ども、そういうお示しがある中でも、できるだけたくさん獲得したいという考えで、1事業4,000万円という形で出させていただいたと

ころでございます。

ただ、結果的に、幾つの事業を上げても1件4,000万円という整理がされているということで、今後もこういう機会があればしっかり要求してまいります。今回はそういう形で採択されたということで、ぜひご理解いただければと思っております。

【小林委員】そういう事情というのは、わからんわけではないわけです。要は、産業労働部の姿勢として、国は4,000万円を一つの枠にしているといえども、なんかいろいろ国に上げて割愛されたとか、認められなかったから落ちたのかと、こんなような受け止め方もできるが、そこまでではないわけだな。

そうなってくると、4,000万円の枠ぐらいたといえれば優先順位もいろいろあるんだろうと思うけれども、さっき吉村産業政策課企画監が言っておったけれども、実際、人材を育成するという意味から奨学金の返済等についての人材育成基金みたいな形で、長崎県に5年勤めればこうなるぞというようなことで300万円の奨学金を150万円払うぞというようなことで苦労しているけれども、そういう事業だってあるわけです。

今、一番効果的にということの中で、大学生を県内にとどめる、高校生も大体目標に近づきつつあるし、一生懸命努力されておって、その結果が数字として上がってきているけれども、やっぱり大学生がいまひとつという感じがある。しかし、これも大分好転を見ているわけだけれども、今の経済対策の枠の中で、これが最優先だというふうに受け止めるというか、それは産業労働部で協議して、これを国にお願いしたいというような格好でやったのか。これが最優先なのかということをもう一回確認しておきたいと思います。

【古川産業労働部長】人口減少対策、若者の県

内定着と県外に出ていらっしゃる方に何とか長崎に戻ってきていただく、そういうふうなことが産業労働部にとって一番重い課せられたミッションだと思っています。その努力は、先ほど委員がお話しいただきましたように、いろんな形で措置させていただいております。

今回、国への加速化交付金のことでございますけれども、これは4,000万円という枠でございますが、推奨事業という形の中で地方創生のインターンシップという形の事業をぜひやるようにというお示しもあっておりまして、そういうことで今回の要求の中身をインターンシップをいかにやるのか、県外に出ていらっしゃる方を、こちらの方でインターンシップに参加していただく。そういう形で事業のつくり込みをさせていただいております。そこはできるだけ国のお金を使いたいということがありますので、国に沿った形で要求が、より採択を受けやすいという考え方で要求し、減額になりましたが、採択をいただいたということでございます。

【小林委員】 経緯はよくわかりました。ただ、優先すべき同じ趣旨の、学生をとどめる、また、県外に出ている学生を戻すということの対策は、いろんな形の中でやっています。さっきも吉村産業政策課企画監が言ったような、例えば、大学生を、奨学金を300万円の中で150万円、きちんと返済をやってやるぞというような産業人材育成の基金制度があるじゃないか。これは非常に効果的だと思っているわけだよ。この枠を、そういうお金を使って、経済対策を使ってもうちょっと拡大していくとか、あるいは寄附がなかなか集まらないというような事業もひょっとしたらあるんじゃないかと思うんだけど、そういうような形の中で、そっちの方がもっと効果的に結果が出るんじゃないかと思ったりするわけです、枠が決まった中において。

だから、国の意向も踏まえながら、この支援事業を展開しているんだけど、学生なんかの地方創生につながるような形の中で、人材育成の奨学金の返済制度というのは非常に重要だと私は思っているわけです。

この発信プロジェクトは3月31日までしかやらないわけだな、これは。そんな中で、さっき中山委員も言っていたけど、どんな波及効果があるのか。ここのところを考えてみた時に、もうちょっと事業の国に対しての、予算獲得の内容ということについては、制度、仕組み、いろんなことがあるから、その中でどういうものを選ぶかということについては、今後もひとつ気合を入れてやっていただきたい。そして、効果を最大にあらしめるような形の中で、せっかくのこういう経済対策、なんといっても経済対策だからな、今度は。そういう中で経済対策の効果につながるような予算執行をお願いしたい。これは要望として言っておきます。

【吉村(洋)分科会長】 ほかにございませんか。

【山口委員】 農林部の農業農村整備事業費についてお尋ねしたいと思います。

予算事業一覧を見せていただければ、いろいろ経済対策として今回取り入れてやっておられて、現計予算よりも大きな予算をいただいております。そのことに関しては感謝いたすわけでありまして、本来であれば、当初予算で大きな額を押さえていただくということが事業をやっているところとしては計画が立つという形で、そういう望みもあるということで団体からも話があります。

そういった中で、次の、平成29年度までの事業がございまして、平成29年度の当初で大きな額を割いていただかないとT P P対策としての意味合いもなさないということがありますので、T P P対策としてほかにまだまだ基盤

整備をやりたいというところがだんだん出てきつつありますので、そういった大きな予算を押さえていただくという考え方を持っていただかなければならないと思いますけれども、今後の見通しについてお尋ねいたします。

【松本農村整備課長】平成29年度の国の当初予算につきましては、国の今の概算要望額は、今年度当初予算の3,820億円に対しまして120%増の要求をされております。これについては、今後、審議等がありますので、まだ見通しはつきませんけれども、私たちとしても、まず、基盤整備を進める上で各団体からの要望もあります。当初予算での確保が一番大事だと考えておりますので、その辺については国の予算が確実に確保できるよう、いろいろな形で要望していきたいと考えております。

【山口委員】ぜひそういう方向でお願いしたいわけですが、事業期間が限られております。平成29年度いっぱい終わる事業もありますけれども、見通しとして本当に平成29年度で終われるのか、今回の予算を使って終われるのか、その辺はいかがですか。

【松本農村整備課長】平成27年度に大幅に予算が減額になった時に事業が予定どおり終わるのかという地元の声を大分聞きました。その中でＴＰＰ関係の補正予算が平成27年度、平成28年度で大分付きました。当初予算で確保することが本当だと思いますけれども、補正予算を活用することによって遅れていた分も大分進んできた状況です。

それと、平成29年度の完了地区については、重点的に予算配分を行って工期内に完了できるよう、予算の配分を考えていきたいと思います。

【山口委員】今年度のこの経済対策予算を活用しても、半年ずつの遅れがずっと生じてくるん

じゃないかと思います。平成29年度にまた大きな予算をとってもですね。ですから、工期が遅れないような対策となれば、後がどんどん事業費が大きくなってしまいうわけですね。そういった時に事業期間というのはどうなりますか。

【松本農村整備課長】補正予算を使うことによって工期が少しずつ遅れていくというのは、それは委員おっしゃるとおり遅れる可能性は高いだろうと思います。

ただ、今ある予算をその中でどれだけとっていくかということに尽きるんだろうと思っていますので、今後、補正予算がどうなるかわからないところもございますけれども、可能な限り、補正予算も、それから当初予算も確保していくしかないんだろうと考えております。

【山口委員】可能な限り努力していただいて、予算獲得には一生懸命進めていただきたいと思います。

今回は経済対策でありますけれども、新規でいろんな希望が出ていると思いますけど、その点の把握はいかがでしょうか。

【松本農村整備課長】平成27年度の事業管理計画等で調べた結果、事業計画としては23地区の1,180ヘクタールの要望がありました。その中で事業採択をしております。平成27年度までに2地区の76ヘクタール、平成28年度は4地区の207ヘクタールを採択しております。

今後、平成29年度では6地区、300ヘクタールほどの要望がありますので、これ以降にも新規地区の要望を聞きながら採択を目指していきたいと思っています。

【山口委員】基盤整備が済んだところは長崎県の農業生産額の押し上げにつながっているし、また、人口減少対策の歯止めにもなっているということが歴然と見えてきているわけです。

ですから、TPP対策だけでなく、県内の農業振興という形で、今度は中山間地域にも波及していくと思いますから、その点でしっかりとやっていただきたいということを要望して、終わります。

【吉村(洋)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第135号議案のうち関係部分及び第136号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

— 午後 2時49分 休憩 —

— 午後 2時49分 再開 —

【吉村(洋)分科会長】分科会を再開いたします。

これをもって、予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

— 午後 2時50分 閉会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月9日

自 午後 1時30分
至 午後 4時41分
於 議 会 会 議 室

商 務 金 融 課 長 荒 田 忠 幸 君

雇 用 労 働 政 策 課 長 松 本 和 也 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	吉村 洋 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委 員	小林 克敏 君
"	中山 功 君
"	溝口 芙美雄 君
"	徳永 達也 君
"	久野 哲 君
"	中村 和弥 君
"	深堀 浩 君
"	山口 経正 君

3、欠席委員の氏名

" 下条ふみまさ 君

4、委員外出席議員の氏名

前田 哲也 君

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	古川 敬三 君
産業労働部次長	宇戸 真二 君
産業労働部次長	山下 和孝 君
産業政策課長	山下 三郎 君
産業政策課 企画監	吉村 邦裕 君
企業振興課長	貞方 学 君
企業振興課 企画監	原田 一城 君
食品産業・ 産地振興室長	櫻井 毅 君
海洋・環境産業 創造課長	森田 孝明 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第131号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
（関係分）

第134号議案

平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）（関係分）

第137号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
（関係分）

第139号議案

平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）（関係分）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

（1）議 案

第147号議案

長崎県の事故処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(関係分)

第160号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第161号議案

公の施設の指定管理者の指定について

（2）請 願

・厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願

（3）陳 情

・要望書（海洋再生可能エネルギーによる島づくりへの支援について 外）

・平成29年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書

8、審査の経過次のとおり

— 午後 1時30分 開会 —

【吉村(洋)委員長】 それでは、ただいまより、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

なお、下条委員から欠席する旨の届け出がなされておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか2件であります。そのほか請願1件、陳情5件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分外3件であります。

次に、審査方法についてお諮りをいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

次に、審査内容について協議をいたします。

お手元に審査内容（案）を配付いたしておりますが、各委員からの自由なご意見を賜りたく委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩をいたします。

— 午後 1時32分 休憩 —

— 午後 1時33分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかに何かご意見等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして委員間討議を終了いたします。

引き続き、産業労働部関係の審査を行います。

これより、産業労働部の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様方にお諮りをいたします。

本日審査を行う予算議案と第160号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、予算議案及び第160号議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論・採決を行い、委員会再開後、第160号議案についての討論・採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、そのように進め

させていただきます。

【吉村(洋)分科会長】分科会による審査を行います。

それでは、産業労働部長より、予算議案及び第160号議案について、説明をお願いいたします。

【古川産業労働部長】産業労働部関係の予算議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会 農水経済分科会関係議案説明資料」の産業労働部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたします議案は、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、歳出予算は、記載のとおりでございます。

その内容は、職員給与費関係、既定予算の過不足の調整に要する経費でございます。

債務負担行為の主な内容について、ご説明いたします。

佐世保情報産業プラザ管理運営負担金は、佐世保情報産業プラザの管理運営に要する経費について、平成33年度までの債務負担として4億6,895万円を措置するものであります。

総合就業支援センター運営等事業費は、総合就業支援センターの運営等の業務委託に要する経費について、平成31年度までの債務負担として3億915万2,000円を措置するものであります。

2ページをお願いいたします。

次に、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、歳出予算は記載のとおりでございます。

その内容は、職員の給与改定に要する経費であります。

なお、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料について、補足説明資料を配付させていただきますいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】次に、企業振興課長及び雇用労働政策課長から補足説明をお願いいたします。

【貞方企業振興課長】お手元に配付いたしております「予算決算委員会 農水経済分科会 補足説明資料（産業労働部）」の1ページ目をお開きください。

佐世保情報産業プラザ指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

設置目的ですが、情報関連産業の集積を推進し、本県の産業構造の高度化及び多様化並びに雇用の創出による本県経済の活性化を進める拠点として佐世保市に設置するものであります。

施設の概要について、ご説明いたします。

まず、施設名でございますが、佐世保情報産業プラザ。所在地は佐世保市崎岡町でございます。長崎国際大学の隣に所在しております。

その内容でございますが、まず、企業向け貸し事務室といたしまして2棟ございまして、第1棟が2,326平米、第2棟が996平米ございます。

入居期間は、原則10年以内とされておりまして、最長15年とされています。共用設備等については、そこに記載のとおりでございます。

現在、1棟、2棟合わせまして8社、合計727人の方が入居され、就労されているところでございます。

今回、議案となっております指定管理者についてでございますが、所在地は、佐世保市ハウステンボス町5番地3、ハウステンボス技術センター株式会社でございます。

指定期間は、来年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者が行う業務といたしましては、1つ目としまして、情報産業プラザの使用の許可、2つ目に情報産業プラザの使用料の徴収、3つ目に情報産業プラザ及び附属設備の維持及び修繕でございます。

次のページをお開きください。選定経過でございます。

募集期間は、今年の7月27日から8月29日まで、応募団体は1企業にとどまりました。県内企業1社でございます。

選定方法は、記載のとおりでございます。

選定委員は6名で、その内訳は記載のとおりでございます。

選定結果は、600点満点、委員6名の合計のうち、ハウステンボス技術センターが490点。当社に決めた理由でございますが、選定基準である佐世保情報産業プラザ使用者の公平な使用の確保、事業計画書に沿った情報産業プラザの安定的な管理運営などについて適切に実施できる能力を有していると判断したためでございます。

なお、先ほどもご説明がございましたが、債務負担額につきまして、11月補正予算に指定管理予定期間である5年間分、合計4億6,895万円を計上いたしているところでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【松本雇用労働政策課長】引き続き、4ページをご覧ください。総合就業支援センター運営等事業費債務負担3億915万2,000円でございます。総合就業支援センターは、若者、女性、高齢者

等のさまざまな求職者に応じた支援機能を集約し、求職者のニーズに応じた相談から職業紹介までの支援を行うとともに、企業のニーズに応じた人材確保、離職者対策等の支援を行う就業支援施設で、平成27年2月に開設したものでございます。

具体的には、若年者、中高年、女性、高齢者、企業人財確保支援コーナー等を設置し、支援内容としましては、個別カウンセリング、企業、求職者ニーズに応じたセミナー、ながさき若者・女性・高齢者就職応援団の運営などを通じて県内就職への支援を行っているところでございます。

今回、総合就業支援センターの運営等の委託につきまして、利用者サービスの継続性を図るとともに、就業支援業務の安定的運営を行うため、平成29年度から3年間の債務負担行為の設定を行うものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】以上で説明が終わりまりましたので、これより予算議案及び第160号議案に対する質疑を行います。

ご質問等はございませんでしょうか。

【徳永委員】佐世保産業情報プラザは、8社で七百数十名ということでしたが、これはどれだけの受け入れキャパがあるわけですか。

【貞方企業振興課長】現在、居室につきまして、100%埋まっております、概ね700名から800名の収容人員と考えております。

【徳永委員】ほとんど入っているということで、原則10年、最長15年で打ち切るということですね。

管理費が5年間で約4億6,000万円ということ、年間約9,000万円かかるわけです。私は、こ

の施設はいいんだと思うんですけども、ただ、実際、運営する管理費が年間約9,000万円ということですが、どういったことで9,000万円の経費がかかるのか、説明できますか。

【貞方企業振興課長】細かい数字は現在手元にございませんが、一番大きなものは、電気代、光水熱費が非常に多額に上っております。情報関係企業なものですから、サーバーであるとか電子機器類をたくさん使いますので、それが年間4,000万円から5,000万円であったと記憶しておりますので、それが一番主なものでございます。その他セミナーの開催経費等、人件費等もかかっておりますので、概ね9,000万円ぐらい、平成28年度で9,145万円の予算を組んでいるところでございます。

【徳永委員】これを含めてその経費と、要するに、指定管理者まで入れてということですけども、これは8社でほとんど埋まっているということですけども、この8社からは大体どれぐらいの収入があるわけですか。

【吉村(洋)分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午後 1時43分 休憩 —

— 午後 1時43分 再開 —

【吉村(洋)分科会長】 分科会を再開いたします。

【徳永委員】 もう1点、総合就業支援センター運営等事業費についてですけども、これは今の利用者数はどれぐらいありますか。

【松本雇用労働政策課長】 平成27年度の実績でございますけれども、利用者数は6,400名程度でございます。

【徳永委員】 これは大体どれぐらいの人で対応されているのか、出ていますか。担当者がこの部署では何人、どういう方なのか。

【松本雇用労働政策課長】 一人単位は出ており

ませんけれども、6,400名につきましては、15名体制で対応しております。

【徳永委員】 15人ということですね。設置コーナーというのがあるから、これを15人で分担していると。以前にも聞いたんですけども、その15人の方はどういう、例えば、専門職がいるのか、一般の方なのか、資格を持っておられるのか、そういうところはどうか。

【松本雇用労働政策課長】 例えば、企業の開拓等に当たる方については、企業相談員が当たっておられまして、具体的な資格というより、コーディネーターの経験を持っている方でございます。主に相談業務の関係の方が多くて、その方々はメンタルヘルスの資格持っていたり、キャリアコンサルティングの資格持っていたりとか、それぞれの資格をお持ちでございます。あるいは男女共同参画室で所管をしているところについては保育士の方だったり、そういう資格をお持ちの方々がカウンセリング等に当たっている状況でございます。

【徳永委員】 この事業は、国からの事業ということの理解でいいんですか、県が単独でやっている事業ですか。

【松本雇用労働政策課長】 これは県が単独でやっている事業でございます。

【徳永委員】 私がいつも思うのは、確かに、事業としては私も理解をするんですけども、私が見る中で、こういう外部に任せての仕事というのが多いんですよね。これは内部で、要するに行政側でしっかりとした対応ができないということもわかるんですけども、もう少し経費を削減してやるとか、専門部署は本庁の方でしっかりやって、それにサポートをつけるとか、そういうやり方はできないんですか。

【松本雇用労働政策課長】 センターでとり行わ

れている業務につきましては、就業支援ということに特化した形で専門的にやっていく業務になってまいりますので、ある意味、継続的な方であったり、それを専門にずっと当たっている方が基本的には相談窓口として就業につなげることができるという形で、この総合就業支援センターというものをもってきております。

そこにつきましては我々も常に、前々回の委員会でもご意見をいただいておりますが、丸投げという形ではなくて、これはハローワークも併設しております、県とハローワークと委託団体、そういったところで協議をしながら進捗状況等を管理しながら、こういったセミナーをしたらいいとか、そういったことも協議をしながら進めておりますので、そこは我々も県内就職につながるように、あるいはハローワークだけでは就職につながらない方々のカウンセリングをしながら就職につなげていくことに取り組んでまいりたいと思っております。

【徳永委員】その趣旨は、内容はよくわかります。ただ、私が思うのは、年間に1億円かかる、予算ですね。私は、この事業がだめだとは言っていないですね、事業は事業で大事です。しかし、厳しい財政の中でもう少し削減できるのであれば当然削減し、そして、本庁とも連携をとって、今、15名の方を減らせるのか、本庁が主軸となって人件費を減らすことができるのか。そういったことも今後検討ができるのであればそうしていただきたい。しかしながら、後ろ向きになっても、これはいけませんから、これは大事な事業ですので、そういったところにある意味、意見として、やってもらいたいと思います。

【貞方企業振興課長】 使用料につきましては、手元に資料がありませんので、今調べています

ので、後ほどご報告いたしたいと思います。

【中山委員】今のことに関連してお聞きしたいと思います。

この選定結果、600点を振り分けたところ、490点ということでありますけれども、この490点の内訳をざっと見せてもらいますと、安定した管理運営については80点から90点ぐらいです。ただ、振興方策とか管理運営の効率性については、これから比べると若干下がっております。その辺が少し気になるところであります。

今回、4億6,895万円となっておりますけれども、平成24年4月1日から平成29年3月31日までは、これも同じ5年間だと思いますけれども、これは幾らでございませうでしょうか。

【貞方企業振興課長】債務負担額ではなくて決算額で、当初契約額で申し上げますと、平成28年度が先ほど申し上げました9,145万円、平成27年度が9,125万円、平成26年度は9,145万円ということで、ほぼ同額で推移しております、平成25年度、8,831万7,000円、平成24年度は当初契約が8,625万4,000円に対して、変更後、7,873万3,000円となっているところでございます。

少し増えてきている理由でございしますが、施設が10年近く経過いたしまして、あちこち傷みも出てきておりまして、毎年度のように修繕工事が発生しております。それも小規模のものについては、全て管理者負担にしているものですから、こういった関係の費用が残ってきて、そういった実績を踏まえながら、来年度以降の債務負担を設定したものですから、少し多目になっているところでございます。

【中山委員】それで、先ほどの主なものは電気代ということでありました、4,000万円、5,000万円ということでありました。

ちょっと気になるのは、指定管理者の業務です。先ほど、課長から修繕費に関する業務が少しかかってきたということでありました。情報産業プラザ及び附帯施設の維持及び修繕費にどの程度かかっておりますか。

【貞方企業振興課長】修繕費につきましては、県で見る分、大規模のものは県で見ておりまして、その分については現在把握しておりますが、細かな修繕を積み上げてどのくらいなっているかということにつきましては、現在、実績報告書を持ち合わせておらないものですから、後ほどご報告できればと思います。

【中山委員】それはちょっと意外なんですよ。新規に指定管理者と契約を結ぶための議案上程でありますので、その辺はちゃんと把握しているものと考えていたわけですがけれども、出ていないということでやむを得ないと思いますが。

そうすると、附帯施設の維持費も出てないんですか。維持費も修繕費も出てないんですか。

それでは、修繕費の中で県が修繕する分と指定管理者が修繕する分についての区分けというか、文章的な形で区別をしているのか。それを含めて県が今日まで修繕した事業費はどのくらいになっているのか教えてください。

【貞方企業振興課長】直近で申し上げますと、平成27年度に落雷がございまして、その際に避雷針等の工事をいたしまして、それが399万600円でございます。2年前の平成25年度に、やはり落雷によって破損した分を42万円で修繕しております。平成22年度にも、これは落雷ではないんですが、間仕切り壁を改修した経費が67万2,000円。そういった内訳になっているところでございます。

今年度も、これは非常に大規模ですが、空調がかなり老朽化しておりまして、今年度予算で

6,220万5,000円で空調設備の改修を予定しているところでございます。

【中山委員】今年度、6,300万円程度をかけて空調設備の改修を予定しているということでありましてけれども、こういう資料は何らかの形で添付してもらった方がわかりやすいんじゃないかと思います。ぜひそういうことで今後はお願いしたいと思います。

そうすると、修繕というのは、一番小さい金額で42万円ということになっています。指定管理者が修繕するものと県が修繕するものについて、協定書が何かで結んでいるんですか。

【貞方企業振興課長】特に協定書には書いてなかったと思いますが、その都度、その工事が一般的な小規模な維持管理の範囲の修繕なのか協議をしまして、例えば、先ほどの落雷等による破損等につきましては、管理者に特に責任を問えませんので県の方でやる。

あと、先ほど、間仕切りについての工事をご説明しましたが、そういったような県の都合というか、入居者の移動等に伴うやむを得ない改修につきましては県費負担、それ以外の小規模なものについては基本的に管理者負担でございます。

参考までに、大規模な改修費というのは、大体300万円から700万円ぐらいを見込んでいるところでございます。

【中山委員】大規模なものについては県が修繕する、小規模なものについては指定管理者がやるということになると、ある程度数字を引くなり、何らかの形で明確化しておく必要があると思いますよ。今後、平成29年度から平成34年度までですと、維持費とか修繕費というのはもっと出てくる可能性があるんじゃないかと思います。指定管理契約を結ぶに当たって、その辺に

についてどのように考えているのかお尋ねしたい
と思います。

【貞方企業振興課長】もう指定管理の実質上の
業務内容については話が終わっているわけですが、
来年度に向けまして、今ご指摘の点も踏ま
えて、できるだけその負担を明確化するように
してまいりたいと考えております。

それからもう1点、先ほどからご質問があっ
ております経費、支出の内訳でございますけれ
ども、平成27年度決算ベースで申し上げますと、
人件費が1,254万1,000円、修繕費等に伴う施設
管理費が2,620万9,000円、電気設備保守が81万
円、警備委託をしておりまして、その警備費が
815万5,900円、その他で4,353万2,000円となっ
ておりまして、これは決算特別委員会で内訳が
わからないということで当初ご指摘を受けた分
でございますが、その他の4,353万2,000円の大半が
電気代等の光水熱費でございます。

【吉村(洋)分科会長】ほかにご質問等はござい
ませんかでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ほかに質疑がないよう
です、これをもって予算議案及び第160号議
案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】討論がないようでござ
いますので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しまし
たので、採決を行います。

第131号議案のうち関係部分及び第137号議
案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ
可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各予算議案は、原案のとおり、それ
ぞれ可決すべきものと決定されました。

【吉村(洋)委員長】次に、委員会による審査を
行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より総括説明をお願いい
たします。

【古川産業労働部長】産業労働部関係の議案に
ついて、ご説明いたします。

資料といたしましては、「農水経済委員会関
係議案説明資料」と、その追加1、追加2がござ
います。お手元にご用意をお願いいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関す
る条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、
第160号議案「公の施設の指定管理者の指定に
ついて」であります。

はじめに、条例議案について、ご説明いたし
ます。

第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関
する条例の一部を改正する条例」のうち関係部
分につきましては、知事の権限に属する事務の
一部を市町において処理することに関して、移
譲する事務の根拠法令の改正に伴い、所要の改
正をしようとするものであります。

次に、事件議案について、ご説明いたします。

第160号議案「公の施設の指定管理者の指定
について」につきましては、佐世保情報産業プ
ラザ条例に基づき、佐世保情報産業プラザの管
理運営を行う指定管理者を公募した結果、1社
から申請があり、ハウステンボス技術センター
株式会社を指定管理者として指定しようとする
ものであります。

次に、産業労働部関係の議案外の主な所管事

項について、ご説明いたします。

本日ご報告いたしますのは、平成29年度の重点施策について、経済雇用の動向について、三菱重工業株式会社の客船事業について、工業技術センターの研究成果について、ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について、サービス産業の振興について、食料品製造業の振興について、県内企業の海外展開支援について、長崎県産業振興財団が保有する株式売却について、企業誘致の推進について、雇用対策について、事務事業評価の実施について、施策評価の実施について、地方創生の推進についてで、内容につきましては記載のとおりであります。

そのうち新たな動きなどについて、ご説明いたします。

平成29年度の重点施策について。

平成29年度の予算編成に向けて、「長崎県重点戦略素案」を策定いたしました。これは来年度が2年目となる「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。

このうち、産業労働部の予算編成における基本方針及び主要事業について、ご説明いたします。

昨年度策定した「長崎産業振興プラン」の目標実現へ向け、プランに定める「生産性、競争力を高める」、「新たな需要を発掘・創出する」、「働く場をつくる・改善する」、「有能な人材を育成・確保する」という4つの基本方針に沿って、引き続き、施策を展開してまいります。

平成29年度は、本県産業において積極的に取り組むべきもののうち、特に4つの課題に注力してまいります。

1つ目は、若者の県内定着であります。他県

と比べ著しい若者の県外流出を抑制するため、さまざまな情報媒体を活用し、県内企業の魅力を周知するとともに、高校生、大学生を対象とした県内企業の説明会等を通して、生徒、学生及びその保護者が県内企業の経営者や若手社員と接する機会を増やすなど、県内就職定着につながる各種事業を展開してまいります。

なお、こうした動きが企業や学校をはじめ、県民の多くが若者の県外流出について考える機会へとつながっていくことを目指してまいります。

2つ目は、県民所得向上対策であります。一人当たり県民所得の低迷という本県経済の大きな課題を克服するため、関係機関との連携や中小企業診断士の活用による県内中小企業の経営力向上支援、ネット通販市場への県内企業のさらなる進出等による県内サービス産業の域外需要獲得支援、海洋エネルギー関連産業の拠点形成及び実証フィールドの構築等による新産業創出支援などにより、県内経済の浮揚と県民所得の向上を目指してまいります。

3つ目は、生産性の向上であります。本県製造業の生産性を向上させるため、商工会や商工会議所、中小企業団体中央会等、県内の産業支援機関との連携をこれまで以上に強化し、戦略目標の共有化を図り、一丸となって地場企業の競争力強化や事業拡大の支援を行い、本県産業全体の生産性向上を目指してまいります。

4つ目は、I o Tの利活用推進であります。生産工程などへのI o T導入による飛躍的な生産性の向上は、第4次産業革命とも言われており、I o Tの普及は、車両の自動走行や予防医療、オーダーメイド医療を可能にするなど、産業や生活のさまざまな場面にとどまらず、今後の社会のありようを大きく変える可能性を秘め

ております。

県内企業についても、IoT技術を用いた生産性向上や新製品、サービス開発を支援することにより、県内産業の競争力強化を図ってまいります。

基本方針及び主な事業については、以上のとおりでございます。

なお、平成29年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、あわせて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

三菱重工株式会社の客船事業について。

三菱重工株式会社は、アイダ・クルーズ向け大型客船2隻を2011年に受注し、現在は2番船の建造に注力されているところでありますが、設計の手直しや、それに伴う工期の遅れなどから、1番船と合わせ2,000億円を超える特別損失を計上したため、今年4月に社内に客船事業評価委員会を設置し、事業の検証を進めてくれました。

その検証結果が去る10月18日に発表され、欧米向け大型客船事業には当面取り組まないこと。今後は10万トン以下のクルーズフェリーや中小型客船に取り組んでいくこと。10万トン以下の客船の建造場所については、カーフェリー事業との相乗効果などを踏まえ、状況に応じて建造場所を決定していくことなどを表明されております。

また、大型客船の建造終了後における県内への影響につきましては、客船建造に伴い、県外から応急的に応援に来ていた従業者は、県外の事業所に戻ることとなるものの、県内の従業者

については、現在、高操業が続いているLNG船などの建造にシフトしていくことになる旨の説明がなされたところであります。

県といたしましては、同社が今回の大型客船の見直しに加え、今治造船や大島造船所、名村造船所との提携協議など、長崎造船所とかかわりの深い商船事業の改革を進めていることから、重大な関心を持って、その改革の動向を注視してまいります。

雇用対策について。

新規高卒者を対象とした合同企業面談会を、長崎、佐世保、諫早の3地域で10月に開催し、244名の生徒と186の企業に参加をいただきました。来春卒業の高校生を対象とした県内の求人数は、10月末現在で前年度を547人上回る4,439人、内定率は0.3ポイント上回る80.9%、県内就職率は48.7%と前年度を2.3ポイント上回っております。

一方、大学生等の内定率は、10月末現在で前年度を6.2ポイント上回る66.1%、県内就職率は前年度を1.8ポイント上回る37.7%となっております。

引き続き、一人でも多くの生徒、学生が採用内定を得られるよう、高校、大学と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、ワーク・ライフ・バランスなど働きやすい職場づくりを実践する優良企業を県が認証する制度を11月に創設いたしました。

今後は、優良企業の認証数を増やしていくことで働きがいのある魅力的な職場環境の整備を促進してまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。

また、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に

基づく提出資料」、制度資金の金利引き下げについて、説明資料をそれぞれ配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたが、第160号議案に対する質疑は終了しておりますので、第147号議案に対する質疑を行います。

ご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質疑がないようでございますので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、第147号議案のうち関係部分及び第160号議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第147号議案のうち関係部分及び第160号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【吉村(洋)委員長】 次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保」などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【山下産業政策課長】 「政策等決定過程の透明

性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料 産業労働部」をご覧ください。

まず、1ページでございます。補助金内示一覧表でございます。

これは、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対して内示を行った補助金であり、間接補助金としまして地域拠点商店街支援事業補助金を掲載しているところでございます。

続きまして、2ページから4ページまででございます。これは1,000万円以上の契約案件で、1件の掲載となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。5ページから10ページまででございます。これは知事及び部局長等に対する陳情、要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。計4項目を掲載しているところでございます。

次に、11ページから13ページでございます。これは附属機関等の会議結果で2件となっております。その内容については、掲載のとおりでございます。

以上でご説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 次に、商務金融課長から提出資料説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【荒田商務金融課長】 お手元に資料を配らせていただいておりますので、ご覧ください。

商務金融課におきましては、信用力、担保力の不足などにより、事業資金の調達が困難な中小企業の資金調達の円滑化を図るため、金融機

関を通して信用保証制度と連携した中小企業向け融資制度を取り扱っております。

この中小企業向け融資制度につきましては、平成28年2月にマイナス金利政策が導入されたことや、長期プライムレートなどの金利が低下している状況を踏まえ、平成29年1月4日から貸付利率を引き下げのための準備を進めているところでございます。

今回の利率改正では、制度資金全体の利率引き下げを行った平成25年度の長期プライムレートを基準として0.2%から0.35%の利率引き下げを行っております。

資金ごとの改正後の利率は、配付資料のとおりでございますけれども、一番上の県制度資金の中で最も利用の多い経営安定資金（長期）につきましては、2.3%以内だった利率を0.35%引き下げて1.95%以内としております。

今回の利率改正により、県内中小企業者の資金繰りの負担を軽減するとともに、企業の積極的な設備投資を促すためのインセンティブになるものと考えております。

今後とも、県内中小企業の円滑な資金繰りに供することができるよう努力してまいります。

よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 2時14分 休憩 —

— 午後 2時15分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

次は、日程上、請願審査となっておりますわけですが、請願審査の時間を16時と予定して請願人の方へ連絡をしておりました。進行が皆さんのご協力よろしく進み過ぎておりますので、先に陳情審査を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 異議なしと認めます。

よって、これより陳情審査を行い、16時より請願審査を行うことといたします。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、次は議案外の所管事務一般であります。その前に請願審査となっております。

しかし、予定より早く審査が進んでおりますので、議案外の所管事務一般に入り、時間になり次第、請願審査を行うことといたします。

暫時休憩いたします。

— 午後 2時20分 休憩 —

— 午後 2時35分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【貞方企業振興課長】 先ほど、中山委員から、今後、情報産業プラザの管理に当たって修繕費等については区分を明確にした方がいいんじゃないかというご指摘がありまして、私から、「今後検討してまいりたい」という答弁をしたとこ

ろでございますが、まずもって陳謝しなければいけませんけれども、実は、今回の募集からです。今年度までは私が答弁したように、その都度協議で、軽微なものについては管理者負担だったんですけれども、来年度からやることを前提にしまして、今回、管理者を募集する際にリスク分担表を定めまして、その中で明確に「設備等の損傷の場合で経年劣化等を含む小規模修繕の場合は指定管理者。その基準は1件当たりの単価が20万円未満」と。これ以上のものについては経年劣化であっても県が見るというふうなことで、20万円を境に、それより少額なものは指定管理者、それを超えるものについては県というようなことで金額の基準をつくっているところでございます。

【中山委員】そういうリスク分担表をつくったということでありますから、それはそれとして必要だろうと思います。

そこで、先ほど言いましたように、軽微なもの、20万円未満ですね。先ほど、大きな規模のものについて300万円からという話があって、小規模のものについては、それ以下のものという印象を持ったわけですが、例えば、20万円以下の修繕というのは過去にどういうものがあるんですか。

【貞方企業振興課長】私が知るところであれば、一番多いのはトイレの異物等の混入による詰まりで非常に困っているというようなことは聞いておりますが、その数及び金額については子細に把握しておりません。

【吉村(洋)委員長】 それでは、これより議案外所管事務一般についての質問に入りたいと思います。質問はありませんか。

【中山委員】 リスク分担をしたということはいわけですが、そうすると、今後の問題

として設備等を含めて老朽化が進んでいくと思います。そうすると、20万円未満というのが適当なのかどうか。それ以下の修繕費というのがどのくらいあるのか、その辺を承知した中で20万円未満ということを設定していると思うんですが、そうすると、修繕費の20万円以下について、新しいものの5年間でどの程度発生する見込みがあるんですか。

【貞方企業振興課長】 先ほど、平成27年度の経費の区分について主な支出内容についてご説明いたしましたが、それを超えたかなり詳しい資料を現在手持ちで持っておりませんので、必要でございましたら後ほど、今日は難しいかもしれませんが、別途、委員の方にご説明に上がりたいと思っております。

20万円については、ほかの同様の施設の例を参考に設定したと聞いておりますが、その子細内容については聞いておりません。申し訳ございません。

【中山委員】 後で説明をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、雇用対策についてお尋ねしたいと思います。

先ほど部長から、来春卒業する高校生の県内就職率について、10月末で48.7%、前年度比で2.3ポイント上回ったということでありましたので、この辺の評価について。というのは、9月末の段階では県内就職率は46.1%で前年度比5.3%となっているわけですね。1カ月たったところで前年度比がものすごくダウンしているわけですが、現状についてどういうふうに評価しているのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】 9月末から10月末の動きを踏まえてどういうふうに評価しているの

かというご質問だと思っております。

説明資料の8ページに書いておりますように、7月末の早期求人キャンペーンということで相当数、2割以上、県内からの求人が増えたということで、県内を選ぶ選択肢が面談の段階で増えてきているということで、実際に9月17日から選考解禁になりますので、その後に逐次内定が決まっていくわけですがけれども、そういった意味で早期に県内の企業から求人が出たことによって県内就職のインセンティブが働いた。もちろん、これはキャリアサポートスタッフ、あるいは就職推進員なんかの働きもあるかと思えます。あと、学校側の努力、あるいは企業側の努力それぞれございますけれども、そういった形の中で対前年度比が上がってきております。

一次に落ちる方も当然いらっしゃいますので、そうすると、改めて次は第2志望といえますか、次のところを選んでいくという作業を繰り返すということになります。

高校生としては、県内、県外の比率というのは少しずつ詰まってきておりますけれども、これまでの取組が功を結んで県内就職が一步步浸透してきていると考えております。

【中山委員】県内の就職が一定浸透しつつあるということについては、私もそう思うわけがあります。9月から10月の動きを見ますと、企業が早期に案内を出したということが大きかったんだろうと思います。

今後、予断を許さない状況がくるのかなという予測をするわけですが、その中で工業高校が5つありますね。工業高校の就職率が結構上がっているという話を私は聞いているんですけれども、10月末の工業高校の県内就職率は、前年度に比べてどういう状況になっているのか、教えてください。

【松本雇用労働政策課長】高校別の分につきましては、今、私どもはハローワークを通じた形で数字をつかんでおりまして、48.7%になって2.3ポイント上回っているところでございます。内訳につきましては、まだ集計していない状況でございます。

今、委員のお話の中で、やはり工業高校が重要なポイントになってまいっておりますので、教育委員会に問い合わせた状況では、前年度よりも上回っている状況で県内就職が進んでいるということを聞いているところでございます。

【中山委員】委員会も今度が最後ですから、できるだけ教育委員会を通じて学校区分で把握しておいて、その辺の実数を答えてもらった方が実感があるので、そういうことを今後努力してほしいと思います。私が聞いた範囲では、10月段階で5校の工業高校卒業者の40%を超えたということで、前年度からすればかなり上がっているわけです。そういう状況ですから把握しておいてほしいなと思います。

そこで、工業高校の県内就職率が上がってきたということは大変ありがたい話でありまして、企業誘致等にプラスに働くのではないかと思います。

ただ、心配しているのは、教育委員会レベルで普通高校より工業高校の生徒の比率が全国的に高いということが理由の一つであるけど、そういう切り口でこれを下げていこうということで、平成28年度に島原工業の1科を減らして、平成29年度から佐世保工業高校を1科減らした。そして、平成30年度もそういう流れにあるんだろうと思うんですよ。そうすると、工業高校の科を減らしていくという流れがどうもあるように感じてならないわけです。これは何としても阻止せんばいかんし、特に、佐世保工業高校な

んかは、平成28年度は1倍を超えておったわけですね。そして、就職率が上がってきたということでもあります。産業人材を育成する段階で教育委員会とその辺をもう少し話してもらいたいと思います。

そこで、産業労働部長から、この前、「私がしっかりやります」という話を伺ったわけでありますので、教育委員会と工業高校の卒業生を中心とした本県の産業人材を育てていくためには、これ以上、科を減らすということになると非常に大きな打撃が来るわけです。そういった意味から産業労働部として、きちんとその辺を1回、教育委員会のそういう立場の人と意見交換というか、産業労働部としての立場というか、その辺を1回ぜひ話してほしいなと思うんですけど、いかがでございますか。

【古川産業労働部長】工業高校のクラス減につきましては、これまででもご議論をいただいているところでございます。私も、夏場になろうかと思いますが、その時に教育委員会とその辺の協議もさせていただいております。前回の委員会でもお答えをさせていただきましたが、教育委員会も含めて、子ども、高校生、大学生の県内定着を進めるという意味で、工業高校が特に県内就職率が低いものですから、まずはその部分を上げることで何とかクラスの減を、そっちの方向にならないような形で産業界といえますか、工業界等と議論をして、そういうお話をさせていただいております。

ただ一方では、人口減少ということで高校生が減っている中で、子ども、工業高校もでございますけれども、商業関係も所管をしております。ほかの実業系のクラスの関係も十分踏まえながら、その辺の対応は必要と考えております。

一方で、製造業の誘致にもしっかり取り組んで製造業の振興も図っております。企業誘致についても優秀な工業高校生が本県は多いということで、その辺も強みとしております。

先ほど、委員から、県内就職率が前年度と比べて大分上がっているというお話もいただきました。そういうこともしっかり踏まえながら、教育委員会を通じて生徒の要望等もしっかり押さえながら、今後も協議等はさせていただきたいと思っております。

【中山委員】知事から2年ぐらい前に工業高校に対して県内就職率を高めてほしいという要請があったと聞いております。その時は20%台だったんですね。それが30%になって、40%を超えたということで非常に努力されております。

いつかある委員から言われたように、工業高校生は非常に優秀なものだから引きが多いわけですね。そういう中で県内にもってくるというのは非常に困難性がある中を、各校長先生たちが知事の要望に応えようということで一生懸命取り組んだ結果もあると思います。その辺をぜひ踏まえていただきたいと思います。

あわせて、本県の工業高校生が普通高校生より高いというのは、これは特徴なんですよ。ここをさらに売りにしていくというか、そういう取組が必要ではなかろうかと思います。

先ほど、産業労働部長におかれては、夏に1回協議したし、今後も教育委員会と協議をしていくというような話もありました。産業人材を育てる、産業界を育てるという使命のもと、ぜひ忌憚のない意見を言っていただいて、工業高校の科のこれ以上の減がないように最大限努力していただくことを要望しておきたいと思います。

それと、もう一つお尋ねしたいと思いますが、

地方創生の推進ということについて、8ページですか、地域に根差した製造業を育てるにつきましては、地場産業の規模の拡大支援や食品製造業の付加価値向上支援などを行いました。その結果として設備投資などに対する県の支援を受けた企業の新規雇用計画は目標の100人に対して352人ということで、数字からいけば3倍ぐらいのすばらしい業績を上げているわけであります。

そうすると、県の設備投資の支援を受けた企業が何社あるのかということと、支援額がどの程度になっているか教えてください。

【貞方企業振興課長】 まず、対象企業数でございますが、5社でございます。支援額は合計で24億8,600万円でございます。

【中山委員】 5社で支援額が24億8,600万円ということでありました。普通、設備投資をすれば雇用者数はどちらかというと減っていくというか、そういう状況でなければ設備投資はなかなかできにくいんですね。

そうすると、この24億8,600万円というのは、主に設備投資ですか。この辺の中身を教えてください。

【貞方企業振興課長】 24億8,600万円のうち、特に突出しているのが製造業の中の半導体関係の企業でございますが、これが20億9,700万円。設備投資額が780億円で、大規模な設備投資によって生産ラインを拡大するということで雇用人員も280名上がっておりまして、それによって補助額も非常に多額に上っているということでございます。

【中山委員】 そう聞けば少し納得します。780億円投資をして、その中で20億円ということですね。そこで200人を雇用したという形なんですね。これは企業が主体的に取り組んできた中

で、そして、県が応分の支援をしたということだと思います。この文章だけ見ると、県が支援したことによって、これだけの雇用を生み出したという捉え方もできるので、その辺を確認したわけです。

そうすると、352名の雇用者の、高卒とか大学卒とか年齢別にわかりますか。

【貞方企業振興課長】 先ほど申し上げました352名につきましては、設備投資のための立地協定を締結いたしまして、それに向けた雇用予定数でございます。かつ、その際には、例えば高卒であるとか、大卒であるとか、そういうことを要件にしておりますので、そこをとっておりませんので、現時点でその内訳を申し上げることはできない状況でございます。

【中山委員】 352人というのは、いつの段階ですか。

【貞方企業振興課長】 去年の、例えば、一番多かった280名につきましては、平成27年8月31日付で協定を締結しておりますので、その時点での雇用計画数ということになります。

【中山委員】 これはあくまでも雇用計画数ですね。その辺の書き方をしないと、100名に対して352名の実績とあるものですから、既に雇用しているんじゃないかという捉え方をしたわけでありまして、あくまでもこれは雇用計画数という形ですね。

いずれにいたしましても、これからいくと、100人に対してということでありましたから、この目標がどうなのかという部分もあるわけでありまして、企業の設備投資によって雇用が発生すると、それに対して県が応分の負担をしたということになると思いますので、今後はこの目標の352名を追跡していただきまして、あとはどういうところから雇用したのか、その

辺の追跡調査をしていただければ参考になると
思いますので、その点を要望して終わりたいと
思います。

【吉村(洋)委員長】現時点で何名、雇用実績が
あるのかということは把握していないんですか。

【貞方企業振興課長】現時点での雇用実績でご
ざいますが、実際には、先ほど20億円余の補助
金を交付予定と申し上げました。それは計画数
に基づいてはじいた20億9,700万円ですけれ
ども、実際には雇用を開始してから1年間のきち
っとした操業というのが条件になっておりまし
て、1年後に実際に雇用した数を再度当たりま
して、それに応じて減らすことになります。増
やすことは確かなかったと思いますが、予算が
あるのでですね。

したがって、その時点じゃないとわかりませ
んの、先ほどの20億円の補助金の分につきま
しては、今まさにヒアリングを当該企業に対し
て詳細に行っているところでございまして、現
時点ではまだわからないということございま
して、取りまとめは恐らく年度末にならないと
出ないと思います。現時点で、私の手元にはそ
の数字はございません。

【中山委員】あとの4社についても同じような
状況ですか。

【貞方企業振興課長】あとの4社につきましては、
交付予定時期が今年度内となっているもの
が、今のところ、1社だけで、その交付時期は
平成29年3月となっておりますので、年度末ぎ
りぎりにならないと出ないと。ほかのものにつ
きましては、実際の交付予定時期というのが平
成31年度であったり、平成29年2月だったりす
るものですから、その時点でないと最終的に人
員が固まらないということになっております。

【中山委員】その辺は将来的に地方創生に寄与

すると思うんだけど、この委員会でその辺
が、計画は計画としてあるけれども、実質的に
確認できていないということになると、その辺
の書き方というか、その辺を少し工夫してもら
った方が理解しやすいんじゃないかと思うわけ
です。その辺、もう少し現実に合った表現の仕
方を考えてほしいということを申し上げておき
たいと思います。

【貞方企業振興課長】今回上げております総合
戦略の中の数値につきましては、主要なKPI、
数値目標ということで国に報告している数字で
ございます。その中には雇用計画数ということ
で既に出しておりますので、これを変えるのは
なかなか難しいかもしれませんが、今、
委員がご指摘の実績をとれということにつきま
しては、ぜひそれを、今とってはいるんですが、
説明の仕方についてわかりやすくなるような説
明の仕方を工夫してまいりたいと考えておりま
す。

【吉村(洋)委員長】前に深堀委員からも意見が
あったと記憶していますが、聞きたいのは、補
助金を出す、1年後でこう言うけど、今の時
点で操業しておれば何人が雇用してあると、そ
ういう実績をみんな聞きたくなるわけですが、現
時点での実績を。そういう数字を委員会がある
前には一定、「今、何人雇用しておられますか」
ということを聞いて、その実数を把握しておっ
てもらおうと、もっとわかりやすいと思うので、
そういうことをお願いします。

【深堀委員】制度資金の金利引き下げの報告が
ありました。ちょっと確認ですけども、マイナ
ス金利等、いろんな市中の金利の変更に伴って
こういう見直しをしたというのは理解をしてい
るんですが、緊急資金繰り支援資金の利率のみ
がそのままになっているわけですね。ここが据

え置きになった理由は、こういったことなんでしょうか。

【荒田商務金融課長】 実は、金融機関とは、利率の引き下げについては、今年度早い時期から協議をしていたところでございます。その中で熊本地震がありましたものですから、この資金の発動ということが特に優先されまして、この部分についてだけ先に協議をさせてほしいという申し入れをいたしまして、この結果、1.7%を1.3%に引き下げたという経緯があるものですから、今回は除外したということでございます。

【深堀委員】 前倒しで引き下げたということなんですか。平成28年5月に1.7%から引き下げるということですが、

ただ、この緊急資金繰り支援資金というのは、ある意味、借りる側からすれば、一番危機的な状況に陥っている時に利用する資金ですよね。だから、従来も、この利率はほかの資金よりも、地方創生推進資金で若干低いものがありますけれども、それ以外の制度資金からすれば低かったわけですね。今回、引き下げられないというのが少しどうなのかなと。一番困っている人たちのための制度資金の利率を最低にしてやるべきじゃないのかなというふうに素直に考えるわけですけど、この権限は誰にあるんですか。この利率をここにするという権限者は誰なんですか。

【荒田商務金融課長】 利率につきましては、これは県の事業でございますので最終的には県が持っているんですけれども、これでいいかどうかについては、金融機関との協議になりまして、その協議が整った後に、これでいくということとで進めていくことになっております。

【深堀委員】 だから、県が決定権限者であるんだけど、金融機関とも調整の上、決めると

いうことだから、私が先ほど質問した緊急資金繰り支援資金制度が、利用者側からすれば危機が迫った状況の中で使うものだという認識に立った時に、一番低い金利にしてやらなければならないという発想には立たなかったんですか。

【荒田商務金融課長】 この資金は、発動するのは知事の権限で発動するわけですが、1.7%のままでいいのかどうかということ是非常に部内で検討いたしました。こういう金利が低下している中で従来のままの1.7%ではよろしくないだろうと。被害を受けている方が緊急に低利の資金を融通するのが我々の責務ということで、それで1.3%ということで金融機関等のご理解をいただいて、優先的にこれを先に前倒しをしたという経緯があります。

1.3%につきましては、この利率の中では宿泊業生産性向上支援資金、長期にわたる1.0%を除いては一番低い利率になっているかと思っております。

【深堀委員】 わかりました。そしたら過去の件数だけ粗で教えてもらえますか。区分がありますけれども、ここ数年間のこの制度資金の利用件数とか手元にありますか。

【荒田商務金融課長】 過去の融資件数でございますけれども、新規の融資件数では、平成27年度は3,526件、平成26年度が3,364件、平成25年度が3,780件、そのあたりの水準で新規融資がございます。

緊急資金繰り資金でございますけれども、こういう緊急事態というのは余りないことでございます。平成27年度は1,147件の執行をしております。

ちなみに、今回の緊急資金繰り支援資金でございますけれども、11月末で合計69件、融資枠が9億4,100万円の融資をしております。

【深堀委員】 ごめんなさい。私がよく聞き取れなかったんですが、先ほど、全体で3,526件という数字を言われましたね、平成27年度の話だったのかな。今、69件と言われたのは緊急資金繰り支援資金の平成27年度の件数ですか。

【荒田商務金融課長】 それは今年度の件数でございます。

【深堀委員】 それは後でいいです。この制度資金の件数ですね。金額ではなくて、利用件数を確認したいので、年度別でもいいので教えていただければと思います。

次に、もう1点だけ。部長説明の中で「ワーク・ライフ・バランスなど働きやすい職場づくりを実現する優良企業を県が認証する制度を創設した。今後は優良企業の認証数を増やしていくことで働きやすい魅力的な職場環境の整備を促進してまいります」という報告がありました。非常にいいことだと思います。

ただ、ワーク・ライフ・バランスというふう考えた時に、いろんな数値があると思います、指標が。例えば、育児休業の取得率であったり、全体の労働時間数であったりとか、今までいろんなことを調査する中で、長崎県のワーク・ライフ・バランスということ考えた時のいろんな数値的な資料では、若干悪いのかなという印象を持っているんですが、そのあたりの実績について、本県の状況について、細かくじゃなくていいです、総論的なものでいいですので、こういった数字は余りよろしくないんですよとか、そういった報告をいただけませんか。

【松本雇用労働政策課長】 ワーク・ライフ・バランスの推進ということで取り組んでいるところでございますけれども、全国的なデータというのがない中で、本県では、毎年、労働条件等の実態調査をしております。その中でワー

ク・ライフ・バランスにどう取り組んでいるかということの調査が項目としてございます。

その中では、ワーク・ライフ・バランスに何らかの形で取り組んでいるところが75.7%ありますが、これは他県との比較がなかなかできないという状況でございます。

その中で、どういうところをワーク・ライフ・バランスの中で取り組んでいるかということの大きいところを挙げますと、今、委員がおっしゃった育児休業制度を設けているとか、介護休業制度を設けているとか、子の看護休暇制度を設けているとか、あるいは同じように介護休業制度を設けているとか、育児・介護に対する仕事との両立、そういうワーク・ライフ・バランスについての取組は進んでいるのかなと思っています。

休暇取得の推進とか、いわゆる年次休暇の取得の促進につきましては、データのいきますと4分の1ぐらいになっていますので、同じ県内で取り組む項目の中での比較で考えますと、そういったところは年休取得が進んでいないとまでは言えませんが、割と促進が進んでいないという形のところがあるのかなと思っています。

【深堀委員】 ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業のウエートとしては75%ぐらいあって、そこは他県との比較がなかなか難しいところなので何とも言いづらいが、例えば、休暇の取得、年休の取得というところでいけば若干悪いのかなという報告だったと思います。

申し訳ないですけど、私、「長崎県の労働事情」をもらっておりまして、これ、見ていますよね。それで、育児休業の取得状況であったり、休暇の取得状況であったり、総実労働時間、所定内労働時間とか所定外労働時間、これ

は長崎県と全国の比較表が載っています。そこから見ると若干悪いというのは見てとれるんですけど、そこをしっかりと認識されているのかということ。

一番言いたかったのは、今、部長の報告の中で県内の企業にそういったことを広めようということで産業労働部として一生懸命やっているわけですね。その時に旗を振っている県庁の職場はどうかという話。所管は恐らく総務部ですね。ただ、皆さんは県内の企業に対してワーク・ライフ・バランスを進めましょうと言って一生懸命PRしている立場です。その足元が全然、例えば、男性の育児休業とか休暇とか、そういったものをものすごくとっていないという話も聞きますよ。そことのバランスですよ、ワーク・ライフ・バランスじゃないけど。旗を振って、「みんな頑張りなさい」と言いながら、自分の足元は全くそれをやっていないとなれば説得力ないですよ。

だから、そこを、皆さんの仕事じゃないと思いますよ。県庁の職場の中のワーク・ライフ・バランスをどうしようというのは皆さんのお仕事ではないのかもしれないけど、そこは所管のところで、我々は外に向かってこれをPRしているんだ、足元の県庁職もしっかりやってくれよと、そういうことをやっていますか。

【松本雇用労働政策課長】まず、隗より始めよということだと思えますけれども、県庁内でもいろいろな職場がございまして、私がいるところで聞きますと、今とは言いませぬけれども、そういうワーク・ライフ・バランスを率先してやっているところもありますし、そこは一つずつ取り組んでまいりたいと思っております。

【深堀委員】数値で確認してみてくださいよ。皆さん、いろいろ数値を持っているでしょう。

長崎県の労働事情、そこと県庁の職場がどうかという比較をしてみてください。長崎県平均でいえば育児休業取得の状況というのは、男性でいけば0.9%、女性は91.6%、この数字と比べて県庁はどうかとか。週休二日制ということは県庁とは余り関係ありませんが、所定外労働時間、長崎県は5人以上と30人以上の数値がありますけれども、5人以上も30人以上も所定内労働時間は全国よりも、5人以上でいけば5時間、30人以上でいけば2時間、長いんです。総実労働時間も長いんです。この数字があるじゃないですか。だから、こういった数字と、じゃ、県庁を比べてみましょうと。年次休暇取得状況、取得率は全国平均でいけば年間47.6%、それに対して長崎県は5人以上でいけば42.5%、3人以上でいけば44.2%、取得日数においては、全国平均の8.8日に対して長崎県は7.2日と7.5日と少ないわけです。

こういう実際に出ている数字を、皆さんがつくった資料ですから、そこと自分たちの足元である県庁の職場が本当に合っているのかどうか、そこを検証してみてください。それで、もし余りにも差があるようであれば所管課に、ここはおかしいじゃないの、我々はこういうふうにPRしてやっているんですよ、ワーク・ライフ・バランスを推進しているんですよ。でも、県庁の内部は全然違うじゃないですかということと言わなければいけないのが皆さんの仕事だと思いますけど、部長、どうでしょうか。

【古川産業労働部長】今、委員がおっしゃったように、私ども、今回、「誰もが働きやすい職場環境づくり」ということで認証制度をつくらせていただきました。そういう形で企業側を指導する立場にございます。その一方で、私ども県庁自体の状況が悪いとすれば、それはなかなか

か説得力もございませんし、指導上も非常に問題が出てまいります。

まずは県庁の状況を確認して、その部分が悪い数字ということであれば、その辺は所管部局、総務部になりますけれども、そちらにもしっかり申し入れをさせていただきたいと思っております。

【深堀委員】 お願いします。

【荒田商務金融課長】 先ほど答弁できなかったことについて答弁いたします。

緊急資金繰り支援資金の過去の件数でございますけれども、この緊急資金繰り支援資金は、連鎖倒産の防止、あるいは災害復旧支援、環境変化対策の3つについて対応するようにしております。平成28年度は先ほど申し上げましたように69件、これは全て熊本地震関係でございますけれども、平成27年度は2件、平成26年度はゼロ、平成25年度は1件、平成24年度は2件ということでございます。

【小林委員】 今日、長崎県産業振興財団が保有する株式の売却について部長説明がありました。ここについては平成15年度から平成19年度にかけて「大学等発ベンチャー創出事業」及び「元気ベンチャー創出事業」を通じ、ベンチャー企業9社に投資を行い、そのうち経営破綻したバイオラボを除いて8社に、その成長に向けた支援を行ってきたと、こういうことになっています。

ところが、この内容にも書いてあるけれども、8社のうち5社が債務超過、債務超過していないのは3社だと。こういう形の中で事実上5社は破綻したというようなことの中で、大変大きな部長説明が行われているわけであります。

これについて部長もしっかり言及しながら、県民の税金を幾らぐらいこれで損失をしたのか

というような、そういう重い重い役割と責任があるわけです。ここのところをこんなにさらっとやってのけるというような状況の中で、我々はそれによって見逃すということは絶対あり得ない、あってはならない。そういうところを一つ指摘しながら、この実態を明らかにしてもらいたいと思っております。

まず、我々は、過去において、この大学等発のベンチャー企業とか、あるいは元気ベンチャー企業創出事業とか、こういうような趣旨は非常に立派だということで趣旨そのものは決して否定しなかった。リスクは伴うけれども、いかにしてそのリスクを伴わないようにするかという県とか産業振興財団の役割、また、いろんな外部の専門的なマネージャー等を招きながら、これが必ず成功するようにと。そして、明日の長崎県の発展とともに、いわゆる雇用の創出、あるいは地域経済の活性化、こんなようなことを考えながらやってきたわけです。

ところが、これはもう事実上、ほとんど破綻したと。債務超過していない3社と言うけれども、この経営内容の実態は、誇れるような、あるいは県が求めるような、例えば、株式公開をやるぞと、上場するんだとか、雇用創出を何名ぐらい、あるいは地域経済に対してどれぐらいの貢献をしてきたとか、そういうことが伴っていかなければいかんけれども、大変ご無礼な話で、ここだけの話にしてもらえば、ひょっとしたら風前のともしびかもしれない。そういうようなことの中からまず実態を明らかにしてもらいたいと思います。

債務超過は、大体幾らぐらいの債務超過がこの5社であるのか。そして、県がこれによって幾ら金を出して、幾らが露として消えたのか。まず、この辺の数字を明らかにしてもらって、こ

のことについてまずお答えをいただきたいと思います。

【貞方企業振興課長】 まず、最初に1つ説明しなければいけないと思っておりますが、債務超過の企業が5社ある。確かにそのようにご報告いたしておりますけれども、そのうち1社は平成25年6月に本委員会でご報告しております企業でございます、ここは実質、破綻しております。したがって、現在、事業としては何も活動していないわけですが、その他の4社につきましては、現在も厳しい財務状況とはいえ、日々、雇用者を使いながら事業活動を営んでおりますので、決して破綻したというわけではございません。実質、破綻したのはバイオラボのほか1社ということでございます。

その上でご説明いたしますと、まず、8社合計で出資を2億1,300万円いたしております。バイオラボを含めると9社で2億7,300万円出資をいたしております。このほか制度の中に補助金を交付できる制度がございましたものですから、このうちバイオラボを除くその他の会社に8,000万円、補助金を出しております、バイオラボを含めた3社でございますと1億2,000万円、補助金を出しております。以上を合計いたしますと、出資プラス補助金で8社合計で2億9,300万円、バイオラボを含めた9社合計で3億9,300万円の県費を投入しているということでございます。

一方、お尋ねがございました債務超過額でございますが、各企業の債務超過の額を合計いたしますと4億6,300万円となっております。このうちどれぐらいの損が出たのかというお尋ねでございますけれども、今のところ、まだ特に株等も売却しておりませんので、今のところは損は出ておりません。

【小林委員】今の答弁の中で明らかになったように、県費が幾らぐらいここに注ぎ込まれているのかと。バイオラボも入れて、いわゆる出資金と補助金を合わせて3億9,300万円と、約4億円の金が県民の税金から、これは一般財源だから交付金でも何でもないので。それが注ぎ込まれて、結果的にこのような形になっているわけです。

それで、お互い相手のあることで名誉の問題もあるので、債務超過はしているけれども、实际的に今経済活動をやっているんだと、こう言っているんだけれども、それをいろいろと支援してきた外部の専門家委員会が、もうそろそろ、今のままの状況では債務超過が拡大されるばかりだと、もう2月ぐらいをめどにしていろいろの財産を処分しようではないかという提言をしているし、そういう点から考えていけば債務超過された会社もそれを受け止めざるを得ないという形の中で、だからこそ、こうやって委員会に初めて出てきたのではないかと、こういうふうに受け止めております。

債務超過の会社が、今からこうして我々が委員会で頑張ってもらいたいというようなことを申し上げ、また、担当の企業振興課長も、さらにいろいろと激励をさせていただいて、これはある意味では債務超過がなくなるというような元気な経営に立ち戻ることができれば、これ以上のことはないが、そういうような理想と現実のギャップは否めないと思っているわけです。

そこで、これは委員各位もよく聞いてもらいたいと思うんだけど、これだけの損失が出ているということが明らかになった、約4億円です、バイオラボも入れて。それと同時に、これは補助金とか出資金でそれだけだけれども、加えて、ここの中にもあるように外部の専門家

委員会とか、いろいろそういう偉い方々の助言、あるいは指導をいただくというような経費は、県の一般財源から出ていると思うんだよ。これがどのような実態になっているか。いわゆる出資金と補助金だけを言っているけれども、それをバックアップするためのそういう資金も多額になっているんじゃないかと推測されるんだけど、正直に明らかにしてもらいたい。

【貞方企業振興課長】ただいまご質問がございました外部専門家委員会等に要する経費についてでございますが、現在、外部委員会に要する経費は、外部専門家及び会計士等への謝金、あと、その交通費経費などにつきまして予算額が884万2,000円です。このほかに財団内部に、このためだけではございませんが、インキュベーションマネジャーを1人、その補助職員を1人、合計2人雇っておりまして、この経費が501万円。合計1,385万2,000円を計上しているところでございます。

【小林委員】今、企業振興課長が正直に答えていただいた1,385万円、これは何年間、このまま続いているのか。

【貞方企業振興課長】平成22年度からでございますので、今が7年目でございます。

【小林委員】約1,400万円近いお金が8年間も人件費等、そういう識者の方々に支払われておったと。何度も言うが、申し訳ないが、県民の税金だ。

こういう状況は我々としては黙って通過させるわけにはいかないということは、バイオラボの状況についても、あえて100条委員会をつかって、その中で原因究明をやってきたわけです。破綻はしていないと言われるけれども、事実上は破綻だと私は思っているんだよ。債務超過がこれだけ長い間続いてあって、そして、もう店

じまいをしようやという声がかかっている以上は、そういう破綻状態に限りなく近いじゃないか。

そうすると、この要因は一体何なのか。これだけ大きな県費を使い、外部からもいろんな専門員を呼んで、ありとあらゆる、手取り足取りみたいな形の中で助言とか指導とか、県はそうやって財源の支援をしてきたわけです。にもかかわらず、こういう結果だよ。一体要因は何か。

【貞方企業振興課長】こういうふうな状況に至った要因でございますが、まず、バイオラボに関する100条委員会や、別途設置された有識者によるベンチャー支援検討委員会等の議論、意見を総合し、私どもが当時整理した状況につきましては3点ございます。

1点目は、投資先を選定する際に、その企業を運営する経営者の資質及び事業内容を評価することが十分に行われなかったのではないかと。

2点目が、株式公開に向けた目標の設定、平成15年当時、本県から株式公開企業を50社、創出するという目標を設定いたしておりました。それに向けてこの制度をつくったわけですが、その際の目標達成に向けた個々の企業の課題の解決、支援が、当時の財団を中心とする支援だけでは十分に行えなかったのではないかと。

3点目に、今のことも関係いたしますが、その支援をやる際に、アーリーステージ、企業を始めてすぐの時、それから軌道に乗りつつある時、どんどん拡大していく時、そういった時々に応じたさまざまな経営課題に対する解決方策のアドバイス、経営支援が十分ではなかったのではないかとということが一番大きな原因だったと思います。

また、こういった意見を踏まえまして、県と

いたしましては、先ほどから話に上がっておりますが、こういった残った会社、バイオラボ以外の会社を支援することを一番の目的とする外部専門家委員会を設置しまして、年に3回程度、毎年開催いたしております。そして、その企業に直接出向いていろんな指導、支援もしてきたわけですが、その支援の結果から見ると、やはり上場していただく、企業経営を軌道に乗せさせるというところで、いまひとつ力が及ばなかったのではないかと考えております。

【小林委員】 貞方課長、あなたが担当しておったわけではないけれども、猛烈な課長として非常に期待されている、いろんな企業の方々から。非常に華のあるようなあなたの活動と、あなたがこの問題に首を突っ込んだ時には、正直言って手をつけられないほどのいわゆる経営悪化、ひょっとしたらそんな状態ではなかったのかと思います。

私が言いたいことは、要因は一体何かと。3つ挙げられた。例えば、採択の時に経営者になるべき人の資質とか、事業計画の策定が本当に時代の流れの中で、要するにプラスの要因として発展していくか、拡大されていくかと、こういうようなところの見誤りというか、そんなことが1つあったんだということをいみじくもおっしゃった。一体、選考委員は誰かと、こういう話になってくるけれども、こんなことを正直に言えるあなたは大したものだと思っている。みんな、そこら辺のところは仲間内で逃げようとする。

しかし、今あなたがおっしゃったようなことは、バイオラボの破綻の要因は何かと聞いた時に、全く同じようなことを言っているんだ、時の答弁者は。全然変わってない。

何を言いたいかというと、一体、バイオラボ

の破綻の教訓がどのくらい生かされてきたのかということをあえて言いたいわけです。全く生かされてないではないかと。あえて結果を見れば、そういうことになっていくわけだよ。バイオラボの破綻によって世の中を騒がせ、本当に県として、大学等発などというような、そういう新しい時代の流れをいち早く取り込んで、そして、長崎県の地域経済を豊かにする、雇用創出を図る、全国の注目を浴びる、だから1億円の枠なんていう、6,000万円の出資にプラス4,000万円の補助金をくっつけて、結局、この6,000万円は出資金であって、戻ってくるかというと、戻ってこない可能性が高いし、また、戻ってこなければ戻ってこないでいいようになっているわけだよ。1億円の枠、その他は1,000万円、こういうようなことの中で、当初、1億円の枠が4件採択されて、1,000万円のものがたしか8件、トータル12件が採択されてスタートしたのが、このベンチャー企業だよ。さっきも言ったが、当然のことながら、リスクがあるということはわかっている。けれども、リスクがないようにやってもらうのが君たちであるし、そこに県と産業振興財団が一緒になって、何度も言っているように外部の専門家を招きながら、高い給料を払いながら、何とかこれを緒につかせて目的とするような、いわゆる株式公開、上場までもっていく、成功させる。これだけの取組をやりながら、このありようは、バイオラボの失敗の二の舞とか三の舞、全く教訓が生かされてないというところに、正直に言って、あなた方の限界と。つまり、これだけの予算を使い、これだけの資金を持ち、これだけの対外的な人を集めながら、こういうような哀れな姿三昧にさせてしまうということ、とても残念だと私は思うんだよ。

この教訓を生かすために、外部の専門家委員会というものを平成22年につくったんだ。そして、今言うように、平成22年のバイオラボの教訓を生かさなければいかんということで具体的にこういう専門家に集まっていたいて、いろんな角度からの支援、助言とか指導をやってもらう、経営的なアドバイスをやってもらう。いろんなありとあらゆる、普通の起業をやってる人たちは本当に喉から手が出るような、これだけの厚い支援なんか、どこもないぞ。

しかし、残念ながら、結果的にこういう状態で終わって、これだけの損失を県民に与えている。こういう状態を見た時に、県とか財団は、どんな責任のとり方をするのかと言われても仕方がないんだぞ。ここのところは本当に真面目に考えていただかないと、我々もやっておれんよ。こんなことを議会でチェックするような形がなぜできなかったのか、こんな状態になっているわけです。

そういう点から考えてみても、このことについては重大に受け止めなければいかん。あと残る3社も、恐らく、申し訳ない言い方だけれども、さっきも言ったが、命運が尽きるような状況の中で進んでいくんじゃないか。県のメンツを立てるために、財団のメンツを立てるために、失礼だけれども、借金は膨らみながら店を閉じることができんと。こういうような格好の中でずっとここまできておったということもひょっとしたらあるかもしれない。もっと早く店をたたみたかった。しかしながら、県とか財団のメンツが、どこの時点でこれを明らかにするかというような、そんな状況もひょっとしたらあるかもしれない。

いずれにしても、こういう現実、結果として体たらくな姿を、いわゆる県の産業労働部、

とても残念だよ。中山委員が指摘しているように、私も指摘しているし、みんなもそう思っている。

我々もこの委員会は最後だから、あえていろんなことを言うけれども、この委員長は上等ですよ。正直に言って、委員長の指揮のもとにおいて、この委員会ががっちりしまってきている。我々、委員会、議会としての役割をしっかりと果たしてもらいたいということの中で、皆さん方に頑張っていただいて、高校生の県内の就職率、あるいはまた、これから大学生等についても実を上げ、さらに、一番大事な工業高校についても、これだけの実績をあなた方がつくってきているじゃないか。一方においてこれだけのことをしながら、これだけの損失を、しかも、前例のバイオラボの、こういう本当に哀れさんばちな姿を見てきておって、また同じようなことを繰り返すとは一体何ごとかと。コストの感覚とか、一体県費をどう思っているのかと。県民が汗を流した税金を君たちは一体どう考えているのかと、こう言われても仕方ないではないか。

そういう状況から考えてみて、貞方課長、外部の専門家委員会というのは、月に3回ですか、（「年に2回から3回です」と呼ぶ者あり）年に2回から3回でこれだけの金を払って、どういうアドバイスをしているんですか。

そして、県は財団の設置主体なんだよな。設置主体でありながら、いわゆる有限責任か、無限責任かといえ、有限責任だろう。株主の一人として、それを支援するみたいな形になっているんじゃないかと思うんだよ。ここのところの、こんな破綻のことにいつ頃から気づいたのか。専門家の皆さん方は、いつ頃、気づいて、どんな支援をしてきたのか、答えてもらいたい。
【貞方企業振興課長】まず、委員会がどういう

アドバイスをしてくれているのかというお尋ねでございすけれども、主として委員会の構成は、弁護士、それから公認会計士、税理士、あとベンチャー支援の専門家であるベンチャー支援の会社の取締役の方、それに大学の経済学、特にベンチャー支援に詳しい大学の先生、そういった方々で構成されておまして、それぞれのお立場で、弁護士であればいろいろ抱える法的な問題の解決でありますとか、会計士であれば財務状況の問題について税理士と一緒にいろいろご指導いただいた。大学の先生であれば、販路拡大のいろんな手法について、委員会の場でもさまざまに議論いただきましたし、かつ現地にも出向いて行って個別に、例えば、販路拡大で、つてをたどるだけではなくて、自らその他の関係が薄かったところにも宣伝をしたかどうかといったアドバイスをしてきたところでございます。

あと、この外部委員会も含めまして、私どもがいつから気づいたかということでございますが、平成二十三、四年ぐらいから少しずつ厳しい状況というのは出てきておりましたが、このような状況になったということを、私は3年間、担当しておりますが、認識したのは平成26年ぐらいからだと考えております。

【吉村(洋)委員長】 議案外所管事務一般の質疑中ではございますが、先ほど申し上げましたとおり、15時40分頃から請願審査を行うということにしておまして、請願人がたゞいま到着されておりますので、一旦、議案外所管事務一般に対する質問を中断し、請願審査を行った後、再度、議案外所管事務一般に対する質問を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 よろしく申し上げます。

それでは、しばらく休憩いたします。

再開は、午後3時50分といたします。

— 午後 3時48分 休憩 —

— 午後 3時53分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願審査を行います。

第5号請願「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願」を議題といたします。

まず、紹介議員から説明をお願いいたします。

【前田議員】 こんにちは。本日は、お忙しい中、また、委員会の初日の審査の途中にこのような時間をとっていただきまして、ありがとうございます。

お手元に請願の内容については資料をお配りさせていただいておりますが、簡潔に経緯についてお話をさせていただきます。

国においては、特に厚生労働省であります、10月から2020年の東京オリンピック、パラリンピックなどに向けて検討する中で、受動喫煙防止対策というもののたたき台を公表いたしております。これはオリンピックに向けて受動喫煙防止対策をさらに強化しようというものでありますが、このことについて現在、関係業界団体等に対するヒアリングをしながら、来年の通常国会で新法もしくは健康増進法の改正という形で提出を目指していると聞くところであります。

しかしながら、この内容のたたき台を拝見させてもらったところ、非常に多くの問題があると認識いたしております。特に、本県は、たばこ耕作は農業の基幹産業でもありますし、そして、今回、たばこ耕作組合、たばこの販売協同組合、さらに長崎県料飲業生活衛生同業組合の

3団体から出させていただいておりますが、たばこ耕作に限らず、販売、さらには、長崎県における特に中小の料飲業については壊滅的な打撃を受ける可能性があるということで、私たちは今回の請願をさせていただいております。

もちろん、現状において、分煙についての積極的な取組をやっているところでありますので、今回の趣旨としましては、この新法制定に対しまして、過度で一律的な規制強化ということではなくて、そのことについて喫煙者と非喫煙者が調和できる分煙社会の実現を目指して対策をとるよう、国に対して慎重な審議をしていただくような意見書を提出していただきたいという旨であります。

私自身は喫煙者ではありませんが、喫煙しない立場の者から見ても、今回のこのことの運びについては非常に大きな危機感を感じて、あえて紹介者とならせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、団体から趣旨説明をしたいという申し出をさせていただいておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 この際、お諮りをいたします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申し出があっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時56分 休憩 —

— 午後 4時 4分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。まず、今回、当委員会でこの請願を受け付けたということについて、4常任委員長で、この請願が受理された時点で話し合いをしたんですが、3者、たばこ耕作と販売と料飲業という3者から合同で出されておまして、生産は農林、販売は総務、料飲業は県民生活部とまたがってしましまして、これを分割審査するということもかなわないところでございまして、どこでやるかとした場合に、この委員会でやるとすれば農林部しかなかったんですが、農林部でやると生産の部分だけになってしまつて、なかなか片手落ちになるのではないかとということで、最終的に判断をいたしまして産業労働部は所管の部ではないんですが、今のお話を聞いていただくとわかるように、いろんな方面、生産から販売、サービスというところで長崎県の経済が大きく影響を受けるというような観点から産業労働部長にお願いをしまして、ここで請願を受けることにしたところでございます。産業労働部長には大変ご協力をいただきましてお礼を申し上げるところでございます。

そういうことを勘案していただきまして、ご質疑をいただければありがたいと存じます。

ご質問等ありませんか。

【深堀委員】 請願人の方から、今、趣旨説明をいただきました。中身についてはよく理解をするつもりであります。自分も喫煙者でありますので、その立場で考えた時にもよくわかる話であります。

しかしながら、今回、厚生労働省が出しているたたき台を見ると、私は喫煙者の立場で言う

と、受動喫煙という問題は、以前、3割を超える非喫煙者が過去1カ月に飲食店や職場で受動喫煙に遭遇しているんな思いをされているというような報告もあります。だから、好むと好まざるとにかかわらず、例えば、非喫煙者の中の未成年、20歳未満の方々もそういったところで完全な分煙ができていないことによって受動喫煙をしている。だから、これは国際的な基準から見ても日本は少し遅れているから、それに追いついていこうという趣旨で今つくってあるのがたたき台だというふうに認識をしているんですね。

その中で、先ほど趣旨が説明されたわけですが、請願事項の中で、趣旨は書かれています。請願事項の中で1つ、飲食・宿泊業等のサービスを営む事業者への措置について十分に配慮したものとする。2つ、効果的とされている分煙措置をとっている店舗・施設について相当の配慮をすること。3番目の喫煙者の機会をつくってくださいというのはよくわかるんです。この1つ目と2つ目の趣旨、中身は、十分に配慮したもの、相当に配慮してくれと、どういうことを指して言われているのか。

先ほどの請願人の趣旨説明の中で、このたたき台は到底受け入れられるものじゃないという発言もあったものだから、それからすれば完全に真逆の立場に立ってしまうので、請願事項の1つ目と2つ目、ここの趣旨をもう一度、わかるように説明いただければと思います。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 4 時 8 分 休憩 —

— 午後 4 時 11 分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【徳永委員】 今、るる請願の説明がありました。

そういう中で、先ほど委員長から、3団体から要望があり、その中で産業労働部が、今回、請願を受ける立場になったわけですが、産業労働部の中で今の説明の中であったように、私が一番危惧するのは、本県の料飲関係においては、観光県長崎ということで長崎県の経済の中でも大変大きな環境があるわけです。

そういう中で、産業労働部として、この受動喫煙防止対策強化措置法が強化された場合、経済的な面でどのような影響があるのか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

【荒田商務金融課長】 今回、請願の中身を見ますと、飲食業、宿泊業等のサービス業に非常に影響があるのではないかというお話でございます。実は、平成25年度の長崎県の県民経済計算によりますと、対個人サービス業が3,184億9,000万円の県内生産高を上げております。対個人サービス業でいいますと、飲食店、宿泊業、理・美容業等でございます。県内総生産に占める割合は7.2%の影響があるということでございます。

こういうサービス産業は、小規模な事業者が非常に多いということで、現在の厚生労働省のたたき台によりますと、全面禁煙ということが原則になっております。ただ、喫煙室を設ける場合にはいいと。しかし、小規模なところにおいては喫煙室を設けることが物理的にできないような状況も非常にあります。そういうこともありましてサービス業には相当影響が出るのではないかと認識しておりまして、我々としては、産業振興という面も大切であります。健康増進とのバランスを考えた制度となることが望ましいと考えております。

【徳永委員】 課長がおっしゃったとおりなんですよね。飲食関係は小規模ですから、分煙室を

つくるということは非常に厳しいし、ましてや、お店の中で、狭いところで分けてやる。例えば、お酒を提供される場所等において、我々も客として行きますけれども、非常に厳しいところがある。そうなれば本県にとって料飲業は非常に大きな影響があると私は思います。そういう意味では、今言われた請願の理由等については、私も非常に心配しております。

先ほど、課長から説明いただいたとおり、影響があるということですので、ぜひ、確かに健康増進というのはわかります。ただ、厚生労働省はそういう立場ですから、そうなるでしょう。しかし、経済的な面等を見れば、今回は、たばこ生産の場合は農林部、販売は総務部、料飲食業は県民生活部ということで多岐にわたっていますけれども、あえて産業労働部が受けるということで、本当はもっと深く質問をしたいんですけれども、産業労働部としては、本県経済にとってどういう影響があるのか。そしてまた、料飲業界も、ただでさえ大変厳しい中に、またこれが強化されれば、またそれ以上の打撃があると。これは観光の面もありますし、雇用の面もあります。そういう意味では先ほどの、そういう影響があるということですので、ぜひこの請願について皆さんのご理解をいただきたいと、そう思っております。

【吉村(洋)委員長】 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

【中山委員】 産業労働部ということですので、サービス業として振興させて県民所得を上げようという立場でありますので、そういう観点からお聞きしたいと思います。

九州北部たばこ販売協同組合の組合員数というか、販売店がどのくらいあるのか。それで経営の現状はどういう状況になっているのか。

それともう一つ、長崎県料飲業生活衛生同業組合も会員が相当おるとは思いますけれども、要するに、現状はかなり厳しいんだろうと思っております。そういう中で、これが追い打ちをかける形になると思いますけれども、とりあえず現状をどういうふうに捉えているのか、その辺を教えてください。

【吉村(洋)委員長】 休憩いたします。

— 午後 4時17分 休憩 —

— 午後 4時19分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【中山委員】 今、たばこ販売については、10年前の半分だということで大変厳しいと。そして、料飲業関係につきましても、2,500から1,200ぐらいに減っているということで、これが入れば3分の1が潰れるだろうと。

そういう状況であるならば、この請願について、県民の立場からして、産業振興という立場からすれば、この請願に賛成の立場でありたいと考えております。

【中村委員】 ここにいるのは産業労働部ですから、言うのもちょっとあれかなと思って考えたんだけど、この請願事項の中で、いろんな業者に対する十分な配慮ということを書いてあります。私が思うには、例えば、病院、学校、学校なんか基本的に敷地内はだめだということになっていますよね。そうした時に先生たちが敷地から出て校門の外でたばこを吸うとか、そういうぶざまな格好、それとか病院でも何らかの病気で入院をしているわけですから、その入院している患者が、もちろん、たばこを吸うのはよくないんだろうけれども、たばこを吸いたいということで外に出で行かなくちゃいけない、中では吸えない。なんか矛盾したような環境がた

くさんあるんですよね。

私も以前はたばこを吸っていましたが、やっぱり吸いたいという気持ちをやめることはなかなか無理だと思うし、逆にストレスがかかって病気がひどくなる時もあると思うものだから、この辺の配慮ということについては、病院とか学校とか、そこら辺の配慮については、もう少し柔軟な体制をもって、ちゃんとした喫煙室をつくれば大丈夫だとか、そういう態勢にできればなってほしい私は思います。

今回のこの請願については、もう少し、配慮については私たち自由民主党からも、少しでも声が出せる部分については出していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員】 ちょっとお尋ねしますけれども、この請願書が長崎県議会に提出されておりますけれども、これは全国的にこの3つの団体で、たばこ耕作組合、たばこ販売協同組合、料飲業生活衛生同業組合の3団体が先頭を切って各県議会に、あるいは市町の議会等に徹底してこの請願を理解してもらおうと、こういう動きになるんですか。長崎県議会だけじゃないんでしょう。そこをお尋ねしたい。

【吉村(洋)委員長】 委員会を休憩いたします。

— 午後 4時22分 休憩 —

— 午後 4時22分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【小林委員】 これは単に長崎県だけの問題にとどめたら絶対いかんということ。福岡あたりからもお出かけになっているから。ただ、皆さん方の団体の問題だけでなくして、全国でこういう声をしっかり国に上げていかなくちゃいかん。そのためには全国の県議会だけでなくして、市議会、あるいは町議会等々あるわけで

す。そこまでおろしきかどうかわからんけれども、それくらいの市民挙げての声をあなた方が醸し出して。これは総論については、確かにある程度流れがわからんわけでもないが、しかし、実態において各論というのは非常に行き過ぎていてという感じがするわけです。

私は、たばこは一貫して吸わないが、お互いの立場、立場の中において、愛煙家という方々もたくさんいらっしゃるし、喫煙者は、たばこを吸うことを非常に喜びとして感じて頑張っているわけですから、そういう点から考えれば、余りにも一方的な内容に置かれているということ。それを打破するためには市民、国民の声だよ、県民と。そういうことだから、今申し上げたような取組をぜひやってもらいたいと思います。

それから、先ほど中山委員もおっしゃったけれども、たばこの税制上の優位性、長崎県においてもこれだけの県民税とか事業税等を払っていただいているというようなことも考え併せた時に、委員長が相当気を使っているけれども、産業労働部の産業政策課が窓口になって、これはどこかが窓口にならんばいかんから、山下産業政策課長、あなたが一番適任者だよ。たばこを吸うか吸わないかはわからないが、君らの方でやれよ。そして、きちんと受け止めて、これは地域産業に相当な影響を与えるという点から考えても、やらなくちゃいかんと思うんだよ。

そこで、お尋ねしますけど、このたたき台というのは、最初からたたき台なんて出すことが珍しいんだよ。たたき台という名がついて、これが本命かどうか知らんけれども、この防止対策というのがたたき台と。普通、我々がいうたたき台というのは、入り口の段階の、いわゆる計画の途上とか、参考の提案とか、そういう受

け止め方でいいのか。これはかなり前向きで、この防止対策を貫くんだというような正式なものなのか。この要綱は、入り口の、緒についた、我々の常識のたたき台、こういうことでよろしいか、ちょっとお尋ねしたい。

【吉村(洋)委員長】 答えられる範囲で教えてください。

【荒田商務金融課長】 今、厚生労働省が事務局となりまして、関係する各団体からヒアリングを11月までに2回ほどやっております。各団体から2回ほどご意見を伺っていらっしゃいまして、その結果を踏まえて、このたたき台をもとにして法案を作成されると聞いております。来年の通常国会に上程される予定だということを伺っております。

【小林委員】 それで、たたき台というのもヒアリングをやって、それで本格的になる可能性があるということを今示唆されたわけです。だから、請願人の方々は全国での取組をきちっとやって、幸い、紹介議員が上等だから、大いにやってもらったらいいいと思うんだよ。

そこで、要綱を見たら、お互い義務的にやるというようなことになっているようだけれども、これは義務違反に対しては罰則を与えるみたいな、そんな内容になっているんですか、どうですか。

【荒田商務金融課長】 たたき台を拝見すると、罰則についても検討するということが書いてありまして、どのような罰則にするかは全く記載されておられません。

【小林委員】 罰則を検討するということですが、前向き検討だよ。そういうようなことでかなり本腰を入れて国はこれを進めようとしているということがこっちに伝わってくるような感じがするわけです。罰則なんていうことを

検討の段階から打ち出すということは、かなりの姿勢の中でこれを実現させようという感じがするわけです。

ですから、ここについては、今、委員の方々からそれなりの意見が出ておりますけれども、ここについては総論の流れはわからないわけではないが、しかし、各論においては行き過ぎもあるし、現場の皆様方の声を、耕作とか販売とか料飲業とか、もっともっと関係があるところもあるでしょうから。

大体、ＪＴという専売公社があるでしょう。たばこをどんどん広めるようなＪＴがあるだろう。そういうところは何をしているんですか。これは本当に国の機関同士で、ＪＴなんかはもうちょっとしっかりやってもらわなければいけません。ＪＴなんかに大いに請願書なんかを出して、意見書を出しなさいよ。そういうことで前田議員にやってもらってください。

だから、ぜひそういう形の中で、我々としては、この請願は絶対賛成、この請願の中で我々も大いに盛り上げていきたいと思っておりますから、しっかり頑張って全国の動きをやってください。紹介議員、頼むよ。

【吉村(洋)委員長】 大体取りまとまったようでございますが、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

【深堀委員】 種々議論させていただきました。請願人の皆さんのお立場、そして、経済に与える影響ということも一定理解をするんですが、喫煙者の立場として、これまで30年以上たばこを吸ってきましたけれども、ずっと昔は職場の

机でも吸っていた、それが職場では吸えなくなり、乗り物でも昔はぼんぼん吸っていたものが吸えなくなり、料飲食店でも吸えないところが出てきた。それはある意味、社会の趨勢であり、受動喫煙の、非喫煙者の権利を守るために流れてきたことだと理解をします。今、厚生労働省が進めている内容についても、グローバル社会の中で、それに合うような、日本がそういうところに追いつかなければいけないという立場の趣旨であることから、私どもとしては、この請願の採択には賛成できないということで討論とさせていただきます。

【吉村(洋)委員長】ほかに討論はありませんか。

【宮本副委員長】この請願に対しまして、会派を代表いたしまして一言意見を述べさせていただきます。

この請願は、非常に判断に苦しむ請願であると感じております。そもそも基本的な考え方は、国としては、受動喫煙による健康被害の悪影響をなくして、国民の健康促進、健康増進を図っていこうという観点からたたき台をつくり、新法を制定しようという流れであると認識しております。

その中において、日本は、各国に比べれば受動喫煙の体制が弱いので、2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けて新しい体制をつくっていきましょうという流れ、これが基本的な考え方であると認識しております。

しかし、その一方で長崎県として見ると、この趣旨にもありますとおり、葉たばこの耕作というのは長崎県にとって非常に大事な産業であります、大事な耕作作物であります。販売実績も28億円という大事な産業であるということも鑑みて、非常に細かく細かく分析をして意見を述べていかなければならないと考えておりま

す。

そういう中で、厚生労働省のたたき台を見ると、平成28年10月につくられたたたき台の中で、今後の立案作業の中に、「我が国における受動喫煙防止対策、オリンピック、パラリンピック開催国と同等の水準とすべく必要な法律案を国会に提出することを目指す。その際には関係者の意見を踏まえながら調整を進めることとし」という一文がありますので、今後は、いろんな方々の意見を聞きながら進めていくであろうと考えております。

そういった立場に立つと、意見というのは大いに言っていんじゃないかと私自身は思っております。

そういった趣旨から賛成の立場で採択していただきたいと思います。

【徳永委員】このたばこにおける法律ですけれども、葉たばこの生産、販売、そして料飲業というおのおのは合法の中でやっているということを皆さんで理解をしなければならないと思います。

そういう中で、今まで健康増進法に対しては、各業界も非常に協力をして頑張っているわけです。それにさらに追い打ちを、追い打ちといいますか、さらに厳しい法律になれば、関係者にとって死活問題というよりも、あなた方は、たばこをつくるな、そして、たばこを売るな、そしてまた、たばこを吸う方であれば来るなというような、こういったところに飛躍していくのではないかなという解釈にもなるわけです。

私は、深堀委員と違って、今、禁煙しております。過去は相当たばこを吸っておりました。しかし、お店に行って喫煙者と一緒にいても全然違和感はありません。全ての国民、県民がそうではありません。それはそれとして、合

法の中で業界の皆様が一生懸命やられていると
いうことを皆さんとともに理解する中で、私は
賛成ということで討論をさせていただきます。
よろしくお願いします。

【吉村(洋)委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに討論はないようで
ございますので、これをもって討論を終了いた
します。 暫時休憩いたします。

— 午後 4時35分 休憩 —

— 午後 4時35分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。
第5号請願に対する質疑・討論が終了しまし
たので、採決を行います。

第5号請願「厚生労働省における受動喫煙防
止対策強化措置について意見書の提出を求める
請願」を採択することに賛成の委員の起立を願
います。

〔賛成者起立〕

【吉村(洋)委員長】 起立多数。

よって、第5号請願は、採択すべきものと決
定されました。

ただいまの請願の採択に伴い、その趣旨に沿
って本委員会から意見書提出方の動議を提出す
ることにいたします。

意見書案を配付いたします。

〔意見書案配付〕

【吉村(洋)委員長】 これについて何かご意見等
ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご意見もないようでござ
いますので、お諮りいたします。

本提案のとおり、意見書を提出することに賛
成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【吉村(洋)委員長】 ありがとうございます。起
立多数。

よって、ただいまの趣旨に沿って本委員会よ
り意見書を提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、今、お目通
しのとおりで、まだ不足の点もあるかと思ひ
ますが、その辺は整理して提出をさせていた
だきたいと思いますので、正副委員長にご一任
いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ありがとうございます。

以上で第5号請願の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

— 午後 4時37分 休憩 —

— 午後 4時38分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

議案外所管事務一般の審査の途中でございま
して、小林委員が大変盛り上がりされておしま
した。時間がまいりましたので、月曜日からま
たお願いをするということにしまして、本日は
これにて委員会を終了させていただきたいと存
じます。 しばらく休憩いたします。

— 午後 4時39分 休憩 —

— 午後 4時40分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、12月12日は
午前10時から委員会を再開し、産業労働部の審
査の続きを行います。

大変お疲れさまでございました。

— 午後 4時41分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月12日

自 午前10時 1分
至 午後 4時27分
於 議 会 会 議 室

海洋・環境産業創造課長 森田 孝明 君
商 務 金 融 課 長 荒田 忠幸 君
雇用労働政策課長 松本 和也 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 吉村 洋 君
副委員長(副会長) 宮本 法広 君
委 員 小林 克敏 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 下条 ふみまさ 君
" 中村 和弥 君
" 深堀 浩 君
" 山口 経正 君

農 林 部 長 加藤 兼仁 君
農 林 部 政 策 監
(農村整備事業・
諫早湾干拓担当)
農 林 技 術 開 発
セ ン タ ー 所 長 前田 健次 君
農 林 部 次 長 峠 純秀 君
農 林 部 次 長 中村 功 君
農 林 部 次 長 宮崎 浩善 君
農 政 課 長 福田 修二 君
農山村対策室長 光永 郁宏 君
団体検査指導室長 山下 明 君
農 業 経 営 課 長 佐藤 紳 君
農地利活用推進室長 綾香 直芳 君
農 産 園 芸 課 長 洪谷 隆秀 君
農産加工流通課長 長岡 仁 君
畜 産 課 長 大曲 祥之 君
農 村 整 備 課 長 松本 拓徳 君
諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君
林政課長(参事監) 佐藤 義高 君
森 林 整 備 室 長 内田 陽二 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産 業 労 働 部 長 古川 敬三 君
産業労働部次長 宇戸 真二 君
産業労働部次長 山下 和孝 君
産 業 政 策 課 長 山下 三郎 君
産業政策課企画監 吉村 邦裕 君
企 業 振 興 課 長 貞方 学 君
企業振興課企画監 原田 一城 君
食品産業・産地振興室長 櫻井 毅 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 開議 —

【吉村(洋)委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

下条委員から、所用により、本委員会への出席が遅れる旨の届出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

12月9日に引き続き、産業労働部関係の審査を行います。

議案外所管事務一般についての質問に入るわけですが、その前に、冒頭、企業振興課長から

一昨日の答弁の中で間違いがあるということで、訂正の申し出が出ておりますので、お願いしたいと思います。

【貞方企業振興課長】9日の当委員会におきまして、小林委員から、外部専門家委員会にどれくらい予算がかかっているんだと、お金を払っているんだというご質問がございまして、私、その時にインキュベーションマネージャーなりスタッフなり財団の人件費が501万円で、外部委員会等については884万2,000円という答弁をいたしましたんですが、これが実は逆でございまして、外部専門家委員会が501万円、インキュベーションマネージャー等の人件費が884万2,000円の誤りでございました。

かつ、委員会の経費500万円の内訳が、実際に外部委員会の先生の謝金や旅費、これにつきましては166万3,000円、インキュベーションマネージャー、財団の職員やこの外部委員会の方々の旅費、企業訪問する旅費、これが151万4,000円、公認会計士が年に2回会計調査を行い、報告をしていただくんですが、この分の謝金や旅費が183万3,000円という内訳になっておりまして、訂正して報告をいたします。

【吉村(洋)委員長】質疑に入りたいと思います。引き続き、小林委員。

【小林委員】おはようございます。

この間からの委員会で、今回の大学等発ベンチャー企業のまさに教訓が活かされなかったのではないかと、こういうような形の中で、株式を売却しなければいけないと、こういう究極に追い込まれているということが明らかになりました。

私は、正直な話、産業労働部長の説明の中に読めば載っているのだけれども、これだけ重大事であるから、産業労働部長はこの部長説明の

中で、個々にきちんと触れられて、こういう破綻に至る状況というようなことについての県の姿勢について、あるいは財団の姿勢について、ある程度お述べるんだらうと、こういうふうなことがあったんですけれども、もし仮にこれがすらっと、よく私どもが勉強不足で、これがすらっと通ってしまっておったら、これは本当に議会のチェック機能は一体どうなっているのかと、こう言われても仕方がないぐらいの我々の怠慢、また、同時に、理事者側のこれに対する責任のあり方とか、あるいは問題次元の認識が余りにも薄いのではないかと。

私が言っているように県民の税金、一般会計のこれだけのお金をどういうふうに認識しているのかと、こういうような形の中でかなり失望感が漂い、本当に基本的な姿勢を忘れてるんじゃないかと、こう言われても、あえて指摘をせざるを得ないような状況にあったと思うんです。

担当が貞方課長ですから、非常に熱心にやっているということはよくわかっております。もう全てにおいて、何も彼を一人持ち上げるわけではないが、本当に産業労働部というのは、今、大変な経済状況の中において、この間も言ったけれども、高校生の県内就職率、またいろいろ大学等々と産学官、あるいは金融関係も入れて、いろんな形の中で取組をやっているということ、それがきちんと実績になってあらわれているという、やればできるということを証明していると思うんです。にもかかわらず、こんな状況にあることを非常に残念に思います。

実は、この土曜、日曜日の中で、正直言って4件、この大学等発ベンチャー企業の内容の新聞をお読みになった方々からご連絡がありました。長崎、佐世保も入っております。何も大村

の支援者だけからではない。かなり辛辣な話がかいていうこの認識を、まずしっかり受け止めていただきたい。

最終的にどういう解決を考えていくのか、どういう認識をされているのかというようなことをあえて言わざるを得ないような状況に陥ってしまうと思います。これは本当に慎重に、きちんと受け止めていただきながら、本当に事の重大さに気づいていただきたい。

もちろん、部長、あなたが部長の時にやったわけでもないし、貞方さんが課長の時にやったわけでもないし、これはもうずっと前任者が続いているわけです。何といっても平成15年から始まっているわけだから、もうこの辺のところは十二分に認識をしております。

古川さんが部長として、当時からずっとかかわってきた責任者ならば、それはもう本当にこんなようなことでは済まされないし、また貞方担当課長が最初からずっとかかわってきているならば、これは重大だと思うんです。

それで、委員長ちょっと申し上げておきますが、ここに久野委員とか中山委員とか私がおります。ひょっとしたらほかの方もいらっしゃるかもしれませんが、このバイオラボの1億円だけで100条委員会をつくったわけです。100条委員会でかなりの議論をしたんです。

それで、平成20年に破綻についてもしっかりとした、バイオラボ側から県の方に、あるいは財団にきちんと連絡がない状況の中で、新聞社からの伝達の中で、あるいはそのインタビューかなんかの中で初めてこれが具体的にわかったと、こういうような状況であったことも事実であります。この辺のことを踏まえながら、これから質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、今回のこのような状況というこ

とについて、先ほどからありましたように、外部委員会というものをおつくりになったと。この外部委員会をおつくりになった理由は一体何だったのかと。今言われるように1年間に1,300万円を超えるような、それだけの経費をかけておやりになっている。この第三者からなるところの外部委員会の役割は一体何なのかと。これが平成22年に設置されているけれども、この22年に設置された本来の目的は一体何だったのか。まず、ここのところを質問をいたしたいと思います。

【貞方企業振興課長】ただいまのお尋ねは、ベンチャー支援外部専門家委員会がどういう目的で設置されたのかというお尋ねでございますが、本委員会は、投資先企業に対する財団の支援のあり方等について、財団外部の委員による客観的視点から検討するという目的で設置をされたところでございます。

所掌事務としまして3点ございます。投資先企業、バイオラボを除く8社のことでございますが、投資先企業の財務、経営状況に対する改善策の検討、2点目が同じく投資先企業に対する財団の支援のあり方の検討、3点目が同じく投資先企業への既に投資をした出資金、株ですね、その取扱い、支援を継続するか否かも含めて、そういったことの検討、以上3点でございます。

【小林委員】的確なご答弁だと思います。要するに、バイオラボが破綻をされて、これからのいわゆるベンチャー企業に対する県の出資をやっているわけですから、税金でやっているわけだから、これをいろいろと支援するあり方、まずは当然バイオラボで経験した放漫経営とか、あるいは過剰設備投資、こういうところになぜ県はチェックができなかったのかと、そんなよ

うなことが強く指摘をされました。

それを受けて、第三者で、この間も説明がありましたように弁護士だとか、あるいは財政とか、いろんなことがわかるような専門的な人を6人入れて第三者委員会をつくって、今言われたような内容の指摘をやっている。特に、経営改善が一つと、いわゆる県として、財団として、どういう支援のあり方をやればいいのかと、ここは非常に大きな問題点だと思うんですよ。

そういうことを考えてまいりますと、もう恐らく15年から17年にかけての大学等発ベンチャー企業、ここへの投資、それから17年から19年にかけて1,000万円枠の元気ベンチャーの創出事業、そういうことをやっているわけだから、バイオラボが平成20年に破綻をしてから、そういうことの中で委員会をおつくりになった。では、委員会が今日のこの結果を見た時に、適切な経営の改善とか、あるいは県の支援のあり方、財団の支援のあり方について、的確な指導をしていただいたものなのか。これだけの識者が6人も集まりながら、年間にこれだけの経費を使いながら、その役割を本当に果たしていただいたのかどうかと。

例えば、経営改善について、今回のこの債務超過を迎えるに当たって、どういうふうな指摘があっただろうか。県のあり方がどういうふうにならなければならないというような第三者の委員会からそういう指導があったのか。この辺のところについてもご答弁をお願いしたいと思います。

【貞方企業振興課長】外部専門家委員会からの県に対する指摘でございますが、特に、県に対して制度的なものについての指摘はございませんでした。もっぱら対象企業となる8社について、財務状況等についていろいろと意見をいた

だくでありますとか、初期段階ではほかの投資ファンド、ベンチャーキャピタル、そういったところも含めた投資先の紹介、提案でありますとか、そういったものを財団に対して行っていただきまして、そのほかには財団のインキュベーションマネージャーの訪問時に、これは毎月、その8社を主に訪問しておりますので、そういったところに対するアドバイスだとかが主だったと考えております。

【小林委員】だから、ここが一番大きなポイントになると思うんです。

何度も言うように、バイオラボの破綻の教訓を活かさなければいけない。そして、二度と同じような道を歩んではならないという形の中で第三者のそういう経営指導をする、あるいは改善を求めていくというような専門家からなる委員会をおつくりになったと。

さっき言われたように、事業の経営改善についてもきちんと指摘をしていく。特に大事な県とか財団の支援のあり方等について、個々に強くアドバイスをすると、こういうようなことで、正直に言って県の関係者の方々は経営に対するプロということではないので、そういう専門家のプロの方々からご指導いただくと、それに基づいてやっていくということであろうと思いますが、そのとおりおやりになったのかと。

例えば、県が一番できることは、やっぱり県の組織の中で販路拡大をするとかいうことで、売上とか、そういう企業のまさに経営について、その販路とか相手先を紹介するとか、普通の企業では考えられないような、私が言うところの手取り足取りの状態の中で、あらゆる行動とか対策を講じていただいたのではないかと考えているんです。

それが、にもかかわらずという形の中でこう

いう結果につながるということは、一体どういうことなんでしょうかと。適切ないわゆる指導、助言があったんでしょうかと。適切な経営改善についての指摘があったんでしょうかと。

例えば、バイオラボの時には、それだけの指摘とか改善事項を、あるいは独断に陥っている経営者のあり方をかなり厳しく指摘したけれども、全然それを受け止めていただくことができなかったと。それで結果的に、いわゆる過剰設備投資だとか、あるいは放漫経営と、この2つが今回こういう形の中で破綻に至った経過だと、こういうことをバイオラボの時にしきりにおっしゃってありました。

バイオラボと違うような形だけれども、債務超過というのは、それは確かに資産と負債のバランスが、負債の方が上回っていると。そういう債務超過ということで、まだ破綻したということにはなっていないとおっしゃるけれども、現実には破綻をしているわけです。

そういうことから考えてみて、一体その委員会の役割、それを受け止めた県の役割というものの、財団の役割というのが、本当にその委員会が指摘されるような方向の中で動いていただいたのかと。いわゆる破綻に至った要因について、最初の選び方が、採択するところからまずかったんだと、こんなような話で、この採択をした時の委員の人たちは一体どういうことだったのかと。こんなようなところまでさかのぼればなっていくわけでしょうけれども。

しかし、さいは投げられて、そして、これで何とか上場をしていただくという目的まで、その条件、約束まできちんと果たさなければいかんということであったわけだけれども、そこにいくどころか、もう実際的にこういう状態になっているわけです。

もう一回聞きますけれども、そういう外部委員会の指摘を本当に忠実に守りながら、県とか財団はおやりになったのかどうかと。県と財団の役割の中において十二分に全力を尽くして、この破綻という債務超過を免れないような形の中で、自分たちは全力を尽くし切ったということが言えるかどうか、この辺のところについてお尋ねします。

【貞方企業振興課長】県といたしましては、バイオラボの問題以降、財団と一体となって投資先、支援先8社の支援を行ってまいりました。

もちろん、財団の方でもインキュベーションマネージャーの定期訪問に加えまして、先ほどから話が上がっております公認会計士による調査、こういった報告を踏まえたベンチャー支援外部専門家委員会による助言、こういったものを財団の職員、インキュベーションマネージャーが相手先企業等をはじめ、いろいろと実行に移すべく助言を、さらにその会社にしてきたわけでございます。

また、県におきましても、それ以降、直接の投資という手法はとっておりませんが、それ以外での直接投資に代わる仕組みでの支援といたしまして、さまざまなベンチャーファンド、そういったところのプレゼン大会等に紹介をし、そこでプレゼンをしていただく助言でありますとか、そのほか産業振興財団の新産業創造ファンドや、現在はもう廃止してありませんが、ベンチャービジネス等々を中心に支援する県の補助金、そういったものも適宜使いながら、その発展段階に応じた支援というものを心がけながら支援をしてきたわけでございます。

しかしながら、今、委員ご指摘のとおり、結果的に株式公開企業を1社も出すことができなかったということでございまして、それについ

ては非常にじくじたるものがございます。

【小林委員】基本的に政策評価というのを毎年やるわけですね。当然、私は過去の政策評価の受け止め方の中で、このベンチャー企業に対するところの支援のあり方について、どういう政策評価が記されているかということについては、ちょっとまだそこまで勉強が至ってないから、果たしてどんな表現になっているんだろうかと。バイオラボの時には、もう順調、順調、順風満帆みたいなことを言われておって、結果的に中身を全然県も財団も知らなかったという本当に恥ずかしい限りの状況が露呈されてきたわけだよ。政策評価というのは、年に一回、いわゆる公金を使って事業をやるわけだから、当然政策評価の中で厳しい査定が行われなければいけないし、行われているものだと思います。そういうような平成22年度からずっと今日まできとって、この政策評価というのが一体どういう位置づけになっていたのかと。首尾よくうまくいっていると、こういう状態だったのか。それとも改善の余地があったというような評価の中で、いち早くもう実際、債務超過で全く出資金が1円たりとも戻ってこないような、そんな追い込まれている状況の中で、まだ経営を続けて、その深みをさらに広げていくというような、そんな感じ方しかできなかったのかと。つまり、ざっくりばらんに言えば、行き着くところまで行って、もうこれ以上行き着けないというところでこういう最後の締めをやらざるを得ないと、こういうことなのか。一体県の政策評価はどうだったんですか。

【貞方企業振興課長】過去の平成20年度や21年当時の資料はございませんが、今回、委員の皆さんに配付しております平成28年度施策評価、これは事後評価です。こういったものであ

りますとか、事務事業評価の対象には、財団に対する補助金等は直接的にはなっておりません。既に出損を平成19年度までに財団にしておりますので、その時点で一応もう終わってしまっているんで、その評価というのはされてない状況でございます。

【小林委員】そうすると、その債務超過が5社だよ。順調経営先はあと3社あるわけよ。

3社は、株式上場はできないとしても、何とかそういう資産と負債額については、恐らく資産が上回っているということの中で、いわゆる順調先だということで、この3社については支援のかがあったというような状況になっているかもしれない。しかし、上場までには至っていないというところがある。

では、残りの5社については、惨憺たる状況ではないかと思えますけれども、全体的に約5億円近い、あるいは5億円を超えるような損失がここに明らかになっているわけだけれども、いわゆる出資金が県の出資金だけではなくして、他の投資会社からも、この5社とか3社については出資があったのではないかと思うんです。全体の枠は、どのくらいの出資が他の投資会社からなされているか、この金額はわかりますか。

【貞方企業振興課長】財団の出資額は、バイオラボを除いて2億1,300万円でご報告したとおりでございます。それ以外のところとして、これは個別にはちょっと申し上げられませんので、8社合計で申し上げますと、19億2,800万円でございます。

【小林委員】19億3,000万円ぐらいの金が、

【貞方企業振興課長】訂正いたします。

財団出資が2億1,300万円、その他ベンチャーファンド等が17億1,500万円、合計で19億2,800万円でございます。

【小林委員】 だから、今言われるように、財団等々が2億1,300万円と。それといわゆる投資会社のファンドかれこれが、期待をして集まった金が17億1,500万円と。これはやっぱり相当な金額だと思いますよ。

なんでこれだけのお金が集まるのか、これだけの投資が集まるかということを、原点を考えてみてくれませんか。

私は考えます。これだけの厳しい経済の状況の中でこれだけのお金が集まる、これだけの投資をする人たちが集まるということは何かというと、その裏付けは、バイオラボもそうだったけれども、なんで出資したんですかと、それは県がこれだけ力を入れているわけだからと。県と財団が一体となってこれだけバックアップをしているんだから、間違いなくこれはうまく上場までいくだろうと。こういう県に対する、長崎県に対する信用度合いが高いからこそ、これだけの17億円もの大きな大きな金が、こうやって一般的に投資をされていると、ここも重大だと思うんです。

県は、2億数千円をそうやって出資したということと同時に、それを相当に上回る他のファンドとか、一般の方々がこのベンチャー企業に投資をしてくださっていると。しかも、バイオラボで破綻したという経過を踏まえてまでも、そんなようなことの経緯はご存じのはずなのに、これだけの支援をされているということ、それだけの投資をされているということ、ここはもうそれぞれの企業に期待することもあるけれども、やっぱり県の信頼があればこそ、これだけの投資がなされるのではないかと、こういうような受け止め方をしていますが、それに対してはどうですか。

【貞方企業振興課長】 大きな背景としましては、

当時は経済が苦境に陥っている時でもございましたので、それ以降の投資環境というのは非常に悪かったわけでございまして、その中でもこれだけの金額が集まったというのは、やはり委員ご指摘のとおり、県の支援というものが背景に、大きな背景にあったものとは考えております。

【小林委員】 そういうことに対して、県とか財団のあり方がずっと問われてきて、県費も県民に対しての大損失を与え、同時に17億円以上出された、いわゆる県に対する信頼をなくしたところ、ここのところは重大に受け止めなければいかんし、ここのところが一番大きな長崎県のあり方が問われるところではないかと。

もうとにかくこれ以上のことができないぐらいの支援体制をとっておられるんですよ。あらゆる支援体制をとっておられる。だから、単なるこのベンチャー企業の破綻だけにとどまらず、県とか財団というものの破綻と言われても仕方がない。その能力は全くないんじゃないかと。もうあてにならないというようなそんな失望感を与えてしまったことが、私は長崎県のイメージからしてみても、長崎県に対する多くの方々の期待という点から考えて、この辺が非常に大きな大きな、ただそうやって金額にかえられないような信頼喪失というところで問題が露呈されていると、私はこういうことも受け止めていただきたいと思います。

それでは、最後に県として、あるいは財団として、今回のこういう破綻に至る過程の中において全力を尽くされてきたと思うけれども、最終的にこの結果を県としてはどう受け止めておられるかと。ここの辺のところをきちんと姿勢を明らかにしないといかんと思うけれども、ずっと企業振興課長に答弁を求めてまいりました。

産業労働部長が最初からここに携わっているわけじゃないし、あなたはつい最近、この4月から部長にご就任されたばかりだから、このところについては十二分にご存じないということは百も承知です。しかし、そういうことでは済まないというところが行政の継続性の中で大変なところだと思うんです。これだけの問題点を抱えて、これをどういうふうに県民に申し開きをされるのかと。これ以上ベストを尽くす方法はなかったのかどうか。やっぱり何でもそうだけれども、政治も行政も結果だと思うんですね。

そういうことから考えてみた時に、現実には5社は債務超過、あと3社は債務超過はしてないけれども、将来的に見た時に、一体これから先どのような形になっていくのかと。こういうようなことから、この3社からは出資金の幾らかでも県の方に戻ってくる可能性があるかもしれない。本当は5社についても早くそのいわゆる引き上げる時期、幾らかでも出資金の一部でも県に戻ってくるようなこの時期に、やはりきちんとした今のような態度をとるべきではなかったかと思いますが、この辺のところを考えた時に、部長のご認識はございますか。ご意見持っていますか。

【古川産業労働部長】 まずもって、部長説明資料には今回の件については上げさせていただいておりましたが、冒頭、私の説明でその部分に触れなかったということで大変申し訳なく思っております。

今、小林委員おっしゃいましたけれども、この大学発、また元気ベンチャー創出事業につきましては、上場を目標として取り組んできたということでございます。ただ、今、現状を考えてみますと、5社が債務超過の状態に陥っているということでございます。

そういう意味では、私どもが考えていた形の部分がなかなか実現できなかったということでございまして、そこは非常に残念に思っておりますし、実際に支援を行ってきた財団、また、それを指導監督すべき県というところ、私どもの力不足でございまして、その点につきまして、産業労働部の責任者、トップとして非常に申し訳なく思っているところでございます。

また、小林委員がお触れになりましたように、バイオラボ問題が生じた後といいますか、今、全体、元気発まで合わせまして9社に出資を行っておりますが、平成19年度をもって出資の採択というのはやめておりまして、その後バイオラボ問題が生じてきたということで、要はバイオラボ問題が生じる前に出資の採択を決定したということで、それ以降の出資は行っていないという状況にはございます。

ただ、先ほどお触れになりましたように、結果的に県が出資をしたということで、県民をはじめ、ほかの出資者の方々も出資を行ったと、そういう部分に影響しているというのはあったらうかというふうに思っております。そういう意味でも大変申し訳なく、そこにつきましては陳謝申し上げる次第でございます。

【小林委員】 いわゆる、今、部長が県民の皆さんに対して陳謝をされました。

あなたも自分が担当している状態ではなかったが、今、たまたま産業労働部長という立場の中で重く受け止めておられるという姿勢はわかりました。

私が聞きたいのは、この大学発ベンチャー企業という、正直言って平成15年から鳴物入りでこれをとられた。1億円枠なんというのは、47都道府県の中でそんなになかったんだよ。長崎県がいわゆる先行投資、先駆けてやったわけだ

よ。しかし、結果がこういうことになって、県民の皆さん方の税金が全くプラスにならなかった。これはもう大きな大きな、言葉の表現がよくないということはわかりながらあえて言うけれども、結果的にどぶに捨てたような格好になってしまった。これだけの損失を与えてしまった。

本当にさっきから言っているように、なんでこれだけの外部委員会の専門家を6人も雇いながら、これだけの多額の金を使いながら、なんで途中で幾らかでも出資金が戻ってくるようなそんな対策をとることができなかったのだからと、こんなようなことが一番残念なんですね。

それで、これからもう長崎県としては、いわゆる大学等発ベンチャー企業については、今回のとん挫をもって、今回の損失をもって、一切これからやるだけの資格はないと。もうこの事業についてはこれで打ち止めという形の中で己を知ると。これ以上県民の皆様方にご迷惑をかけることはできないと、こういうようなことで大学等発ベンチャー企業についてはチャレンジできない状態の中に置かれているというような産業労働部としての受け止め方なのかどうか、この結果をどう見ておられるかということも最後に聞きたいと思います。

【古川産業労働部長】ベンチャー創出といいいますか、新事業展開、創業、その辺につきましては産業振興を図る上では非常に大事なことだというふうに思っております。

ただ、バイオラボ問題を通じまして制度設計でございますとか、支援体制、大学発、元気ベンチャー両事業に対する支援のあり方につきましては、そこについては問題があるというふうなことでの認識はもちろん持っております。

今後は、先ほども申し上げましたように、ベ

ンチャー創出というのは産業振興の上で図っていく必要がございますので、そこについては支援の仕方として、民間のファンドでありますとか、そういうものを紹介等しながら、支援という形の部分はしっかりと行っていきたいと思っております。

【小林委員】だから、支援はするけれども、出資はしないという趣旨でいいんですか。今のそういうベンチャー企業に対して、県の重要な施策で、いわゆる新しい事業を創出するということは、産業労働部としても、県としても大事な施策だと。ここの位置づけは誰よりもわかっているし、ベンチャー企業そのものがよくないということを言っているわけではないわけだよ。

しかし、結果的にバイオラボというこれだけの大きな大きな県民に迷惑をかけた事例が出てきた。そして、それを単なる反省ということにとどまらず、これを今後のプラスに活かしていこうではないかということで、ありとあらゆる反省の上から手を打ちながら、結果的にこれだけ大きな大きな損失を与えたということ。そういうことをもって、もう反省する点とか、今度制度改善とか、もうやることはほとんどやって、それが全部こういう結果になっている。もう大体そういう事業をする人たちを、採択する時の見識とか見方とかというのが、ことごとく外れているというようなことを考えていけば、ほとんど県の主体的なものが全部裏目に出てしまったと。実は正直言って、県の信頼を失墜したと。県の信頼を失墜したというところに今回の大きな大きな問題点があるということを、それは金額もさることながら、お金だけにはかえられない信頼の喪失、信頼の失墜、こういう受け止め方をしてもらわんといかんと思います。

だから、今からのやつは、支援はするけれど

も、出資はしないと、こういうような受け止め方でよろしいのか。まだ出資をやっていこうと、新しいそれだけの価値のあるものが出てきたら、まだ出資はやるよと。リスクはあるけれども、全力を挙げて名誉挽回をしたいと、こんなような格好でもあるし、あと残る3社を一生懸命全力を挙げて、これまで損失したものを全部取り返す、こういうような考え方もある意味ではできるかもしれないけれども、上場する機運は全くあり得ないと。

こういうことから考えていけば、今後、この教訓を活かすためにどうするのかと。もう手を出さないというのか、やっぱりそれでもやるというのか、そこはどうですか。

【古川産業労働部長】バイオラボの問題を踏まえて、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、平成19年度の採択分をもって、出資というのは県は行っておりません。この姿勢は今後も同様な形でやっていきたいと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたが、ベンチャー創出、新事業創業関係というのは産業振興を図る上で非常に大事だと思っております。民間の方もベンチャーファンド等、従前と違いまして、その辺の環境もしっかり整ってまいっておりますので、その辺もしっかり使いながら、県として支援は行っていきたいというふうには思っております。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩します。

— 午前10時39分 休憩 —

— 午前10時58分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 休憩中の会議を再開いたします。

小林委員の議案外質問が終わったところでございますが、それに関連して、産業労働部長に

申し上げておきますが、この件が一定整理できた段階で、それなりの作業というのを知事部局にお願いをしておきたいと思っておりますので、その点をお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに議案外質問があられる方はございませんでしょうか。

【中山委員】 それでは、小林委員の質疑を聞いていて、大体理解できた部分はあるわけですし、産業労働部長も県民に対して謝罪ということがありましたので、その重要性については十分認識していると思いますが、先ほどチェック機能を果たしているのかという話で、私もそう言われた時に非常にぎくっと思いました。

特に、外部専門委員会が設置されて21回やられたという話を聞きました。公認会計士も入れてチェックしたとか、誠実なアドバイスもしたというのがありましたけれども、具体的にこのテスト・リサーチ・ラボラトリーズ株式会社、これが平成15年にできて、平成25年4月に営業停止しているわけですが、この間に外部専門委員会は具体的にここにどのような経営支援というか、経営指導というか、経営助言というか、行ってきたんですか。

【貞方企業振興課長】 具体的には、大きな動きとしましては、平成23年10月に、もともと会長だったこの経営者の方が大学の先生ですが、取締役を辞任したということで、その後の後任人事等について議論をいたしました。また、債権先ですね、債務を回収する裁判等について報告を受けて、それについて議論をいたしております。

その他、この会社の経営についてはさまざまな議論がなされておりますが、この件につきましては、実は平成25年6月の本委員会で詳細に

時の課長から報告をしてご了解をいただいているところでございます。今申し上げたようなことを詳細に報告して、ご了解をいただいているところでございます。

【中山委員】平成25年6月の委員会で詳細に説明したということでありましたけれども、それについては承知していなかったので質問させていただいたわけでありますけれども。

そうすると、外部専門委員会が取り組んできたのは、この社長の交代人事を勧告してやったということですか。

それと、要するにそれを含めて、もう一回営業活動を停止した主な要因というのは、その専門家委員会はどういうふうに把握しておって、どのように指導したんですか。

【貞方企業振興課長】このテスト・リサーチ・ラボラトリーズは、半導体の回路設計をした際に、その回路が試作した時にきちんと通電するかとか機能するかというのをテストする、その機械を開発したり、きちんと一定の集積回路が動くかどうか、それを外部から請け負って、それで起業しようということではじめたところでございます。

当初、順調にいておりましたが、途中でそういったものを自前で機械とかをつくる、設計するCADというんですけど、そういう電子機器、これがさまざまな事情によりまして使えなくなりました。そういったことが発端となって財務内容が徐々に悪化していったところがございます。そういったことを報告したということではございます。

【中山委員】社会情勢があって徐々に悪くなったということでありましたので、営業停止になったということではありますが、そうすると、あとのマザー＆チャイルドとか、これ以外に6社

ありますから、これについて果たして外部専門家委員会の役割が、皆さん方が考えていたような形、経営支援という話だけれども、実質的にこの役割を十分に果たして今日に至ったというふうに理解しているのか。その検討委員会についても何らかの改善をするということではなかったのかどうか、その辺を教えてください。

【貞方企業振興課長】ここは大学の先生が会社を興したところではございまして、外部専門家委員会としましては、この会社の商品開発力には基本的に問題がないという認識で、営業力が若干、大学の先生が中心になって設立した会社ですから、不足しているという当初の判断でしたので、そういったパートナー探しとか、ほかに医療関係の協力企業へのアプローチ、そういったところをできる範囲でサポートをしてまいっております。そういった議論を外部専門家委員会でやって、それを踏まえて財団のインキュベーションマネージャーが当社に出向いてそういった指導をやっており、一定の販路開拓も成功していると考えております。

【中山委員】そうじゃなくて、外部専門家委員会を設置して、これでやっていこうとしたわけでしょう。それで、今の話を聞けば、それなりに努力してきたわけですね。その努力してきたけれども、結果的にこうなったということではあります。

しかしながら、専門家委員会の構成メンバーであるとか、会社への訪問頻度であるとか、その辺に改善すべき点はなかったのかどうかという問題で、これはもうベストでやったけれども、どうにもならなかったということですか。

【貞方企業振興課長】県といたしましては、予算の許す限りでそういう外部委員会も設置して、回数も年3回程度開きながら、財団にもインキ

ュベーションマネージャーを置いてやってきたわけでございますけれど、最終的にはやはりそれでは足りなかったということでございまして、それでは、それ以上に手厚くやっていればもっとうまくいったところが出るのかということでございますけれど、可能性は否定はいたしません、やはり一定の限界はあったものと私としては判断しております。

【中山委員】これ以上やると水かけ論になってしまうんだけど、このたびの反省として考えられるのは、やはり最初の段階だと思うんですね。制度設計の中で、大学発ベンチャーというようなベンチャーありきで突っ込んでいって、その中で今言ったように、経営者についても大学の先生あたりが多かったけれども、経営経験という部分について、やはり十分に審査をやってなかったという部分も含めて、ぜひ今後の反省として、制度設計について十分な議論というか、もう少し多角的な角度からやっていって成功の確度を上げていくということが大事だったのかなという気がするわけありますので、そういう意味で、私も少し消化不良の面もありますけれども、これ以上質問しても同じような答弁が返ってくると考えておりますので、ぜひこのたびの教訓を次に活かしていただきたいと考えておりますので、ぜひその辺を十分に今後の課題として検討していただくことを要望しておきたいと思います。

【吉村(洋)委員長】ほかに議案外の質問がある方はおられませんか。

【徳永委員】企業誘致について質問いたしますけれども、いろいろとご努力をいただいて、その実績が出ているということは、私もそれは感謝、評価しております。

そういう中で、私は以前から県内企業をもっ

と県の方が力を入れていただいて、雇用の拡大というものを図るところもあるのではないかなと思うんですね。なかなか県外企業の誘致というのは、非常に難しいところもあり、苦労されておられます。

そういう中で、長崎県で産業労働部として、これは企業振興課長になるわけですか、元気のある会社、例えば、売上も当然増えるのはあるけれども、なかなか工場の立地場所もない。そして、雇用したいけれども、人材がいらないという話も私は聞きますけれども、そういうところは産業労働部としてはどのような情報を持っているのか、そしてまた、どういう対策をとられているのか、まずお聞きしたいと思います。

【貞方企業振興課長】県内企業が県内でさらに工場を増設等をされる場合、設備投資をされる場合には、地場企業立地補助金ということで金銭面での補助金での支援もしています。

【徳永委員】私が言うのは、申し出をする企業じゃなくて、いわゆるあなた方が潜在的な企業を、そういう企業を自分たちが自ら情報収集なり、いろいろ調査をして、こういう企業が今、もっともっとこれは伸びるだろう、そしてまた、そういう工場も拡張しようというそういうものに目を向けているのかということです。

【貞方企業振興課長】大変失礼しました。もちろん、そういったところを私どもとしては一番支援業務の柱にしているところでございまして、さまざまな補助制度も用意しておりますが、そういったところのPRでありますとか、いろんな財団がやっている取引拡大のマッチング、そういったことを案内して回っています。要するに、企業訪問を、年間、私どもの課だけでも数百回行っておりますし、財団はもっとやっております。そういった機会を捉えて、地場企業の

元気のいい企業様のところを訪問して、生で情報収集して、そういったものを私どもとしても整理しながら、現状でも複数社の規模拡大、移転、そういったご相談をさせていただいているところでございます。

【徳永委員】県外の企業誘致はこうやって実績を出しますけれども、県内の企業については全然今までそういう報告を我々は受けたこともないし、わからないんですよ。一回出してくださいよ、しっかり。

というのは、我々がいろんなところで聞けば、拡張したいんだと、規模拡大したいんだと言うけれども、何も県からそういうアプローチもないしと。相談という以前の問題なんだと。

例えば、ある企業なんか、いや、もう県外に行きますよと言う企業もいますよ。ただでさえ、企業誘致、誘致と言いながら、結局、県内の優秀な企業を、万が一県外に流出をさせたら大変なことになるわけですよ。

そういうところをもう少しというより、しっかりここをやらなければ、県内企業はあなた方わかるわけですよ、個人情報といいますけれども、どこの会社が売上を伸ばして利益を出しているかというのは、課長、すぐわかるでしょう。そういうのを一つひとつ調べて、当然そこに営業をかければ、県外企業を誘致するよりはるかに県内企業の元気なところを規模拡大、そして雇用拡大というのは、はるかにやさしいですよ。私は、そういうところにもっともっと目を配ってやるべきだと思うんですよ。その辺はどうなんですか。

【貞方企業振興課長】地場企業に対して目を向けなければいけないと、工場増設等についてですね。全く委員のおっしゃるとおりだと認識しております。

【徳永委員】認識じゃなくて、だめですよ、それはしっかりやってもらわんとね。

例えば、今回、一般質問で出ましたね、三菱重工も大型客船から撤退をして、中小の方に行く。これは大変なことなんですよね。私の関係者で客船の仕事をしている会社もあります。本当に今後、大変なんだということを聞いております。そういう中で、規模が当然、パイが小さくなる。しかし、逆に言えば、これをどこかで補わなければならないという、これは非常に喫緊の問題なんですよね。これは三菱さんも当然それは努力をされるでしょう。三菱さんがだんだん違う、例えばLPGとかやるとしても、客船の関連産業というか、下請産業は非常に大きいんですよ、いろんな職種がありますから。これはいわゆるホテルをつくるのと一緒にですから、ここはね。

だから、そういう意味でも、今、長崎県の経済としても非常に心配なところもあるという中で、なかなか企業誘致は一生懸命頑張られておりますけれども、そういう中で私はもう少しそっちの方に目を向け、もう少しというより、県内企業にももっともっと目を向けるべきと私は思うわけです。だから、しっかりここは、状況はわかっているんですから、さっき言うようにどういう会社が元気なのか、雇用も増やしたいというのはね。

部長、そういうところを考えた時に、今後、長崎県としてどうあるべきなのか、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

【古川産業労働部長】先ほど担当課長がご説明しましたように、企業誘致も大事でございますが、地場企業の振興というのは、非常に重要な私どもの業務であると思っております。現在も当然地場企業の振興ということで、財団も含め

て企業回りをしておりますが、その辺は今年度から産業振興プランということで、地場企業の振興ということもしっかり、当然重点項目というふうな意味で位置づけておりますし、その辺はしっかりやっていきたいと思っております。

委員がおっしゃったように、県外に流出することになれば大きな問題でございますので、しっかり元気な企業を、今、中堅企業等を中心に支援をしておりますが、その辺を幅広く拾い上げて、しっかり育てていくように私ども努力をしていきたいと思っております。

【徳永委員】 企業振興課長、あなたも一生懸命頑張っているというところは私も理解をしております。

さっき言ったように、現在、県が県内企業に対しての実績を、一度資料として提出をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 資料提出できますね。

〔「この委員会にですか。はい」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 お願いします。

ほかにご質問はありませんか。

【山口委員】 7ページの事務事業評価の実施についてというところで質問させていただきたいと思うんです。

初めに初歩的なことからお願いしたいんですが、95件の評価のうち66件が何らかの見直しの検討をしていくと。その中で現状維持が27件じゃないかと思うんですが、現状維持の中にも、改善をすとか、見直しをすとか、そういった文言が含まれております。見直し、あるいは改善の基準というのはどの程度のものをやっておられるか、その基準をちょっとお示してください。

【吉村(洋)委員長】 委員長を交代します。

【宮本副委員長】 答弁をお願いします。

【山下産業政策課長】 まず、ここに書いています拡充、改善、統合、縮小、廃止の考え方でございますが、これは財政課の方で一通りの考え方をお示ししております。

まず、拡充につきましては、見直しにより事業内容、対象事業量が増加するものを拡充という整理にしております。また、改善につきましては、手法や制度等の改善、見直しにより事業内容を一部変更するもの。また、縮小につきましては、見直しにより事業内容、対象事業量が減少するもの。廃止につきましては、当然事業を他に振り替えるとか、事業自体がなくなるものございまして、現状維持につきましても、例年、改善はしていきますけれども、その予算の枠組みの中の部分において、同じ制度設計の中でやっていくということで現状維持ということで整理しているところでございます。

【山口委員】 予算の枠組みの中で見直し、改善をやっていくという形で、見直しの方向というのは捉えていいということでありますけれども、時間もあんまりないので、2～3点内容を質問したいと思います。

7ページの産業人材の県内定着促進の中で、高卒の求人の早期提出等を県内企業に要請する仕組みということで、早期求人をやっていただかないと、県内企業が選ばれる対象ではなくなってしまうというのが、これまでのいろんなご意見の中であったようでありますけれども、求人の早期提出の働きかけについて、それは改善しますよとなっていますけれども、その点はいかがですか。

【松本雇用労働政策課長】 早期求人の取組のところになりますけれども、この改善というこ

とにつきましては、一つには高校生につきましては今年度、早期求人を以前からずっと進めているところですが、さらに長崎本庁サイドといいますか、本部サイドだけではなくて、地方地方、それぞれの各ブロックでも早期求人を進めていくということを行っております。

それから、大学生に向けましても、実を申しますと、なかなか企業のお話を聞いてくる中で、24～25年ぶりの人手不足になってきていると、求人倍率が上がっていく中で、求人の出し方というのが、大学生の新卒向けについても求人が遅くて、例えば6月ぐらいでもいいんじゃないかというご意見も聞いています。そういったことにつきましても、求人を早期に出してもらうことによって、県内の就職についても考え方がいいますか、選択肢を増やしていただくといった形で、いろんな形で早期求人について取り組んでいこうということで改善を図っております。

【山口委員】早期求人を働きかけていくということでもありますけれども、なんで県内の企業が早期の求人を出せないのか、その原因というのはちゃんと見定めていかないと、そこに対する対策はできないということでもありますので、その点について、しっかりと現状把握というの必要だと思うんですけれども、いかがですか。

【松本雇用労働政策課長】大きく考えていきますと、どうしても長崎県内の場合には中小の企業が多いということがございます。そうしますと、翌年度の採用をするか、しないかというところにつきましては、なかなか採用するかしないかについての判断といいますか、そのあたりが少し遅れてしまうというところももちろんございます。

そもそも、大分我々としてはいろんな説明会等で、当然県だけではなく、労働局サイドの説

明会なんかでも、求人については早く出していきたいというのは4～5年前から指摘してはいるんですけれども、なかなかそこについて身近に感じていただけないということも若干ありまして、それまでも求人が遅くても採れていたという事実もございました。そういったところもあるものですから、なかなか数年前までは求人の出し方について遅かったというところがございます。そこにつきましては、一定労働局サイド、あるいは県サイド、あるいは学校サイド、いろんなところからのご意見を踏まえながら、早期求人というところも重要な人事採用の取組であるという認識が高まってきていると認識しております。

【宮本副委員長】委員長を交代します。

【吉村(洋)委員長】山口委員、どうぞ。

【山口委員】4～5年前から取り組んでいたけれども、現状がそこまでなかったということで、求人倍率が上がってくれば、それはまた早期に対応できるんじゃないかということもあると思いますけれども、しっかりとその辺も現状を把握しながら、ちゃんとやっていただくのが当然なことではないかと思います。ですから、そこに拡充という形で書いてあるんだと思っております。

それから、今度は縮小の方向で書いてある分で9ページでありますけれども、対馬のプロジェクト推進事業です。これは林政課もちょっと関係があるということをお聞きしましたけれども、総体的に産業労働部の管轄だとお聞きしましたので質問させていただきます。

エネルギー関係産業の拠点の形成という形で、新分野での新しい拠点をつくるという形で実証だと思っております。ここは縮小していくということですが、事業主体が対馬市である

以上、そうになってしまうんでしょうけれども、本当に目的としたことが木質のバイオマス事業で地域の経済、産業も潤うという形の中でやってこられたことが、ここに至って縮小になるということでありますので、当初の目的をどう果たすのかということをしかりと念頭に置いて指導等をやっていただきたいと思うんですけれども、その点についていかがですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】9ページの対馬プロジェクト推進事業について縮小という見直し区分になっておりますけれども、先ほど産業政策課長から答弁があったように、県の事業量としては縮小ということですが、事業そのものは非常に発展の方向で進んでおります。

この縮小の意味合いは、これまで、県が事務局にもなって「対馬環境エネルギーコンソーシアム」というのを動かしていたわけですが、この取組によりまして、対馬市の方で対馬市の考えるベストミックスプランというのが策定をされたということ。それから、その活動の中で大学等との連携も十分チームができたということで、今後は、対馬市と具体的には東京工業大学がバックアップできる体制になりまして、そこでお話し合いをされた上で、これからは市が主導しながら東京工業大学の先進エネルギー国際研究センターも事務局になって取り組んでいくと。木質バイオマスを当面取り組みながら、そのほか輸送燃料の分については燃料電池車等々、将来のことも含めて取り組んでいくという体制ができましたので、その意味で県だけの事業そのものについては縮小というような方向になります。

今後の取組についても、県もコンソーシアムの委員になって、引き続き将来に向かった支援

もしていくということでございます。

個別のバイオマス事業につきましては、今、委員ご指摘のとおり、林政課もしっかり入って、具体的内容に取り組んでいるところでございます。

【山口委員】長崎県には森林が多いわけでありまして、これが地域経済、地域の産業にとって新しいものを生み出すという形でこれからも考えていっていただきたいと思うんです。そういった東京工業大学が今度は乗り出してきて大きなものになっていくかもしれないという可能性はあるということですが、県としてもその辺は縮小じゃなくて、もうちょっとてこ入れをした形でやっていかないといかんのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】新しい推進体制については、東京工業大学の有識者が会長になって、長崎県も委員として参加をいたしております。現場にも入って、現場の議論にもしっかり入って取り組んでいくことといたしております。積極的に取り組んでいきたいと思っております。

【山口委員】積極的に取り組むということでもありますけれども、縮小という形になっていくというのはちょっとおかしいんじゃないかと思えます、その辺は。予算上、縮小というならわかります。しかし、何らかの対応を打って、またこういうことを県内全体に普及していきますよと、そういうご答弁をいただかないと、縮小だけれども支援はしていきますよというのはちょっとおかしいんじゃないかと思えます。その点はいかがですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】この縮小という意味合いが、平成28年度については対馬プロジェクト推進事業費は102万1,000円程度計上

しておりました。これについては、先ほどの東京工業大学に結びつけるという意味で国のプロジェクトを取りにいたり、県職員自身はかなり動いて活動をしておりました。それによりましてプランもでき、体制もできましたので、事業費、活動費そのものとしては、事実上数字を少なく計上することになるであろうという意味での縮小でございますが、できましたプランは、より発展的なプランになっておりますので、そこを効果的に支援することで進めていきますし、このような取組が県内あちこちに展開していくということを目指に取り組んでおりますので、そういったことでご理解いただければと存じます。

【山口委員】それで、縮小はいいんですけれども、そうしたら対馬市以外にこういったことを県内全体に広めていかないといけない状況にあるわけでしょう。そうしたら、県内でそういう木質バイオマス、新しいエネルギー関連をもっとやっていきましょうという形も示していかないと、ほかに海洋エネルギーとか、ほかのものもございませうけれども、一番再生可能エネルギーで今まで使ってきたのは木質じゃないですか。その辺はしっかりとやっていっていただきたい。ですから、この縮小というのが私は気になったのでこういう質問をしているんです。いかがですか、もう一回。

【森田海洋・環境産業創造課長】この事業評価につきましては、対馬プロジェクト推進事業費の評価を表示させていただいております。その意味で縮小という表示になるわけでございますけれども、今、委員ご指摘のことにつきましては、林政課とともに木質バイオマスの活用ということの重要性はしっかり捉えて、また、このほか再生可能エネルギー導入促進ビジョンとい

うことの中でも、この分野をバイオマスも含め、再生可能エネルギー導入を増やしていくという方向性の方針はしっかり掲げておりますので、対馬だけじゃない取組もしっかり広がっていくように取り組んでいきたいと考えております。

【山口委員】新しい海洋エネルギーとか何とか、そういうことには非常に熱心になるわけですが、木質というのはさっきも言いましたとおり、今まで人類が使ってきて、日本にはそういうものが豊富にあると。年間1億トン以上の木質が増えていると。こういったものを活用しないわけにはいかない。そういうものが一番可能性が高いわけですよ。ですから、この部分をしっかりと研究をしていただきたい。それこそっと投資をして、もっと研究をして、県内産業にどう活かせるのかというのを産業労働部も一緒になってやっていただきたいと思うんですけれども、部長、いかがですか。

【古川産業労働部長】今、担当課長がご答弁申し上げましたように、今回、対馬プロジェクトという形では縮小ということで出させていただいておりますけれども、木質バイオマスの活用を、その部分の産業化というのは非常に重要な、これからの環境面を考えた場合でも非常に重要なことでございますので、県としてもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【山口委員】オーストリアの例を申し上げますと、木質のエネルギーに大分依存度が高まった関係で、固形燃料を輸入しなくて済むようになった。ですから、国内の産業がどんどん発展をしてきたと。いろんな国際事情にかかわらず、そこはもう安定してくるだろうと言われております。そういったことを、日本は山国でありまして、これまで培った経験もあります、こういったことは今から成長分野になし遂げるのは長崎

県からやっていていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

【深堀委員】今の対馬プロジェクトの分で気づかなかったんですけれども、縮小ということでご報告がありましたが、これは平成24年か25年の長崎県版のグリーンニューディールという大きな政策の中の柱の一つだったというふうに記憶をしています。本会議の一般質問でも、その対馬プロジェクトについて、当時の産業労働部長と議論をしました。私は、そのプロジェクトには無理があるんじゃないかという立場でかなり議論をしたんですけどね。

その時に、県は、大きなグリーンニューディールという施策の中の柱として、対馬という島を電源として独立した島を、エネルギーで自立できる島にするんだというすごい発想で立ち上げたわけですよ。そんなことが物理的にできるんですかと大分議論しました。いやいや、対馬の島全体をそういう電源の独立した島に、自立した島にできる方向性でポイント、ポイントでもずっとやっていくんだということを、当時の産業労働部長が力説をされました。

今、ここを見ても、市の事業のフォローアップについて調整していくと、もう県としては関わり合いがないという言い方はしないけれども、そういうエネルギーで自立した島にするという県の施策ですよ。長崎県グリーンニューディールという政策の大きな柱の一つだったんですけれども、それから撤退するというふうに考えていいんですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】グリーンニューディールの施策の中で、今、委員お話のような自立を目指す島ということで取り組んで、県内に動きを起こしていきたいという取組をスタートいたしたところでございます。

実際、対馬につきましては、その後、対馬市もしっかり入り、有識者も入る中で、具体的にどのように進めていくかの対馬市としてのエネルギーのベストミックスプランというのをしっかりつくろうということになりました。

その結果の中で、対馬においては、エネルギーは電力と熱と自動車などの輸送燃料がございまずけれども、電力についてが大体3割ぐらい、これは全て重油で賄われております。

それから、熱につきましては、重油、灯油、LPG、これで全体24%ぐらいでございまず。輸送燃料は47.5%、これはもうガソリンと軽油でございまず。

そういう構造の中で、これを具体的にエネルギーの自立を目指すということで、実際に進んでいくロードマップを具体的につくった際には、全体の省エネを10%やった上で、現在、再生可能エネルギーは1.1%ぐらいしかありませんけれども、これを20%ぐらいに増やす、その中でバイオマス発電や熱利用をしっかり活用していくと。

それから、輸送燃料につきましては、燃料電池自動車とか、EV、電気自動車とかで10%代替していくということを目指していくということとをまず進めていくという具体的実際に取り組むプランというのができております。大きな方向として、エネルギーの自立を目指すということの考え方の中に具体的な道筋をつくっておられる、それをしっかり支援をしていくという状況でございまず。

【深堀委員】もう最後にしますけれども、後でいろいろこれは調査していきたいと思いますが、大きなプロジェクトを立ち上げて、議会にも説明をしたわけですよ、長崎県グリーンニューディールという政策の中で。その中で課長が答

弁されたようにロードマップをどんなふうにしていくかということまでしっかり出ていました。資料もしっかり私は覚えています。それが現実的じゃないんじゃないかという議論を大分したんですよ。こういうふうに縮小というふうな、さっき山口委員からも話がありましたけれども、ちょっと逆行すると思いますよ。

もし、それだけ現実路線に立つというのであれば、しっかりまたこれはちゃんと報告しないとおかしいと思います。あれだけ、数年前にやりますと言って立ち上げたプロジェクトを、こういう事務事業評価の中で小さな項目で縮小ということでね、我々がよく気づかないうちに、もうなくなっていくようなことになってしまえば、それは議会軽視も甚だしいと思いますよ。

この委員会ではここで終わりにしますけれども、後でいろいろ調査させてください。よろしくお願いします。

【吉村(洋)委員長】 課長、市が事業主体になったんだろう、対馬市がね。対馬市がしている資料を取り寄せて見せてやればいい。発電所ができるんだろう。できますよね。

【森田海洋・環境産業創造課長】 はい。市の方にもお話をした上でですけども。

【吉村(洋)委員長】 ほかにご質問はございませんか。

【溝口委員】 ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について質問したいと思います。

今回、もう何日もないんですけども、12月16日に第3回長崎県海洋産業フォーラムを開催するようになっております。それぞれ内外から先進的に取り組んでおられる事業者や研究者の方々から講演をいただくようになっているんです。長崎県の取組としても情報発信をやっていきたいということをしているんですけども、

その情報発信はどのような情報発信を県としては検討しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

【森田海洋・環境産業創造課長】 情報発信ということの一つに、長崎で海洋産業づくりを積極的に進めていくということを内外に発信するという意味で、このフォーラムを予定をさせていただいております。

ここにおきましては、パネルディスカッションも行いますけれども、今回につきましては、アジアとの連携ということがしっかり発信できるんじゃないかと思っております。

お越しになるメンバーの中に、これは基調講演も行っていただきますが、日本海事協会のシンガポール事務所から来ていただきます。シンガポールも長崎と同じように小規模ですけども、海域の実証フィールドの検討を進めておりまして、これを日本海事協会が支援をしております。この日本海事協会の立場からこの長崎の取組とぜひ連携をすると発展していくというようなことが基調講演なり、パネルディスカッションで発信をされるというようなことでございますし、そこで中心に技術的なことをやっております南洋工科大学、これは先般のアジアのランキングでは東京大学よりも上のランキングになったような大学ですが、そこが同様に東南アジアにも大きなポテンシャルがあるというようなことを発信していくということで、そこと長崎が連携することでアジアを発展させられるということをここで発信できるものと思っております。

そのような形を行いますことで、今回、潮流発電につきましては環境省事業が動き出しましたが、あのきっかけになりましたのも、その1年前、2年前のこの産業フォーラムで海外から

のお客様を呼べたというところがきっかけになっております。こういったフォーラムを中心に活動することによりまして、事業拡大、事業推進につなげていきたいと思っております。

【溝口委員】 具体的な取組というよりも、今、実証フィールドとしてやっていこうという海洋とか、いろんなそういうものを長崎県が取り組んでいる部分について発信というか、発表していくんですか。今のあれではそういうふうになるんですか。

例えば、今回載っている浮体式洋上風力発電が五島の方で実証フィールドとして今進められているんですけども、ここら辺についての具体的な取組というか、現状についてとか、そういうことを発表していくんじゃないんですか。そういうことじゃないんですね。

【森田海洋・環境産業創造課長】 そのあたりの取組につきましては、県内でここに関心のある県内事業者というのはかなり動きについては承知している中、この発表者そのものは全国で活躍しておられる先生方、それから海外ということですけども、長崎のことに触れながらの発信をして、長崎の企業や関係者には海外のことを理解して、今後の長崎の取組方がアジアと連携して取り組んでいくことで進んでいくと、そういう効果を意識しているものでございます。

資料につきましては、県はこのような取組をしているということは配付資料やパネルディスカッションなどでしっかり触れるようにいたしております。

【溝口委員】 わかりました。ただ、今回、五島の方で浮体式洋上風力発電の実証フィールドを1基だけでしているんですけども、五島市としてはそれを3基か4基に増やしていきたいという計画があるようです。その辺については、

県の方にはまだはっきりとした要望等はきていないんですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 浮体式洋上風力発電につきましては、実証フィールドで実証をいたしまして、それが平成27年で実証がうまく成功したということで、現在のステージは事業化に移っていくステージでございます。この事業化そのものについては、事業者が現在環境アセスメントの手続を始めておりますので、アセスメント上どういうふうになるのかというのをしっかり見極めながら、これは民間事業として進んでいくものということでございます。

五島市においても、大変積極的にこの事業化についても期待もしておられます。そういった意味で、要望につきましては所管が土木部になりますけれども、今後、海の利用ということにつきましてはの海域占用料等のことにつきましてなどの要望はいただいております。そういうことについて、関係課が連携して取り組んでいくという状況でございます。

【溝口委員】 それでは、産業労働部としては実証フィールドのそれが大体平成27年度である程度できるという見通しが立ったから、あとは事業化していくなら民間の方々にそのままやっていただくという形になるんですか。産業労働部としては、これで浮体式洋上風力発電は終わりにってくるんですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 実証フィールドそのものの考え方は、実証フィールドでいろんなタイプのものが開発をされて、それが事業化していくというようなものが一つの考え方で、事業化海域、今回、浮体式洋上風力につきましては実証海域、杵島というところから事業化海域としては崎山沖ということになっております。

この事業化そのものも、アセスメントが非常

に重要な手続で、地元の合意とかが非常に大事ですけれども、そこが事業が進むという際には、長崎も関連する技術を持ったところや、さまざまの事業に参画をしていくということは非常に大事なことだと思っております。ここにつきましては、長崎の地場企業群についてはクラスター協議会というものができておりまして、その取組も県も支援をいたしております。事業化がなった場合の産業づくりということについても積極的に県も取り組んでいる立場でございます。

【溝口委員】 そうしたら、今のところ、これを実験していくうちに問題点というのはいろいろはなかったんですか。結構風が強かったら止まってみたり、いろいろ問題点があったように聞いていたんですけれども、そのような問題点の解決というのはできたんですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 全国で実証の事業が海洋エネルギーについて行われております。その全国の事例においては、実証はしたけれども、実際に少し事故みたいなことが起こってとん挫をしてしまったり、実証まではしたけれども、採算性が見通せないのので研究までということで終わった事例等々ございます。

この浮体式洋上風力発電につきましては、実証いたしたことの検討から見ますと、事業化に進みたいという関係事業者が出てきたということが非常にすばらしかったところで、もちろん事業化においても、全く初めてのことで種々あるかと思っておりますけれども、そういう実証については、実証フィールドの名前が示すとおり、失敗ももちろんございます。そういった場合には何らかの解決なり、検討はしないといけないところですが、浮体式洋上風力発電については順調に推移したという状況でございます。

す。

【溝口委員】 わかりました。ある程度うまくいったということで、事業化について、やはり問題点が出てくると思うんです。先ほど海域の問題が出ましたけれども、その辺について、産業労働部として気づいた点があったら、それを事業化する民間の方々に情報発信をして、そしてうまくいくような形をとっていただければと思っておりますので、ぜひノウハウが、もし産業労働部にあるなら、それをしていただきたいと思います。ただ、実証フィールドの中で実験する人たちがそのデータは持っていると思うんですけれども。以上、要望です。

【小林委員】 産業人材育成基金についてお尋ねをしたいと思います。

これは、奨学金を活用した大学生を地元定着を促進させるということが目的でこのような基金を今回創設するということで、平成28年度から取組が始まると、こう聞いております。

まず、これは今年度から3年間一応やってみようというような制度になっていて、奨学金を活用した大学生を本県に定着させるというような呼び込む一つの戦略であると、こう受け止めております。

まず、この基金については、毎年6,000万円を積み立てるということになっていて、ここの違うところは県費でいろいろ支援があるだろうけれども、4,000万円。産業界から寄付で2,000万円と。トータル6,000万円でスタートすると。これをまず3年間やってみようという取組だということをこれまでの答弁で認識をいたしております。

まず、一番難しい4,000万円は、これは国の支援もあるので県費から4,000万円はできるとしても、あと2,000万円のいわゆる県内企業から寄

付金をいただくという形で、2,000万円の寄付金がなかなか集まりにくいのではないかと、こんなようなことが一部報道からも指摘をされておりましたけれども、最近の見通し、今年度の見通しはどういう状態にあるか、まずお尋ねしたいと思います。

【吉村産業政策課企画監】委員お尋ねの企業様からの寄付の状況でございますけれども、今日現在までのところで、県内外の企業、個人の方35件から約2,500万円の寄付のお申し込みを正式な形でいただいております、今年度の目標に掲げておりました2,000万円については既に達成したところでございます。

【小林委員】ご苦労さまです。35件、個人も企業もいらっしゃる。しかも、県内外ですね。そういうことの中で2,500万円集めていると。これは関係皆さん方のご尽力に大変敬意を表したいと思うし、まだ来年3月まで今年度はあるわけですが、2,500万円はもう少し増える可能性もひょっとしたらあるかもしれないと。

いずれにしても、こういう景気の低迷する状況の中で2,000万円、この理想と現実のギャップが果たしてどうかと考えておりましたけれども、2,000万円を本当にわずか数カ月の中でご協力をいただくようなこういう結果が出たということ、この制度にかなり皆さん方が期待をされているのではないかと、そのあらわれだと私は受け止めます。

そこでお尋ねしますけれども、まず、学生の皆さん方に奨学金を、300万円が上限になっているかと思っておりますけれども、これの2分の1を支援するという事で、まず、何名ぐらいの学生を毎年考えているかということと、要するに何年間この長崎県で働けばいいのかと。長崎県にとどまる年数が何年かと、まずそこをお尋ねし

たいと思い聞きます。

【吉村産業政策課企画監】まず、対象の学生の人数でございますけれども、一応今年度からスタートさせまして、先ほど委員からご指摘がございました、まずは3年間、各年50人程度を想定しております。

卒業就職後、何年間県内にとどまればよいのかということにつきまして、前回の委員会でもご議論がございましたけれども、私どもの気持ちとしては一生涯というふうに考えておりますけれども、一生涯、制度で縛りつけるわけにもまいりませんので、制度上としては、まずは6年間をベースに。ただ、6年間支援の実感が受けられないということになると、また事業効果にも疑問が出てまいりますので、3年間経ったところで支援予定額の半額、6年経ったところで支援予定額の全額を、これは学生支援機構等の奨学金の貸与機関に県から直接お支払いをするという形で支援をさせていただくように考えてございます。

【小林委員】6,000万円を、もう今既に500万円超えているわけだね。大体今の答弁のとおり毎年50名の150名と、こういうようなざっくりの計算になるのかと思います。

学生を今から募集を始められるということになりましょうけれども、いつからそのお金を2分の1ずつ、まず3年間、6年間の中で2分の1働いた時の3年間で、その奨学金の総額に対して約2分の1を払うということでございますけれども、この支払いはいつから始まるのかということと、それから50名、50名、50名、つまり毎年50名の学生をどういう方法で確保するのか、この見通しがどうなのかと。これも今年度で50名確保しなくちゃいかんだろうと、こういうふうに思いますけれども、その見通しは立ってお

りますか、どうですか。

【吉村産業政策課企画監】 まず、具体的な支援がいつから始まるのかというお尋ねでございますけれども、これは現在、11月24日から、県内の高校3年生から卒業まで1年以上ある大学生と、ちょっと紛らわしゅうございますので、4年制大学を想定して答弁させていただきますと、高校3年生から大学の3年生までに対して現在募集をしているところでございます。

高校生が大学に行って卒業して就職と、大学3年生の場合ですと1年先にはもう就職してしまうわけで、スタートがそれぞればらばらになってまいりますけれども、一番早い段階、今年大学3年生を認定するというケースを想定いたしますと、平成30年3月に大学を卒業して、それから3年間働くということで、30、31、32、3年間働いて、3年経ったところで平成33年度にまず支援見込み額の半額を差上げると。さらに3年間経って、平成36年度に全額の支払いが終わるということでございます。

その対象者50名の見通しでございますけれども、私も今一生懸命周知に努めているところでございます。まず、高校と大学で当然周知の仕方、方法等が変わってまいりますけれども、高校生につきましては教育庁が出しております小中高校生全世帯を対象にした広報誌がございます。まずここで1回掲載いたしております。そして、県内の私学・公立を含めたところで校長会、教頭・副校長会、高等学校進路指導協議会、こういったところに私もお伺いをして、制度の周知を図っていると。

さらに、高校生向けですと1万2,000枚ほどのチラシを作成しまして、現在、高校を通じて進学予定の3年生全員に直接チラシのお配りをお願いしているところでございます。

今度、大学でございますけれども、県内で本事業に関係する可能性がある学部学科等がある大学、専門学校、これが10校、11カ所ございますけれども、これら全てを直接訪問しまして周知のお願いをしていると。

具体的な方法としましては、ちょうど12月頃に学生支援機構の奨学金を既に借りている学生たちに、学生支援機構からの書類を個別にお届けする機会がございまして、それと一緒に学生支援機構の奨学金を借りている子、対象になる可能性がある学生に直接チラシを配付するようにお願いをしております。

また、学生支援機構のほかに、県の育英会ですとか、母子父子寡婦福祉資金、このあたりが支援の対象になる奨学金でございますけれども、これはそれぞれ育英会と、こども家庭課、福祉保健部の方から直接奨学金を借りている子に私どものチラシを送っていただくということで、対象となる方たちにはあまねく、それに加えて県内の予備校、進学塾。高校生については高校から直接お渡しをしますので、浪人生の受け入れをしているところもネット等でピックアップをしまして、直接チラシをお送りして、ポスターの張り出しなどをお願いしているという形でございます。

現在のところ、具体的に申し込みがあっているわけではございませんけれども、ぼつぼつ何件かお問い合わせを頂戴しているところで、周知を一生懸命頑張っておりますので、50名の枠をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

【小林委員】 時間が12時になりましたから、その50名をしっかりと確保してもらおうということ、6,500万円を超えたという状況の見通しが出てきて、非常にありがたいと思っております。

最後に、いわゆる長崎県で6年間、どこで働けばいいのかと、どんなところで働いてもその対象になるわけではない。いわゆる指定業種というものを選定されると思いますね。そこが観光だとか、建設だとか、あるいは製造業だとか、あるいは金融・保険とか、そんなようなことが出てきておりますけれども、ただ一つ介護人材が足りない、保育士が足りない、こういうところがあえて外されているのか。今から間に合うのか。その辺の対策が、これだけ保育士の不足が叫ばれている、あるいは介護人材の不足がいろいろとこうして世間をにぎわしていると。要するに保育士についても介護人材についても、別途の支援があるからではなかろうかという受け止め方をしますが、これだけの奨学金の返済をやっていただけるような大型の支援は率直に言ってないんじゃないかと思うけれども、これはどうですか。

【吉村産業政策課企画監】 介護、保育については、奨学金の返済を私どものような形で直接支援をするような制度はないというふうには認識しておりますけれども、貸与型の奨学金、補助金という形ではなくて返済免除という形での支援はございまして、その制度とのすみわけを図っているところでございます。

【小林委員】 その返済免除の制度があるから、そことすり合わせをこれからやっていくということで、全く支援しないという状況ではないと思いますね。よく検討してやっていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

【吉村(洋)委員長】 ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようでご

ざいますので、産業労働部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 4分 休憩 —

— 午後 零時 4分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、農林部の審査を行います。

大変お疲れさまでございました。

— 午後 零時 5分 休憩 —

— 午後 1時33分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、農林部の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

今回、審査を行う予算議案と第161号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、予算議案及び第161号議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論、採決を行い、委員会再開後、第161号議案についての討論、採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、そのように進めさせていただきたいと存じます。

【吉村(洋)分科会長】 分科会による審査を行います。

それでは、農林部長より、予算議案及び第161

号議案についての説明をお願いいたします。

【加藤農林部長】 農林部関係の議案について、ご説明いたします。

関係議案説明資料、農林部関係部分の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

それでは、まず、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、240万8,000円の減、歳出予算は1億3,489万3,000円の減となっており、その内容は職員給与の過不足調整によるものであります。

2ページ目をお開きください。

繰越明許費については、計画・設計及び工法の変更による工事の遅延や災害復旧に係る国の交付決定の遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、それぞれ記載のとおり設定するものであります。

3ページ目をお開きください。

債務負担行為について、長崎県民の森管理運営負担金に係る平成29年度から平成33年度までに要する経費として3億623万5,000円を計上しております。

次に、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は4,297万1,000円の増となっており、その内容は職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わ

ります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)分科会長】 次に、農政課長及び林政課長から補足説明をお願いいたします。

【福田農政課長】 農林部関係の繰越明許費について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております補足説明資料「繰越事業理由別調書」の1ページをご覧ください。

今回、計上しておりますのが網掛け部分でございますが、農林部全体で21件、1億2,840万6,000円でございます。

12月8日の分科会において、さきにご承認いただきました経済対策補正分の繰越明許と合わせますと48件、37億2,016万4,000円となります。

繰越理由といたしましては、事業決定の遅れによるものが17件、7,168万4,000円でございます。これは主に県営自然災害防止費及び補助営自然災害防止費において、本年6月等の豪雨により崩壊した山腹の復旧に当たって、年度内に標準工期が確保できないため繰越を行うものでございます。

次に、計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが3件、3,572万2,000円でございます。これは主に県営自然災害防止費において、国の災害復旧事業を活用して復旧工事を行っていた治山施設について、今年9月の豪雨により、工事箇所下流部に土砂が流出し、緊急的に県単独事業で対策工事を行うこととしましたが、年度内に標準工期を確保できず、繰越を行うものでございます。

次に、地元との調整に日時を要したものが1件、2,100万円でございます。これは経営体育成基盤整備事業において、工事実施中に想定され

る濁水対策等に関する事前協議において、地元の漁業協同組合との調整に時間を要し、測量業務の着手時期が遅延したことから、年度内完成が困難となり、繰越を行うものでございます。

資料の2ページ目から3ページ目に繰越が見込まれる事業一覧として、県の事業、事項名、繰越箇所、事業内容をまとめております。

今後は、残る事業の早期完成に向けて最大限努力してまいります。

以上でご説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【佐藤林政課長】長崎県民の森指定管理者の指定について、ご説明をいたします。

説明資料は、「予算決算委員会農水経済分科会の補足説明資料」「公の施設の指定管理者の指定について（長崎県民の森）」に沿って説明させていただきます。

本案件は、長崎県民の森の指定管理者の指定期限が平成28年度をもって満了することから、来年度からの5カ年間ににおける指定管理者の指定について、第161号議案として上程するとともに、予算議案として、その運営負担金の債務負担行為を計上いたすものでございます。

1ページ目をご覧ください。

長崎県民の森は、県民に森林とのふれあいの場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに森林愛護精神の高揚を図ることを目的としており、長崎市、西海市にまたがる382ヘクタールの広さを有し、資料に記載のとおり、各種広場やキャンプ場等を設置しているものでございます。

指定管理者候補といたしましては、諫早市にあります一般社団法人長崎県林業コンサルタントを選定いたしました。

指定期間は、来年4月1日から5年後の平成34年3月末までの5年間となっております。

選定に当たっての評価の観点につきましては、県民の森の目的等を理解した上で管理運営方針が計画されているかなどを記載している観点で審査を行いました。

2ページをご覧ください。

募集・公募に当たっては、県のホームページ、県公報及び林業関係広報誌により周知を図った上で、本年7月22日から募集要項を配付開始いたしましたして、8月26日まで公募を行いました。

その結果、長崎県林業コンサルタント1者から応募がございました。

これを学識経験者、運営や地域振興の関係者、財務関係の専門家の6名で構成されております指定管理者選定委員会において、応募者から提出された運営方針や事業計画書等の書類審査、プレゼンテーション、質疑応答等を行い、先ほどの評価の観点を踏まえながら審査、採点した結果、本事業者について6人の委員の平均点が100点満点中83.3点となり、指定管理者として適当であると認められ、候補者として選定いたしました。

選定理由といたしましては、資料2ページ目の8番の項目に記載してございますが、県民の森の基本的考えを踏まえた取組や自主イベントの開催、また県民の安心・安全で快適なサービスを提供できる計画等が評価されることなどから、県民の森を適切に運営できる能力を有しているとの判断を行ったものでございます。

なお、冒頭にご説明いたしましたが、予算議案として、指定管理者予定期間であります5カ年間分の運営負担金3億623万5,000円の債務負担行為を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第161号議案に対する質疑を行います。

ご質問等はございませんでしょうか。

【深堀委員】 今、説明があった県民の森の指定管理の分ですけれども、応募があったのは1者ということですね。

この指定管理は今回が初めてじゃないわけですが、従来こういった指定管理の公募の結果で1者であったという過去の実績ですね、このあたりを教えてください。

【佐藤林政課長】 この長崎県民の森の指定管理者でございますけれども、平成18年から指定管理者制度にのっとりまして管理者を選定いたしております。

一番最初の平成18年の公募でございますが、この時点では3者応募がなされております。その結果、長崎県林業コンサルタントが平成18年から指定管理を受けているということでございます。

その後、平成21年、平成24年と2回公募いたしましたけれども、その2回につきましては、長崎県林業コンサルタント1者の応募でございました。

【深堀委員】 平成18年当時は3者あって、それ以降、その時に今回結ぼうとしている林業コンサルタントさんと契約をして、21年の更新の時もそこだけ、24年もそこだけ、今回もそこだけということなんですね。なんか1者がずっと独占的にやるようになっているのかなとも見られかねないですよ。その点についての見解はどうなんですか。

【佐藤林政課長】 県民の森の指定管理者でござ

いますので、森林、林業の知見は持っていたかかないと、なかなか管理が難しいのかなというふうには思っております。

ただ、この間1者が続いたということもございまして、今年度の募集につきましては、募集期間をやや長めにとったり、募集の条件を以前は林業の特定の資格を持った技術者がいることという指定をしておりましたけれども、今年度はそういった資格要件を外して、広く応募ができるようにという配慮をしたつもりでございまして、そういったことで競争性、透明性が保てるような公募をしたつもりでございます。

【深堀委員】 努力した結果、こういうことだというふうには理解をするんですが、県内に県民の森を指定管理として受けられるような企業というのはあんまりないというのが実態なんですか。実態としてどうなんですか。

【佐藤林政課長】 我々としても広く応募していただきたいんですけれども、今、委員おっしゃいましたとおり、なかなかこういった森林をベースとした施設の管理をしておられる方は少ないのは事実でございます。

ただ、長崎市民の森、これは別の会社が運営をなされております。ただ、その会社が県民の森も両方引き受けるという体制には多分なかったのではないかと、組織としてそういう体制にはなかったのではないかと考えております。

【深堀委員】 最後にしますけれども、状況はわかりました。

採点結果を載せていますよね、83.3点ということで。過去、平成18年、そして21年、24年とありましたけれども、同じような採点方法で恐らく選定されたと思うんですけれども、この点数、比べる相手がいないものだから、83.3点というレベルがどういうものなのかというのがち

よっと比べようがないんですけれども、過去の点数はどうだったんですか。

【佐藤林政課長】すみません、過去の点数を今、手元に持っておりませんけれども、この選考をする際に70点という点数を委員間でボーダーラインといいますか、それを設定いたしまして、それぞれの項目で採点をして、その合計が70点を上回るということを選定の条件としてこれまで選定をしてまいったということはございます。

【中山委員】この長崎県民の森の指定管理者の指定について、今の深堀委員に関連して質問しますが、先般、機会がありまして、県民の森を全部、ある程度調査というか、現場を見せていただいたわけですが、その中で指定管理者も非常に熱心に説明していただいたということで好感を持ったわけですが、その中で主要施設、これが結構、どれとはっきり覚えていませんけれども、天文台とか芝生運動広場とか、いろいろな施設が古くなっているというような感じを持っているわけでありますけれども、その主要施設の更新というか、整備計画が何か立てていますか。

【佐藤林政課長】今、委員おっしゃいましたとおり、整備している県民の森の一番新しいもので平成10年度の整備が直近、ですから20年まではいきませんが、もう17～18年経っている施設がもうございます。そういったことで、我々としたしましても、計画的な改修計画を立てて補修をやっているところでございます。

特に、森林資料館、あるいは森の交流館というようなちょっと大きな建物もございますので、外壁の検査であったり、耐震の問題であったり、そういったことをチェックしながら、必要な補修を今後やってまいりたいと考えております。

【中山委員】ぜひその整備を計画的にやってほ

しいということと、ここはイノシシが頻繁に遊び回っているということで、芝生は結構イノシシの被害が出ているようでございますけれども、このイノシシの被害については何か、この県民の森対策があるのかという問題が一つと、もう一つは12種類の森というのがありましたけれども、確かに植林した杉の木、ヒノキもあまり整備されてないような部分がたくさんありましたし、もう一つ、雑木林というか自然林、広葉樹、この辺は全く手がつかないような状況になっていて、県民の森の機能が十分発揮できていないのではないかと、そういうイメージがしているんですよね。この中にもふれあいの場とあわせて森の持つ癒しの部分をというようなこともありましたので、この辺の整備計画についてはこの指定管理の中に入っていないと思うんです。その辺についてはどういうふうに考えておりますか。

【佐藤林政課長】まず、イノシシの対策でございますけれども、芝生であったり、竹林などもございまして、そういったところでよく見かけて被害もあるというふうには聞いております。ただ、今、農業の方で柵で囲ったりとか、そういった予防の対策はとられておりますけれども、県民の森でそういった対策は、さすがに山に親しんでもらうという点からはなじまないところがちょっとあるのかなと思っておりますので、そのイノシシ対策については指定管理者とも話を進めながら対策はとっていかねばならないと思っていますので、人の出入りが多いところでの対応はどういったやり方が一番いいのかというのは、ちょっと検討していきたいと思っていますところでございます。

それと、森林の管理の方ですけれども、現在、毎年数百万円はかけて整備は行っております。

ただ、これは歩道周辺とか、人が出入りするところがメインでございまして、いわゆる山全体の森林の管理といたしますか、そこまでにはまだ至っていない、面積が382ヘクタールと広大でございまして、そういった点もございまして、なかなか手が回っていないというところはございます。

ただ、人工林、広葉樹もそうですけれども、人の手が入らないまま放置しておきますと、そこはやはり荒廃をしてしまうというのは、もうほかの森林と同じでございまして、その点につきましては、人工林の一定量の間伐でありますとか、広葉樹林につきましても間を透かしていく作業、そういったものも今後必要になってくると思っておりますので、その点につきましては来年度以降、予算を獲得しながら進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】県民の森が長崎県を代表するような森づくりにしてほしいなというのがあります。

それともう一つですが、これは開園が昭和43年になっています。それで、50周年記念とかやって、PRを図って、よりこれを活用していただくという計画があるやに聞いているんですけれども、この50周年でしたか、その辺の計画といたしますか、それについて考え方があれば教えてください。

【佐藤林政課長】長崎県民の森は、平成30年の3月でちょうど満50周年を迎えます。平成30年です。ですから、それに向けて、29年度になるのか、時期を見て、翌年度の連休とか、ちょっと開催時期も含めまして、今検討させていただいているところでございます。また、それに関する経費も通常の指定管理の経費とは違う部分になってまいりますので、その辺につきましては、財政当局の方とも今後詰めさせていただ

きたいと考えているところでございます。

【溝口委員】今回、計上されております5年間で3億623万5,000円ですけれども、大体1年間に6,100万円ぐらいかかると思うんです。その内訳は、例えばこれを何名の方々に組んでその予算になっているのか。その施設の管理費と一応運営費ということになっているんですけれども、それは前年と比べてどうだったのか。

それと1者しかなかったので比べようがないんですけれども、県側として最初に提示した額とすり合わせがどのようになったのか、入札になってないようです。

【佐藤林政課長】管理費の中身でございすけれども、県の負担金と申しますか、それが大体先ほど言われましたとおり6,000万円でございます。それと県民の森は有料施設がございまして、その利用料の収入といたしますか、それが年度によって多少前後いたしますけれども、1,600万円ほどでございます。その合わせた金額で管理運営をしているということになっております。

歳出の方ですけれども、やはりあれだけ382ヘクタールという広大な敷地を管理しておりますので、どうしても作業員の方、あるいはパートの方を結構雇っていただいております。今のところ、職員の数は8名、常雇で雇っている作業員の方が8名の16名体制で運営をなされております。それと臨時でパートの方も雇っているという状況でございます。

支出の中身、大部分がいわゆる先ほど申しました職員の方、作業員の方、あるいはパートの方の人件費、賃金ということでございまして、昨年度の実績で申せば、大体4,800万円ほど、先ほど全体の収入が7,500～7,600万円というふうにあったと思いますが、そのうち4,800万円は

どが人件費、給料も含めた人件費、パートも含めた人件費ということになっております。

今回、応募していただきました事業計画につきましても、この実績を踏まえた計画になっておりまして、今回の5年間の債務負担の金額は、これまでの5年間、平成24年から28年までの5年間と基本的には同じでございます。ただ、消費税の関係で少し上がっているというのはございますけれども、事業内容としては同じ金額で申請をしていただいております。

【溝口委員】わかりました。

職員を8名常時雇っているということですが、収入についても1,600万円ということで定額、それでまた5年前と一緒に6,000万円くらいということで考えた時に、本当に長崎県林業コンサルタントは運営ができていくのかなという感じがするんですけれども、この一般社団法人は、まだほかにも仕事を何かやっているんですか。

【佐藤林政課長】長崎県林業コンサルタントは、森林土木工事の設計積算、そういったところでもともとメインでやられている仕事でございます。森林の測量設計、あるいは技術的な建設コンサルタントの仕事をなさっております。

【溝口委員】わかりました。

そしたら、この職員の8名の中にはそういう設計者とか何とかも入って、実際にこれを管理する指定管理者としての指定の中の、本当にこれに対する金額とは異なることになるんですか。職員が8名もおってからという感じがするんですけれども、その8名、本当に管理者として、さっき言う、これを管理しているのが何人くらいかなということで、パートの方々が8名くらいということですが、そこら辺がちょっとダブった形で今あったのかなという気がする

んですけれども。

【佐藤林政課長】申し訳ございません。もう少し確にご回答させていただきたいと思います。

林業コンサルタントの本体の部分の職員と今回の長崎県民の森の指定管理を担当される方は全然別個でございます。仕事の内容は全然違うことをなさっております。

やはり人件費の問題が一番運営上問題となりますので、そういった雇う形式を、例えばコンサルタントを定年退職されて、県職員で言えば再任用と申しますか、そういった方々を多く雇うとか、嘱託で運営を一部やっていくとか、そういったことで経費の節減を考えられているということでございます。

【溝口委員】そしたら、さっき言った、一般社団法人の長崎県林業コンサルタントには何名の方々が働いているんですか、全体的に。それはわからないんですか。

【佐藤林政課長】コンサルタント全体の職員の数、正式なものを私は持っておりませんが、我々が見たところでは十数名くらいしか職員はおられないのではないかと思いますけれども、正確な数字は、申し訳ございませんが、今ここに持ってありません。

【溝口委員】そしたら、先ほどの職員8名、パート8名くらいと委託契約でちょっとだけ雇ったりとかする人は、今さっきの指定管理者に係る部分だけということで理解していいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

ただ、やっぱり10年間というスパンになるんですけれども、人件費が全然同じ形だというのは、職員の方々が大変だなという感じがちょっとしたもので質問させていただきました。ありがとうございました。

【徳永委員】引き続きこの指定管理者ですけれども、森林の指定管理は非常に大変、私も地元には百花台公園もあるものですからね。そういう中で一番危惧しているのは、1者しか応募がないということで、まだ1者あるからどうにかなっていますけれども、例えば、これがいなかった場合にはどうなるんだろうという懸念があるんですよ。

そういう中で確認したいのは、例えば体育館とか、そういう箱ものならまだ維持費が、光熱費とかそういうものでいいんですけど、この自然公園というのは芝生とか植栽とか、自然のものですから、維持管理費が非常に金がかかるんじゃないかと思うんですよ。

例えば年間6,000万円という中で、先ほど言われた職員の方は8人ということなんですけれども、実際維持管理費の金額と、どこまで指定管理者に植栽とか芝生とか、そういうものの管理をさせているのか、その辺わかりますか。

【佐藤林政課長】維持管理の件でございますけれども、いわゆる芝生の管理、あるいは樹木の管理、これは賃金の中に含まれておりますので、そこだけ抜き出して幾らかかったというのはなかなか見つらいところはございます。

我々が把握できているのは、例えば水道管が破裂したのでそれを修理しましたとか、そういった維持管理ということであれば、毎年、先ほど申しました6,000万円の指定管理費の中に150万円という数字をその指定管理の中に設けて、その予算の範囲内の分であれば、指定管理者の方が主体的に維持補修のお金を使っているですよというようなやり方をしております。

その他、金額が大きい場合、あるいは予定しないような改修工事、そういうものは県が別途予算を措置いたしまして対応しているというところ

でございます。

【徳永委員】それはもうそうでしょうね。では、現状の中でどこまでを指定管理者が補うのか。そういう突発的とか、そういうものであれば県が当然、これは県の所有物ですからやらなきゃならないんですけれども、一般的に言う、例えば芝生をどこまで管理すればいいのか。植栽、いわゆる樹木をどこまで管理をすればいいのかという一つの基準があるわけなんでしょう。それはどうなんですか。

【佐藤林政課長】通常の維持管理という範囲でお互いでやっておりますので、例えば芝生であれば草が伸びますね。それを見苦しくない程度に刈り込む、これは管理者がやることでございます。例えば、先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、イノシシあたりが出てきて、全部掘ってしまって芝生をだめにしてしまう。そういったことになると、県の方が別途予算を確保するという形になるかと思います。

ただ、細かい取り決めは、案件ごとにはなかなか難しいものですから、今、我々と管理者の中の取り決めといたしましては、1件の改修費とか維持費が30万円未満であれば指定管理者の方の指定管理の範疇ですよ。それを超える分は県が行います、そういったことで一応取り決めをしているところでございます。

【徳永委員】難しいところはありますけれども、ただ、私が言いたいのは、応募者が少ないというのはやはりいろんな問題が多分あると思うんですよ、そういった面で。特に、施設の中で箱ものならまだはっきりとした管理の仕方がわかるんですけれども、こういった自然相手となれば、そこのお互いの基準というのがどこまでなのかというお互いの要求と、そして受け手側のやる分、当然金額がありますから、それはや

れやれというのはやさしいけれども、受け手側はそれは違うんじゃないですかというようなこともあるだろうと思うわけですね。だから、そうならば、特に、最初は平成18年ですか、その時は3者いたと。それが今1者。やっぱりそういう応募の対象者となり得る業者にもアンケートをとるとか、そういう関係業者にも調査をして、どういうことで応募が少ないのかという研究もすべきであるし、また、管理者である県がどこまでを指定管理者に求めるのか。

例えば、そういう中でやはりここは当然県がやるべきだろう。指定管理者にはここまでという、ある意味今までの基準をまた変えていくのか。そういうところも今後問われるのではないかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

【佐藤林政課長】維持管理につきましては、そういった予算的な措置も当然かかってまいりますし、線引きの問題もございます。この長崎県民の森につきましては、管理者と県と毎年協議しながら、維持管理に必要なもの、いわゆる指定管理者ではできないんだけど、これは県民の森として維持管理をちゃんとしてくださいよというのを指定管理者の方からいろいろお聞きしながら、次年度の予算に反映してきたということがございます。これは今後とも続けていかなければならないと思っています。

それと、指定管理者になれるような、なりやすいようにと申しますか、いろんな類似の施設の指定管理者とか、現在おられます方々といういろいろそういった情報をいただくというのは今後ともこの県民の森の指定管理を続ける上で必要だと思っていますので、それは次回の公募がまたしっかりと複数来ていただけるような形をとりたいと思いますから、そういったことで今、実

際に類似施設を受けておられる方々にお聞きするとか、そういったこともしながら、こういった条件整備をしていけばいいかということは考えていきたいというふうに思います。

【徳永委員】過去に指定管理を受けた方にはよく聞いた方がいいと思うんです、やめられた方にはね。あるんですよ、問題点が。例えば備品の購入をどうするのかとか、5年間の間に機械が当然要りますよね。その機械が5年間、1回の指定管理で償却ができればまだしも、それなりの高額の機械であれば当然償却はできないんですよ。しかし、次に指定管理者になれるという保障はないわけですよね。こういう問題もあるんですよ。それを県がちゃんとそこを補ってやるのかというこういう問題もある。

もう一つは、JVといいますが、そういった森林公園とか、そういう公園に関しては管理をする側と管理をする中で人的な管理、要するにイベントとか何とかする上では当然人ですよ。ところが、そういった芝生や樹木の管理をするのはどうしても専門業者というのがあるんです。例えば、そこに造園業者を入れ込んでやるのかとか、そういういわゆるJV方式とか、そういうものも私は今後検討すべきじゃないかなと思うんですけれども、この2点についてどう思いますか。

【佐藤林政課長】それぞれ県民の森、幅広い使い方をされておりますので、今、委員言われたとおり運営の部分と維持管理の部分、これをそれぞれ専門のところに運営委託も考えたらどうかというお話だったんですけれども、それは一つのやり方ではないかと私は思います。JV方式というのがこの指定管理でやれるのかどうか、申し訳ありませんが、私は承知してはおりませんけれども、ただ、それは次回の公募に

向けて研究してまいりたいと思っております。

【徳永委員】たしか百花台がそうじゃなかったろうかと思しますので、ちょっと一度。

最後に、これは要望なんですけれども、やはり冒頭言ったように、まだ1者いるから大丈夫だということではなく、今後、応募者もいない、また、県がやらなければならないというような、せっかく指定管理に変更したんですから、当然指定管理が続くようなちゃんとした政策というものをとっていただきたいと思えます。

【吉村(洋)分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもちまして予算議案及び第161号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第131号議案のうち関係部分及び第137号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【吉村(洋)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

農林部においては、今回、委員会付託議案が第161号議案1件のみであり、先ほど質疑は終了しておりますので、議案に対する討論を行いま

す。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第161号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第161号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、農林部長より、所管事務の説明をお願いいたします。

【加藤農林部長】農林部関係の議案について、ご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料」の「農林部」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第161号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であり、記載のとおりでございます。

次に、農林部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料」及び同資料（追加1）、同資料（追加2）の「農林部」をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、平成29年度の重点施策、平成28年度産みかんの販売状況について、全国お茶まつり長崎大会1年前記念イベントについて、長崎四季畑の認証商品の決定について、平成28年度第55回農林水産祭天皇杯の受賞について、諫早湾干拓事業の開門問題について、鳥インフルエンザの防疫対策の強化について、ながさき森林環境保全事業について、第

12次鳥獣保護管理事業計画の策定について、事務事業及び公共事業評価の実施について、施策評価の実施について、地方創生の推進についてでございます。

そのうち主な事項についてご報告いたします。

まず、「農水経済委員会関係議案説明資料(追加1)」「農林部」の1ページ目をお開きください。

平成29年度の重点施策でございます。

平成29年度の予算編成に向けて、「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、来年度が2年目となる「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。

このうち、農林部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

農林部では、本年度から「新長崎農林業農山村活性化計画」に基づき、農林業、農山村全体の所得向上を図ることで人を呼び込み、地域がにぎわう社会の実現を目指しており、農林業を良質な雇用の場とするため、品目別戦略を再構築し、生産性の向上や低コスト化、差別化を進める生産流通販売対策の強化、農地中間管理機構と連携した農地の基盤整備や担い手への農地集積、新規就農者受け入れ団体等登録制度の充実、集落営農など地域を支える担い手の組織化、農山村の資源を守る取組に加え、地域資源を活用した6次産業化や地域内流通によるフードクラスターの構築などに取り組んでいるところであり、これらの取組を加速化するため、平成29年度においては以下の取組を強化してまいります。

まず、生産性向上、コスト低減対策のさらな

る強化として、環境制御等の先進技術や新技術の導入、農業者自らが農業経営の課題解決に取り組むための生産データ等の見える化、長崎和牛肥育頭数の維持拡大対策などの取組を強化し、農業所得の向上につなげてまいります。

次に、労力支援体制の強化及び次代の担い手の確保・育成として、農業経営や産地の規模拡大に必要な労働力を圏域で調整・確保するとともに、新規就農・就業者の実践型研修等を実施するための農業サービス事業体の設立、経営発展ステージに合わせた学びの場の提供など、農業の担い手確保と経営力の向上に取り組んでいくこととしております。

また、付加価値向上に向けた流通販売対策の強化として、産地間競争等を勝ち抜くため、消費地における拠点量販店など、実需者との結びつきをより強固にする取組、加工品を含めた産地と一体となったブランド商品の磨き上げ、中食、業務用等ニーズへの対応や輸出等の新たな販路開拓などの取組を強化するとともに、県産材の需要拡大を図るため、プレカット工場を核としたサプライチェーンの構築を進めてまいります。

さらに、農山村で稼ぐ力の強化として、地域の実情に合わせた集落営農組織を育成し、収益品目の導入やコスト縮減等による経営力の向上、地域や組織を担う人材の育成、鳥獣被害防止対策の継続的な実施など、農山村で稼ぐ取組を強化してまいります。

なお、平成29年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えており

ます。

次に、同じく2ページ目、平成28年産みかんの販売状況についてでございます。

本県の主要農産物であるみかんにつきましては、夏季に高温干ばつが続いたことで、果実の肥大不良や日焼け化、裂果の発生が見られ、生産量や品質への影響が懸念される中、気象庁、農業関係団体、県で構成する「県農林業異常気象対策連絡会議」並びに各地区における生産者等との対策会議や事業説明会等を開催し、灌水などの体制整備や摘果等技术対策を実施するとともに、天候に応じたシートマルチの開閉などの栽培管理の徹底により、みかんの生産予想量は6月の開花時点の予想から14%少ない5万3,800トンとなっておりますが、平年より糖度が上がり、食味のよいすぐれたものが生産されております。

現在、ほぼ販売が終了している28年産極早生みかんにつきましては、11月9日時点において、販売数量が前年比82%の4,414トン、糖度が一定以上で外観がすぐれている高品質果実の割合であるブランド率は、昨年の29%に対し35%となり、平均単価は平年比119%の1キロ当たり220円となっております。

早生みかんにつきましては、11月1日から販売が始まり、11月21日時点においては、販売数量で前年比111%の3,751トン、平均単価は前年比112%の1キロ当たり282円で推移しております。

12月からは、長崎オリジナル品種であるさせば温州が本格出荷となり、東京太田市場における試食会を実施するなど、県統一ブランド「出島の華」をはじめとした長崎みかんの品質の高さを市場関係者に周知してまいります。

今後も高単価販売に向けて、さらなるブラン

ド化の推進と市場に信頼される産地の育成及びPRの強化について関係機関と一体となって取り組んでまいります。

次に、当初お配りしております「農水経済委員会関係議案説明資料」、「農林部」の3ページ目下段と、同じく追加2の「農林部」の1ページ目をお開きください。

鳥インフルエンザの防疫対策の強化についてでございます。

家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザについては、昨シーズン、国内における家禽での発生はありませんでしたが、我が国周辺の中国、台湾、韓国では発生が継続しており、発生リスクが高まる冬季を迎える前に、県内での防疫体制を強化する目的で10月20日に鳥インフルエンザ防疫対策会議を開催し、注意喚起等主要衛生管理基準の遵守の徹底を図ったところであります。

また、万一の発生時に迅速かつ的確な初動防疫が実施できるよう、11月7日と8日に本病発生を想定した県域の防疫演習を実施いたしました。演習では、県央地区管内の佐賀県との県境に位置する養鶏場での発生を想定し、「長崎県鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」に沿って、鳥インフルエンザ総合対策本部会議を設置するとともに、県内の市町、関係団体及び佐賀県との連携確認、必要な防疫資材の調達や防疫作業従事者の確保、並びに生きた鳥を使用する殺処分模擬演習を実施し、作業内容の確認を行いました。

これ以降、議案説明資料（追加2）の「農林部」1ページ目の下段に移らせていただきます。

その後、11月18日には、鹿児島県出水市において、国内で今シーズン初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスがツルのねぐらの水から

確認されましたため、翌19日に養鶏関係者出席のもと開催した鳥インフルエンザ防疫対策会議において、情報共有と本県での発生防止のための防疫体制の徹底について注意喚起を行ったところです。

さらに、11月28日には、国内の家きんでも青森県及び新潟県で本病の発生が確認されたことから、100羽以上を飼養する県内養鶏農家に対し、緊急消毒の命令を発令するとともに、消石灰を配布し、鶏舎周辺等の消毒を実施しております。その際、家畜防疫委員が農場に立ち入り、実施状況を確認し、飼養衛生管理基準の遵守状況について再点検を行うとともに、100羽未満の少羽数飼養農家に対しても飼養衛生管理のリーフレットを配布・指導し、発生予防対策と異常発見時の早期通報の徹底について取り組んでおります。

今後とも関係団体等の皆様と連携をとって的確な防疫対策に力を注いでまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 次に、提出されました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【福田農政課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております資料をご覧ください。

まず、補助金内示状況につきまして、本年9月から10月までの実績についてご説明いたし

ます。直接補助金は1ページ目から9ページに記載のとおり、長崎県多面的機能支払交付金など計86件でございます。また、間接補助金は10ページから17ページに記載のとおり、新構造改善加速化支援事業補助金など計84件であり、両者を合わせますと170件でございます。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、本年9月から10月までの実績について、ご説明いたします。

委託につきましては、18ページに記載のとおり、6件であり、19ページから24ページにその入札結果一覧表を添付しております。

また、工事につきましては、資料の25ページから27ページに記載のとおり、44件であり、28ページから94ページにその入札結果一覧表を添付しております。

なお、委託と工事を合わせた全体件数は50件でございます。

次に、陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものに関して、95ページから126ページに県の対応を記載しております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまして、本年9月から10月までの実績は、新ながさき農林業農山村活性化計画推進委員会1件であり、その内容につきましては128ページに記載のとおりでございます。

以上でご説明を終わります。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございません

か。38、39、42、43、60番です。

【徳永委員】 60番、長崎県農業協同組合中央会の陳情の中で、畜産経営の安定化に向けた支援強化について質問します。いわゆる繁殖牛ですよね。これは、以前も私は質問したと思うんですけれども、今、子牛の価格が非常に高騰しているということは、先般も私が言いました。県内の繁殖牛生産者も非常に困っているという中で、このことも関連をしていると思うんですけれども、このことについてどういう見解なのか、そしてまた県としてどういう考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

【大曲畜産課長】 委員ご指摘のとおり、繁殖牛、繁殖経営でございますが、今、各家畜市場とも平均で90万円以上の高値ということでございます。これにつきましては、今回の補正等でもございましたように、畜産クラスター事業等の施設整備、それから規模拡大だけではなく、労力支援やキャトル整備、家族経営に対しても支援を行いながら、やはり生産に向けてもいろんな対策を講じております。また、導入につきましても、支援を行っており、参考でございますけれども、平成28年2月1日の国の調査でございますけれども、繁殖で全国が8,600頭増頭しているうち、長崎県は800頭増頭という成果も出ていますので、今後ともこういった施策で十分に対応していきたいと思っております。

【徳永委員】 それは増えているんです。ただ、それが県外に出ていると。長崎県の牛は、全国和牛能力共進会から、それ以前からよかったんですけれども、これでまた余計にブランド力が強くなっております。要するに、肥育牛の有名な牛は長崎県の子牛がもとになっているんだということで、県内の生産者が非常に危惧をしているわけですよね。

だから、肥育農家の経営安定並びに肥育頭数の維持ということがここでも言われているわけですよ。いいですか。だから、繁殖は増えても、結局、肥育生産者は経費が非常に高いし、なおかつ不足で県外に持っていかなければ、非常にこれは大変なんですね。長崎県の農業生産の中では、和牛というのがたしかトップですよ。こう考えた時、これは非常に大切なことでありますから、長崎県は増えている、増えているということは、それだけいいものだから県外に行っているということの証ですから、そういう意味で、県内の生産者がしっかりとした生産ができるような環境をお願いしますということだから、このことについて再度お願いいたします。

【大曲畜産課長】 先ほど繁殖経営のことを申し上げましたけれども、ご要望につきましては肥育経営でのご要望が上がっております。要するに、子牛価格が高過ぎて肥育農家が困っており、そこに県の支援をということでございます。肥育につきましては、牛のマルキン事業という国の経営安定価格対策制度もございます。そういった積立てに対して県も一部助成を現在しておりまして、あと肥育対策として肥育牛の導入事業等につきましても支援を行っている状況でございます。そういったものも踏まえまして、今度新たに新規事業ということで、資金の支援等も検討中でございますので、今、委員がおっしゃるように肥育対策も含めて繁殖対策も延長上にありますので、全般的な肉用牛の振興対策に取り組んでいくつもりでございます。

【徳永委員】 よろしく申し上げます。せっかくここまで和牛が全国的ブランドをつくって、生産者も一生懸命頑張っている中で、逆に、よくなり過ぎて、結果的に県内の生産者の経営が悪

くなるということはあってはなりませんので、どうかこのことは注意深く見て、タイムリーにどんどん県の方も支援をしていくと、国にも要望していくということをお願いしたいと思っております。

【中村委員】42番ですけれども、これは長崎県農業農村整備事業推進協議会の方から土地改良についての要望書が上がっているんですけれども、現在、県内であちこち改良が行われております。もちろん、私の地元諫早でも有喜地区を含めて基盤整備が行われているんですけれども、今後の見通し、今回、補正予算を含めて少しずつ予算額が上がってきているんですけれども、今後の見通しについて、わかる範囲でいいですからお願いしたいと思います。

それと一緒に、完成年度はこれからどういふ計画を持っておられるのかを含めて説明をお願いします。

【松本農村整備課長】平成28年度現在、農地の基盤整備が全体で19地区ほど行われております。

今年度の補正予算も先行議決させていただき、予算化できましたので、平成29年度完了地区を早めに完了させるように工事も進んでおります。

新規要望地区として平成28年度着工が4地区の208ヘクタールありましたけれども、平成29年度新規要望地区が6地区の300ヘクタールほどあります。今後も大体年間3地区から4地区の要望地区が上がっていますので、着実に新規採択できるようやっていきたいと思ひますし、今、継続しているところについても早期に完了できるよう、大体標準工期は6年、面積が大きくなると7～8年かかることもありますけれども、できるだけ早く完了できるように予算の確保にも努めていきたいと考えています。

【中村委員】当然そこまでの答えしか出てこないと思うんだけど、ただしかし、私たち議員としても、一生懸命国の方にもお願いしながら、1年でも早く、そしてまた、一時でも早く完成をしていただきたいというのが本心でございまして、現在、この改良を行っている地域では、改良が順次進んでいけば、後継者の方たちも、自分たちもこれから農業でやっていけるという自信を持って、随分後継者の方たちが育っていると思うんですね。逆にこれが遅れていけば、だんだん、だんだん後継者の方もいなくなってしまうし、そしてまた、現在、農業をしておられます当の本人たちも高齢化をしまして、なかなか後継者につなげなくなってしまうということがあるものですから、そこら辺については後継者をつくるためにも、そしてまた、後継者を探すためにも、いち早く完成をさせていただきたいと思ひます。

また、後継者がいないところも多々出てくると思うんですね。改良は行ったけれども、後継者がなかなかできないという部分もあると思うんです、場所によってはですね。だから、そういうところには後継者の対策についても、ぜひ率先して力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【溝口委員】先ほどの徳永委員の関連ですけれども、何しろ素牛価格が大変高騰しておりまして、肥育農家が大変資金繰りに窮しているということなんですね。それを助けるためにどうしても、安定した経営をしていくためには肥育頭数の維持と拡大を図っていかなければいけないということで、素牛導入にかかる支援措置をどのように講じていこうとしているのか、その辺について県の検討している部分についてお聞かせいただきたいと思ひます。

【大曲畜産課長】どのように対応していくかというご質問でございます。

現在は、先ほど申しましたように、現在肥育1頭当たり5万円というような補助、支援をしております。それを年間800頭という計画をしているんですけれども、今おっしゃるように、やはり資金繰りが問題ということで、今の子牛の頭数からいきますと、5万円というのはやはり非常に少ないというお声もございますので、そういった中で、維持の部分と増頭の部分というふうに分けまして、資金繰りの件につきましては、導入事業の資金に係る部分を、現在、利息に対して利子補給をしていこうと、その支援を現在考えているところでございます。

【溝口委員】今までは利子補給はやってなかったんですか。

【大曲畜産課長】事業費の対象の上限というのがございまして、通常、近代化資金というのがございますけれども、そこが1,800万円という上限がありましたけれども、それを知事の特認であれば2億円上限という金額もございますので、そういったところの上限に対する利子補給ということで考えております。

【溝口委員】やはりせっかく本県の肉用牛が全国和牛能力共進会で1位になりましたので、また来年あるという共進会で、ぜひこの肥育頭数も維持というより拡大していくような形で、特に離島関係には離島新法でそういう頭数を増やして人を雇うということになれば、いろいろな補助メニューもあると聞いておりますので、その辺について拡大を図っていけるように、ぜひ素牛導入にかかる支援措置を県としてよく検討していただきたいと思っております。

【加藤農林部長】先ほど畜産課長から申し上げましたように、資金繰りが大変窮屈になってお

りますので、その検討を今度の平成29年度の予算の中で今検討しているところで、そういう説明をさせていただきましたが、そういう検討を進めてまいります。

やはり肥育経営がしっかり成り立っていないといけないと思っておりますので、併せまして、子牛の増頭をしっかりとやって、子牛の単価を安定させていくこと、それから肥育において枝肉価格を上げないといけませんので、ブランド化をしっかりと進めること、それから、枝肉重量もしっかり上げていく、そのための種牛もしっかりよいものをつくってまいりました。

併せまして、収益性を上げないといけないということで、肥育期間を短縮する、肉の品質を落とさないで肥育期間を29カ月から3カ月間短縮するという取組も行っているところでございまして、そういう総合的な対策で肥育経営をしっかりと育てていきたいと思っております。

【徳永委員】1点、畜産課長教えてください。

今、私が聞くのは、県外に結構出ていると。これは嘘なんですか。どれくらい年間県外の生産者、いわゆる繁殖業者が購入されているのか、その辺を教えてください。

【大曲畜産課長】県内5カ所の家畜市場に年間約1万8,000頭の子牛が上場されております。黒毛和牛でございますけれども、1万8,000頭出荷されておまして、そのうち約1万頭が県外の方に出ているという状況でございます。

【徳永委員】やっぱりこれが非常に、約6割が県外ですよ。これは以前より、要するに全国和牛能力共進会があってからこういった状況なんですか。

【大曲畜産課長】基本的には、長崎県というのは、やはり中山間地、離島でございまして、繁殖牛の約半数が離島で飼っていらっしゃいます。

そういったことで、長崎県の位置づけとしては、繁殖が経営において、いい種牛をつくっていると。また、発育がいい「サシ」が入った子牛が壱岐、五島、県北部を中心に昨年1万8,000頭で、年々飼養戸数が減っていますので頭数も減ってきていますけれども、県外に購買される割合というのは従来から変わらないというふうに認識しております。変わらないということでございます。

【徳永委員】 私が記憶しているのは、今から6～7年前はたしか30万円ぐらいだったんですね。今は60万円、実際のところ80万円、90万円という状況なんですよ。これはどういうことがこの要因なんですか。

【大曲畜産課長】 委員おっしゃるように、平成24年度に長崎県で全国和牛能力共進会がございました。その時の平均価格が40万円でしたので、毎年約10万円ずつ上がってきていると。それにつきましては、飼養規模、頭数、高齢化、いろんな条件でやはり頭数が減っていると。そういったことで5～6年前からしますと、全国でも60万頭を切る子牛頭数とか、要は、やはり子牛が足りないということで購買者が競ってどんどん値段が上がると、それは全国的な流れでございます。

【徳永委員】 わかりました。そういうことで、先ほど言うように、生産者にとって、いわゆる素牛価格が上がっても当然成牛が高く売ればいいんですけども、なかなかそこは差がスライドをしないということですから、その辺をしっかりとこの要望を踏まえて、とにかく支援をよろしくお願いしたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問はございませんか。

【山口委員】 60番の陳情についてお伺いいた

しますけれども、3番の産地力の強化に向けた支援についてということであります。中の文章を読めば、やっぱり県の指導員とJAの営農指導員等の支援体制といいますが、指導体制が十分ではないということなんです。

現状として、営農指導事業が利益を生み出す事業ではないということから、農協あたりでも経営が厳しくなれば、そのあたりを削っていくというのが今の現状でありまして、生産指導が先か販売が先かということにもなってきますけれども、今、県の指導員としてもそういう人材が足りないのではないかと思います。また、農協の指導員もそうでしょうけど、指導員の人材育成も大切なことで、今、経験が必要な中で指導をしていくという形から、やはり若い指導員を育てていくというのがこれからも必要なことでありまして、若い指導員が今はなかなか手もないという形でもあります。県の指導員もなかなか若手が入ってきていないのが現状じゃないかと思うんですけども、現場の経験も必要でありますし、そういう指導の体制については県の支援が本当に必要だと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

【福田農政課長】 委員ご指摘のとおり、普及指導員の育成は非常に重要な課題だと認識しております。

まず、県としましては、産地力の強化のため、農業者に対し個別経営指導を行う体制整備は重要なものと考えております。それと、地域段階においては、年度普及計画に位置づけ、計画的な普及指導活動を展開していくとともに、県段階では普及指導員並びにJAの営農指導員の経営指導力を強化するための経営分析、コンサル手法等の研修会をJA中央会と連携して実施してまいります。

併せまして、県が普及指導員を対象に行っている専門研修に平成28年度からＪＡの営農指導員も参加できるよう研修体制を整備し、本年度は農産、果樹、野菜、畜産の専門で9名の営農指導員が受講しておりまして、営農指導員の資質向上のための研修についても、引き続き支援していきたいと考えております。

若手の県の普及指導員の人材育成でございますが、新たに人材育成プランを作成しておりまして、その人材育成プランに基づいて、若い年齢のうちから現場経験を十分踏まえながら、農家、あるいは関係団体と連携が十分図っていけるよう、ひいては県農業振興に貢献できるような人材を育ててまいりたいと考えております。

【山口委員】方向性は示していただきましたけれども、現状として、そうしたら指導員の総数等をどれくらい把握していらっしゃいますか。年代別もわかりますか。

【福田農政課長】年代別の資料につきましては、ちょっとお時間をいただければと思います。

【山口委員】そういうぐあいに指導には本当に経験が必要なんですよ。ですから、試験場等に配属されながら、いろんな経験を踏みながら、そして農家の聞きたいことに答えられるようになっていくには年数がかかります。ですから、本当に指導員の養成というのは、県段階でも必要ですし、各ＪＡ段階でも必要です。ですから、そこはしっかりやっていただきたいという思いがあります。

それから、指導員には専門性が求められますけれども、中山間地域の農業がどうにかして食べていかなければならないということで、複合経営が一時叫ばれました。そういう中で、複合経営となれば、技術者としては何でも知っておかないといかんわけですね。オールマイティーの

指導者も要るということなんですけれども、部門ごとにやっている方とオールマイティーの方、そういったものをどういうふうに入材として育てていくのか、その辺はいかがですか。

【中村農林部次長】委員ご指摘のとおり、現場におります普及員なりＪＡの指導員なりがしっかり技術指導をするなり、それからおっしゃるような複合経営といいますか、経営の全体像をしっかりと提案していく、それから経営の進捗管理をしていくというのは非常に大事なことで、思っております。

そういった意味で、若い普及員の指導方針等についてお話がございましたけれども、私も現場で普及員をさせていただいておりました。私も若い時には、営農指導員でベテランの方から教えていただいたということがございます。逆に、私たちが中堅になったら、若い指導員を現場でお話をしながら指導するといった面もございました。

そういった面で、お互いに高め合っていくような体制を組んでいく、そういった意味で地域・地域に農業振興協議会で野菜部会でありますとか、そういった専門性を高めるための地域での野菜を振興するためにはどうしたらいいとか、どういった勉強をしようとか、どういう方針で農家を指導しようとか、そういったものをしっかりと打ち合わせをする場を持ってありますし、その中で試験場との連携でありますとか、本庁との連携という中でお互いを高めていくような機会を持ってあります。そういった中で専門性を高めるといったことを進めているところでございます。

さらに、おっしゃったようなオールマイティーといいますか、複合経営の中の全体像といった面では、やはり今、600万農家でありますか

と、1,000万農家の育成の方向で動いておりますけれども、その個人個人、農家ごとにチームを組んでおりまして、例えば相手が野菜の方であれば、経営と野菜でチームを組んで、農協の営農指導員も入っていただいたり、役場にも入っていただいたりということで、そういうチームの中で経営全体をフォローしていくといったような体制を組んでおりまして、まだまだ十分じゃないところがあるかもしれませんが、委員からご指摘があったようなことをしっかりと今後もしてまいりたいと思っております。

【山口委員】今、担い手不足という形で定年帰農者、あるいはＩターン、Ｕターンで農業を始めたいという方々も担い手の一人として受け入れをしようという体制でありますので、そういう生産指導の体制というのは、ぜひ、もっと充実を図っていただきたいと思っております。

また、そういう新しく入ってこられた農業者、定年帰農者あたりにも、どういうメニューでどうすればということをちゃんと示していただいて、そして、そこに担い手として育ていただくための手段を講じていかなければならないと。その中で一番大切なのは指導員の皆さん方です。そこをしっかりと捉えて支援をしていただきたいと思います。部長、一言お願いいたします。

【加藤農林部長】今後、本県の農業を伸ばしていくために普及員の役割、ＪＡの指導員との連携は大変重要な視点でございますので、その中で普及員については専門性をしっかり伸ばしていきます。それも現場に寄り添うだけではなくて、引っ張れるような普及員をつくってまいります。

併せまして、専門性だけでなく、総合性も必要になってまいりますので、地域では地域担当を置いていますが、そこではチームをつくって、技術担当、経営担当、技術もそれぞれの

作物担当ごとに置いております。そういう総合性もとりながら取り組んでまいりたいと考えております。

併せまして、Ｉターン、Ｕターン、これは新規就農者でございますので、これは特に重点的に定着を進めないといけないということで、これもチームをつくって5年間重点指導を行っております。そういった生産指導体制をとりながら、しっかり本県の農業を着実に伸ばしてまいりたいと考えております。

【徳永委員】特区申請、外国人受け入れ、これは知事も答弁で言われておりますけれども、当然これはＪＡからも要望が出ております。このことについて、今、県の考え、そしてまた、県も特区を申請することによってやっておりますけれども、今どのような状況なのか、教えてください。

【佐藤農業経営課長】国家戦略特区におきまして、本県の農業分野での外国人の就労を解禁するように提案をさせていただいておりますけれども、去る10月4日、国家戦略特区諮問会議、これは総理が議長でございますけれども、その場において農業分野での外国人の受け入れは1億総活躍社会、地方創生に大変意義のあることなので、この検討を加速化せよというような指示があったところでございます。

また、本日でございますけれども、夕方から国家戦略特別区域諮問会議が行われる予定と伺っております。その場におきまして、恐らく年明けの次期通常国会に関連法案を提案するというような決定がなされるのではないかと期待しているところでございます。

今後の流れといたしましては、国家戦略特別区域法、こちらを改正して、外国人が農業分野に入れるようなそういう特例措置をつくる必要がございますので、法案の早期成立、そ

れから、本県はまだ特区として認定を受けておりませんので、そういった区域指定、これをあわせて国に時機を見て働きかけてまいりたいというふうに考えております。

【徳永委員】いわゆる特区になることが、まずその条件になるわけですか。そして、今、その外国人労働者、農業に関しても研修生ということで3年ですかね、5年でしたか。その中で、一つは、農業は通年ではなかなか雇用がしにくいというデメリットがあるということを聞いております。この特区を申請すること、そして、1億総活躍という政府がやろうとしていることは、今の5年の研修とはどう違うのか、内容を答えていただけませんか。

【佐藤農業経営課長】現在あります外国人技能実習制度は、あくまでも国際貢献のために日本国内にある農業技術を学んで、海外に帰って、それを役立てていただくという仕組みでございますので、単純な労働ということではなくて、一定のあらかじめ決められた経営体でのみの技術研修が認められております。また、分野につきましても、例えば酪農分野の実習生であれば、野菜の分野では技能を学ぶことができない等々の各種の縛りがございます。そういったことをなくしまして、就労という形であらゆるところで農業分野で働ける、また、分野ごとの畜産であるとか、野菜であるとか、そういった縛りもなく、幾つもの経営体の中で、忙しい時に忙しい経営体をきちんとそれぞれに支援できるようなそういう体制をとろうという提案でございましたけれども、新聞報道ではございますけれども、国においても同じ方向で検討していただいていると承知しております。

【徳永委員】わかりました。そうであれば、通年でできるようになるということですね。

もう一つ、その5年が一回きりですよ。これが要するに特区、今から変わるということであれば、またそういう縛りがなくなるわけですか。

【佐藤農業経営課長】これもまだ国から明確にはお示しいただいてはおりませんけれども、3年から5年の期間について国内で働けるということでございます。なお、就労ビザであれば通常5年のビザでございますけれども、再更新、更新が可能というふうに承知しておりますので、そういった形で何度でも入れるようにというふうにさせていただきたく我々は提案したところでございます。

【徳永委員】もうこのことが一番大事なところですから、農業経営課長、私の島原半島は、特に今、人手不足というのが大きな問題になって、これはいつも私も関係者からよく言われておりますので、さっき言われた、何回でもビザの更新ができるということ、そして、一番難しい通年の就労ができるということ、これは特区になれば非常に大きな効果がありますから、そういう意味ではしっかりと要望を、知事も頑張っておられますからよろしくお願いしたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】ほかに質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、今回、多く要望が出されておりますので、その点については執行部側としても早急に対応ができるように頑張っていたきたいと思います。

陳情につきましては、承っておくことといたします。

暫時休憩いたします。

— 午後 3時 0分 休憩 —

— 午後 3時17分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般についての質問に入る前に、先ほど山口委員の質問の中で、答弁がされてない部分がありましたので、それについて答弁をお願いいたします。

【福田農政課長】 山口委員からご質問がございました普及指導員の数と年齢構成別の内訳でございます。

普及員の人数ですが、平成28年4月時点で166名でございます。20代が28名、全体の17%、30代が24名、14.5%、40代が58名、35%、50代が56名、34%でございます。平均年齢は43.5歳でございます。50歳代と40歳代を合わせますと114名、全体の68.6%、約7割を占めております。現場の普及指導員については、おおむねベテランの普及指導員が若手の指導、農家等の指導に当たっているものと考えております。

【吉村(洋)委員長】 それでは、次に、議案外の所管事務一般についての質問に入りたいと思います。

一人当たり20分を目安に質疑応答をお願いいたします。

ご質問等があられる方はお願いいたします。

【徳永委員】 まず、林業の県産材の需要拡大を図るため、プレカット工場を核としたサプライ

チェーンの構築とありますけれども、これはどういうことか、お尋ねします。

【佐藤林政課長】 現在、長崎県の木材流通の実態がございまして、平成27年度の実績で10万立方の杉・ヒノキの生産がなされているわけですが、県内の製材工場に流れる量と県外に流れてしまっている量がございまして。ざっと集計をいたしておりますけれども、県内に流れるのが約半分という調査結果が今出ております。ですから、5万立方程度だということでございましてけれども、それでは長崎県のいわゆる製材工場等に木材が流れていっていないのではないのかという実態がございまして。そういったことも含めて、長崎県産材を県内にしっかりと流通させて、最終的には工務店がしっかりと住宅にそれを使っていくと、そういう大きな流れをつくっていきたいということで、プレカット工場を中心にするということは、工務店とつながっておりますので、そこを中心としてサプライチェーンをつくりたいと思っております。このチェーンの中には、先ほど申しました製材工場にも入っていただいて、なおかつ山側、素材生産者の方もそのチェーンの中に入っていただいて、もちろん県外に出る分もございましてけれども、可能な限り県内に流通をさせて、県産材が県の中で使われていく、そういう形を目指していきたいと考えております。

【徳永委員】 県外に約半分が出ているということはどういうことなんですか。

【佐藤林政課長】 一つは、これまで県内の製材工場が少し弱かったという点がございまして。ですから、具体的に言えば佐賀県の伊万里に大きな木材市場がございましてけれども、そこの方に一旦流れていっていたというのが現状でございまして。これを、県内の製材工場が今、少し強化

されつつありますので、そこにしっかりと流れていく、そういう一つの県産材のルートとして大きなものをつくっていかうと思っております。

伊万里の方にも当然まだ流れていくのはありますし、規格で違いますので流れていくこともありますでしょうし、輸出もございますけれども、そういった中で県産材の県内の流通ルートをしっかりとつくっていきたいと思っています。

【徳永委員】私が知るところでは、結構プレカット工場が増えてきていますよね。これが非常に大きいということなんですか。

このプレカット工場、製材所、今の林政課長の説明で言えば、県産材を県内にとどめれば、これが県内の方に流れていくと、だから、県外にいけば当然県外の方に行ってしまうという、そういう理解でいいんですか。

【佐藤林政課長】これまでは、県内で県産材を使いたいという施主さんがおられましても、なかなか県産材が足元にない。一旦外に出ておりますので、それをまた戻してくる、そういったことでコスト高にもなっていたという現状がございます。そこを、今、委員おっしゃいましたとおり、プレカット工場がここ数年で施設の整備をされておりまして、このプレカット工場に県産材をスムーズに流していく、そういうことをいたしますと、実際に県産材を必要とする工務店も供給、受ける時に非常に受けやすくなるということも当然ございます。そういった面でプレカット工場にしっかりと県産材が回っていく、そういうことで最終的に工務店が県産材を使いやすくして、県内の住宅、公共建築も含めてでございますけれども、そういったところに県産材が今までのコストよりも安く回っていくと、そういった形を我々は理想形として今描いているところでございます。

【徳永委員】言うのはわかるんですけども、ただ、プレカット工場となれば、先に工務店が購入してプレカット工場に持っていくんですね。この流れですよ。ただ、そのプレカット工場、製材所が県産材を扱えばいいですよ。これを扱うのは当然自由ですから、私の知る限り、プレカット工場は当然、製材所が売ってやることもあるでしょうけれども、工務店さんがどこから買ってプレカット工場に持ってくるということもあるわけなんですよ。この整理というか、県産材がプレカット工場に来る前に、例えば製材所にくる、なかなか県産材が売れなかったというのがあったんでしょう。よそから持ってきたりとかある。ここをどういうふうなことで県産材とマッチングさせようとしているのか、そこがわかりづらいところがあるんですけども。

【佐藤林政課長】これは、工務店といいますか、施主の皆様が県産材を使いたい、使ってみたいと思ってもらうことが一番だと思います。ですから、そういった面ではサプライチェーンではございませんけれども、県産材をいろんな形で使っていただくためのPRを過去やってまいりました。また、来年度に向けてもそういったことを引き続きやっていきたいと思っております。

そういった中で工務店、あるいは施主さんが「県産材を」と言われた時に、すぐに、例えばどここのプレカット工場だったら大丈夫だよ、すぐに手に入るよと、そういった形をまずつくっておきたいというのが一つあります。

今、プレカット工場の皆さんともいろいろお話をしている最中ではございますけれども、工務店から注文があった時に、県産材という注文があった時と、いわゆる材の指定はないんだけど、木材でという場合があると思います。県産材を指定された時にプレカット工場に県産材

がまずないわけですよね。それを持ってくるためには県内の製材所としっかりつないでないと安定的な供給ができてないということでございますので、そこも含めた上でサプライチェーンという考え方を持って、一つのチェーンとして、必要な時に必要な量だけしっかりと流していく、そういう形づくりをしていきたいと思っているところです。

【徳永委員】何となくわかりますけどね。とにかく、そういうところがなかなか難しいところがありますから、そういう意味でサプライチェーンという枠組みをつくったんでしょうけれども。

もう一つは、いわゆる県産材を加工をして、いろいろ合板とかほかの用途に、そういったものもプレカット工場に携わっている経営者の方にもそういう話を聞いたことがあるんですけども、県産材を推進しようと。ただ、一般木の加工、プレカットじゃなくて、そういう加工品とか、いろんな品物、そういうものも連携を考えておられるんですか。例えば、圧縮したりとか、合板とか、そういうものへの活用もこれに入っているわけですか。

【佐藤林政課長】今のチェーンの中にはそういったところはまだ入ってはいないのでございますけれども、ただ、今よく使っております柱も一本ものではなくてあわせものとか、板にしても、集成材がございましてけれども、そういったものを使うということを進めていく必要があると思っています。サプライチェーンの中にそれを入れるかというのは、また検討を、県内に工場がないものですから、そういった検討は必要だと思っておりますけれども、そういう材料としてはいろんなパターンがあろうかと思っておりますので、そこはサプライチェーンをつくった上で、それ

も含めてどう動かしていくかというのは、チェーンをつくった人たちと一緒に協議しながら進めていきたいと思っています。

【徳永委員】そこは今から取り組もうとされていることでしょうか、県産材の販売ということにしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

次に、先ほども言いました、今、農業の人手不足というのが非常に大変なわけでありまして。そういう中で、今回、先ほどの部長の説明の中にも担い手の確保育成、労働力の確保等が重点項目でありました。この中で、先ほどは特区というお話もありました。

もう一つは、今回の一般質問でどう議員が障害者の就農ということを言われておりました、農福連携ですね。

ちょっとお聞きしたいんですけども、答弁もありました中で、今後の課題もいろいろあったわけですけども、今のこの状況の中で県としてそういう実績があるのか、そしてまた、どういう課題があるのか、まずその辺を答えていただけないか。

【佐藤農業経営課長】農福連携につきましては、2つの考え方があると考えております。一つは福祉施設が直接農業の担い手として参画する、もう一つは作業補助者の労働力不足に対応して作業所等が担い手の農作業を支援する形で障害者の方々に入っていただくということでございます。

そのうち、福祉関係から参入している事例といたしましては、県内で8つの社会福祉法人が自ら農業生産活動に取り組んでいます。その中には認定農業者となりまして、地域の担い手になっている福祉法人の取組もございます。

一方で、今までは労力の支援という切り口で

申し上げますと、個別の経営体が相手を探して、作業場の方々を探して、そういった形で忙しい時期のお手伝いをしていただくというような事例が県内に幾つか出ております。

そういった中で、私ども県内7つの労力支援協議会を設けまして、担い手の労力不足に対応してきているわけでございますけれども、この中で県北地域におきましては、みかんの収穫作業を佐世保市内の福祉施設の方々に手伝っていただくというような取組を行いました。その結果として、想像以上に作業能力が高いという現場の評価も得られたところでございまして、今後も、例えば労賃設定ですとか、そういったところでマニュアルを作成するなどして、この取組を広げていこうという動きになっております。

また、あわせまして、これを県北地区だけではなくて、県内7つの労力支援協議会がございしますので、その事例を紹介することによりまして、さらに県下に広げていきたいと思っております。

また、福祉保健部におきまして、国の農福連携の事業を活用し、その福祉施設などの支援に当たるということにしておりますけれども、この中で来年2月に農業関係者、あるいは福祉関係、皆一堂に会しまして意見交換会をするというスケジュールになっております。これによりまして、農業の立場においても障害者の方に働いていただくためにはどういう課題があるのか、あるいは、障害者の方々にいたしましても農業で働くというのはどういうことになるのかということが、その意見交換会を通じて見えてくると思っております。そういった取組をきっかけといたしまして、今までは個々の経営体が労力不足に対応して障害者の方々に入ってきていただくという個別の取組だったんですけれども、

そこを組織的なものにするによりまして、農福連携の動きをさらに広めてまいりたいと考えております。

【徳永委員】 長い長い説明でしたが、言われていることはよくわかります。ただ、実は私、先月、11月の終わりに熊本県に行ったんですね。熊本県でこれに取り組まれている農業の方がおられました。現にそこでは3人から5人雇用されておりました。ただ、その中で問題点も提起がありました。

一つは、やはり障害者の方を使う時に、作物によっては区別をされる、差別をされるということが一つですね。もう一つは、どうしても指導をする方が一緒についていなければなかなか難しい面もあるということです。もう一つは、訓練センターが必要ではないかということが指摘をされました。

というのは、ものをつくる場合に、やはり障害者の方がそれを収穫する時に、例えばいちごであれば、今これを収穫するのかというここに問題があるらしいですね。もう一つは、一度休めば、1週間から10日休めば、一度教えたことをまた最初から教えなければならないという問題点もあると。そういう意味では指導者もしっかりとついていかなきゃならない。ただし、この指導者についての支援というのがまだまだないと。そして、なおかつ訓練センターというものがいないんだというようなことも言われております。

というのは、その方はその中で今まで作っていたものを変えられたそうです。いわゆる障害者の方に合う品目に変えられた。ただただ、雇用側が自分のものを押しつけるんじゃないくて、自分も変わらなければならないという問題もあるというようなことも言われていました。

言いたいのは、先ほど言うように、今非常に人手不足、これを外国人と、このこともやはり非常に問題点があるわけですね。そういう中で障害者の方を今後農業に従事していただくというのは、今から大きな価値があるのではないかなと私は思いますし、生産者の方もこれを期待しておられます。

そういう中で、今後、しっかりとした連携をとっていただきたいと思います。今、私がちょっと問題提起しましたけれども、それらを含めて再度見解をお聞きしたいと思います。

【佐藤農業経営課長】 委員ご指摘のとおり、作物によっては、あるいは作業の内容によって、障害者の方に向き不向きもございます。これは今年度の試験的な取組の中でも現場から指摘があったところでございます。

そういったことから、こういった作業ができるのかということを中心にマニュアルをつかっていくような取組が一つ必要になるだろうと思っております。

また、現場での指導者、あるいは訓練、こういったものが必要というご指摘でございすけれども、今回、福祉保健部の方で取り組みます国の事業の中におきましては、まさにその技術面の指導者が必要といった場合に、農業改良普及員のOB組織が窓口となりまして、野菜とか花とか果樹といった普及員のOBを技術指導に派遣をするような仕組みもとらせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、委員ご指摘のとおり、農福連携を進めるということにつきましては、農業現場の労力不足に対応する重要な手段の一つだと考えておりますので、関係部局と連携しながら、速やかにそういった体制が広がっていくよう取り組んでまいりたいと考えており

ます。

【徳永委員】 部長、最後にお聞きしたいんですけども、私はこれは非常に大切な今後の重要なことではないかなと思っております。

障害者の方は、外で仕事をするというのは非常に環境的にもいいらしいです。過去にもいろいろとチャレンジをし、そういう障害者の方を農業にということはありましたけれども、なかなかいろんなハードル、障害があつてなかなか先に進まなかったと。

しかし、昨今、ここまで農業者、人手不足というのが待たないなになっております。そういう中では、今後は真正面から取り組んでいくべき大きな課題ではないかと私は思います。そういう意味では、ぜひとも今後、長崎県としても農福連携、これを一生懸命やっていただきたいと思いますと思うんですけども、先ほど私が幾つかの課題も申し上げました。そしてまた、例えば就農センターをつくるのかどうか。また指導の方に支援があるのかどうか、そういったものを含めて最後にご答弁をお願いします。

【加藤農林部長】 農福連携は、本会議場でも議論がございましたとおり、障害者の立場からも有益なものでございますし、もちろん農業分野でも担い手不足とか労力不足への対応で大変重要な位置づけがあるものと考えております。

その中でさまざまな課題もございます。その課題を、先ほど言いました指導者の問題もございます。技術的な問題、受け入れ側のこちらでもどういう作業をやっていただくのかをしっかりと認識をしないといけない。障害者の特性を認識しないといけない。そういった課題を関係部局と一緒に連携しながら、あるいは障害者の連絡会議あたりも本当はつくっていただいて、そこ問題協議をし、解決を図りながらしっかり

進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】日本一の長崎びわ産地再構築について、1点だけお尋ねします。

今年1月24日、25日に大雪があって、長崎露地びわが壊滅的な被害を受けました。それを受けて3月9日、吉村(洋)委員長のお計らいで農水経済委員会が現場を調査していただいたし、3月25日には知事も現地に入って意見交換会を実施しておりますし、また、8月10日は農林部長も若手生産者との意見交換会をやっていたので、非常に積極的に取り組んでいただいたことに生産者も大変喜んでおるところでございます。その時の課題が2つあったと思いますので、その辺について少しお聞きしたいと思います。

一つは、災害に対する共済加入が少ないという話がございました。できるだけこれに加入してほしいという県の方から要望がありましたし、生産者も努力されたと聞いておりますので、最終的に何戸の農家が共済に加入したのかというのが一つ。

もう一つの重要な課題、簡易ハウスの導入がスムーズにいったほしいなと思っておりましてけれども、この辺が今どういう状況になっているのか、お尋ねしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】まず、びわの共済の加入状況でございますけれども、現時点で359戸の加入がっております。最低の目標が300戸ということでしたので、一応目標はクリアした形になっております。

それから、簡易ハウスですけれども、今1.7ヘクタールのハウスが事業に着手をしているという状況ですが、委員ご指摘のように、当初からすると、入札等がちょっと、参考見積もり等が高いという問題等もありまして、事業が1カ

月程度遅れているということですが、もう既に早いところではハウスが建ち始めた状況になっているところですので、できる限り事業を進めるように指導をしていきたいと考えております。

【中山委員】この共済の359戸ということは、本当に生産者のリーダーといえますか、山崎部会長が本当に農家を説得してやられたということでありまして、大変敬意を表しているわけでございます。

その一方、簡易ハウスがなかなかうまくいってないという話を聞いております。私も心配しておりましたので、できるだけこれを前倒しでやってほしいということで、当時の農産園芸課長もできるだけ早くやっていこうという話でありましたけれども、この契約日と工期はどうなっていますか。

【渋谷農産園芸課長】契約は、今、手元に資料がないんですけれども、先月契約をいたしまして、工期は3月いっぱいになっていたと思いますが、基本的に1月いっぱいにある程度のものはでき上がるという報告を受けているところであります。

【中山委員】そうすると、11月契約ということですね。当初、私もそういう形になりやしないかなということで、11月になると非常に問題が出てくるので、できるだけ9月ぐらいにやってくれないかと、やれるような方法を努力してくれないかということを再三お願いして、それについては手続的な問題も含めてということだったので、やりましょうということで安心していたんですよ。時期からすれば、ここが2カ月ぐらいずれているわけですね。

もう一つ重要なのは、この工期としては3月ぐらいまでかかるんでしょう。それで、今年の冷害、1月24日には大雪がきているわけですよ。

そうすると、皆さん心配しているのは、簡易ハウスを要望して、寒害対策というか、冷害対策をやったけれども、実質的にこれが間に合わずに、寒害にあった時どうするのかと、ここを一番心配しているんですよ。

今、農産園芸課長が言われるように、1月いっぱいにはやれるということであればリスクも少し軽減すると思うんだけど、その1月いっぱいまでにやれるという具体的な根拠はありますか。

【渋谷農産園芸課長】工期については、余裕をもって3月いっぱいということですが、もう既に建てられるところからどんどん建てているという状況で、1月いっぱいにはある程度の面積が建つということが一つ。どうしてもハウスが間に合わないところにつきましては、JAの方で共済に入って、万が一凍害等があった場合については共済の方で被害をある程度補填できるような仕組みをつくるということで今対応しているところです。

【中山委員】先ほど私がちょっと話したのは、共済については山崎部会長が頑張ってくれたという話をしましたでしょう。契約もなかなかできずに涙を流しておったよ。私もその内容を直接聞いているんです。その中でも「心配です」と私に言うんだから。なぜ早く言わなかったのかと言ったら、「議員に言えば、役所に対してまた厳しく言うかもしれないから遠慮しました」と。そして、あくまでもあれだけ言っているんだから、役所を信頼して、私はじっと我慢しておりましたけれども、もうどうもならないというような、非常に何とも言えない、県は一生懸命やったと言われたけれども、自分も一生懸命やったと。しかし、最後の簡易ハウスをする時は、スムーズにいかないと。仮に、今言っ

たように途中で冷害に遭って、そしてこれが被害を受けたということになると、今後の問題として、産地を形成していく上で非常に大きな支障を来すと私は考えているわけですよ。ここは課長、やはり契約者とよくよく情報を取りながら、あくまでも寒に遭わないような、1月いっぱいより、できるだけ前倒しがいいわけだから。その辺をきちんと立てておかなければ、今後、信頼関係が崩れるよ。

それともう一つ言ったのは、なぜ遅れたかということについては、やはり連携が悪かったと言っていたよ。連携がとれなかったと。だから、連携について、担当の職員も一生懸命やってくれたことはやってくれたんだろうけれども、その辺も何らかの改善をしないと、次年度にまたこの問題は出てくる。それを含めてもう一回、これだけ県も農産園芸課も一生懸命頑張ってくれた。農林部長も現場に行ってくれた。そして、農家も、一生懸命生産者が頑張ってくれた。ここで、最後の詰めでうまいこといかないと、何も努力が報われないわけですよ。だから、その辺を腹に決めて、ぜひ簡易ハウスの早期完了に向けて、県がやれる最大限の努力をしてほしいということを申し上げておきたいと思いますけれども、最後にひとつその決意を求めます。

【渋谷農産園芸課長】今回の寒害対策として、この簡易ハウスでいかにいい品物を市場に送り込むか、そしてもうかってもらうかというのがやはり重要だと考えております。それに対してできる限り現場の方にも入りまして、早くハウスが完成するように、もっと連携をとりながら推進をしてまいりたいと考えております。ぜひ努力したいと思います。

【山口委員】事務事業評価について伺います。

21ページ、農山村地域の暮らしを支える環

境整備、中山間地域等の直接支払制度でありますけれども、この中山間地域の集落維持は、多面的機能維持、こうして地域を設定して耕作放棄地をなくす取組という形もあってこういうことが行われておりますけれども、いろんな課題も見えてきているようであります。

ここに書いてありますけれども、制度面での不具合について、国に対して政策提案を行っていくということでもありますけれども、途中でやめられた方とか、最初から入ってない方とか、この集落の中でそういうところがだんだん耕作放棄地になっていくといった現状もあります。また、地権者が県外におられたり、また、地権者の所有がどこにあるのかよくわからんようになっていくと。

地域では集落営農をやっていこうということで、みんなで耕作放棄地をなくそうとしておりますけれども、間にそういう虫食いのなところが散見される状況もあるということで、この制度面について、不具合というのをどういうふうに捉えておられるのか、お聞かせいただければと思います。

【光永農山村対策室長】地域の農地を守っていく、地域の農業活動を守っていくということで中山間地域の直接支払、それから平場でございますと多面的機能支払交付金、こういった制度をフルに活用しながら地域活動を維持していこうということで取り組んでいるところでございます。

ただ、地域によりましては、どうしても全般的に構成されている活動者の方々の高齢化というのが進んでおりまして、どうしても事務的に厳しいとかという話もございます。そういった中で、できるだけ地元の方々が取り組みやすい形ということで、現在、国ともできるだけ事務

の軽減をお願いする一方で、地元に対しては事務的労力をできるだけ軽減したいということで、例えば組織を合併するような形の中で機能を集約するというところで、皆さん方の負担を減らしていきたいということを現在取り組んでいるところでございます。

それから、この両制度につきましては、まず取り組む前に5年間の見通しを立てていただいて、その地域の農地をどれほど守っていけるかということで、5年間維持していくんだということで、皆さん方でそれぞれ取り組んでいただいております。

途中で、確かに高齢化の延長で耕作が厳しくなったという事情も当然発生してくるわけでございますので、集落の中でそれなりに労力の提供をし合ったり、機械の共同利用を進めたりということをお話をしながら、しっかりと維持できるような、集落ぐるみで地域を守っていくというふうな取組は地元にお話していますし、国に対してはできるだけ使いやすい制度にしていだきたいということで、例えばメニューの中の流用がきかないか。今はなかなか中身が細かく区分されている向きもございますので、そういったところの制度を簡易化していくこともご提案しておりますけれども、まだまだ十分に受け止めていただけてないところもございますので、国に対してお願いするところはしますし、地元に対してはそういった集落ぐるみの体制を再構築していくということでお話し合いを進めているところでございます。

【山口委員】 その制度面での不具合といえば、事務経費がかさむという形であって、そのことだけですか、不具合について提案するのは。

【光永農山村対策室長】 一つは、これは既に認めていただいたところもあるんですけれども、

中山間地域の直接支払につきましては、5年間の協定期間に、仮に協定農用地の中で一部でも耕作放棄地が発生するという事案が発生した場合については、これは初年度にさかのぼって全体の訴求返還というふうな厳しい措置がございました。これについては国の方も軽減していただいて、一定のルール化をすることで耕作放棄地化したところだけ返還ということで、全体に波及しないような制度に拡充していただいたところです。

一方、多面的機能支払交付金につきましては、農地維持、共同活動、長寿命化というふうなメニューが3つに分かれておりまして、この間の資金の流用というのがなかなか条件が厳しゅうございます。地域によっていろんな用途がそれぞれあります。個性が違いますので、この辺の垣根はできるだけ減らしていただきたいというふうなお願いは過年度からやっているところでございまして、なかなかもともとの制度設計の中で、そういった違う性格の活動があるんだということで組み立てられている制度だということもございまして、今すぐにオーケーという話にはなっておりませんが、これは引き続き現場の声をできるだけ反映させるような形で要望していきたいと思っているところでございます。

【山口委員】この中山間地域と多面的機能、先ほど一緒におっしゃっていますけれども、この事業の地区の手を挙げているところがほかにあるのじゃないかと思うんですけれども、この地区の変動というのはどのように捉えておられますか。

【光永農山村対策室長】中山間地域の直接支払交付金でございますけれども、これは平成12年度にスタートした制度でございまして、5年ス

パンで制度が区切られておりまして、現在、第4期対策に昨年度から入ったところでございます。第3期対策までにつきましては、着実に面積が伸びてきたところでございますけれども、第4期につきましては、今後、5年間責任持って地域を維持するのが困難というふうな判断があって、一旦5%ほど取組面積が減少した経過がございます。これは本県、それから全国的に同じような状況でございます。

そういったところで返還規定の緩和等もあって、現在、再度一旦協定締結を見送ったところについても、もう一度取り組みましょうということで推進をかけまして、今年につきましては、中山間地域直接支払につきましては150ヘクタールほど復元したところでございます。今後も地域を維持するために非常に大切な制度と考えておりますので、これについては推進を図っていきたいと思っております。

もう一方の多面的機能支払交付金でございますけれども、こちらにつきましても増減をしながら徐々に面積が増えてきたところでございまして、実施状況につきましては、平成27年から28年は広域活動と合わせながらエリアの拡大を図っておりまして、250ヘクタールほど取組面積が増えたところでございます。ただ、こちらについても、なかなか事務負担が重たいというお話も伺っておりますので、今回、中間見直しということで中間評価をするような形になっていますので、地元の方々の意見を集約しながら、国に対してもこの声を反映していただくように働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

【山口委員】そのように高齢化によってだんだん営農が、維持が困難という形で中山間地域もだんだん減っていく現状にあるということであ

りまして、多面的機能におきましても活動の継続をやっていただくためにどうするかということもこれからの課題になってこようかと思えますので、その辺はしっかりお願いしたいところであります。

それから、先ほど徳永委員もおっしゃってありましたけれども、17ページの木材流通拡大事業についてでありますけれども、この事業が今度終了という形になっておりまして、次の後継事業をどうするかということになってきますけれども、最初に書いてあります地域材供給倍増協議会、これが核になってやっていたというわけですが、県産材と地域材というのは受け止め方が全然違いまして、地域材となれば九州全体のものを意味するということでもあります。その県産材をどう多く活用していくかということであれば、核になるところがもうちょっと名称が違うんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

【佐藤林政課長】この木材流通拡大事業でございますけれども、当初の計画は3年計画で実施したということもございまして、平成28年度で一旦終了ということで、この評価の方では終了という言葉になっております。ただ、これは来年度の長崎県の重点戦略の中にも出てまいりますけれども、長崎県産材流通拡大事業として、また衣替えをして、さらに県産材の流通を高めていきたいと考えているところでございます。

ご質問の「地域材」という言葉でございますけれども、これは国の方が「国産材」という言い方をすると、いろいろWTO絡みがあって、どうも対外材との関係でその国産材を使いにくいということで、地域材という言い方をしたのがもともとでございます。

委員おっしゃいましたとおり、地域材という

言い方をすれば、やはり県ではなくて地域、ここと言えば九州材、そういったふうに見られるのはそうかとは思います。ただ、我々としましては、この名前は地域材ですけれども、この協議会の中で議論しているのも県産材オンリーのことを議論いたしております。ですから、県産材の流通をいろいろ考える協議会という位置づけでこの間ずっとやってきておりますし、今後ともこの協議会を、もう50者以上の方が参加していただいていますものですから、協議会を組み替えるというよりも、この協議会をさらに活かして、県産材の流通拡大を進めていきたいと考えているところでございます。

【山口委員】ご事情があつて「地域材」という名称を使ったということでもありますけれども、先ほどのやりとりの中、それから私も前質問した中で、県産材が県外の製材所に流れて、そしてまた戻ってくると。そういう流過程が、県内にJAS規格を備えた製材所がないためにそうってしまったというご答弁が前もありましたけれども、そのところが今年度、JAS規格を備えた製材所もできるというご答弁も前あっておりまして、そのJAS規格を備えた製材所、これからの見通しはいかがですか。

【佐藤林政課長】以前お答えしましたように、今年度をめどにJAS規格を取得するというところで進めている最中でございまして、今のところ年度内に承認していただけるのではないかと考えております。これは長崎県で初めてのことで、1社のみなので、これをさらに広めていく必要があるだろうと考えております。

今、JAS規格を取ろうとしている動きも、ほかの製材工場等にもございますので、県としましても、そういう技術者を育てていってJASを取るという仕組みになっておりますので、

その辺のところの技術研修の支援でありますとか、取得そのものの支援、これも引き続き続けていくつもりでございますし、県内のJAS工場が増えるように我々も努めていきたいと思っております。

【山口委員】現在、1カ所ということですけど、ほかに意欲を示していच्छるところはありますか。

【佐藤林政課長】これは国の補助金等を活用して施設の強化をされたところが幾つかございまして、例えば対馬でありますとか、そういったところでも手を挙げるといいますか、意欲を示されているところがございしますので、まずはそこからJAS規格の取得を我々としても進めていきたいと思っております。

【山口委員】そのJAS規格に見合った県産材が十分県内に流通するように、その辺はしっかりと構築していただきたいと思います。

それから、7ページの輸出用農産物防除体制確立事業ですけれども、これは平成28年度いっぱいでは廃止ということになっておりまして、内容を見ますと、台湾対応型のみかん用防除暦の作成であるということであります。日本では農薬の安全使用基準というのが大変厳しゅうございますけれども、台湾向けにつくらなければならなかった理由は何でしょうか。

【佐藤農業経営課長】台湾は高単価の見込める有望な市場でございますけれども、我が国よりも残留農薬基準が非常に厳しいということでございまして、我が国で慣行とられている栽培方法で輸出をした場合に、向こうの検疫にひっかかって輸出することができないという事例が多々ございます。こういったことから、平成26年度より、いちごとみかんを対象といたしまして、台湾向けに輸出が可能になる防除体系、こ

れを国内で利用できる農薬等々の中で組み立てるということをしてきたところでございます。

これによりまして、いちご、みかんとも、今年度末には農家の方々に示すことができる防除暦を策定するめどが立ちましたので、これによりまして本事業につきましては廃止をするということでございます。

ただし、平成26年当時は国の事業がございせんでしたけれども、今年度から、台湾などをはじめとする輸出先国の防除体系にあわせて、産地として取り組むところを支援する新しい事業ができております。ですので、防除体系、まだまだ改善する余地というものはございますけれども、これにつきましては引き続き国の事業なども活用しながら高度化をしていく、併せて今年度をもちまして一定の成果、防除体系が組み立てられたわけでございますので、今後は国の事業なども活用しながら、実際にテスト輸出などにつなげていくよう、産地の方と協議を進めてまいりたいと考えております。

【山口委員】台湾に輸出をすると、まだ実績がないわけですが、実際、農家の現場に立って、そうしたらこの園地は台湾向けですよ、この園地は国内向けですよというふうに防除のやり方を変えるということが現状難しいわけですよ。ですから、台湾で使用不可能な農薬はこれですよと、国内向けもこれに対応してくれませんか、そうしたら台湾向けも全部できますよと。こういったことをしないと、この防除暦をつくっても、非現実的になろうかと思えます。そこら辺はいかがですか。

【佐藤農業経営課長】委員のご指摘でございますけれども、台湾では、先ほども申しましたように、残留農薬基準が非常に厳しゅうございます。ネガティブリストをお示しし、それ以外の

薬剤での防除体系を現場で組み立てるということは、正直申し上げましてなかなか難しいということがございましたので、国内で利用できる農薬、その中で台湾に輸出した場合に、例えば散布の時期等々によりまして一定の減衰期間を用いることによりまして、残留農薬基準を下回るような体系としたところでございます。

確かに委員のご指摘のように、特殊な輸出先、あるいは市場によって防除体系を変えるというのは、なかなか個々の取組では難しいというふうに承知はしておりますけれども、そういった中で台湾への輸出を志向されている、あるいは関心のある方々が一定集まっていただくような形がとれば、委員ご指摘の部分についても対応できるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、防除体系は一定のめどが立ったわけでございます。今後は、次のステップとしてテスト輸出、そういったところにつながるようにしていきたいと考えております。

【山口委員】防除体系を国内と共有できるような体系を組まないと、先ほど言いましたように園地を変えて輸出用、国内用というのは難しいということです。ですから、輸出が盛んになってきて、それをどこから持ってくるかと。個人的につくってそれを持って行くわけではないですよね。組織として、一定の産地としてつくって、それを一部仕向けるというタイプになってこようかと思っておりますので、この辺はやっぱり台湾向け、国内用じゃなくて、両方に共有できるような体系の防除暦をつくらないと意味がないという形でありますので、その点をもうちょっとご配慮いただきたいと思いますんですけども、いかがですか。

【佐藤農業経営課長】先ほど申しましたよう

に、国内で使われている農薬の中で、台湾での残留農薬基準、これを満たすような防除体系というのは、我々も試行錯誤しましたけれども、そういった形で国内と共通という組み立て方はできませんでした。しかしながら、先ほども私が申しましたように、この一定のめどが立った防除体系でございますけれども、まだまだ改良の余地があると思っております。それは全く同じ体系ということはなかなか難しいかもしれませんが、現在、国内の各産地でとられている体系にできる限り近づけていく、それによりまして負担のないような生産現場、産地に負担のないような、あるいはもっと輸出戦略が立てやすくなるような、そういったものに今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

【山口委員】防除にも基幹防除と補助防除、いろんな形で存在しますので、基幹防除だけでも統一化できるような形が望ましいと思います。台湾に輸出というのはいつ頃からめどが立つわけですか。

【長岡農産加工流通課長】先ほどから農業経営課長が説明しております残留農薬について、ちょっと補足させていただきますと、残留農薬につきまして、日本の農薬が必要以上に使われているということではございませんで、台湾の方では非常に残留農薬に対するチェックが厳しいということと、基準値を設けていない農薬が非常に多くございまして、そういったところで日本では適正な農薬が、そちらの方ではゼロではないということではひっかかってしまうというような状況がございます。

ですから、日本の基準値では十分満たしているんですけども、台湾にいつてしまうと、農薬の基準値がないためにゼロではないということで植物防疫上引っかかっているという状況に

ざいます。

そういった中で、過去、長崎県の方でも若干実績がございましたけれども、そういったところで引っかかってしまいますと、新聞等に取り上げられたりしますものですから、そういったところでいちご、みかんにつきましては本県の特に一番売りの品目でございますし、国内でも非常に引きが強いという流れの中で、やはり風評被害が出ると国内にも影響するということで、なかなか関係団体、農協なんかも慎重にならざるを得ない状況でございます。

そういった状況の中で、今、一定暦通りに作りましたならば引っかからないというところが出ましたものですから、そういったところにつきましては、今後、台湾がマーケットとして魅力あるところであることは間違いございませんので、産地、農協等とそういったものを提案しながら、今後、進め方について検討してまいりたいと考えているところでございます。

特に、農業生産法人につきましても、今、プレイヤーを増やすということで、輸出協議会の方にも入っていただいておりますので、そういった輸出協議会のセミナーの中でもそういった情報を提供させていただいて、今後につなげてまいりたいと考えているところでございます。

【山口委員】柑橘の中では、温州みかんが種がない、そして、手でむける、いつも食べられるおいしい果物という形で、本当に国内でも確固たる地位ができておりますので、輸出がどんどん盛んになっていくようなこういう体制をとっていただくというのは大変ありがたいことであるので、今後とも努力していただきたいということを申し上げて終わります。

【吉村(洋)委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】先ほど中山委員からびわの話があ

りましたけれども、実は私、昨日、産地の宮摺地区に行って、びわとみかんを作られている農家の方とちょっと話をして、びわの話をしていたんですけれども、確かに簡易ハウス、それから共済制度への加入という話をした時に、その農家の方は非常に小規模な方で、畑も急峻な地区なので簡易ハウスもできないと言われたし、共済も今のところちょっとというような話で、そういった方もいらっしゃるということは、多分課長もご存じだとは思いますが、日本一のびわ産地対策事業費ということが一定終了という形で事務事業評価の中でも出ているので、これで産地が守られたというのではなくて、それに該当しない人たちもいるということで、そのことに対するどういう形の支援があるのかというのは、今後検討していただきたいということ、これは要望しておきたいと思っておりますが、何か答弁があれば。

【渋谷農産園芸課長】日本一のびわの産地につきましては、今、委員からお話がありましたように、大きな農家の方もいらっしゃる方もいます。そういう方々に対して、作る技術であるとか、あるいは新しい品種等も提供しながら、しっかりとした産地づくりについて支援をしていきたいと考えております。

【深堀委員】よろしくお願いします。

別の質問ですけれども、今回、総括の議案外の説明資料の中で、みかんの平成28年度の販売状況というのがありました。

私は別に野菜、特に葉ものの今の状況が、長雨等の影響で、これは11月の話ですけれども、県内のレタスが前年同期と比べて4.9倍に跳ね上がっている。ハクサイが3.7倍、キャベツは2.6倍、ダイコンは2.5倍、葉ものを中心に全般的に

上昇しているということで、一般家計に対する影響もありますし、料理を出す店舗にも非常に影響が出ていると。これは年内いっぱい高値が続くだろうという新聞の報道があったんですけども、そこを考えた時に、こういう議案外の報告の中で、そういう県内の葉ものの野菜の状況というのにも触れないとおかしいんじゃないかというふうに私はちょっと感じたんですけども、それに対する見解をまず求めたいと思います。

【長岡農産加工流通課長】現在の長崎の中央卸売市場の県内の状況でございますけれども、12月8日時点の長崎中央卸売市場、青果の卸会社2社の金額でございますけれども、例えばダイコンにつきましては昨年が43円から65円であったのが、今年は103円から130円ということで約倍でございますし、ニンジンにつきましても、まだ1.5倍ぐらいの値段がしております。また、キャベツにつきましても、まだ3倍ぐらいの値段になっております。そういった状況の中で、主要な品目が昨年に対して非常に高いという状況でございます。

県内の中央卸売市場については、特に高値が出ておりますので買付の集荷も含めて安定的な価格になるように、できるだけ物を集めておられるという状況でございます。

【深堀委員】私が感じているのは、もちろん価格が上がっているというのは需要と供給のバランスで価格が上がるわけですね。だから、もちろん10月頃までは関東以北の野菜が出回って、その後に本県産などの野菜が出てきて、ずっと順番に流れてきて安定した価格で推移をする。それが今、農産加工流通課長から答弁があったように、今現在でもかなり例年に比べたら高い。これは結局、長崎県内の生産者の方の生

産量がかなり減少しているんだろうというふうに思うんですね。例えばダイコンとか、そのあたりを把握されているのかなと。価格が上がるということは出来が悪かった。だから、それぞれ葉ものをつくっている農家の生産力が落ちていないかというふうに見ているんですけども、そのあたりは把握されているんですか。

【渋谷農産園芸課長】各作物の生産状況につきましては、毎月各産地の方からご報告を受けまして、生産量等を把握しております。今回の高値につきましては、長崎県産も11月はある程度少なかったんですけども、12月は出荷量が回復したと聞いているんですが、全国的に言うと、やはり品薄ということで、今の価格というのは県内だけじゃなくて、全国の需給動向で変わってきますので、その中で今高値が形成されていると感じております。

【深堀委員】だから、私が確認したいのは、例えば、全国的に葉ものの野菜が高くなっていて、でも、長崎県内の生産者は例年どおり生産できているのであれば、それは生産者にとってプラスでしょう。例年どおりの出来高で、なおかつ価格が上がるということはいずれ悲鳴ですよ。そこがどうなっているんですかと聞いているんですよ。価格が全国的に上がっているのはわかっている。だから、その中で生産量が落ちているのであれば、ものすごく落ち込んでいるのであれば、農家に対する共済とか、いろんな制度がありますけれども、そのあたりどうなっているのか。実際の農家の状況がどうなっているのか、把握をされているのかということを聞いているんですよ。

【渋谷農産園芸課長】先ほどご答弁しましたように、毎月産地の方から報告を受けておりまし

て、生産量については把握をしております。その中で、11月までは秋の長雨の影響等で少なかったんですが、12月については出荷量がある程度回復しているということで、出荷量が戻ったということは、単価が高いので、今の時期は一定取れているということなんですが、ただ、各作物、例えばニンジンであっても11月からずっと4月、5月までとられますので、年間を通して見ていくというのが農家の経営でありますので、今の状況は確かにお金がとれているんですけども、これはその作季が終わってから評価等はいきたいと考えております。

【深堀委員】危機的な状況にあるのかないのかということを確認したかったんですけども、今の農産園芸課長の答弁でいけば、生産量は一定上がっているんで、葉ものを生産している農家の方々の経営状況として悪い状況ではないということですね。わかりました。それが確認できればいいです。

あともう一点、さっきもレタスと言いましたけれども、諫干の営農地で鳥などがレタスなどをかなり食い荒らすという状況があると。営農者から悲鳴が上がっていると。威嚇する爆音機とかも効果がなくて、年々ひどくなってきているという記事を見て、諫早市や県の関係機関もカメラ撮影による鳥の特定とかをやったりしているということなんだけれども、抜本的な被害の対策にはまだなり得ていないという報道があったんですが、これを初めて見たものですから、そのあたりの状況を報告していただけますか。

【光永農山村対策室長】ただいま委員からお話がありました諫早湾干拓地におけるカモによります葉菜類苗の食害ということが情報で入ってきております。現在、地元の農業者、営農者の方々から、被害を受けている方々がいらっし

やるということで、これまで何度か打ち合わせをしているところでございます。

それと有明海沿岸ということで、これまでそういった事例があった佐賀県の方にも調査に参りまして、どういった方法がカモの被害を軽減できるのかということで、今、対策について抽出をしているところでございまして、今月15日につきましても地元の方々と打ち合わせをするようにしております。

一つは、調整池の中に多数野生の鳥がおります。そういった中で非常に新鮮な芽を持つ葉ものが干拓地の中で栽培されているということで、それを食べに来ているということでございまして、一つは追い払いということが早速に考えられるかと思しますので、例えば佐賀県で対応されている吹き流し、ポールの先に2メートルほどの廃ビニール等をつなぎまして、これが風等で動くことで追い払うとか、爆音機とか、幾つかの方法がございすけれども、最も適当な方法がどうであるのかというのも検証しながら、地元の方々にご納得いただく必要もございすので、佐賀県から専門の技術員も呼びまして、地元の方々と議論しながら対策を構築していきたいと考えております。

【深堀委員】ぜひその対策を、もちろん早急にやられているとは思いますが、特に諫早干拓、優良な干拓地の方がやられているということだったものですから、そのあたりの被害を特定しなければ、どういう対策がいいのかというのはわからないと思うので、ぜひ研究していただきたい。ちょっと記事ではわからなかったんですけども、今どれくらいの被害が発生しているのか。金額的なものとか、何か把握されていますか。

【光永農山村対策室長】これは今、私の手元に

ある分ですので、リアルタイムでは少しずれているのかもしれませんが、レタス、キャベツ、ブロッコリーといったところで食害が起きているということで、面積的に私の手元にある資料でいきますと、1.41ヘクタールという数字になっておりますけれども、徐々にこれはまた動いていくかと思っております。

それから、もう少しステージが進みますと、べたがけ資材と申しまして、作物の上に被覆資材をかぶせることができるんですけども、あんまり小さいステージではこれがなかなか使いづらいということもあるということでございますので、営農者の方々の栽培ステージと合わせながら対策を組み立てていく必要があるかと思っております。

額については、手元に今ございませんので、また詳細に調査をしていきたいと思っております。

【深堀委員】 額については、後でもしわかれば教えていただきたいし、今言われた対策等々をしっかりとって、せっかくすばらしい営農地で頑張っている農家の皆さんが困っているということなので、対策をぜひお願いしておきたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 議案外所管事務一般についての質疑の途中でございますが、農林部関係の本日の審査結果について、一旦整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時26分 休憩 —

— 午後 4時26分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より委員会を再開し、審査の続きを行います。

本日は、これをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

— 午後 4時27分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月13日

自 午前10時 0分
至 午後 3時30分
於 議 会 会 議 室

農地利活用推進室長	綾香 直芳 君
農 産 園 芸 課 長	渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長	長岡 仁 君
畜 産 課 長	大曲 祥之 君
農 村 整 備 課 長	松本 拓徳 君
諫早湾干拓課長	藤田 昌三 君
林政課長(参事監)	佐藤 義高 君
森 林 整 備 室 長	内田 陽二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	吉村 洋 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委 員	小林 克敏 君
"	中山 功 君
"	溝口芙美雄 君
"	徳永 達也 君
"	久野 哲 君
"	中村 和弥 君
"	深堀 浩 君
"	山口 経正 君

水 産 部 長	熊谷 徹 君
水 産 部 次 長	平田 修三 君
水 産 部 参 事 監 (雇用型漁業・漁船 漁業構造改革担当)	五島 慎一 君
水 産 部 参 事 監 (漁港漁場計画・ 漁場環境担当)	横山 純 君
漁 政 課 長	西 貴史 君
漁 業 振 興 課 長	高屋 雅生 君
漁 業 取 締 室 長	増本 正幸 君
経 営 支 援 室 長	川口 和宏 君
水産加工流通課長	岩田 敏彦 君
漁 港 漁 場 課 長	中田 稔 君
総合水産試験場長	柳村 智彦 君

3、欠席委員の氏名

下条ふみまさ 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	加藤 兼仁 君
農 林 部 政 策 監 (農村整備事業・ 諫早湾干拓担当)	前田 健次 君
農林技術開発センター所長	峠 純秀 君
農 林 部 次 長	中村 功 君
農 林 部 次 長	宮崎 浩善 君
農 政 課 長	福田 修二 君
農山村対策室長	光永 郁宏 君
団体検査指導室長	山下 明 君
農 業 経 営 課 長	佐藤 紳 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【吉村(洋)委員長】 おはようございます。

農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を再開いたします。

なお、下条委員から、欠席する旨の届出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

昨日に引き続き、農林部関係の審査を行います。

議案外所管事務一般について、ご質問のある方はお願いいたします。

【小林委員】今日の長崎新聞を見ますと、昨日、徳永委員から質疑のございました外国人の農業労働者というか、農業に従事される方々を外国から呼ぶというようなことで、昨日の国家戦略特区の諮問会議が開催された中において、それを認めるということで、来年度の通常国会においてこれを通すというような記事が大きく載っております。

特に、このところで重視したいことは、愛知県とか茨城県とか、その他ございますけれども、長崎県が外国人の農業従事者を招くという提案をやってくれたというところに一つの評価なり、また、その考え方の漸進的な取組、こういうところを非常に評価したいと思うんです。

まあ、何でもそうだけれども、言うことは簡単だけれども、それを行動に移すことについては、言うはやすく行動はかたしということで、なかなか結果につながらないんだけれども、もう完全に特区戦略の諮問会議の中でこれが一定認められたということは、大きな大きな前進だと思います。本当に農林部のそうした取組を率直に評価させてもらいたいと、こういうふうに思っております。

そこで、昨日、徳永委員から大体基本的な概要については質疑が交わされていると思いますので、それ以外のところで質問をしなければいかんと思いますけれども、特区の取扱いの中において、外国の農業者を招く一定の条件として、外国人の母国の農学部あたりのレベルを有した方々、つまり一定の農業技術についてそれなりのものを持っているというような前提条件。それから、日本語である程度意思疎通ができる、そんな条件が課せられているというような形でございます。

長崎県としては、こういう方々をどの程度招

き入れたいと考えているのか、まず、その見通しについてお尋ねをしたいと思います。

長崎県の農業人口は減少している中において、外国人にそれを頼むという形でございますが、この対策、取組の中で、長崎県にどれぐらいの外国人の農業従事者を最終的に入れ込もうと考えているのか、まずその点についてお尋ねをしたいと思います。

【佐藤農業経営課長】ただいまお尋ねの点で、まず、受け入れる外国人の水準ということでございますが、昨日の国家戦略特区諮問会議での決定事項を見ますと、「一定水準以上の技能等を有する外国人材」となっています。詳細につきまして国に先ほど確認をさせていただきましたが、詳細はまだ決定ではなく、これからということでした。

委員からご指摘のありました、母国での農学部の卒業といった技能、また、日本語による意思疎通が一定程度できるというようなことのほか、国内で技能実習生として技能の実習を積んでいること、そういったことを軸にして検討が進められているということでした。

また、どのぐらいの人数を受け入れることを考えているかというご質問でございますが、私ども、この特区の検討に当たりまして、県内の認定農業者を中心といたします約2,500の方に、労力不足に関するアンケート調査を実施しております。

現在、本県では、県内7つの地域で労力支援協議会を立ち上げまして、担い手の労力不足の対策をとっているところでございます。平成27年度は、県下1,762の経営体に対しまして2万1,771人日分の労力を提供しておったところでございます。これだけの労力を提供しておりながら、アンケート調査の結果によりますと、年

間で希望する労力支援者の人数は31万7,240人日ということでございまして、1日平均しますと800人以上になるということでございます。労力需要につきましては月別での調査もしておりますが、最も少ない月、これは8月でございますが、そこでも400人以上の人数が不足しているという結果でございました。

こういったことを考えますと、まだ具体的に何人ということではございませんが、少なくとも数百人単位の労働力が不足している。それに対応するような仕組みを県内に構築しなければならないというふうに考えているところでございます。

【小林委員】 答弁を聞いておりますと、かなり期待が寄せられるのではないかという感じがしますね。

多い時で800人ぐらいと、少ない時でも400人ぐらいの人たちが足らないと、ここを外国人の農業従事者の方々に賄っていただければと、そういう期待感があるんだと。したがって、そういうような目標を立てながら、見込を立てながら、そういう方々を招き入れる対策が、これから国の法案の成立とともに具体的になってくるのではないかと、そんなことが期待されるわけですね。

今お話があっているように、外国人の技能の実習生の制度があって、東南アジアを中心として、いろんな外国からお見えになっております。今回の農業の特区の扱い方は、その実習生とは別枠でまた来るというような考え方であられるのではないかと考えております。

今、技能、技術の実習生は大体3年間は期間となっていると。新聞等の報道によると、また、昨日の徳永委員の質疑の中にも出てきておりましたが、大体3年間から5年間ぐらい滞在して農

業従事者として働いていただくと、こんなようなことだと思ふんです。

今の答弁の中で、農業技術の実習の訓練を受けた人たちがそのまま入ってくればいいということは、もうそこで3年間の滞在期間が過ぎているんじゃないかと。改めてそこから3年ないし5年間来ていただくということを考えているのか、その辺のところはどうですか。

【佐藤農業経営課長】 現在、県内では技能実習生として300人以上が技能を学んでいるというふうに承知しております。この方々は、委員ご指摘のとおり、現在の法制度のもとでは国内にとどまる期間は最長で3年でございます。この3年を過ぎますと母国に帰るということでございますけれども、今回提案では、その終了後さらに特区の中で働いていただくということを考えております。

特区の中で働ける期間については、3年から5年程度を軸にして検討が進められていると承知しておりますので、今の法制度でいえば、3年の技能実習が終了後、さらに3年ないし5年の国内の滞在を検討されていると承知をしております。

【小林委員】 もう1回確認しますが、技能実習生という人はもう既に来ている、長崎県に300人以上の方々が今は展開をされているということですね。

新たに今回長崎県が提案した国家戦略の特区という形の中で、農業に特化した外国人の方々を招くということだけでも、要は、技能実習生の方たちを対象とするのか。それとも、農学部などを卒業された、ある程度の一定の認識を持った方々を新たに呼ぶと、そういう方々は技能実習生という形ではないと、ここのところで。今、3年内ぐらいで県内に300人以上方が展

開されている。そういう方々がそのままそっくり、新たに長崎県が提案した農業従事者になれば非常にありがたいことだけれども、そのところとプラスして新た、農学部あたりを卒業し、一定の語学力というか日本語が通じるぐらいの、意思疎通ができるぐらいの能力を持っておかなきゃいかんというのが一つの条件になっていると。

そういう点から考えていけば、今までいらっしゃる方々がそのままスライドしていただくと非常にありがたいと思うんだけど、新たなそういう方々は、一から全てをやらなければいけないのではないかと。農学部を卒業して一定の知識はおありになるとしても、農業技術に対して即戦力になるのかというようなことだと思いますが、これまでする人と新たに来る人、この辺のところをどう考えていますか。

【佐藤農業経営課長】委員ご指摘の点でございますが、外国の農学部を出たからといって、本県の農業に精通しているとは必ずしも言えないと思っております。そういった意味では、本県あるいは近県で技能実習を受けて一定の技能を持ち、さらには日本語の能力も期待できるわけでございますので、そういった方々が中心になるのが最もよいというふうに考えております。

【小林委員】そういうような形の中で、やはり日本語で意思疎通ができるぐらい、それから農業技術について知識、それと同時に即戦力になるに近い、そういう方々を求めていくんだというようなことではないかと思えます。

800人とか何百人とかという人を長崎県に迎え入れたいということが計画としてあるんだということが明らかになりましたが、受け入れは一体誰がやるのか。長崎県がどういう形でやるのか、それとも第三者に依頼してやっていくの

か、この受入れの態勢については、どういうやり方でやっていくのかについてお尋ねをします。

【佐藤農業経営課長】外国人を受け入れる、いわば受け皿につきましては、今、国では民間の人材派遣会社を軸に検討が進められていると承知をしております。本県においても、人材派遣の仕組みをしっかりと担い得る受け皿を整備していく必要があるというふうに考えております。

【小林委員】民間の人材派遣会社に依頼していくことになるだろうという見通しでございますが、ここのところをいつまでも民間の人材派遣会社に頼むという形でよろしいのかどうか。条件をきちんと整備して、それなりに働きやすい環境整備をしていかなくちゃいかならうと。こういうことでないと、長崎県に行ってみただけでもというようなことに断じてならないようにしていただかなくてはいいかんと思うんだけど。

例えば農家が直接、一定の外国人農業従事者をまとめて自分のところで働いていただくというふうにできるのかどうか、人材派遣会社を通さないとやっぱりだめなのか、この辺の見通しはどうですか。

【佐藤農業経営課長】あくまでも新聞情報でございますが、今検討されている中では、人材派遣会社を通じて個別の農家、あるいは農協へ人材を派遣する。それ以外にも一定の要件を満たす、大規模なということになろうと思いますけれども、一定の要件を満たす農業法人の場合であれば直接雇用する。あるいは人材派遣会社を通じて紹介予定派遣、将来社員になることを前提にした派遣をいたしまして、その経営体の従業員になるということも併せて検討されているようでございます。

【小林委員】ちょっと後先になるけれども、3

年から5年ぐらいで、どのぐらいの力量が、技術が習得できるのかと。この3年、5年ということをもう少し延ばしていただくような働きかけができないものかどうか。

せっかくこうして農業に従事するという特化された状況の中で、今までの技能実習生の制度とは全く違うというような、非常に弾力性のある、いろんなことができるということから考えてみれば、3年、5年ぐらいでは、やっと緒に就いたというような形で、そこからまた新しい人に入れ替わりをしなくちゃいかんとすれば、やはり農家にとっては、ある程度長く即戦力として活躍してもらいたいと思っているだろうから、そういう点について法律的な縛りがあるのかと思いますけれども、ぜひこれを具体的にやるためには、お越しいただいた方々は3年5年といわず、それを延期できるよう国に対する要望事項の中に入れてですね。

まずこの制度をつくるのが先だと、もちろん思いますよ。この制度ができることが先決だと思いますが、そこから先、中身を固めてきちんとしたものにしていくためには、そんなようなことも第2義的に、第2弾としてお願いをしていかなければいけないのではないかと考えております。

そこで、お見えになっている方々に対する就労の対価、安い賃金等々で東南アジアの人たちを、表現がよくないけれども使うと、あるいはこき使うとかね、そんなようなことになったら大変だと思うんです。賃金体制というか、その能力に応じた対価、応分のきちんとしたもてなしをせにゃいかんと思っておりますけれども、そういうところについてはどういうふうになっていますか。

【佐藤農業経営課長】現在の外国人技能実習生

制度のお話をさせていただきますが、外国人技能実習生の待遇につきましては、日本人と同等以上というふうに法律で定められているところでございます。したがって、少なくとも最低賃金以上の賃金が支払われるというのが現在の仕組みでございますので、特区についてもそこをベースとしての検討が進められていくというふうに考えております。

委員ご指摘のとおり、言葉はあれでございますけれども、安い使い捨ての人材として考えるというようなことがあっては、今の外国人技能実習生制度でも現場におきまして労働環境の悪さという点が問題になっておりますので、そういったことが起こらないような賃金体系が必要であると考えております。

また、今回本県から提案させていただいております特区の中身におきましては、県と国とが協議会をつくりまして、労働環境、雇用状況、そういったところをきちんと管理をする、チェックをする体制をとる。不当労働行為が起きないような体制をとることを条件といたしまして外国人の就労を認めてくれというふうに提案をしているわけでございますので、その趣旨に沿って体制を整備していきたいと考えております。

【小林委員】今の話を聞いて、非常にきちんとした受け止め方をしていただいているということで大変安心をすると同時に、その考え方に敬意を表したいと思います。

長崎県が、農業に従事される外国の方々を特区の戦略としてやっていくわけだから、言いだしっぺとしては責任重大であると。これが全国の、あるいは本県の農業の発展に最高に貢献できるような方向づけでやってもらいたいと思っているんです。

この制度は来年度と言ったけれども、来年の

1月か2月に通常国会があると思います。そういうところで法律が国会で上がるという前提で、この特区が具体的にいつごろからスタートできるという見込みを立てていらっしゃるか、どうですか。

【佐藤農業経営課長】昨日の国家戦略特別区域諮問会議で決定された事項といたしましては、関係の法案を次期通常国会に提出するというところでございます。

国会での審議についてはなかなか見通せないところはございますけれども、少なくとも国としては、来年度中にこの特区が実現するというような考え方を持っていると承知をしておりますので、そのスケジュールをさらに前倒しするよう希望いたしますとともに、法律が通った後に区域指定というものが必要になりますが、本県はまだ区域指定がされておられませんので、その区域指定に向けましての準備、すなわち体制の整備を進めてまいりたいと考えております。結果として来年度中に外国人が本県で働ける環境を整える、そのための準備を可及的速やかにとっていききたいと考えております。

【小林委員】よくわかりました。今から区域指定を受けなくちゃいかんと、まずそれが先決だと。

その上においてということで同時並行して、長崎県に数百人のそういう方々を迎え入れるために、今、県として何をしなければいけないのか、何を具体的に準備しなければいけないのか、この辺の長崎県の環境整備、迎え入れるための実質的な体制をつくるために、今から区域指定はもちろんのこと、県としてこれだけのことは絶対にしなければいけないというようなことについてどんな内容があるかお尋ねします。

【佐藤農業経営課長】本県の提案が実現するた

めには、まずは就労していただく外国人の確保が必要になるかと思っております。

先ほど来、委員からご指摘がありましたように、即戦力として期待できるのは技能実習生としての経験を有する人材だと思っております。国の法制度についてはこれからまた注視していく必要があるかと思っておりますけれども、そういった方々の確保、さらには受け皿となる機関の整備が必要だと思っております。

また、数百人単位での外国人が本県に来るわけですので、その受入れ先となる市町との調整も必要になってくようかと思っております。

さらには、実際に外国人を作業員として使うことになります農協、農業法人、そういった経営体との調整も必要になってくると思っております。

また、先ほど答弁させていただきましたけれども、今回の特区提案では、国と県が協議会をつくり、県が責任をもって不当労働行為が起きないように管理、監督していくというような提案でございます。県の職員が受入先の監査や指導に当たることになりますので、そのためには労務管理の能力向上を図る必要があるかと思っております。こうしたことを総合的に進めていくことで、特区の実行体制を本県に確立し、それをもって区域指定を求めていきたいというふうに考えております。

【小林委員】今の答弁を聞いて、きちんとした一貫した考え方、あるいは対応の仕方が答弁の中で出てまいりまして、その取り組む姿勢について非常に評価をさせてもらいたいと思っております。

難しい問題が横たわっているかもしれませんが、これに農家の皆さん方が、あるいは県民が相当な期待を寄せると。明日の農業の発展につ

ながら、こういう確信の中で、今回の国家戦略の特區を活用して長崎県の農業に取り組む姿勢を全国にアピールしてもらいたいし、農家の皆さん方に自信を持っていただくように、ここまで考えながら長崎県の農林部はこうしてやっていると、こういうようなことをアピールしてもらいたいと思っております。

住まいはどういうふうになっているのか。

最低賃金は、長崎県は715円ぐらいかな。そういう形でやっていくんだけど、それが外国の従事者の方々にどういうふうに受け止められるかと。

住まいとかというのはこれからだろうと思いますが、住まいのことについてどう考えているか、担当課長に。

それから、最終的には部長、こういう取組を農林部が率先してやってもらおうと。これは皆さん方のご意見の中から出てきたと、それも地域の声を聞かれた上においてこういうまとめをしていただいたのではないかと。頭でっかちではなくして、みんなの声を聞きながら、人口減少の中における農業の従事者の減少をどうやってカバーしていくかという中で、農業に特化して特區を活用するというような発案をしていただき、具体的に準備の段階においても前向きにやっていたいただいていること。これは農林部長は大したものだと思っているんですよ。あまりほめない私だけでも、ちょっと評価しておきたいと思う。

そういうことで、住まいはどうなっているかということと、最後に農林部長のこのことに対する見解を聞いて終わりたいと思います。

【佐藤農業経営課長】 委員ご指摘のとおり、外国人材の住まいについては課題になっている点だというふうに認識しております。

先ほど答弁させていただきましたが、受入先になります市町と調整をしていく中で、例えば遊休化している施設とかといった物件があるのか、ないのか、あるとすれば、それが利用可能であるのか、そういったことも市町との協議の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、住まいがないまま外国人材を受け入れるということはできませんので、そのあたりについては大変重要な課題と認識しているところでございます。

【加藤農林部長】 本県の農家戸数、あるいは農業者が減少します中で、生産を維持、拡大し農業所得を上げるためには、担い手の規模拡大が必要でございますが、その中で労働力の確保というのが最大の課題になっているところでございまして、現場を回るたびに、労働力が足りない、足りないという声を聞いております。

そういった中で、各地域で労働力を確保するための取組をやってきたところですが、まだ足りない状況がございまして、ＪＡグループ、あるいは担い手の中核である認定農業者のグループから、労働力を確保するために外国人を労働力として活用できないかという要望が強く上がってきているところでございまして、そういった協議の中から、担当課が現場で協議した上で、今、国も、農業の中で外国人の労働力としての確保が課題だということをいち早く情報をとって特區提案につながったところでございまして、今後はこれをしっかり実現しないといけないと考えております。

そのためには、先ほどありました地区指定が必要になってまいりますので、県議会の皆様方、委員の皆様方のお力をいただいて、しっかり国に本県の取組を訴えて、いち早く実現するよう

に取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】今、地方創生の一環として、全国の市町に地域おこし協力隊という制度ができた。地域おこし協力隊というのは、都会から地方に移住すると。あるいは定住することを最終的な目的として、それぞれ自分の一番好ましいと思う地方に行って、そこで委嘱を受けて地域おこし協力隊員として活躍すると。大体3年間ぐらい活躍して、その後においては移住、定住を図るというようなことで、何とびっくりしたけれども、どんな雇用体系、賃金体系になっているかということ、例えば1年間に人件費を1人について200万円、活動費を200万円、トータルで400万円を特別交付税で市町に措置をするわけよ。まあ、こういうありがたい話。

しかも、この地域おこし協力隊員が3年間のうちの2年経過した後、最後の1年ぐらいに、そこで経験した中において企業を興すという時には、400万円の毎年のお金と別に100万円を上限として初期費用、初期投資という形で出していると、これを特別交付税で全部措置するわけよ。

だから、3年間おる人は、年間400万円で1,200万円を人件費と活動費もまとめていただけないかという中で、大分地域で頑張っていると思います。

これはまさに外国人の農家の地域おこしというような形の中で、大事に大事に位置づけながらやっていただかなければいけないのではないかとということでもございます。地域おこし協力隊という制度が今、地方創生の中でありますので、こんなこともひとつ参照していただいて、ぜひそれを、今ご答弁があったような形の中で成功させていただくように重ねてお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。（「関連」と呼ぶ者あり）

【中村委員】今、小林委員からと、昨日、徳永委員から特区について質問がいろいろあって、県当局として、これから間違いなくこれは確定をして実施しなければならない部分だと思うんだけど、外国人を雇用するに当たって、どこの国から主にやろうとしているのか。そしてまた、その国に対して今からどうフォローしていくのか、どういう体制をとって長崎県に来てもらうかというのが非常に大事になってくると思うんですね。

この間、中村知事は、ベトナムなどを訪問しながら、農業関係も含めていろんな勉強をされてきたと思うんです。私たちも委員会としてベトナムに行ってきました。いろんな農業を研修して、向こうの体制も見えてきたわけです。

今の時点から、外国人を雇用する地域をある程度限定していく必要があると思うんだけど、その辺についてはどうなんですか。

【佐藤農業経営課長】現在、本県に入っております技能実習生の出身国を見ますと、最多がベトナム、続きまして中国、カンボジアとなっています。

先ほど小林委員のご質問に答弁させていただきましたとおり、私どもといたしましては、技能実習を終了した方々が即戦力となり得るものと考えております。そういった意味では、最大の人材送出国でありますベトナム、こういったところがターゲットとなるのではないかとこのように考えております。

【中村委員】先ほどからそういう話も出ていたんだけど、この間、実際にベトナムに行った時に、日本人の方が行って、農業を支援しようということで随分技術提供をやってますね。そういう中でベトナムから日本に人材をとっても、日本の技術をじゃんじゃん、ベトナムに

注いで、向こうもそれだけの生産性も上げてくるだろうし、それだけの収益も出てくるだろうと思うから、日本に来るよりも向こうで一生懸命に働いたほうがいいという方も増えてくる可能性はあると思うんです。

だから、今の時点から、本当に長崎県に働きに来てくれるような方たちを、県独自に向こうで研修体制をもっと充実させていって、技術力も補えるよう連携をしていただいて、その方たちが間違いなく長崎県に来るといような体制をとる必要があると思うんですけど、その辺についてはどうですか。

【佐藤農業経営課長】 委員ご指摘のとおり、外国人の送先につまましては、いろいろなところを考えていかなければならないと思っております。

先ほど、技能実習生の送出国としてベトナムが最多だと申し上げましたが、例えばフィリピンにつまましては、県内の受け入れ実績としては4名程度でございます。一方で、フィリピンは親日国でございますし、日本に対する憧れも相当強いというふうに聞いております。

先般の特区提案を契機といたしまして、分野は異なりますが、現在、工業分野でフィリピンから技能実習生を送り出している機関の方々が本県にいらっしゃって、お話を聞いたところがあります。今は技能実習生の受け入れが少ないところであっても、今後開拓していくためには現地と連携をしながら、特に日本語教育といった面についても検討していく必要があるかと思っております。

【中村委員】 特区を同じように指定される県もあると思いますので、そういう県とのタイアップも必要だと思うけれども、タイアップの前に、とにかく他の県よりも先に動き出して、本当に

確実に長崎県に来てもらえるような方を育てていく。今、ソウルに長崎事務所を置いていますけど、そういうところにいち早くつくって体制を整えていくことが私は大事だと思います。

最近、介護にも外国人労働者をということで随分やっているけれども、実際、国が想定したような外国人の方たちが介護に入ってきているかということ、そうでもないと思うんですよ。同じようになってくる可能性もあるので、ぜひ、もう少し力を入れて今の時点から取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

【徳永委員】 今、小林委員、中村委員からいろいろ話が出ました。外国人を特区として今からやるには非常にいいことなんですけれども、私も過去に、20年以上前に会社で外国人を雇用したんですが、いろんな問題があるんです。例えば賃金。お互いにいろいろ情報交換をして、高いところに行くんですよ。それとか、仕事の内容を見て、やっぱり楽なところに行きたいと。

このところをしっかりとキープしていないと、結局、長崎県が技能実習をさせてやって、おいしいところはよそにもっていかれると。特区はここだけならいいですよ。あと何県もあるわけでしょう。そういったところの今後の対策というか。

今からやってみないとわからないと言うかもしれませんが、過去に我々の経験でもそういうことがあって、とにかく苦労したということがあった。その辺はどういうふうに認識をされていますか。

【佐藤農業経営課長】 外国人技能実習制度であれば全国一律の条件での展開になりますので、就業環境によって人の移動は本来はあってはいけないことだと思います。法に抵触する行為ではありますけれども、そういった問題も潜在的

に抱えているというふうに考えます。

今回は国家戦略特区でございますので、エリアを決めて、それ以外のところでは就労ビザがないということで、少なくとも特区である間は、委員ご心配の点は随分緩和されるのであろうと考えております。

建設とか造船のように外国人の就労が一般的に認められるようになった場合には、やはり委員ご指摘のご懸念の点が顕在化してくるおそれもあると思っております。そうならないような仕掛けというものも、特区の実現の中で考えていきたいと思っております。

【徳永委員】せっかく農業経営者の皆様がそういうふうに期待をされて、現に今、特に島原半島は、大分前から受け入れをしております。受け入れを、人材派遣というよりも協同組合とかつくられて、そこがしっかりとやり、そしてまたボランティアの方がしっかりと日本語の教育をし、いろんな苦勞をされながらやって、当初は中国人、そしてベトナムの方、ネパールとか、国見町にも結構います。

そういう中でいろんな問題を、先駆者といえますか、先にそういったことをやられている農業経営者の皆さん、そして派遣をされている皆さんによくヒアリングといいますか聞いていただいて、これを実践されている方が一番情報を持っておられますから、しっかりと情報を共有していただいて、それを県として改善、どういうふうにすれば受入態勢ができるかということをやりたいと思います。

そういったことを今、されているのかどうか。

【佐藤農業経営課長】本県が特区提案をした後に、市町、農協と実際に現在外国人技能実習生の管理団体になっていらっしゃる協同組合さんに集まっていただきまして、特区の内容を説明

するとともに意見交換をする機会を設けたところでございます。その中で、やはり委員ご指摘のように、現場での問題といいたいでしょうか、細かいものから大きなものまでいろいろと、実際に外国人を動かしていく中では課題となるものがあるというふうに私どもも聞いております。

今後とも、現在の管理団体になっていらっしゃる方とか、あるいは外国人の送出機関となっていていらっしゃる方々とも意見を交換しながら、現実的に問題が起きない、うまく円滑に回る仕組みを組み立てていきたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

【久野委員】1点だけ確認をさせてください。木材の輸出額について確認をさせていただきたいと思うんです。

本県から、特に丸太を中国、韓国に輸出をしているわけでありまして。平成26年度の輸出額は3億5,000万円ぐらい、平成27年度はどんと下がって2億8,000万円ぐらいと。

内訳を見てみると、中国に対する丸太の輸出は130%ぐらいと増加をしているんですけれども、韓国は64%まで減少していると。その中身は何なのかと見てみれば、いわゆる供給過剰というか、物がいっぱい余るというような状況の中で、これが年度内ストップしているんですね。

ただ供給過剰だけの理由なのか、それとも、もっとほかに本県と韓国との何か理由があってストップをしたのか、その確認をさせていただきたいと思います。

【佐藤林政課長】木材の輸出でございますが、委員がおっしゃいましたとおり、平成27年度に輸出額が若干下がりました。中国はスギの丸太がメインでございますけれども、順調に伸びております。

ただ、韓国につきましては、平成27年度に、

言われましたとおり在庫過多といったことで一旦、韓国側が輸入を止めたと、それは事実でございます。止めた理由は、日本の商社が大量に港に送りこんだということがございまして、韓国の輸入材の製材能力が追いつかなかったので止めたということと理解しております。政治的な問題とか、そういうことではなくてですね。

現在は、やっと今年の年末からまた供給が始まりまして、12月から再開するということで輸出側から私も聞いております。これからは韓国への輸出量も例年ベースで少しずつ増えいていくだろうと思います。

韓国は、受入れ能力については多少限界があるのかなと我々も考えておまして、中国は別ですけれども、韓国だけではなくて他の国への輸出も今後検討していかないと、ヒノキの輸出先が韓国一つというのはちょっと、今後に向けて安心できない部分がありますので、そういった面は国も少し動いておりますので、それと合わせて韓国、中国以外の国への輸出も今後検討してまいりたいと思います。

【久野委員】今、確認をさせていただいてちょっと安心したんですけれども、今からまた輸出ができるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）今後の見通しが私も気になったんですけれども、今の答弁を聞いて安心をしました。

丸太は今、中国と韓国だけなんですか。輸出をしている外国はほかにはないんですか。2国だけですか。

【佐藤林政課長】長崎県から出ているということで言えば中国、韓国でございますけれども、日本全体でいえば、例えば台湾とかフィリピンといったところに出ています。

今、国が考えているのは、テスト輸出という形で実施しておりますが、ベトナムにヒノキを

送り込もうとしております。長崎県もテスト輸出に協力してくれということで、そんなに大きな量ではございませんけれども、現在輸出をしております。今後、ベトナムでヒノキの需要があることが見込まれると思っておりまして、そこは実際にやって相手方の評価も聞かなければならないんですけれども、将来性としては望めるのではないかというふうに考えております。

【中村委員】諫早湾の水産振興特別対策についてお尋ねしたいんです。毎年諫早市から要望が上がっているし、私は地元が小長井ですから、いつも近くの漁民の方たちからお願いをされています。相当長い期間にわたってこれは継続していただいて、漁業者の方たちも非常に喜んでいるわけです。なかなか諫干の問題が解決しないということもあって、県も国も、諫早湾の再生事業については、なかなか真剣にというか本格的に取り組めないのが実情だと思うけれども、そういう中でこの特別対策事業は、どうしても必要なものであり、また、これからも継続してもらわなければならない事業だと思っている。

現時点で、今後のこの事業の継続についてはどういうふうな考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾水産振興特別対策事業につきましては、昭和62年の創設以来、期間の延長を繰り返しまして、潮受け堤防締め切り後の漁場の安定を目指し、種苗放流や漁場の改良、造成等、水産振興に取り組んできたところでございます。

その結果、カキの日本一決定戦において小長井町漁協の「華漣」が日本一になり、また、平成26年に本格的に生産を開始した新ブランドである垂下式のゆりかごあさりのような新技術による養殖など成果が上がっているところでは

ございますが、漁業者の経営状況は依然として厳しいということは十分承知しているところでございます。

このような中、本年1月18日、長崎地方裁判所から和解協議が勧告され、去る5月23日の和解協議では、国から、開門にかわる漁業環境改善措置として、仮称ではございますが、有明海振興基金（案）の創設が提案されたところでございます。

県としては、今回の和解協議を契機といたしまして、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところでございます。

このため、この特別対策事業は本年度で3年計画の終了となるわけでございますけれども、事業実施の延長につきまして、諫早湾内の漁業の状況、あるいは和解協議を含めました一連の訴訟状況を見極めつつ、県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

【中村委員】検討してまいりたいというのはいつも聞いているから、私も確信を持っているんだけど、この事業について、今の時点で何年か継続しますよとかという答えは出てこないと思う。諫干の問題が解決しない中で、漁業者の方たちは、これをいつまで継続してもらえんだろうかと。3年間の事業期間が今年度いっぱいですね。これが継続できなかった場合はどうすればいいんだろうかという深刻な悩みを持っておられるんですよ。

だから、継続ならば継続、1年刻みで今から継続していくのか、問題も残っていると思うし、その辺についてはぜひ早目に出してほしいと思うんです。継続するならば継続すると。1年区切りで検討していきますよということでも、ちゃんと出してもらわないといかん。

そうしなければ漁業者の方たちも、今から先、やっと軌道に乗ったカキやアサリなどの事業拡大をしていくについても、なかなか難しい点があるんですよ。これから先、手当がなくなった場合にどうやって拡大していけばいいのか。せっかく順調に売り上げも上がっている中で、もしこれが途中で切られたら、なかなか厳しい面もあると思うんです。だから、そういうところについてはもう少し早目に結果を出していただければと思うわけです。

その辺について、どうですか。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾内のカキの養殖について、もっと拡大したいというふうなお話を地元では伺っているところでございますけれども、現在、先ほど申しました和解協議に関連しまして、基金案というものの検討もなされているところでございます。

昨日、長崎地方裁判所で第11回の和解協議が行われまして、その中で有明海振興基金というものの運営を担うことができるかということで、有明海沿岸4県の漁業団体及び自治体に対して、基金案を受け入れるかどうかということの回答を求められるということがあっておりますので、基金案の内容にどういったことを取り組んでいくのかというのもまたあるんだろうと思っております。そういったところも見ながらの検討ということになると思いますので、どういった事業実施になるのかということになるべく早く地元を示せるように検討してまいりたいと考えております。

【中村委員】昭和62年からこれは継続していただいているわけですがけれども、一つ聞きたいのは、これまでの総事業費がどのくらいあって、その総事業費に見合うような水揚げ高がちゃんと実際に上がってきているのかということも

私は心配しているんです。なぜかという、これだけ大きな事業を毎年継続してやっていただいて、水揚げ高がある程度確保できなければならないと思うわけです。数値的に出せるものであれば、わかっている範囲で構いませんので、どのぐらいになっているのか、現状を教えてくださいませんか。

【藤田諫早湾干拓課長】全体の事業費については、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

地元から聞いているのは、特別対策事業があることによって、先ほど申しましたゆりかごあさりとか、最近では網袋式の養殖も試験的に行われているということで、新しいことにもチャレンジできるとお伺いしておりますので、そういった効果はあるんだろうというふうに思っております。

【中村委員】私が聞いたことと回答が違うんだけど、今すぐわからないのであれば後でもいいから、総事業費をこれまでどれぐらい県として支出しているのか、それにちなんでどれだけの水揚げが上がっているのかと。

継続していく上でも、県としてデータは絶対に必要なものですよね。せっかくこれだけの大きな事業を展開するために、これだけの支出金を出しているんだから、それだけの水揚げ高が上がらないと継続していくのは難しいと思うから、その辺についてはぱっと出せるような態勢をとっていてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、干拓問題で基金の案が出ていますけど、私自身の個人的な考えだけでも、開門反対の方たちは、以前も一回、開門についての補償金をもらっているんだけど、それはほとんど個人的にもらっている。今回の基金という

のは、有明海全体を一刻も早く再生をしたいという気持ちが全ての漁業者の方たちにあれば、この基金の活用で全てがうまくまとまらなければならないと思う。しかしながら、それがうまくいかない。

というのは、やはり反対者の方たちは、個人的なものを有しているんじゃないかなという考えが私はあるんです。今のままの基金の体制を幾ら生み出したとしてもなかなか、両方が賛同することは私はないと思う。今の時点ではね。

しかし、一生懸命に国が頑張って、これからも開門反対の方たちに対してアピールをしながら、一刻も早く再生をしましょうよということで理解していただければ、いずれはできるかと思うけれども、今の時点ではなかなか、基金を提示して、それで皆さんが賛同してもらえるかというのは非常に厳しい問題だと思っています。

県としても、基金の活用ができるようになれば、諫早湾の再生、また有明海の再生についてはもっと動きができると思うんです。先ほど言ったようにアサリとかカキも頑張らなければならないんだけど、私が一番頑張っていたきたいのはタイラギです。

多分、皆さんはスーパーとかあまり行かないと思うけれども、スーパーに韓国産のタイラギが今、たくさん出ている。今が一番旬なんです。この間、私も買って食べてみたけれど、やっぱり有明海のものとかなり味も違いますし、見た目も全く違ってきます。

基金ももちろん含めてだけれども、この特別対策事業を継続して、またもっと拡大していただいて、一番メインであるタイラギ漁をもう一度実現できるような体制をとっていただきたいと思いますので、ぜひ、特別対策事業については継続をしていただき、もっともっと予算を確

保していただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

【吉村(洋)委員長】 資料はすぐに出ますか。ちょっとかかりますか。3年間だから出るだろうと思うけど。売上高がわからんかもしれん。

後で、ペーパーで配ってください。

ほかに、質問はありませんか。

【溝口委員】 ながさき森林環境保全事業の中の森林環境税についてお尋ねしたいと思ひます。

この税金によって、かなり森林関係が整備をされてきていると思うんですけども、この10年間の税収の総額は大体どのくらいあったのか、お聞かせいただきたいと思います。

【佐藤林政課長】 平成19年度から、ながさき森林環境税を導入いたしまして県の皆様からいただいております。今年はまだ途中でございますので、平成19年から平成27年までの9年間で回答させていただきます。

税収の総額が約24億3,000万円です。年間大体3億6,000万円程度きている計算になります。

【溝口委員】 わかりました。約24億円を集めて、これまでの事業的な効果と成果はどのように考えているのかについてお尋ねいたします。

【佐藤林政課長】 これまで、森林の広域的機能の向上ということを目的に森林環境税を使わせていただいております。この間、主に森林の整備、間伐を進めてまいりました。この環境税を活用して、国の補助金もあって、一部は一緒に使っているわけです。6万ヘクタールの整備すべき森林があって、それを解消していくという大きな目標で進めてまいりました。

全体としては未整備森林が4万5,000ヘクタール解消されたということでございますけれども、まだまだ整備すべき森林が残っておりますので、引き続き、この環境税と国の事業も含め

て、併せて整備をしてまいりたいと考えております。

【溝口委員】 そうしたら、6万ヘクタールの中の4万5,000ヘクタールが整備されたと理解していいんですね。

間伐ということになれば、搬入道路関係の整備が要と思うんですけど、その整備の進捗状況、全体で6万ヘクタールを整備していかなければいけないんですけども、その辺についての聞かせていただきたいと思います。

【佐藤林政課長】 まだ1万5,000ヘクタールほどの未整備森林が残っていると我々は計算をいたしております。これを整備していくためには、当然道というものがないと山の整備は進みませんので、それを支援してまいっております。年間、約200キロずつ整備をやってきているところでございます。昨年度は、実績として300キロ程度の路網の整備になっております。そういうことで、森林整備に必要な路網の整備は着実に進んでいるのではないかと考えております。ただ、まだまだ未整備森林は多々ございますので、それに必要な路網の整備については、今後も環境税を使って支援をしてまいりたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。1年に大体200キロずつぐらいで、去年は300キロと理解していいんですね。

搬入道路をつくるのに、土地の所有者がおって困難な部分があると聞いたんですけども、その辺についての対策はどのようにしているんですか。

【佐藤林政課長】 道を造る場合に、主要な市町村道、あるいは林道から道を延ばしていくわけですけど、その間にある土地の所有者の方々の承諾は絶対に必要なものでございます。基幹道

路の脇から森林整備をするということであれば、整備をしたい方々の意思がございしますので、用地交渉と申しますか同意は受けやすいんですけども、道から離れた部分の森林整備をするために通るだけという場合があるわけです。そういったところの承諾を受けるのに、実際にやる事業体の皆さんが中心ではございますけれども、県の普及関係の職員、あるいは市町の林務担当職員と一緒に連携をしながら、相手方にお話をするなり、地域としてこの森林を整備すべきだということで、地域全体でお話をしながら同意を得るように努力をしているところでございます。

【溝口委員】個人の同意がなかなか得られないで、搬入道路を造りたいけど造れない部分がかなりあると聞いたんですけど、何力所ぐらいそういうところがあるのかわかりますか。

【佐藤林政課長】具体的に何キロできなかったというところまでは把握できておりません。ただ、そういう場合があるということは我々も聞いておりますので、承諾を得られないところは外して通すとか、いろんな現地での対応もされているようです。できるだけ効率的な路網整備も必要でございますので、県の普及職員等を中心として、やはり個人の皆さんにご理解をいただくということがまず最初ではないかと思っていますので、そこについては県、事業体、あるいは市も含めて連携して取り組んでいきたいと思えます。

【溝口委員】わかりました。

これから5年間、また、ながさき森林環境税を徴収して、1万5,000ヘクタール残った未整備区域の整備をしていくと思うんですけども、あと5年間である程度の整備ができるものかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

【佐藤林政課長】現在、未整備森林を解消した面積は、5年間で大体4,000ヘクタールくらいです。ですから、まだ1万5,000ヘクタールあると私は申し上げましたけれども、今後の5年間だけでそれが終わるには、なかなか厳しいものがあると私も思っております。効率的なやり方をして早く未整備森林を解消するのは当然でございますけれども、もう少し森林環境保全事業を続けさせていただく必要があるのではないかとこのように考えております。

【溝口委員】森林整備について、間伐するにしても、かなり技術が要ると聞いています。年齢的に年を取った方々がいるということで、そういう技術を持った後継者を育てていかなければいけないと思うんですけども、後継者についてはどのように考えているのでしょうか。

【佐藤林政課長】平成27年度の数字で、林業を専門に作業されている方は350人おられます。数的には少しずつ増えている傾向でございますが、現場からは、まだまだ人が足りないというようなお話も伺っております。

また、高齢の方もおられますので、ちょっと言葉は悪いですけど、若い人と入れ替わっていくことも必要でございます。今回の農林業農山村活性化計画においても、新規雇用者ということで毎年23人を入れていくという計画もしているところでございます。

また、委員おっしゃいましたとおり、伐採する技術、もちろんチェーンソーという危ないものも使ってやるわけですので、技能あるいは安全、そういったことの研修会等も今、実施しているところでございまして、安全管理をしながら、かつ効率を上げるための技能講習といったことを研修の中で作業員の方々に学んでいただく、そういったことも県が取り組んでいるとこ

ろでございます。

【溝口委員】わかりました。

農業とか漁業は、2年間とか3年間、後継者育成の資金があるんですけども、林業関係の場合もそういう資金を使ってやっているのかどうか、お尋ねいたします。

【佐藤林政課長】これは国の事業ですけども、緑の雇用事業がございます。これは、実質3年間ですけども、1年目が初級研修みたいなもので、2年目、3年目とレベルアップした研修を受けることになっております。これにつきましては国の支援がございまして、個人にというよりも雇っている会社、あるいは森林組合にいき、結果としてそれが人件費になっているということでございます。月額9万円の支援策と研修をやるための費用、そういった支援をされているところでございます。

【溝口委員】緑の雇用事業ということで会社にいくということですけども、農業関係とか漁業関係は個人にいくようになっていると思うんです。その辺について、後継者を年間23人ずつつくっていくと、今のところはできているということですが、後継者を育成するためには、個人的にやりたいという人を育てていく必要があると思うんです。その辺についての県としての考え方を聞かせていただきたいと思います。

【佐藤林政課長】林業の場合は、森林組合などの事業体に雇われているという形態でございます。山を持っている方が直接森林整備をするという形態は、長崎県の場合はほとんどないと言ってもいいと思います。

そういったことで、雇用される方々が増えるような取組、若手に参入してもらうことも取り組んでおりますし、国の制度等も生かしながら、入ってこられる方のスキルアップもしていただ

くと。

それともう一つ、県が取り組んでいるのは新しい事業体、例えば建設業から参入してもらうとかですね。これまでも建設業、あるいは造園業の方々が林業に参入していただいている実績がございますが、これも併せて進めていく必要があるだろうと。木材生産、森林整備を進めていく上では、絶対に担い手は必要でございますので、いろんな形で担い手が増えるような対策を行っていきたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。

会社に9万円いくということでございますけれども、それは国の事業ということで、県としては後継者育成の事業の検討はしていないんですか。あるんですか、ないんですか。

【佐藤林政課長】直接個人に幾らとか、そういったものは現在、県の制度ではございません。先ほどから申し上げている研修制度です。国の研修制度もあるんですけども、それにプラスして県が別途、いろんな研修をしているものもございますし、研修に行く際に費用がかかりますから、そういった費用を一部支援していくことも担い手対策の中でやっていくというふうに考えているところでございます。

【溝口委員】研修者への支援を考えているということですけど、まだ決定はしていなくて、検討中なんですか。

【佐藤林政課長】申し訳ありません。先ほど申し上げました研修制度は、国は国でやっておりますけれども、それと別個に県も実施をしているところでございます。

先ほど私が検討してまいりますと申し上げたのは、離島におられる方々は、旅費を使って本土に研修に来なければならないということで、そういったところになかなか支援が行き届いて

ないので、今後検討していく必要があるだろうという意味で申し上げたところでございます。

【溝口委員】わかりました。

森林環境をきれいに整備していくのは大事なことでありますし、海とのつながりもあると思います。後継者がいなくなったら森林整備ができなくなりますので、ぜひ、後継者育成のための努力をしていただきたいと思います。

もう一つは全国和牛能力共進会です。4年前ですか、長崎県が枝肉でトップをとって、それが反映して今の子牛関係が90万円という形になっていると思うんです。

2017年9月に宮城大会が開催されますが、それに向けての県としての課題と対策についてお尋ねをしたいと思います。

【大曲畜産課長】全国和牛能力共進会についてのお尋ねでございます。

現在の取組でございますが、繁殖牛の能力を数値化したもので育種価というのがございますが、そういったもので選抜をして、いいものを選抜しております。肉牛の部で前回よりも、育種価という遺伝能力の判明率が10%向上しております。前回大会よりも37頭多い141頭の能力の高い出品候補牛を確保いたしまして、そのうち58頭を現在、15戸の肥育農家へ渡して指導をしているところでございます。

肉牛のうまみ成分、オレイン酸含量を増加させるための農家ごとのマニュアルも使いまして飼養管理を実施しております。また、県域の指導チーム、出品技術指導班による定期的な巡回、発育の確認、また、肉質の診断ができる超音波診断装置を使いまして飼養管理の徹底、そういった対策に努めております。そういったいろんな対策を前回よりも強く打ちまして、日本一の連覇に向けて取り組んでいる状況でございます。

【溝口委員】わかりました141頭の中から58頭に絞っていくということで、今、15戸で58頭を飼育しているんですね。

あと1年あるんですけれども、それを何頭に絞って出品していくのか。58頭を出品するんですか。

【大曲畜産課長】58頭からさらに絞り込みまして、最終的には、出品牛を26頭というふうに記憶しているんですけれども、最終的に26頭に絞り込むということになっております。

【溝口委員】2012年の長崎大会の時に優勝して、ブランド化して子牛が90万円という形になっているんです。大会で優勝すれば、5年間はそれを保てるということで、ぜひ宮城大会でも優勝できるように努力していただきたいと思います。

農家の方々が絞られてくるんですけれども、農家の方々とどのような検討をお互いにやっているのか。大会に向けて26頭ということですけど、この26頭が全て優位に上げられるようにしていかなければいけないと思うんですけれども、その検討についてどのように考えているのか。

【大曲畜産課長】ただいま26頭と申し上げましたのは全出品牛で、肉牛の部では、最終的な出品頭数は8頭となります。

58頭のうち2次選抜ということで、ずっと牛の発育、成長ぶりを巡回で見て、脂肪交雑を見る機械で中身を見まして、第1次選抜を平成29年5月に予定しております。そこで30頭に絞りまして、平成29年7月ごろを予定しておりますけれども、最終的に8頭に絞り込むというふうな状況でございます。

【溝口委員】わかりました。

宮城県まで牛を運んでいけないといけなくて、ストレスがたまったらあまりよくないと思

うんですけれども、大体何カ月ぐらい前に運んでいくんですか。

【大曲畜産課長】まだ最終的な日程は決まっておりますけれども、委員がおっしゃいましたように、宮城県まで行くと、移動のために体重が大体50キロから60キロぐらい減るといった情報もございますので、通常は、と畜される1週間から5日ぐらい前に運ばれると思うんですけれども、その日程については、今後の調査も踏まえまして最終的に決めたいと思っております。まだ決まっております。

【溝口委員】7月までに8頭に絞って、1週間から5日ぐらい前に運んでいくということです。

ぜひ宮城大会でも長崎県が優勝できるように、しっかりと農家の方々と話し合いをしながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

【山口委員】先ほどの森林環境税に関連して質問したいと思います。

路網の整備が大分できているということでありまして、間伐材等の搬出に役立っているんじゃないかと思います。前回は質問しましたけれども、路網の再整備について、国にも制度がない、そしていろんな手立ても考えていないということだった。路網の基幹道なり、路網の再整備について、何年かごとにやっていかないと使用不可となってくるものが出てくる。また、最終的に間伐じゃなくて本当に切り出す時にまた使用するということがありますので、そういうところの再整備についての考え方をもうちょっと整理しておかなければならないと思うんですけれど、いかがでしょうか。

【内田森林整備室長】ただいまの路網の維持管理についてでございますが、路網の種類が、一

番高規格の1級林道というのがございます。それから林業専用道というものがございます。その枝分かれした部分に入るのが今言われた作業道と、3種類の林道があります。林道と林業専用道というのは、林道台帳に各市町が搭載しまして、維持管理は市町でやってまして、災害対応が国の補助制度でできるという状況です。

作業道については、木材を出荷するために、木を伐採した後に重機が通るぐらいの搬入路みたいな感じで、なかなか維持補修まではメンテナンスができていないような状況です。間伐が10年、あるいは20年おきにやってまいりますが、切りっぱなしの道路ですので、できれば早く植生が回復したほうが後の災害も起きにくいということで、自然に草地化、あるいは灌木類が生えるようなことが望ましいと我々は考えていまして、委員がご指摘のとおりイノシシの住処になっているとか、シカのえさ場になっているとかという問題もございますが、なかなか作業道まではメンテナンスができていない状況です。

【山口委員】そうしたら、また10年後に間伐に入る際には、新たな路網として再整備をかけるということになりますか。

一旦、山に戻したほうが災害が起きにくいという考え方であれば、また10年後に入る時に新たな路網として整備するという考え方ですか。

【内田森林整備室長】委員がおっしゃるとおりでございます。作業に入る前に、また新たに道を使えるように整備をするということでございます。

【山口委員】その際に、路網整備は年々、何キロやりました、何キロやりましたとカウントしていくわけですが、次の整備もまた、そのカウントの中に入るわけですか。

【内田森林整備室長】新たに開設する部分が、

今、林政課長が言った年間200キ口ということですので、今までの道はそのまま使うということで、開設延長には含まれません。

【山口委員】維持管理も必要であるということも認識をしていただかなければならないと思っております。

それからもう一つ、切り出した山の再造林の時に、農林技術センターにおいて低密度植栽、低コスト試験というのをやっておられるみたいです。今までは1ヘクタール当たり3,000本植栽というのが当然に行われてきたようですが、低コスト化に向けていろいろ試験をなさっているようです。次の段階として、指導をどのようになさっていくんですか。

【佐藤林政課長】従来のスギ、ヒノキの植栽は、委員がおっしゃいましたとおり、大体1ヘクタール3,000本植えというのが平均でございます。

近年、低コストで植栽をしようという動き。これは、間伐とか除伐を続けていけば、最終的に50年の伐期になると1,000本ないぐらいの山になります。それを現在、整備をして出荷をしているわけです。ということは、途中で切ってしまう木が多いということですので、最初からそんなに植えなくてもいいんじゃないかという考え方がございます。

それともう一つは、コンテナ苗と申しまして、今まで苗畑から苗を取って山に植えていたんですけれども、根鉢をつくったコンテナ苗というのができまして、それが非常に生育がよくて成長が早いということもございまして、そうであれば、できるだけ少なく植えて上手に管理したほうが、成長が早くかつ手間がかからないということで、低コストの造林が増えているところでございます。

ただ、今申し上げたコンテナ苗というのは、

まだまだ生産がそんなに多くございません。特に長崎県の場合、やっとコンテナ苗をつくり始めたというような状況でございますので、それを整備する必要があるということでございます。今後は、そういった低コストの造林をやっているながら、その後の下刈りも関係はいたしますけれども、そういったことを研究しながら、進めていく方向としては低密度の低コストの造林対策ということになるかと思います。

それと、先ほど、溝口委員の質問に私、森林環境税の税収額をお答えしました。平成19年から平成29年の9年間ということで、24億3,000万円と申し上げましたけれども、私、読み違えておまして、平成19年から平成27年までの9年間で28億1,000万円でございます。1年間分を足し忘れておりました。申し訳ございません。

【吉村(洋)委員長】年間3.6億円というのは当たっているのか。

【佐藤林政課長】そうです。

【山口委員】森林環境税であります、森林というのは再整備と申しますが、ずっと整備しながら次の代、次の代に渡していく、ロングスパンで考えていかなければならないものでありますので、新しい技術とか、いろいろ持ち込みながら、長崎県の森林を守っていただきますように、よろしくお願いいたします。

【小林委員】我々がこの1年間、農林部の審査をするに当たって最大の課題は何かというと、農業の産出額が、本当にご尽力をいただいて相当伸びているわけです。全国平均で産出額が4%減少している中において、長崎県の場合は5年間ずっと伸びているし、8.9%の産出額の伸びであるという状態は非常に評価し、ここのところは十分に我々も関係者の皆さん方に感謝をしなければいかんと思っているわけです。

ところが、最大の課題は何かというと、この産出額、つまりつくって売ってそれだけの収入を得ているものの、個人の農家の所得はどうかとなりますと、なかなか産出額に見合わないというのが、本県の農林行政の最大の課題ではないかと、こういうところでありまして、もうこの視点は十二分に皆さん方もわかりのことであるし、これからどういう形で農業の生産所得を高めていくかと、ここに尽きるのではないかと考えております。

こういう状態の対策をこれから本格的にやっていかれるものと思いますが、ここは農林部長、私は、11月1日の予算決算委員会の際に、農林部長の見解を求めているいろいろご質問をいたしました。十分お答えをいただいたものと思いますけれども、ここの点について常任委員会に場所を変えて、改めて農林部長の考え方、農林部として、これからの課題を、その位置づけの中でどうされようとしているか、まずその辺のところをお尋ねしたいと思います。

【加藤農林部長】 委員ご指摘のとおり、本県の農業産出額は、このところ増加傾向で推移しておりまして、その伸び率は8.9%と日本一の伸び率を示しているところでございますが、本県の最大の課題は、農業所得が低いことでございます。

主要農家の農業所得でいきますと、全国が505万円のところ、本県は大体その7割と。担い手の中核であります、経営改善計画を立てております認定農業者でいきますと大体9割程度、450万円というところでございまして、認定農業者でいっても平均より下になっているところでございます。

その要因は何かと申しますと、全国の統計の中でこれを比較するのは、国はサンプル調査で

すので、なかなか難しいところがございますが、そこを本県の課題ということで上げさせていただきますと、まずは、傾斜地が多く平野部が少ないということもありまして、1戸当たりの経営面積が小さい。それから、大消費地から遠いものですから流通コストがかかる。こういった構造的な課題に加えまして、本県の現場では、品目ごとに多くの課題がございます。

例えば米でありますと、反収が低い、1等米比率が低い。施設でありますと、先進地に比べますと反収が低く、あるいはハウス等のコストが上がっているために収益性が下がっている。果樹でいきますと、県内でもブランド力に差がありまして単価に差がある。畜産で申しますと、本県の主力でございますけれども、もともと収益、所得率は低いんでございますが、その中でも1戸当たりの飼養頭数が少ないためにコストがかかっている等々で、そういうものを含めまして本県の農業所得率が低い状況にございます。

農業所得率は、全国で平成25年では44位、平成25年は少しだけ上がりましたがけれども、まだまだ低いところで37位という状況にございまして、こういうことが原因して本県の農業所得が低いと考えているところでございます。

【小林委員】 要因を並べられて、課題は何かということもわかっているということですね。

それから、平成25年度は44位だったけれども、平成26年度は37位に上がっているという形で、一定の所得の進展は見られるということになっていると。

例えば認定農業者について、この間も指摘をしましたがけれども、大体450万円が認定農業者約6,000人の平均所得だということになっている。ただ、これは上を見れば1,800万円の人がいる、500万円、600万円以上の人がいる。

ところが、一番大事なところは、この間も指摘したように、450万円よりも下回る人たちの数の多いこと。認定農業者5,900人の中で3,200人の方々、約54%はまだ260万円程度であると。だから、平均が全国の505万円に対して450万円だと。こういうような話をされるものの、現実には3,200人の方々が260万円ということになっている現状だということです。

で、何が問題かという、長崎県の置かれている状況だけをずっと言っておっても仕方がない。原因究明はもうわかっていると、それをどうやって乗り越えて生産コストを抑えるかと、このところに一点集中していかなければいかんのが、これからの農林行政の最大の課題だと申し上げているわけです。

この間、部長からこんな答弁がありました。手取りを600万円にするためには、総所得で2,000万円の売り上げを上げなければいかんと。もちろん税金とか必要な経費を全部引いて、純粋に手取りを600万円にするためには2,000万円の売り上げを上げなければいけないと。1,400万円では、税金その他もあるけれども、生産コストがかかり過ぎているというような捉え方をするわけです。

このところにどうやってメスを入れるか。要因、原因はきちんと集約されているわけです。そこにどういう形でメスを入れて生産コストを安くしていくかということが、これからの課題ということになっていて、この対策を品目別におやりになるだろうし、今の農林部の力からしてみても、必ずこれはクリアできると私は考えているわけけれども、例えば国の支援とか、あるいは県の単独の支援とか、そういう形で生産コストを抑えることができるのかと、こういうようなことであります。

今、認定農業者の経営規模の面積は、大体2.6ヘクタールぐらいですかね。これを1.2ヘクタール増やして3.8ヘクタールぐらいの経営規模にしたいと、それだけの面積にしたいということをおっしゃるのを、この間、答弁されておったと思います。

確かに経営規模の面積を広げることとか、いろんなことはあるけれども、要は、生産コストがかかり過ぎて、せっかく売り上げが上がっても、それだけ手元に残ることが少ないと。

こういう形でいきますと、生産コストを下げるための対策として、国の支援、県単独の支援というものが何かあるのかどうか、そんなようなことをお考えになっておるのかどうか、その辺はいかがですか。

【加藤農林部長】農業所得を上げるために生産コストを下げることは大変重要なことでございまして、そのために国、県合わせました対策といたしまして、まずは露地等々では基盤整備をしっかり進めて生産性を上げないといけないと思っております。

施設等々ではハウス、あるいは燃油の高騰があっておりますので、コスト縮減のためのヒートポンプ等々の導入、あるいはハウスのコスト縮減対策を進めないといけないと思っております。

さらには畜産では、繁殖ではコスト縮減のために放牧の推進等も進めないといけないと思っておりますし、さらには農業所得を上げるためにはコスト縮減だけではなくて単価を上げる、あるいは反収を上げる、こういう取組も大変重要なものだと考えているところでございます。

施設ではトマト、あるいはアスパラ、イチゴでは、先進地と比べまして単収が低うございますので、その単収を上げるような取組。例えば先進地では二酸化炭素の発生装置を導入してお

りますので、そういう環境制御の技術、あるいは機器の導入。あるいは多収性の品種であります、イチゴでは「ゆめのか」への品種転換、アスパラでは排水対策を先進地では徹底してやっておりますので、そういう管理指導等々。

あるいは畜産では、繁殖につきましては分娩間隔の短縮、肥育では肥育期間を短縮するといった生産性を上げる取組を併せて行いながら、農業所得をしっかりと上げてまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】単収を上げるとか、あるいは農産物の単価を上げるとか、今言った営農指導とか管理指導がとても大事だということです。

これは、今までやってこなかった部門なのか。本当になんで生産コストがかかり過ぎるのかということを徹底的に洗い直してみて、そういう答えが出てきたのかということなんです。農林部としては、そこが最大の課題として、いろんな形で進めていただいていると思いますけれども、何をせねばいかんかということが今の答えの中でもはっきり認識されているわけです。

では、具体的に生産コストを下げるためにどうするかという体制はどうなっていくのかと、このところをもう一度お願いしたいと思います。

【加藤農林部長】生産コストを下げるためには、県だけではできませんので、関係団体と一緒にコスト縮減対策の会議をしっかりと立ちあげて、これを取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、そういった取組をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

【小林委員】コスト削減の会議なんて、今までやったことがないんでしょう、関係者と。今度、そうやってコスト削減のための取組を農業関係者全員でやってみようと、こういうことも一つ

の取組だと思います。だから、認識をきちんと改めながらやっていくということ、このところで非常に期待をしたいと思っているところです。

我々は、こうして皆さん方をお願いをすることでただけれども、現場の方々、あるいは実際に農業行政を推進されている皆さん方は、なかなか難しいんだろと思いますが、そこをどうしてもクリアしていただかなければ、農業産出額はこれだけ立派に成果を残されているにもかかわらず、農業所得についてはいま一つというようなことになってはいかかなものかと思います。

だけど、単収を上げるとか、農産品の単価を上げると言っているけれども、10アール当たりの総生産額は非常に上位におるんじゃないですか。どこに問題があるのかと。どこに一番メスを入れなければいかんのかというところを、農林部長、勇断をもってやっていただかなければいけないのではないかというようなことでございます。

今まで産出額を上げることに一生懸命だった。その外形的な体制ができつつある。そうすると、あとは実を農家の皆さん方が感じ取ることができるようにして、強い農業とか、もうかる農業とか、そういう方向に向かわしめるような農林政策をきちっとやっていただくことを、私はぜひお願いしたいと思います。

今、認定農業者の平均が450万円だと、これが一つの基準になっている。上を見ればきりが無いが、260万円クラスの人がまだ54%いらっしゃるんだと、3,200人だと。そうすれば、平均の450万円とは少し離れ過ぎているんじゃないかと。

これを、今言われたような取組の中で、大体

54%の3,200人、平均260万円の規模をどれくらいまでに上げるというような一つの見込みとか方針を固めながら、その生産コストを下げていって農業所得を上げる、こういうようなことは具体的に何か見込というか、何年までにこうする、どれくらいまでに生産コストを下げて所得を上げるとか、そんなような一つの見込みの目できて、それをずっと追いかけていくというようなことができるかどうか、最後にお尋ねしておきたいと思います。

【加藤農林部長】 認定農業者で今、450万円の所得でございます。全国平均が今、505万円ですが、10年後には600万円の所得を目指そうとしております。私どもは、これにしっかり追いつかないといけないと思っております。この600万円という所得は、後継者が帰ってきてても生活ができる所得、こういったところをしっかりと捉えながら、認定農業者のデータベースがございますので、その進捗管理をしっかりやりながら、これを育ててまいりたいと考えているところでございます。

【宮本副委員長】 私から1点だけ、鳥獣対策についてお聞きいたします。

さきの9月定例会の一般質問で、長崎県が国の事業を受けて2地区で、捕獲者の高齢化に伴う対策としてICTを使った鳥獣対策を行っているとお聞きしましたが、その後の進捗状況をお聞きしたいんですが。

【光永農山村対策室長】 捕獲者の高齢化等がございますし、本県の場合は、例えば道が悪いところ、それから離島等でも捕獲対策をしっかりと展開していこうということで、ICTを活用しよう、ただいま副委員長からございましたように、五島市と対馬市で現在、設置を進めているところでございます。

仮設的に2カ所に設置が終わったところでございまして、今後の指定鳥獣の捕獲等事業の中でもう1カ所設置をしようということで、対馬市で2カ所、五島市で1カ所設置する計画でございます。これは、国の研究費を活用しながらということで、地元負担を伴わない形で実証的にやっていこうと思っています。

内容的には、基本的には囲い罠でございますが、これにカメラ、熱センサー、赤外線センサー等を組み合わせまして、離れていてもシカ等が入ったことを確認できるという仕組みでございます。例えば五島市で設置しております施設につきましては、設置個所は五島福江島の一番西側の玉之浦、島山島というところに設置しております。実施主体のリーダーが現在は福江におります。そういう遠隔地であっても捕獲したという情報が入りますので、そういった中でしっかりと捕獲を実行するというところでございます。

それから、入ったことだけをもって捕獲するのであれば、わざわざセンサーは要らないんでございますけれども、単一の個体が入って閉めてしまうと、その周りに残ったシカ等がいても捕獲ができないわけで、今回の場合はカメラ等でモニタリングできますので、十分に群れが中に入りきったところでシャットアウト、閉じることができます。こういったものを実証しながら、遠隔地であっても効果的にできるような仕組みを実証し、また、これのめどが立てば実用化も含めて進めていきたいと考えている次第でございます。

【宮本副委員長】 わかりました。五島市と対馬市ですね。3年間ということだったかと思しますので、今後いろんな問題等は出てくると思いますから、長崎県で普及できるような形で研究

等々を進めていただきたいと思います。

これに加えて、平成28年度の事務事業の評価結果について、農林部の資料の21ページに、鳥獣対策推進事業の中で、見直しの方向性でシカに対する集中的な捕獲事業を実施するというのがあります。これは、ICTとはまた別の独自の捕獲事業と認識してよかったでしょうか。

【光永農山村対策室長】現在、シカにつきましては対馬、五島列島、八郎岳周辺に高密度で生息しているということで、生息調査を経年的に行っているところでございます。

特に生息頭数が課題になっている対馬で、この指定捕獲等事業をやっていこうと今年から取り組むことにしております。現在、公募により、今月21日まで実施者を募っているところでございます。今回の法改正のもとで、認定事業体というのが設置されております。こういった者の中で、対馬で新たにに取り組む指定捕獲等事業を行おうと思っております。

捕獲方法としては、銃による捕獲、罠による捕獲と、先ほど申しましたICT、3つを組み合わせながら、新しい仕組みの中で捕獲の加速化を図るために進めていきたいと思っております。

【宮本副委員長】わかりました。ありがとうございました。

シカについては、イノシシと同様に増えてくる可能性、いたちごっこという面もあるかと思えますから、どうか、しっかりと研究を進めていただきたいと思います。

【中山委員】ながさき森林環境税についてお聞きます。

5年間、未整備林の解消であるとか、里山林の整備とか、木育の推進とかやっていくというふうになっていますが、公益的機能の維持とあ

るんです。公益的機能が、この税のよりどころになっているわけですね。

今後の計画の中で、これをどう見える化していくか。これだけを読むと、木材活用に視点が入っているような感じがしますが、これ以外にも緑のダムとか、癒しの問題とか、がけ崩れの防護とか、いろいろあるんですよね。公益的機能とはこういうものだということをもう一度きちんと整理をしてもらって。

そして、公益的機能が増えているのか、減っているのか、低下しているのか、この辺がよくわからないんですよ。以前、私の質問に対して、公益的機能について数値化したことがあります。1兆2,000億円か何かという話が出たのはもう20年ぐらい前なんですけれども、そういう数値化を。国と協議して、新しい計画の中で見える化することによって県民の理解が深まってくると考えているので、これについてひとつ努力してもらいたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【佐藤林政課長】森林環境税を使った事業、森林の持つ公益的機能を維持、向上させるというのが大きな目的でございます。この間、森林整備を中心に整備をしてまいりました。当然森林の整備となりますと、山奥の整備が多くなりまして、いわゆる税を払っていただいている県民の皆さんの目にとまりにくいということはございます。そういった意味で、いろんなところで見える化をしていく必要があるだろうということで、新しい来年度からの事業につきましては、そういったところも主眼に置きながら進めようとしているところでございます。

今、委員がおっしゃいました金額であらわすと。これは日本学術会議が、平成13年に算定をいたしておりまして、水源涵養機能、土砂流出

防止機能、レクリエーション機能、そういったいろんな森林の機能がございしますが、それを数値化したことがございます。その際には全国のをやっておられまして、正確なところは忘れましたが、70兆円ぐらいの規模になったと思います。それと同じやり方で県が算定をしまして、7,800億円程度の効果があるという試算結果が出ております。

現在、今回の環境税を延長するに当たって、基本的な考え方を9月定例会のこの委員会で説明させていただきましたが、その同じような算定方式で今回の5年間の整備が完了したとして試算をいたしますと、5年間だけで162億円の効果があったという数字がございします。そういったものを県民の皆様を示しながら、森林環境税を使った森林整備がこういった効果を上げていますよということは引き続きPRをして、森林整備の推進につなげていきたい、理解につなげていきたいというふうに考えております。

【中山委員】 効果の162億円については、前の委員会でそういう答弁があったということでありませう。

全体で70兆円というのは平成13年という話で、もう14～15年たっているわけですから、もう一回その辺をよく協議して、出せるものであればきちんと出したほうが県民としてわかりやすいし、魅力を感じるんですね。仮に8,000億円の公益的機能があるということになると、それだけ関心をもって来るし、それをどう上げていこうかということも含めて理解しやすいと思いますので、ぜひひとつ数値化できるように工夫していただければということで申し上げておきたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませうね。

ほかに質問がないようございませうので、(発

言する者あり)

【藤田諫早湾干拓課長】 先ほど、諫早湾水産振興特別対策事業の実績額についてお尋ねがあったんですけれども、昭和62年の事業創設から平成27年度までの総事業費の実績額といたしましては、諫早湾内3漁協でございますが、36億1,000万円ということでございします。そのうち、県費での補助額は21億2,800万円ということになっております。

直近5年間における諫早湾内3漁協の漁獲高を見てみますと、少ない時で平成24年の2億500万円、多い時で平成26年の3億3,600万円と、漁獲高は不安定な状況にあるということでございします。

事業の延長につきましては、先ほど申しましたとおり基金案が成立するか、成立しないかというのはまだ不透明なところはございしますけれども、そちらの状況、それから海域環境も含めまして検討を行ってまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問もないようですので、議案外所管事務一般についての質問をこれで終了します。

今回、公明党として、「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書」提出の提案がっております。

ここで改めて宮本副委員長より、意見書提出についての趣旨説明等をお願いいたします。

【宮本副委員長】 それでは、「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書(案)」についての説明をさせていただきます。

この意見書につきましては、昨日の陳情の中にも同じような内容がありました。重複する部

分はあるかと思いますが、お願いいたします。

皆様ご承知のとおり、米政策改革というのがあります。平成30年産をめどに、行政による、国による生産数量の目標の配分ではなくて需要に応じた生産が行われる状況になるように、米政策の見直しに国全体として取り組んでいるところであります。

各団体が連携いたしまして需要調整の取組を推進した結果、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来初めて、過剰作付が解消されるという形で、需要に応じた生産についての理解が浸透してきているという状況であります。

しかし、一方で、生産数量の目標の配分がなくなりますと、過剰県が生産を増大させて生産過剰となり、米の価格の下落の影響が出るという不安もあることから、次のような形で3つの項目にわたって意見書を提出するものであります。

1、生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。

2、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること。

3、日本型直接支払など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。

以上3つの項目にわたって意見書を提出するものであります。

各委員皆様のご賛同を賜りますように、なに

とぞよろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 ただいま宮本副委員長から説明がありました、「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書（案）」について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩をいたします。

— 午後 零時 2分 休憩 —

— 午後 零時 4分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問等ないようでございますので、採決に移りたいと思います。

本提案のとおり意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、一任でよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ありがとうございます。

それでは、これまでの農林部の審査結果について整理をしたいと思いますので、しばらく休憩します。

— 午後 零時 5分 休憩 —

— 午後 零時 5分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、農林部関係の審査を終了

いたします。

引き続き、水産部の審査を午後1時30分から行います。

午前中の審査をこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 6分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【吉村(洋)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

中村委員、小林委員が、ちょっと遅れるということでございますので、ご了承方をお願いいたします。

これより水産部の審査を行います。

【吉村(洋)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より説明をお願いいたします。

【熊谷水産部長】お手元にお配りしております予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料をご用意ください。水産部の1ページ目でございます。

水産部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第134号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第139号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分でございます。

はじめに第131号議案についてでございますが、歳入予算は、合計で4億2万6,000円の増となっております。また、歳出予算では、合計で

5億4,677万3,000円の増となっております。

歳入・歳出予算の主な内容は、以降に記載しておりますとおり、台風18号により被害を受けた漁港施設の早期復旧のための予算を計上するものや、水産部職員の給与費について、関係既定予算の過不足を調整するものでございます。

2ページをご覧ください。

下のほうにございますが、繰越明許費についてでございます。

計画、設計及び工法の変更による遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、記載のとおり繰越明許費を設定するものであり、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

債務負担行為についてでございます。

記載のとおり、漁業近代化資金利子補給費について融資額を増額するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第134号議案のうち水産部関係についてご説明いたします。

収益的支出で61万4,000円の増となっておりますが、これは職員の給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費でございます。

次に、第137号議案のうち関係部分でございますが、歳出予算で合計1,631万9,000円の増となっております。これは、職員の給与改定に要する経費でございます。

次に、第139号議案のうち水産部関係についてでございますが、収益的支出で17万9,000円の増となっております。これも、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 次に、漁港漁場課長及び経営支援室長より補足説明をお願いいたします。

【中田漁港漁場課長】 繰越明許費のうち、漁港漁場課の分について補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております資料3、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の【第131号議案分 繰越事業理由別調書】をご覧ください。

これは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、7ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものでございます。

1ページをお開きください。

今回計上しております平成28年度から平成29年度への漁港漁場課の繰越明許費は、全体の59件、44億276万円のうち、57件、42億4,895万6,000円でございます。

下段に参考といたしまして最近3年間の繰越状況及び昨年度との比較を記載しています。

今年度は、前年度と比較すると件数で2件の増、金額で2億9,643万5,000円の減となっております。今回このように繰越が減った主な理由といたしましては、上半期までの早期執行強化の取組を行ったことによるものであるというふうに考えております。

次に、繰越理由別についてご説明いたします。

1ページの表には、繰越理由別 から の件数と金額をお示ししております。

まず、事業決定の遅れでございますが、事業進捗を図るための事業計画変更が遅れたもので、松浦市の鍋串漁港海岸老朽化緊急対策計画策定の1件、7万円でございます。

計画、設計及び工法の変更による遅れのうち、漁港漁場課分は39件、31億329万円でございます。

特に、漁場工事においてはブロック製作ヤードの調整によるものが5件、14億8,410万円、長崎漁港の尾上地区の岸壁改良工事において、県庁舎建設工事との工程調整などから遅れるもの、また、三重地区で進めております衛生管理型漁港に関する整備におきまして、魚市関係者との隣接した施設利用との調整により日数を要し遅れるものが1件、5億4,100万円でございます。

次に 用地補償交渉の遅れでございますが、相続人の関係で登記が遅れたもので、平戸市の獅子漁港関連道整備工事など2件、2,116万円でございます。

次に 地元との調整に日数を要したものでございますが、地元漁業者との調整により、盛漁期を避けて現地工事を行うため遅れるもので、南島原市の布津漁港地域水産物供給基盤整備工事、及び対馬市の厳原東地区水産物供給基盤整備工事など13件、6億1,843万6,000円でございます。

次に、その他でございますが、これは、10月の台風18号により被災した漁港災害で、小値賀漁港災害復旧工事と伊奈漁港災害復旧工事の2件、5億600万円でございます。

2ページから5ページは、漁場水産基盤整備費、県営漁港水産基盤整備費、市町村営漁港水産基盤整備費、漁港災害復旧費の予算科目別に繰越理由、事業名、箇所名、工事概要等を記載しており、各表の上段には、県予算額、繰越額を予算科目別にまとめておりますのでご覧ください。

今回計上させていただく繰越事業については、金額につきましては年々減少し、平成24年度の経済対策大型補正前の水準並みとなっております。

今後も引き続き、事業の執行管理強化や地元関係者との十分な協議、調整を図りながら、よ

り一層、繰越の縮減に努めてまいります。また、繰越を予定している事業につきましても、早期発注、早期完成に向け最大限の努力をしてまいります。

以上でございます。

【川口経営支援室長】引き続き、資料3、第131号議案分繰越事業理由別調書にて、ご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

経営支援室の繰越明許費は、上の表の下に注記にて記載しておりますとおり、2件、1億5,380万4,000円でございます。

繰越理由は、2件とも計画、設計及び工法の変更による遅れとなっており、水産経営構造改善事業の実施に当たり、関係者との協議に時間を要したことによるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

ご質問等あられたらお願いいたします。

【中山委員】繰越明許費についてお尋ねします。

先ほどの課長の説明でいくと、前年度比で2件、件数は減ったのかな。金額的に2億9,000万円程度減っているのを努力しているというような話でございました。しかしながら、額が結構多いですね。努力はわかるけれども、努力のあとが金額的に見れば小さいので、この辺をもう少し抜本的にやる方法はないのかというのが一つ。

それと、理由の中に漁場水産基盤整備費における製作ヤードの調整とあるんですね。5件ありますので14億円は大きいんですが、製作ヤ

ードというのは前もってやれそうな感じがするんですけど、この辺の少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

【中田漁港漁場課長】繰越額の抜本的減少対策についてのご質問ですけれども、今年度は、国から上半期8割契約の指示を受けて、今回ここに計上されているものについては、若干安全側で数字を上げておりますのでこの数字ですが、もう少しというか、もっと大きく減ってくるものと思っております。

それプラス、今後とも繰越額を減らす方法として今現在検討しているのは、業界からも要望が出ておりますが、発注量の平準化を図ってほしいという話がきております。それにも効果があるものと思っておりますが、年度初めの端境期に発注ができるように、ゼロ国債の予算を活用したいというふうに考えております。

今、国にもそういった要望を上げておりまして、来年、ゼロ国債の活用が可能になるのではないかと考えておりますが、ゼロ国債で4月早々に発注、3月末に発注をいたしますことによって4月、5月の仕事が出てくる。前倒しすることによって繰越もその分減ることが可能になってくると思っておりますので、それが繰越額を抜本的に減らす方策の一つになるのではないかと考えております。

それと、ヤードについてのご質問ですけれども、これは、漁港にある土地を活用してブロックの製作を行っております。基本的に漁港は漁業への利用が最優先するものですから、漁業者の了解を得たところをヤードとして使用をしている状況でございます。どうしても漁の関係とか、定置網の網を干す必要がない時とか、そういう時期にかなり左右されますので、なかなか思ったようにヤードの確保ができない状況では

ございますが、できるだけ計画的に、ヤードの使用を効率よく回していけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

【中山委員】ゼロ国債を活用して、3月末から4月にかけて端境期に発注していただくということですから、ありがたいことだと思いますので、ぜひ取り組んでほしいと思います。

今度の補正で、経済対策で24億円ぐらいたったと思うんですけども、かなりの額が来ますよね。これについては、これとかぶるのかどうか、年度内に発注ができるのかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

【中田漁港漁場課長】これは、そもそもいいですか、今回補正要求をした箇所については、年度内の契約をできるところということで手を挙げておりますので、間違いなく年度内に契約は済ませたいと考えております。

先ほども申しましたように上半期で8割の契約を達成しておりますので、その分、前倒しされている関係で余力も残っております。それで、補正の分については、先ほど言いましたように年度内の契約を達成していきたいと。

それプラスゼロ国債の分については、こちらが要望するように量的なものが国からいただけるのかどうかというのはまだわからないんですけども、その分の余力も残しつつ取組を進めていきたいというふうに思っております。

【中山委員】今の答弁を了といたしたいと思います。

もう一つ、ヤードの件です。漁業者が優先ということだろうと考えておりますが、これは素人考えなんですけど、漁港じゃなくて、近くにそういうヤードというか広場があった場合、そういうのを活用できるんですか。

【中田漁港漁場課長】基本的には漁港及び港湾

の使用可能な土地を今現在、ブロックヤードとして利用をしております。その他の民間の土地につきましては、土地の使用料等がかなり高くなると考えられますので、国費を使う上で、会計検査上なかなか難しい問題があるというふうに考えております。

【中山委員】国費を使わずにやった方が一番いいわけですから、そうするとやはり調整をね。当然漁業者優先でしょうけれども、計画どおりにやることも漁業者のためになるわけですから、その辺に一工夫を進めていただいて、ヤードの調整で繰越が減ることを期待しておきたいと思います。

【深堀委員】私も関連しますけれども、繰越明許の分で、1ページに記載されているの計画、設計及び工法変更による遅れの2つ目です。

長崎漁港尾上地区の岸壁改良工事における県庁舎建設工事との工程調整及び三重地区の衛生管理型漁港に関する整備における魚市関係者との調整で1件5億4,100万円という記載になっているんですが、これはどういうことか。

まず中身です。この1件5億4,100万円は、一つの工事なんですか。そのあたりの中身を教えてください。

【中田漁港漁場課長】内訳については後ほど確認をいたしますが、まず、尾上地区の岸壁改良工事は、今、県庁舎の整備が行われております。その県庁舎の整備で、例えば資材の置き場であるとか、床掘した土砂の置き場とか、あるいはクレーンがかなりの数入っておりまして、クレーンが移動して回るスペースとか、そういったものにかなり漁港の防災緑地、あるいは岸壁の工事に使うヤードをとられた状況になっております。

これは、最終的に県庁舎が完成する時に合

せて岸壁、あるいは防災緑地もほぼ同時に完了するようにということで工程を都度、確認をしながら、協議をしながら進めております。とはいえ、今現在、どちらかといいますと、そのヤードを県庁舎の方が優先的に使用をしている状況でございます。それは、岸壁と防災緑地については、その時期を県庁舎のヤードに割いても完了はできるものというふうに踏んでのことですので、今のところ繰越になったのは、いわゆる県庁舎の工事との調整上やむを得ない状況でございます。

それと、三重地区の衛生管理型漁港に関する整備につきましては、岸壁につきましても、荷捌き所につきましても、既存の施設を使いながら工事を行っておりますので、都度都度シフトをしながら工事を進めております。その関係で、当初の思惑どおりになかなか進まない部分も発生してきておまして、その関係で繰越の発生する理由となっています。

内訳につきましては、事業としては1件でございますが、発注工事については、尾上地区で1つ、三重地区についてはたしか3工区か4工区ぐらいに工事は分かれていたと思っております。正確には後ほど確認させてください。

【深堀委員】 どちらも当初予算ですよ。今言われた理由もわかるし、県庁舎が完成するまでというのもわかりますけど、全てわかってあって、ある程度想定できる話ですよ。では、なんでわざわざ当初で予算を組んだのか。

三重地区のこれは高度衛生化の一環ですよ。もう何年もやっている話で、今の話もある意味、ごくごく事前にわかっておった話ですよ。

だから、県庁舎の部分についてはそこまでに完成すればいいということで、遅れても支障はないんだろうけれども、三重地区の分について

は、ここを繰越明許にするということは、全体の高度衛生化の一連の中身がずれこんでくるといことになりはしないんですか。

【中田漁港漁場課長】 平成32年くらいに完成するように考えておりますので、完成までにまだ数年ございます。

ここも年間を通して1年中工事をずっと続けていきたいところなんです。今のところは着工してまだ何年もたっていないので、繰越をして年度をまたいだ形で工事を連続して行っておりますが、今後は、先ほども言ったゼロ国債とか複数年の債務負担行為を活用することによって、繰越をできるだけ減らした上で連続した工事ができるような措置をとっていきたいというふうに考えております。

【深堀委員】 最後に確認だけ。全体の工程の中で、ずれ込むということはないんですか。

【中田漁港漁場課長】 今のところ、全体の工程が遅れるようには考えておりません。それは予算次第になるんですけども、予算も遅れないような形で確保をしていきたいというふうに考えております。

【吉村(洋)分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行うところですが、中村委員がまだ見えませんので、採決は後をもって執り行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

水産部においては今回、委員会付託議案がないことから、水産部長より所管事項についての説明をお願いいたします。

【熊谷水産部長】 水産部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

資料といたしましては3つございます。農水経済委員会関係議案説明資料、その追加1、追加2、この3つでございます。

この報告の中に盛り込まれておりますのは、平成29年度の重点施策について、有明海振興基金（仮称）（案）について、日中・日韓水産関係交流について、日中漁業協定に基づく2016年漁期の操業条件等について、ながさき水産業大賞について、さかな祭りについて、第14回ながさき水産科学フェアについて、クロマグロの種苗生産について、事務事業及び公共事業評価の実施について、施策評価の実施について、地方創生の推進について、こうした項目について資料に掲げております。

このうち、主な事項2点に絞りましてご説明したいと思います。

まず、1点目でございますが、追加資料1、水産部関係の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成29年度の重点施策についてでございます。

平成29年度の予算編成に向けまして、「長崎県重点戦略（素案）」を策定しております。これは、来年度が2年目となる長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものでございます。

このうち、水産部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としては、長崎県水産業振興基本計画における4つの基本目標、「収益性の高い魅力ある経営体の育成」、「浜・地域の魅力を活かした水産業の活性化と就業者確保」、「国内外での販路拡大と価格向上」、「漁業生産を支える豊かな漁場・安全で快適な漁村の環境整備」、この4つを柱といたしまして、経営力強化に向けた指導・支援、浜の活力再生プランに基づく活動推進、就業者確保対策の充実・強化、海外や大消費地への販路拡大を目指した流通加工対策、資源管理の高度化、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備など、これらを総合的に推進していきたいと考えております。

特に、平成29年度におきましては、国内外販売力の強化のため、大量ロットや市場ニーズに対応した養殖業の生産体制の確立への対応といたしまして、養殖業における「市場ニーズを捉えた産地での計画的な魚づくり」、定置網漁業等の経営強化と雇用促進のための「雇用型漁業の育成による雇用の促進」、大消費地の嗜好や大口需要に対応する加工の高度化・効率化のための「水産加工業の連携体制の構築」、売れる商品づくりを推進するため「消費地と産地をつなぐ流通販売体制の整備」など、喫緊の課題に対して対策の強化を図っております。

なお、平成29年度の当初予算にかかる予算要求状況につきましても、併せて公表を行っております。

これらの事業につきまして、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えていきたいと考えております。

次に、2点目でございますが、有明海振興基金（仮称）（案）についてでございます。これ

は、議案説明資料（追加2）にございます。

去る11月30日に国は、基金規模を100億円とする有明海振興基金（仮称）（案）を公表しました。この基金案は、国が関係漁業団体等からの意見を聴取するとともに、費用の積み上げを行い、今般、開門にかわる和解案として長崎地方裁判所に提出されたものでございます。

本県といたしましては、資源回復のための種苗放流やカキ・アサリ養殖のための施設整備等の水産振興策と併せて、漁場環境改善対策など有明海再生に向けた具体的な取組の提案を行ってきたところであり、本県から要望している項目については概ね盛り込まれたものとなっております。

基金で取り組む内容については、「資源を守り、育む取組の加速化」では、種苗放流やナルトビエイの駆除、漁場環境の整備として小規模な耕うんや覆砂、作漑、また、大規模な漁場環境改善の実施に係る技術的可能性や経済的妥当性などを検討するための調査等が盛り込まれております。「漁業者の新たな挑戦を後押し」では、二枚貝類等の養殖施設の整備やブランド化に資する商品開発、販路拡大等に関する取組が盛り込まれております。さらに、「多様な関係者との協働」では、試験研究・技術開発に係る委託・調査や、有明海の漁業や環境への理解を醸成するシンポジウムやイベントの開催などが盛り込まれております。なお、基金の管理運営主体について、4県及び4県の漁業団体で一般社団法人を設立し、管理・運営を行うこととされております。

県といたしましては、開門をしないことを前提とした基金案により、真の有明海再生が図られることを期待しており、国には、漁業者の方々に丁寧に説明し、理解を得て和解協議が合意に

至るよう努力していただきたいと考えております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】次に、漁政課長より補足説明をお願いいたします。

【西漁政課長】私からは、有明海振興基金（仮称）（案）について、補足してご説明いたします。

お手元に配付しております資料4、農水経済委員会補足説明資料の「有明海振興基金（仮称）（案）について」をご覧くださいと思います。

まず、1ページをお開きください。

「1.はじめに」は、この基金に関する経過でございます。

平成28年1月に長崎地方裁判所は、開門によることなく有明海全体の漁業環境の改善の方策を検討し、全体の解決を図る和解の協議を勧告いたしまして、国は、それを踏まえて5月23日に、和解協議の中で勧告を踏まえた措置として有明海振興基金（仮称）の造成を提案いたしました。

1ページの下段にございますが、9月2日の有明海漁場環境改善連絡協議会の臨時会におきまして、この基金案の内容を協議会で協議することが合意されまして、その後、国による4県や漁業団体の意見聴取、ヒアリングが行われ、幹事会でも検討が行われてきたところでございます。

2ページの上段をご覧ください。

その後、さらに国は、個別に漁業団体の意見を聴取し、費用の積み上げを行いまして、今般、基金の規模を含め、国の和解案として改めて提

案されたものでございます。なお、国は、仮に和解協議で成案とならなければ、この基金の実現は難しいという考え方でございます。

2の（2）の基金案の基本的な考え方の 基金の目的でございますが、有明海における水産資源の回復と漁業経営の発展を図ることを目的としております。

3ページをご覧ください。

基金で支援する取組でございますが、公共事業等による従来の取組に加え、有明海再生の取組を加速化させるということで、ア、イ、ウにございます有明海資源を守り育む取組の加速化、漁業者の新たな挑戦の後押し、有明海沿岸域が一体となっていく取組となっております。

基金の管理運営主体につきましては、福岡、佐賀、長崎、熊本の4県と4県の漁業団体で一般社団法人を設立し、管理運営を行うこととなっております。

基金方式の特徴でございますが、ア、イ、ウにございますとおり、漁業者のニーズを踏まえた柔軟な取組が可能となり、基金の目的の範囲内であれば基金の管理運営主体の中で決定でき、機動的、効率的な取組が実施可能になるということでございます。

4ページをご覧くださいと思います。

国の関与でございます。国は、基金管理団体に設ける専門委員会、各県に設置する協議会に参画し、技術的な指導、助言を行い、基金設立までの事務は国が主導して行うということとなっております。

5ページをご覧くださいと思います。

（4）助成対象とする団体等でございますが、4県の漁業団体、有明海を主たる操業域とする漁協及び漁協支所、漁業者や漁業グループ等となっております。

（5）助成対象とする取組の内容につきましては、a、b、c、d、eにございますとおり、まずはaとして、漁業者自らが漁場や資源の管理を主体的に取り組む活動を後押しし、将来自立的に行われる見込みがあるもののほか、5つの取組内容が列記されております。

6ページをご覧くださいと思います。

下段にございます（7）基金の規模でございます。基金の総額は100億円とし、積み増しは行わないこととされております。また、国としては、基金案が有明海再生に向けて効果的に活用され、成果を導けるよう、今後も関係者の意見を聞きながら、基金の活用について検討していきたいということになっております。

7ページ、8ページにつきましては、各項目ごとの取組内容を記載しておりまして、先ほど部長説明で申し上げた内容が盛り込まれております。

9ページにつきましては、その取組内容を踏まえまして、基金案により支援が可能となる取組例のイメージとして、取組例の内容と基金規模が示されておりますので、参考にしていただければと思います。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【西漁政課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料をご覧くださいと思います。

まず、「1、補助金内示一覧表」につきまして、平成28年9月から10月までの直接補助金の実績は、資料の1ページから2ページにかけて記載のとおり、高品質化推進事業費補助金など計14件となっております。

続きまして、「2、1,000万円以上の契約状況」につきまして、平成28年9月から10月までの実績は、資料3ページの建設工事以外が1件、5ページから8ページにかけましての建設工事が56件、119ページから120ページにかけましての建設工事にかかる委託が29件となっております。なお、このうち入札に付したものにつきましては、入札結果一覧表をそれぞれ添付しております。

次に、「3、陳情・要望に対する対応状況」でございます。

知事及び部局長に対する陳情要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、長崎市ほか3件となっております。これに対する県の対応状況は、資料の134ページから163ページに記載のとおりでございます。

最後に、「4、附属機関等会議結果報告」につきまして、平成28年9月から10月までの実績は、資料の164ページから168ページに記載のとおり、長崎県沿岸漁業改善資金県南地区運営協議会など4件となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。38番、39番、43番です。

陳情書について、何かご質問等はありませんでしょうか。

【溝口委員】 海洋再生可能エネルギーによる島づくりの支援についてですけれども、海域の値段ですかね、占用使用料関係が長崎県はものすごく高いと聞いているんです、550円で。この辺については、どのような見解でこのように高くなっているのか。

【平田水産部次長】 ただいまのご質問の件につきましては、土木部港湾課が、海域管理条例の中で使用料は決めていると認識をいたしております。

【溝口委員】 そうしたら言われんね。

【吉村(洋)委員長】 聞きたかばってん、言われん。

ほかに、ご質問等はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

暫時休憩いたします。

— 午後 2時15分 休憩 —

— 午後 2時30分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うこといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問に入りたいと思います。

ご質問があられる方はお願いいたします。

【中山委員】 養殖トラフグの振興について、お尋ねしたいと思います。

冬はトラフグということでありますけれども、なかなかこれが口に入らないわけでございます。そういう中で、非常に経営が厳しいという話を聞いておりますので、その辺の現状について少しお尋ねしたいと思います。

まず、最初に、全国及び本県の養殖トラフグの生産量及び生産額、そして全国シェアについてお尋ねしたいと思います。

【高屋漁業振興課長】 平成26年までの数字が出ております。全国におきましては、生産量が4,800トンでございます。金額にしますと80億3,000万円でございます。

本県は、生産量が2,678トン、生産額で38億円ということで、約50%程度を本県が占めているという状況でございます。

【中山委員】 生産量が全国の55%に対して、生産額は47%程度となっているわけでございます。生産単価が全国より低いということですね。この辺についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。この要因ですね。

【高屋漁業振興課長】 委員おっしゃったように、確かに単価の面で若干、全国の平均値よりも低くなっています。

これにつきまして関係漁協、漁連等の話等々を総合してみますと、やはりトラフグは活魚で出荷をするという形態が多うございます。長崎は、大阪あたりの主要な消費地からするとかなり遠隔地でございますので、活魚トラックの運送賃等が差し引かれるというか、相殺されて単価に影響しているものという見方が一つございます。

それからもう一つは、長崎県のトラフグ生産量は非常に多うございまして、出荷時期が10月

中旬ぐらいから始まり、やがて11月、12月にピークを迎えます。その中で我が方のトラフグもやはり大きいものから順に出していくということで、1月を過ぎてまいりますと後半部分が出ていくんですけれども、1月を過ぎますと単価が落ち着いて下がってまいります。そういったことで、量的なもので後半にずれ込んだものが平均すると単価を下げていると、この2点だというふうに認識をしております。

【中山委員】 消費地から遠いということについては、なかなか流通コストの改善は難しいと考えておりますが、出荷時期の前倒しというか、一番高いのが12月ごろでしょうから、この辺を中心に出荷時期を少し早める対策が考えられるわけでありますけれども、そういうことがとれない理由が何かございますか。

【高屋漁業振興課長】 トラフグの全体のキャバが全国で決まっております。しかも、単価のいい時期というのは荷動きが鈍い、けれども出れば高いということで、売ろうにも、寒くなって木枯らしが吹く頃にトラフグの消費が伸びてくるということで、あまり早い時期の出荷増というのは、現状ではなかなか難しいと考えます。

【中山委員】 養殖トラフグの主要漁協は、新松浦とか九十九島とか長崎たちばながありますけれども、今日は長崎たちばなについて、平成23年から平成27年までのトラフグの生産量の推移についてお尋ねしたいと思います。

【高屋漁業振興課長】 長崎たちばなは、非常に生産量が多い漁協でございますが、平成23年が463トンでございます。順にいきますと、442トン、518トン、527トン、そして平成27年が383トンと推移をしております。

【中山委員】 平成23年から平成26年まで右肩上がりにきていたけど、平成27年にがたっと、

527トンから383トンに生産量が減っていますが、
けれども、この要因についてお尋ねします。

【高屋漁業振興課長】平成25年、26年が実は
キーでありまして、平成24年に東京都が、フグ
の調理人の条例改正を行いました。この条例改
正で、それまではフグの調理師免許を持ってい
なければ、東京都の中ではフグを提供できない
という条例があったのですが、これが最近、身
欠きの技術が全国的に発達したというご判断を
東京都がされて、平成24年10月だったと思いま
すけど、そこで条例改正がされて、必ずしもフ
グの免許を持たずとも、身欠きの加工をしたも
のであれば一般の飲食店で出せるという条例改
正がなされました。

それをもちまして、長崎県だけではなくて全
国のフグ業者が、東京での消費が伸びるという
見込みをいたしまして、池入れ尾数を非常に大
きくしました。それで、平成24年、25年は非常
に生産量が大きくなりました。

ところが、思ったほど東京都で消費が伸びず
に、このつくり過ぎたトラフグが平成25年、平
成26年にタブついてしまいました。このタブつ
いた分は身欠きにして冷凍のストックに回りま
して、平成25年、平成26年にずっとこれを使っ
ていたという状況がありました。平成27年には、
このストックしたものが底をつきました。一方、
価格が下落したものですから、トラフグ業者は
減産に入って平成27年は量が減りました。この
需要と供給の関係で、平成27年は量が減って、
単価が逆に上がったということが一般的なトラ
フグ業界の見方でございます。これは、唐戸市
場や県漁連等々でずっと聞き取りをしましたが、
一般的にこういうふうに見られております。

【中山委員】平成27年度は、業者自ら減産を
したこともあって値段が上がったということで

ありました。

それじゃあ、下関市場の平成23年からの単価
の推移についてお尋ねしたいと思います。

併せて、平成27年度の大阪市場の単価がどう
なっていたかをお尋ねしたいと思います。

【高屋漁業振興課長】下関での単価でございま
すが、平成23年が2,151円、順に1,761円、1,614
円、1,487円、平成27年が2,895円ということで、
平成27年に単価がどんと上がりました。（発言
する者あり）キロです。1キロ当たりでござい
ます。

大阪市場の平成27年の単価は3,486円と、先
ほど言いました下関と比べまして、かなり高い
値段をつけております。

【中山委員】平成26年度の倍ぐらいになって
いるので、こういう形で生産調整するのも価格
の安定につながるのかなと見るわけであります。

そこで、長崎たちばな漁協の事業数、歩留り
率、生産コスト、出荷先の割合、種苗の入手先
について教えてくださいませんか。

【高屋漁業振興課長】長崎たちばな漁協におき
ましては、生産者数は11経営体でございます。
歩留りは非常にばらつきがございまして、残念
ながら悪い方は22%ぐらいという方もいらっ
しゃいます。逆にいい方は90%近くいく方もい
らっしゃいます。

トラフグのコストというのは、その業者によ
って、今言った歩留りで大きく左右されますの
で、一律には出しにくいのでございますが、平
均的な飼いをすれば、キロ単価で1,800円程度
が普通の経営での採算ラインというふうに考え
ております。

出荷先は、たちばな漁協の場合は、下関が3
割、関西方面が7割でございます。

【中山委員】そうすると、経営上非常に難しい

という部分がはっきり出てきましたね。その点について、2つお尋ねします。

経営を改善するためにはコストでしょうけれども、歩留りが20%から90%と、かなり事業者の中で幅が大きいわけです。お互いに話をして、ある程度やれるんじゃないかと思うんですが、こういうふうに幅が広い理由について調べていますか。

【高屋漁業振興課長】 22%という方はあまりにも低かったものですから、実は個別に何があったのかということでお伺いしました。

ご承知かと思いますが、フグというのは歯が鋭いものですから、そのまま入れると養殖の過程でかみ合いをして傷がつくということで、歯を切らないといけないんです。

この方の反省としては、歯切りに失敗したとおっしゃっていました。要するに毎年同じようなことをやっているつもりだったんだけど、歯切りの後にへい死が非常に大きく出たので、歯の切り方がまずかったのかなと反省をされていました。

一般的な歯切りのテクニックにつきましては、戸石は近くに長崎市の種苗センターもございますし、私どもの普及指導センターもございますので、その反省を踏まえて、その辺の指導はしたいと思います。

【中山委員】 はっきりしていることは、歯切りをきちんとやると、22%というのはあまりにも低かったから、それは改善されるとして。

もう一つ言われているのは、歩留りの部分で、種苗の遺伝子の関係があって、いい遺伝子は歩留りがいいと、その辺の関係があると聞いているけれども、種苗の遺伝子について、そういう因果関係がありますか。

【柳村総合水産試験場長】 養殖用のトラフグ種

苗を供給する業者が県内に7者ございます。この7者の中で、今、委員がおっしゃったように優良家系、大きく育つ、それから病気にも強い親がいるということが一つ認識をされているようです。ただ、これは会社の守秘義務みたいなところがあって、なかなかそういう情報が出てまいりません。

うちの水産試験場では、たまたまその親を手することができまして、その優良家系を実は今、継代飼育ということで親を持っています。この親は、1匹だと寿命が7～8年で生産能力が落ちてまいりますので、その優良家系をどれだけ持てるかというのを今、東京大学と、遺伝子レベルで優良家系、もしくは病気に強い、そういう遺伝がどこにあるのかということを見極めて、例えばほかの天然のトラフグでも何でも構いませんけれども、それをDNA解析して、これは優良家系だとわかるような育種に活かしていくような遺伝子の技術研究をやっているところでございます。まだ経過途中です。

【中山委員】 種苗を、優良家系というか、そういうのを供給していけば歩留りが改善されていきますので、ぜひその研究を進めていただいて、早く現場に流通できるように努力をしていただきたいと思います。

それと、コストが1,800円ということでしたね。これを聞いて驚いているのは、下関の市場単価が、平成24年は1,761円という話がありましたし、平成25年は1,614円、何と平成26年は1,487円という話でありまして、生産単価よりは非常に下がっている、3年続けてね。業者の方々が非常に厳しかったという話が、ここに数字が明らかに出てきたんじゃないかと私は思っているわけであります。

そうすると、1,800円のコストの中身といいま

すか、餌とかいろいろあると思うんですけど、どのように分析をしていますか。

【高屋漁業振興課長】中身的には、餌代が非常に大きい割合を占めております。実はトラフグは非常に高タンパクを要求する魚でありまして、54～55%程度を餌代が占めるという状況でございます。そのほかは種苗代が総経費の中の20～30%を占めているというふうに認識しております。

【中山委員】餌代が54～55%ということでありましたけど、県内に餌を提供する業者はいるんですか。

【柳村総合水産試験場長】魚粉飼料は、県外で大手さんがつくられている魚粉が大元です。それを県内の代理店が仕入れて供給する、もしくは漁協が仕入れて漁業者に供給するというのが主でございます。今言われたトラフグ用の飼料は、実は大元が魚粉70%、非常に魚粉がたくさん入っているトラフグ専用の高い餌です。

例えばブリとかマダイでは、魚粉が20%とか10%しか入っていない飼料も実は開発されているんですけれども、トラフグではそういう魚粉がまだございません。そういうことで、ほかの魚に比べてトラフグは非常に飼料代が高い状況にあるかと思えます。

【中山委員】飼料代もなかなかコストを下げることはできないというような話でありましたので、経営者がそれなりに努力しているけれども、厳しいなと思えます。

それでは、これを振興していくためには、県内の消費をどう拡大するかというのも一つのポイントになるんじゃないかと思っておりまして、養殖トラフグの県内消費の現状と消費拡大策についてどのような取組をなさっているのか、お尋ねしたいと思います。

【高屋漁業振興課長】消費の動向としましては、出荷先としてはやはり下関と関西がどうかございます。

対策としましては、トラフグは中国産のトラフグとの競合でかなりダメージを受けた経緯もございまして、中国産のトラフグへの対抗策といえますか差別化のためには、本県で適正養殖業者認定制度というものがございまして、これは、適正な餌と適正な薬と適正な飼い方をしているという証の称号でございまして、中国産フグにはこれが付いておりませんので、安全・安心をそこで確保する努力をしております。

それから、トラフグの全体の日本の消費キャパがおおよそ4,000トンではないかと言われております。出荷調整をどこまでするのがよろしいかという問題はあるかと思いますが、需要と供給を見ながらという作り方は大切であるという認識のもとに、長崎県かん水魚類養殖協議会の中にトラフグ部会がございまして、その中で適正な養殖の尾数を常に見ていこうという努力をしております。

それから、個別には経営体ごとに無駄なコストがないようにするとか、トラフグはマグロやブリと違いまして非常に手間がかかりますので大規模経営になりにくいという点がございまして、いたがいて、小さな経営体同士が協業化をして、同じ餌を入れるにもロットをまとめて購入するとか、あるいは同じ餌を使って同品質のトラフグをつくってロットをまとめて出すとか、こういう協業化が非常に大切になってくる魚種ではないかと思えます。

管理の仕方も、トラフグというのは胃がない魚でございまして、無胃魚といって、極端に言えば1日じゅう餌をやっておかなければいけない魚です。ブリやタイみたいに、胃にものをた

めることができないんです。

したがって、協業化することによって順番で餌をやるとか、いろんなことができていきますので、トラフグにおきましては特に協業化という動きを進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】生産コストを下げるためには、協業化は非常に的を射た取り組みだと思いますので、ぜひこういう形を進めていただきたいと思います。

ただ、私の質問の仕方が悪かったのか知りませんが、フグについては大方、下関、大阪の市場に出していますね。ところが、長崎県民に消費してもらわないといかんのじゃないかと私は思っているわけです。長崎県内のフグの消費量はどの程度あるのか、併せて何かそういう取組をやっているのかどうか、わかりませんか。

【岩田水産加工流通課長】県内で正確に何キロ、何尾消費されているかというのは、すみませんが、統計データを今のところ持ち合わせておりません。

ただし、キャンペーンといたしまして、県外に出荷するのももちろんですが、県内への出荷先も一定確保したいという思いは生産者の皆さんも一緒に、できる限り県内の飲食店でも食べてもらいたいということで、お祭り、例えば一つは戸石のとらふぐかき祭りとか、松浦のとらふぐマグロ祭りとか、九十九島でトラフグを食べようというキャンペーンとか、そういうものも随時実施をされております。そういう中で県としても一部支援をしている部分もございますが、残念ながら結果としては、それで消費が莫大に伸びたという実態はまだ聞いておりません。

少し数字を押さえておりますが、例えば戸石

の漁協が、市内でもやっぱり売りたいということで皆さんが頑張っておられるんですけども、聞いたところによりますと、例えば身欠きの部分で年間で100匹とか、昨年度は、九十九島でトラフグを飲食店で食べてもらおうとキャンペーンをした時に、そのキャンペーンで売れた数字でトラフグが400匹とかという程度で、活魚で県外に出ていく数字とは全然桁が違うという状況でございます。

【中山委員】ここを今後開拓せにゃいかんと思いますよ。長崎県民が、この数字でいくと100匹と400匹、500匹しか食べないということになるとね。140万人から150万人がいるわけですから、一人1匹でも食べてもらえれば、かなり上がってくるわけですね。

そうすると、消費拡大について数値目標なりを持って取り組んでいくというか、そういう設定がまず必要になってくるし、併せてフグ料理を提供する店が県内にどれくらいあるのか、その辺も把握しておらんとじゃろうと思うけれども、把握してるかな。把握していないね。

そういう数字を的確に掴むことと併せて、地産地消の中で養殖トラフグをどう売り込んでいくのか、その辺を含めた長崎県内の養殖トラフグのPR戦略というか、販売戦略を立てていくべきであって、仮に長崎県内で生産高の3割でも消費すると経営が安定してくるわけです。

そういう意味で、ぜひ抜本的に取り組む時期にきていると思いますが、その点についてどういうふうに考えていますか。部長に聞きましょうか。

【熊谷水産部長】長崎の養殖、特にトラフグ、そしてクロマグロと全国1位を誇っているものがございますが、いかんせん県内消費が少ないというのはやはり大きな反省点だと思います。

県外から来た人に、長崎にはそういったものがあるんだと周知することは重要だと私は思っています。

また、そういったものが実は中国人、外国人なども結構好きなんです。現実問題としまして、クロマグロなどは相当な量、上海で高い値段で売っております。トラフグなどを食べると非常においしいと、シンガポールなどでも評価しております。そういうことで、インバウンド対策も含めて、消費拡大にはしっかり取り組んでいく必要があると思います。

トラフグ養殖ということを考えますと、今回の重点戦略の中でも、養殖というのは一つの大きなキーワードとして私は捉えておりまして、産地ごとに計画をつくって、具体的な目標数字を定めて、コスト削減だとか協業化とか、そして消費拡大というようなことも含めて取り組んでいくという方向で、現場の関係者とも今、協議を進めているところでございます。

戸石においても、今はそういった協議を進めておりまして、その中で一つの方策として、長崎市内での販売強化をどう取り組んでいくかということを協議しております。

こういったものを全県でばっつくるのではなくて、地域、地域でそういった計画をつくり、そして全体を束ねて総合的な戦略という形で取り組んでいきたいというふうに思いますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

【中山委員】 今、水産部長から、的を射た、少し夢が見られるような話がございましたので、ぜひ実現方を強力に進めていただきたいと思います。

そこで、私のアイデアですけれども、養殖トラフグをブランド化するために、総合水産試験場で、私が提案して、長崎のかんきつ類の「ゆ

うこう」の果汁を餌にブレンドして、2年ぐらいいやっただですよ、ゆうこうトラフグをつくらうということで。ところが、これがなかなかまいこと結果が出ていないんですよ。こういうのが一つ。

もう一つ、日本一のトラフグと日本一のびわとのコラボができないかと思っているんです。それで、びわの果実か、種か、葉っぱの養分を餌にブレンドしてつくれば、世界一のトラフグになるんだよとか。

餌について、もう少し本県の特徴を生かした何か、当てはまるものが出てくると思うんだ、私はね。その辺を含めて、ひとつ取り組んでほしいという気がしているんですが、これは試験場長、どうですか。

【柳村総合水産試験場長】 実は、びわとか柑橘系を餌に混ぜて魚の肉質を向上させるという取組は、うちの県だけではなくて、ほかの県でもやられているんです。今、そういう果物の名前が付いたブリとかマダイもあります。

うちの県でも、例えばびわ茶をブリに食べさせて、びわ茶ブリにするとか、そういう取組をやっております。

ただ、委員がおっしゃいましたトラフグは、もともと非常に淡泊な味です。脂身も非常に少ないということで、果物とか葉っぱを食べさせることで肉質を改善するというのがなかなか発現しにくいということがございます。

これは、食べさせて成分がきちっと成分分析できるかというしろものではございませんで、人間が食べて、感性で、これはちょっとにおうねというぐらゐの非常に微妙な味でございます。

したがって、いろんなものを食べさせながら、漁業者と水産試験場とが提携して、我々は、成分分析なりをいろんな大学の先生と連携しながら

ら取り組んでいるのでございますけれども、いかんせんまだ成果が一部分しか出ていないのが現状でございます。

まだ取組を進めているところでございまして、低魚粉化も含めてやっているところでございます。これもまだ途中経過でございますけれども、なるべくスピードアップして取組を図っていきたいと考えております。

【中山委員】ゆうこうというのはかんきつ類ですから、トラフグにはいいんだろうと思ったけれども、なかなか結果を出しきらんであるわけ、可能性はあると思うんですけど。

ぜひ、長崎の特産品を魚とコラボしてブランド化すると、戦略的には間違いはないが、それをどう実現するかという部分があると思うんです。そういう形で試験場長、取組を粘り強く、成果が出るまでやっていただくことを要望して、とりあえず終わります。

【山口委員】平成28年度の事務事業の評価結果について、ちょっとお尋ねいたします。

6ページのながさきのおいしい魚推進事業であります。平成24年度から開始し、今年度で終了ということではありますが、そこに書いてありますとおり、長崎県の魚愛用店が180店舗を超えたということでもあります。この事業の検証をこれからどうやっていかれるのか、また、現在の時点でどう考えておられるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】今、委員からご質問がありましたながさきのおいしい魚推進事業につきましては、見直し区分上は確かに終了とさせていただきます。しております。

これにつきましては、主に長崎県の魚を使っているお店を登録しまして県内での消費を拡大するというので、今現在、長崎県

内で魚愛用店が188店舗、ある程度まで拡大してきております。今回、一応事業期間もありましたので終了としておりますが、今後、この愛用店の制度は、まだ当然継続をしてみたいです。

それと、主に県内の方々への県の魚消費ということでPRをしてきましたけれども、今後は、県内の方にプラスして県外から来られる方、あるいは、先ほど部長からもありましたインバウンドの方に対しても、長崎が水産県であると、長崎県内で魚を食べましょうというようなことを県内の方、それと県外の方、国外の方にも広げていこうということで、次の事業を今考えているところでございます。

【山口委員】検証をもうちょっと聞きたかったわけですけども。

先ほどの中山委員の質疑にもありましたとおり、長崎のよさを売り込むために長崎の活魚をどう食べていただくかということで、観光客の皆さん方にもそういうことを含めて発信することですけれども、現状は長崎の活魚がいろんな店で食べられるということはわかりますけれども、宿泊して下さるお客様に、なかなか長崎の活魚を食べていただけていないと。愛用店の制度はわかりますが、次の段階として観光客の皆さん方にどう食べていただくか、それを長崎の売りとしていくことが問題になるのかなと思います。

長崎に来て、サケの切り身とか、県内でとれていない魚が食べられていたと、そういうこともいろいろ聞きますので、その点についてどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】今現在、魚愛用店というのを募集しましてPRはしているんですが、委員ご指摘のとおり、県外から来られた方が、特に観光で来られて今日は何を食べようかとい

う時に、魚をぜひ食べていただきたい、今まではその取組が少し不足しているというふうに考えております。

次に、まだ検討中ではありますが、県外から来られた方にいかに目に触れていただくかということで、例えば見やすいようなパンフレットをつくる、あるいはSNSで情報発信をどんどんする。そのパンフレットをどこに置か、いかに目にさせていただくかということで、確定ではございません、検討に入っているんですが、例えば一つの候補として、宿泊をされるホテルに置かせていただくとか、あるいはタクシーとかにどうにかして掲示できないかとか、駅に置かせていただくとか、いろんなパターンを検討して、できる限り目につくところに配置できるようなことを考えております。

【山口委員】これには一つは流通過程の問題もあるかと思います。活魚を県内の人たちに食べていただく、それからまたお客様に食べていただくといった点で、活魚の流通システムがちょっと脆弱じゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

【岩田水産加工流通課長】活魚の流通につきましては、今現在、例えば長崎魚市に揚がったものを活魚で仲卸さんが買われて、それを小売店の方が買っていくと。その時に、小売りの方が活魚トラックを持っていればいいんですけども、そうではない場合は仲卸さんが活魚トラックで配送をします。行ったところに水槽がないと置いておけないという事情もありまして、実際、委員がおっしゃるとおり、活魚を生かしておいて食べられる店というのは、市内ではまだ数は増えていない状況にあると思っております。

【山口委員】県外からのお客さんに、生きた魚をそこでさばいて食べさせるという形が浸透し

ていけば、また長崎に来ておいしい魚を食べようということになるかと思しますので、ひとつその辺の取組もしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、輸出拡大に向けた流通・販売強化事業、これは7ページに記載してあります。これは拡充の方向でいくということであります。

県内で生産されているブリ等も輸出に向けていろいろ対策をとられるようでありますが、アメリカに輸出しているブリが多いということで、アメリカに輸出するために一酸化炭素処理をして褐変を防いでいるということですが、一酸化炭素処理は世界的に見てアメリカだけなのか、それと先行きはどうか、そこら辺を教えていただけませんか。

【岩田水産加工流通課長】現状におきまして、国内においては一酸化炭素の封入は禁止されております。アメリカでは現状で禁止されていないという状況で、ハマチのフィレなどは非常に色が変わりますので、現実として一酸化炭素の処理をして凍結で流通されているのが多いと。それが今後、直ちに禁止されるというような情報は、今のところはありません。現状はアメリカにおいては禁止されていないということです。国内は禁止ということで、そういう流通はありません。

【山口委員】アメリカだけでなく、ほかの国の現状はいかがですか。

【岩田水産加工流通課長】申し訳ありません。アメリカははっきりわかっているんですけど、ほかの国の情報を持ち合わせておりません。

【山口委員】その辺の動向が、ブリの輸出にどう関わってくるかということが今から問題になるかと思しますので、しっかりとした情報収集を心がけていただきたいと思います。

それから、8ページの放流用種苗の生産委託について、改善をすると、供給単価の再検討も進めていくということであります。現在も生産単価ぎりぎりの価格で出していると聞いておりますけれども、見通しはいかがですか。

【高屋漁業振興課長】種苗放流の種苗につきましては、私どもから漁業公社に生産委託をしまして、施設としては栽培センターで生産をしております。

その中で、新しいクエなどが入ってきた場合は新しい単価設定をするし、または、種苗の放流効果が明確になってきた定着性のアワビ、ウニ等についての価格の見直しも行ってまいりました。

しかし、その他の魚種につきましては、相当年データ置きになっているとあります。その背景には、種苗生産技術の発展であるとか、種苗の需要の大きさも変化がございます。そういったものを総合的に見直して、そろそろ全体の生産原価と販売単価を現状に合った単価に見直す必要があるということで、3カ年かけて種苗の原価計算をただいま行っているところでございます。平成28年度まで行っております。

【山口委員】大村湾でヒラメの放流が大分行われておりますけれども、これが沿岸を回遊するというので、大村湾だけでなく外に出て行ってほかの沿岸でもとられているということでもありますから、その点を考慮しますと、生産原価を割ってでも、県がそこに大きな予算を割いてでもヒラメの放流を盛んにして、それを長崎県の魚という形でどんどん広めていっていただきたいんですけど、その点はいかがですか。

【高屋漁業振興課長】先ほども申しましたとおり、定着性で、放流者と受益者が大体同じとなるアワビとかウニについては、生産原価で販売

をとつか供給をさせていただいておりますが、委員がおっしゃったようにひれもの、ひれがあって泳いで回るものについては放流者と受益者が異なる場合がございますので、ヒラメにつきましては、4割を県で負担をして6割の原価で供給をさせていただいている現状でございます。今申し上げたのは、それが適当な単価設定と原価になっているかということの見直しでございまして、ひれものについては支援を県からさせていただいております。

【山口委員】資源の確保、漁業に対する振興という立場から、予算をかけるところはしっかりとかけていただきたいと思いますと思っております。

それから、9ページの藻場回復等総合推進事業ですけれども、これも改善するという事になっておりまして、藻場の回復についてはなかなか、これといった決め手がないというのが現状ではないかと思うんですけれども、現状はいかがですか。

【横山水産部参事監】藻場の回復対策につきましては、私どもで藻場回復ビジョンというものをつくって、やろうとしています。

これまでは、どちらかといいますと行政の方が、こういうような形で進めていったらいいんじゃないかと、そういう指導のもとやってきたわけですが、藻場が回復をしたとお喜びになったところも、その後それを放置するとまた、その藻場がなくなってしまうという状況がありまして、やっぱりしっかりと継続して藻場の管理をやっていかないと、一過性の対策ではだめだということから、藻場の見守り隊というものを地域ごとにつくっていただいて、その中でしっかりと継続した取組をやっていく。それに対して、県として支援をさせていただくという形をとらせていただいております。委員がおし

やるように、そういった取組をやりながらもなかなか、その抜本的な対策がないんじゃないかというお話でございます。

実際、いろいろと要因がございまして、その要因の全てに対応するというのは、今の段階ではなかなか難しいと思っております。国にもいろいろとご相談をしているんですが、その情報としては、こういう形がいいというところがないのが実情です。

せっかく藻が生えても、それを食べにくる生物がいる。どうも水温の上昇等で、そういった摂餌圧、食べる圧力が非常に大きく高まっていると。これまでは均衡、バランスがとれていたところも、藻を食べる圧力が大きくなって、それが原因ではないかというような話もございします。そういった中でウニ、ガンガゼといったものの駆除をしっかりと取り組んできているんです。

じゃあ、それでいいのかというと、今度はイスズミだとかアイゴ、ブダイ、こういった魚が集まってきて食べているというような状況もあります。これに対してどういう取組をするかというと、刺し網等でかけて駆除に努めていはいるんですが、魚もどうも賢いようで、あまり刺し網をかけていると、今度はそういうのを避けるようなところがありまして、いたちごっこになっているところがございます。

実際、これからどういうふうに進めていくのかという中で、また別の方向から、漁港の有効活用ができないかということを考えています。漁船が少し減ってきている状況の中で、漁港の中でも静穏な水域、漁船が利用しなくてもいい泊地ができているんじゃないかということで、せっかくであればそういった水域を活用できないかということで、場合によっては泊地という港の中、囲われている、閉鎖されている状況に

魚が入り込んでくると、そこを一網打尽にできるのではないかと。また、その港の港口の部分的部分的に閉め切る形をとれば、魚が入ってこられない状況ができるのではないかと。漁港の中で有効な活用をできるところはまだ多くはないと思いますけれども、そういった条件に合う漁港で、泊地の中で藻場を増やすことで魚の対策につながるかと、そういうようなことに取り組んでいこうと。

今のは一つの例でございしますが、そういった対策を全国に先駆けて長崎県で取り組めないか、いろいろと工夫をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

【山口委員】なかなか有効な対策というのがないようで、複数の対策をやっていけないと藻場の回復は望めないと。

先ほどおっしゃった入り江の締め切り、長崎県にはそういう入り江がいっぱいあると、そういうところに重点的に藻場を回復させていく。ゆりかご機能としての果たす役割もございしますので、なかなかいい対策だだと思います。

大村湾もゆりかご機能がございまして、昔はアマモがいっぱい茂っておったということでもあります。その辺が減ってきているということで、瀬戸内に見られるようなアマモの播種をやって増やしていく対策も必要ではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

【横山水産部参事監】今おっしゃいました「カイソウ」に関しましては、海の草と海の藻がございします。海の藻に関しましては孢子で増えていく状況でございしますが、委員がおっしゃいましたアマモは海の草のほうでございまして、これは砂地に播種して、そこで増やしていく取組が非常に有効だと思います。ですから、アマモに関しましては砂地の環境を見ながら播種をし

ていく取組について、地域の方々とよく相談をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

【山口委員】水温の上昇によって磯焼けが各地で発生して、それによって特産品であった海産物の水揚げが減っているということでもありますので、有効な対策はないと言いながらも、その技術については絶えず研鑽を深めながら、有効な対策が見つければ、県内でそれを広めていただくといい形で対策をお願いしたいと思います。終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

【中村委員】今、山口委員から藻場の育成について質問があったんですけど、私も調べたら、藻場の造成というのはなかなか難しいそうで、皆さんたちが頑張っコンクリートの漁礁をたくさんあちこちに入れて藻場の育成をやっておられるんですけど、この間テレビでちょっと見たんですが、コンクリートにアミノ酸を注入したら、藻が1年ぐらいで結構、そのコンクリートブロックに着くと、普通のコンクリートブロックではなかなか藻が定着しないということだったんですけど、その辺についてはどうですか。実際に今、鹿児島県でやっているようすけれども、その辺のノウハウについてお聞きしたことがありますか。

【横山水産部参事監】アミノ酸の関係につきましては、先日、テレビでやっていたのを私も見せていただきました。

実際、今、長崎県でも一部、そういう取組をしているところがございます。小値賀漁港の周りの海域と、杵岐の郷ノ浦でございます。

杵岐の郷ノ浦につきましては、公共事業の中でそういった取組ができないかということで、今年の6月に設置をして、その状況を見ているところでございます。

小値賀につきましても、実際にテレビでやられていたように、アミノ酸を混ぜることによって藻の成長が早まっているという報告はあるんですが、一方、先ほど申し上げたように魚の食害も当然、そこに藻が生えてくれば出ていまして、いかにそれを管理していくのかというところが問われてくると思います。

今、2カ所で設置をしておりますので、そういった状況をしっかり確認をして、次の対策、ほかの地域にそういうものを適用していくことについては検討していきたいと思っております。

【中村委員】アミノ酸入りのコンクリートブロックは、県内で生産しているんですか。

【横山水産部参事監】申し訳ございません。そこは確認をしておりますので、またご説明をさせていただきます。

【中村委員】多分、これは特許じゃないけれども、強度を保つためにアミノ酸の配合量が非常に難しいとテレビでも言っていた。県内にもたくさんコンクリート工場はあるんだけど、そこら辺のノウハウを、特許であればなかなか難しいですね、取得するのはね。

今は郷ノ浦と小値賀で実験していて、それがどこの製品かもわからないというのはちょっとおかしいよ。どこの製品を使っているかぐらいはわかって実験をせんと。どこが主体でやっているのか。県が主体でやっているんじゃないのか。それはおかしいよ。

そういうものを県内で生産できるものであれば県内で生産して、実証実験をするべきだと私は思う。長崎県にもすばらしい試験場が大村にあるじゃないですか。そういうところも活用してもいいんじゃないのか。そこら辺はどうなのか。やっていないのか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 3時27分 休憩 —

— 午後 3時28分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 会議を再開いたします。

議案外所管事務一般に対する質疑の途中ですが、一旦中断をいたします。

【吉村(洋)分科会長】 先ほど採決を保留しておりました第131号議案のうち関係部分、第134号議案のうち関係部分、第137号議案のうち関係部分及び第139号議案のうち関係部分の採決を行いたいと思います。

この4議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって各予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定をされました。

【吉村(洋)委員長】 本日の審査結果について、一旦整理をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

— 午後 3時29分 休憩 —

— 午後 3時29分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日午前10時から委員会を再開し、水産部審査の続きを行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午後 3時30分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月14日

自 午前10時 2分
至 午前11時54分
於 議会会議室

経営支援室長 川口 和宏 君
水産加工流通課長 岩田 敏彦 君
漁港漁場課長 中田 稔 君
総合水産試験場長 柳村 智彦 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	吉村 洋 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委 員	小林 克敏 君
〃	中山 功 君
〃	溝口 芙美雄 君
〃	徳永 達也 君
〃	久野 哲 君
〃	下条 ふみまさ 君
〃	中村 和弥 君
〃	深堀 浩 君
〃	山口 経正 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長	熊谷 徹 君
水産部次長	平田 修三 君
水産部参事監 (雇用型漁業・漁船 漁業構造改革担当)	五島 慎一 君
水産部参事監 (漁港漁場計画・ 漁場環境担当)	横山 純 君
漁政課長	西 貴史 君
漁業振興課長	高屋 雅生 君
漁業取締室長	増本 正幸 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開議 —

【吉村(洋)委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、水産部関係の審査を行います。

所管事務一般について質疑を続行いたします。

ご質問等があらわれる方はお願いいたします。

【深堀委員】 初歩的なことで幾つかお聞きしたいと思います。

有明海の振興基金の説明が昨日ありましたけれども、その中で基金により支援が可能となる取組のイメージというのが最終ページに記載されております。当然、これは基金が可決をし、運用になってからの話ですが、ちょっと質問ですが、ここに書いてある具体的なイメージの内容ですね、アサリ、タイラギ等を捕食するナルトビエイの駆除とか、いろいろ有効な策が書いてあるんですが、これは現在、この基金がない時点では全くやっていないことなのかどうかということを確認したいと思います。

【西漁政課長】 まず、今回の基金の取組内容について国が検討するに当たっては、各県からの意見、要望を踏まえた上で作成しております。その中で長崎県としても地元の各漁協を回りましてお話を伺った上で提案いたしました。国としては、4県の意見を聞いた上で今回つくっております。

この取組内容の中には、現在、県が単独で事

業をしているものも一部ございますし、また、新たな取組として今後やっていく部分もあります。そういうものがその中に含まれているところでございます。

【深堀委員】今、県単独でやっている施策も一部含まれているということなので、このイメージの中で項目がかなりありますけど、どれが現在やっていることなのかということを教えていただけないか。

【西漁政課長】例えば、9ページに参考がございすけれども、一番上のナルトビエイの駆除につきましては、県でも実施しておりますし、国の方でも一部実施しております。そういった実績を参考に、規模等のところに書いてある内容について積み上げた上で、今回、基金のイメージとして盛り込まれているところでございす。

【深堀委員】具体的にここに書いている項目で、現時点で県単独とか、もう既にやっていることが含まれているのかということを聞いているんですね。どういう項目が既にやっている施策なんですかということを聞いております。

【西漁政課長】一番上のナルトビエイの駆除については、現在、県単独でもやっております。

【五島水産部参事監】この中で上げられているもので具体的にやっているものは、漁政課長が言いましたナルトビエイの駆除、アサリ、タイラギ等を捕食する有害生物から保護する囲い網等の設置、アサリの天然稚貝を効率的に採苗・育成する網袋を用いた新技術の導入・拡大、母貝団地の造成というのは4県で共同して二枚貝類の浮遊幼生調査をやっております。それから、種苗放流とか種苗生産施設の整備とか、これはクルマエビ、ガザミ、タイラギで実施しております。これらにつきましては国の事業でござい

ます特産魚介類生息環境調査と養殖技術開発調査と両方ございまして、これは国庫100%で県が実施している事業でございす。

【深堀委員】なぜここであえてそういう話を聞いているかという、ここに上げられている取組というのは有明海の再生に非常に有効だと考えられていると思うんですね。基金の総額は約100億円で、この基金の積み増しは行わないということでした。だから、100億円がある間は、こういう有効な施策ができる。今までやってきたことの予算とは別にこちらでできるということになるんでしょうけれども、実際に100億円が終わった後はどうするのかという話になってくるんじゃないかなと。そのことを懸念して、もし全く新しいことだけであれば、今やっていないことをやるということであれば、それで意義があるのかなと。ただ、今やっていることも含めてやるということになれば、その100億円がなくなった時点で、その後どうするのかということも心配になってくるなと思って聞いているんですね。100億円の基金ができたということは素晴らしいことです、いいことであるんだけど、それがなくなったら、その後、この有効な施策はどうなるのか、そういう腹づもりはどうなっているのかということを確認したかったので聞いています。それに対する懸念に対しては、どういうふうに考えておられますか。

【平田水産部次長】有明海の再生対策については、国が毎年、18億円の予算を組んでおります。その中で先ほど参事監が申しました特産魚介類の技術開発の事業も国庫100%の中でやっております。それはあくまで技術開発であったり、調査であったりというのが主眼になっております。その中で種苗、例えば、網袋を使ったアサ

りの新しい養殖の仕方とか、そういうことを開発するということ、同時に網袋の設置を進めるというようなことを、今、予算の中でやっている分があります。

今回、基金で対応できるのは、そういう先駆的な取組を広げる、実際に事業として漁業者の皆さんに広げていく時に、通常であれば、そういう事業というのは漁業者の自己負担というのが出てきて、2分の1なり3分の2を事業者自らが一定負担して、一部を補助してやるというのが通常の補助の姿なわけですが、この基金というのは、先ほど言いましたように、今やっているいろんな先駆的な取組を有明海に一層広げるために、その部分はこの基金で支援をするということで取組を広げることができる仕組み。その中身は、例としてこうなっておりますけれども、基金ができれば、それぞれの地区で相談して、こういうことをやろうということで決められるということになっております。

今ご懸念の、じゃ、この基金がなくなったらということですが、大前提として、我々としては、この基金があっても、先ほど言いました18億円の有明海再生の、今国にやっている予算というのは、今からも続けてやってくださいねというお願いをしています。これできたから、そっちは終わりよという話ではありませんよねという話です。ただ、国にとってみても、それは単年度、単年度の予算ですから、未来永劫約束しますということは当然言えないんですけれども、我々としては、この基金ができたからといって、それで終わりというわけではありませんよねということでの念押しをずっとしているわけです。

これは10年間だけの、それを広げていく、いわば本当に特別の事業ということですが、

現在やっていることはずっとこれからも続けていきたいと思っていますし、それはこの基金が全部終わった後でも、当然、そういうことを続けていく。確実に、もうみんなが、いいよねとなれば話は別ですけども、そうならない限りは必要な対策は国にずっと求めていくことになるだろうと思います。

【深堀委員】よくわかりました。私が懸念している問題はクリアされているのだろうと理解します。まだ決まったことではないんですけども、いかに10年間で有明海の再生のためにこの基金を上手に有効に使っていくかということ、今からまたいろいろ議論があると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、これも初歩的なことで非常に申し訳ないんですが、議案の説明資料の中で、「日中漁業協定に基づく2016年漁期の操業条件等について」という報告があります。これでよくわからないので教えてほしいと思います。

今回、勧告された操業の条件の中で、日中双方とも8隻削減の290隻、621トン削減の8,720トンになりましたという表現があって、その後、暫定水域における資源管理措置については云々というのがあって、中国漁船隻数を昨年漁期から193隻削減して1万7,307隻、漁獲量上限も努力目標1万8,372トン削減して164万4,000トン。一方、日本は昨年と同様の800隻で10万9,200トンとなっている。そういう報告ですけど、ここは暫定水域とか、最初に言った日中双方とも8隻削減し云々、このあたりの中身をもう少しわかりやすく説明をいただけないかなと思います。

【高屋漁業振興課長】この日中の漁業協定につきましては、11月24日に日中漁業共同委員会において可決されたことによりまして、これまで

交渉が途絶えておりましたがゆえに、お互いのEEZ、要するに排他的経済水域の中で操業することが不可能であったという中国と日本の関係にございました。それが合意したことによって、まず一つは、お互いに、日本は中国側に、中国は日本側のEEZ水域で一定の条件をもって入ることができるようになったということが一つの進歩というか、合意事項でございます。

ただ、そこで申し上げなければならないことは、実は、中国のEEZ内に本県の漁船がこれまでも入漁して実績を上げた例はございません。そして、恐らく今回の合意におきましては、県がつかんでいる現状におきましては、新たに入漁して水揚げしたいという漁船はあらわれておりません。

ただ、一方、中国は底びき網が一定量、日本のEEZ内に入ってきて操業するということはあるかと思えます。これはEEZ、要するに排他的経済水域の話でございます。

もう一つ、ここに出てきていますのが、日中漁業共同委員会で決められた内容に、EEZのほかに、要するに国境の問題がございまして、尖閣あたりの話がありますものですから国境線がなかなか引けないということで曖昧になっている部分があります。そこに暫定水域という広大な水域が設定されております。そこにおいては、一応ここに数字が出ておりますように、これは約束ごととして、努力目標として、こういった操業をしていきましょうねということで、これは国際的な約束ごとでありますけれども、位置づけとしては努力目標ということで日本と中国の間で協議が相整ったということです。

先ほど、委員がおっしゃいましたので数字は読み上げませんが、暫定水域の中では、こういった数字で今期操業をやっていきましょうとい

うことが決められた。要するに、EEZと暫定水域と2つの内容が今度の日中漁業共同委員会の中で決められたということでございます。

【深堀委員】わかりました。ここに書いてあるのが排他的経済水域の話と国境画定が不明確な部分の暫定水域の2つがあって、それぞれ書いてありますということですね。

長崎県の水産を振興している立場として、この暫定水域で明らかに中国の漁獲上限、努力目標とはいえ、日本側は昨年と同じだといいいながら、中国はそれよりもかなり大きな数字が努力目標になっているわけですね。このあたりはどういう経過でこのようになっているのか。長崎県側としては、この水準は何ら問題がないと思われるのか、そのあたりはどうですか。

【高屋漁業振興課長】申し訳ありません。私の勉強不足だと思います。割り当てが決まった経緯は、私、説明することができません。

ただ、この数量につきましては、お互いに少しずつ減らしていこうということで、示されているように、年々少しずつ減少してきているということがあります。資源的には、私も、国の政府施策要望の中で、ここのところの資源管理がきちっと決められていない。要するに、目標数量しか決められていないということで、具体的にこういう管理をする、ああいう管理をするというふうに双方で一定のルールを早く確立しなければならないですよということで、国の交渉になりますので、政府施策要望でも資源管理の確立ということで要望を申し上げているところであります。

しかも、最近、中国は虎網といって、お聞きになられたことがあると思いますが、まき網の範疇ですが、非常に効率的な漁法がこの一帯で行われているということです。資源管理の面が

らは、この虎網の操業に一定の歯止めをかけようということについては、非常に効率的な漁法ですから、日中漁業共同委員会でも中国も納得の上で、これ以上、虎網は増やさないというようなことは、資源管理上、一応そこまではこぎつけたと聞いております。

【深堀委員】わかりました。よくわからなかったのでいろいろ調べていたら、今、課長が答弁されたように、いろんな数字は総量の制限であって、実際に魚種であったり、漁法であったり、そういったところが明確に区分されていないから、ある意味、あんまり意味がないと言ったらおかしいですけども、実効性のない数字になっているんだということをある文献で確認しました。まさに、その点は長崎県側としても認識をしていて、それを政府施策要望の中で実効性のある協定になるように魚種、漁法、こういったものを含めてしっかり数値を出して管理していくということを求めているということですね。そのことはぜひやっていただきたいし、問題は本当に努力目標が守られているかという検証ができなければ意味がないので、ぜひその取組をお願いしておきたいと思います。

最後に、この間、新聞で、ああいいなと思ったことがあって、「平戸のあごだしバブル」という記事がありました。トビウオですね、アゴが、数年前は1ケース12キロが2,000円程度だったものが4倍近い7,800円ぐらいに急騰と。高い時は、最高では1万5,000円を記録してアゴが非常に人気を博していると、アゴ御殿ができるなんという話まで新聞に載っておりました。非常に喜ばしいことだと思っています。

気になったのは、価格が上がったということのはわかるんですが、水揚げ量の推移というのがよくわからなくて、そのあたりの状況を教えてく

ださい。

【柳村総合水産試験場長】長崎県のアゴ漁は、非常に小さいサイズのトビウオを、だしをとるということのために船びき網という漁法でとっております。これは県北もしくは上五島地区で盛んでございまして、この地域でアゴ加工が非常に発達しているという状況がございます。

水揚げに関して申しますと、トビウオに関する農林水産統計、公式統計がございません。したがって、総合水試では、トビウオを盛んにとっている北松地区の生月漁協とか平戸市漁協、こういう代表的な漁協から聞き取りで漁獲量を毎年押さえている状況にございます。

この代表漁協の例で申しますと、平成元年から平成28年度までの間で最大にとれた年が、生月漁協の例ですけども、最大にとれたのが350トン、これが平成10年でございます。平成28年、今期は185トンということで、ピーク時の大体半分だろうということですが、このトビウオ漁は北寄りの風が吹いて生月とか平戸市の湾の方に吹き寄せられる、自分から飛んでくるのではなくて、北寄りの風が吹くと沿岸の方に吹き寄せられると。したがって、北寄りの風が非常に強い時に漁獲量が上がるという傾向がございます。

今年の総合水産試験場の予報は、ここ10年ぐらゐの平年量ですけども、大体150トンぐらゐがアベレージになっています。150トンぐらゐがとればいいだろうという予報をしておりましたが、今年度は北寄りの風が多かったということと、値段が非常にいいんですね。大手の業者が、あごだしというものが最近全国的にはやっておりますして値段がいいために、平年以上に漁獲に努力をした。とれなければ、値段が安ければ、もう諦めるところを、魚影が薄くても

値段がいいためにたくさん出漁したということが、今期185トン、平年よりも少し多かったという状況になったんだろうと判断しております。

【深堀委員】非常にいいことなので。記事を見て思ったのは、漁獲量が、さっきの資源管理じゃないんですけど、どれくらいとれて、まだとれるのかどうかとか、あとは大手の、新聞では「ヤマキ」と載っていますけれども、粉末のあごだしスープを製造している。このあたりの売り上げがものすごく伸びている関係上ということで記事が載っていました。

まず、資源管理としてトビウオの状況と、あと、今、あごだしがブームになっていることをいかに長崎県の特産としてPRして、もっとブームに火をつけて継続的に販売が増えていくような支援策も必要だと思っているんですけども、資源としての問題、あとPR、長崎県の産品として売り出す支援策についての考え方を教えてください。

【柳村総合水産試験場長】アゴのブームについては総合水産試験場の範疇から外れますが、資源の考え方につきましては、トビウオの船びき網漁というのは、あんまり増えないようにということで、もともと許可数の制限をしております。これは県北振興局の専決の許可になりますけれども、それぞれの漁協、もしくは漁協に枠がかぶせられておりまして、その部分で資源管理がなされているのかなと思います。

もう1点は、トビウオは先ほど申しましたように北寄りの風が吹けば非常にとれるということですが、それ以外の要因としては、産卵親魚、これが春から初夏にかけて鹿児島とか本県の定置網で卵を持った親がとれます。このトビウオは、本県海域では、例えば、だしをとるようなトビウオ以外には、この定置網しかご

ざいせん。

したがって、資源管理という意味では、待ち受け、定置網は待つとる漁法ですので、この部分でも一定資源管理がきいているのかなと思います。夏が過ぎて秋に入ってきた時に、だしのコトビ、小さい魚ですね、10センチ程度のお魚がとれるようになりますが、この部分に関しては、先ほど申しました許可数の上限で縛っておりますので一定の資源管理がなされていると考えております。

【岩田水産加工流通課長】アゴに関する販売流通の面ですけれども、県内のアゴを使った加工品は、単純に干したものですとか、先ほどのだしが、民間の業者、漁協の加工場でたくさんの商品がつくられております。一部につきましては県の俵物として認定してPRに努めているところです。

それと、加工業者の方、それから漁協の方々が売るためのことをいろいろされております。例えば、県主催の加工振興祭に出られるということについては県も支援をしております。それと、各地で商談会をするとか、あるいは展示会をする時も県として支援をさせていただいております。

今後も市場ニーズを把握して売っていくことにつきましては、加工業者の方も、それから漁協の加工場も含めて、今後も支援は当然してまいります。

【深堀委員】最後にします。資源管理という面では許可制になっているので、ある意味、資源が枯渇するような漁法にはなっていないということ。あと、流通でも、今、ブームになっておりますから、売り上げもかなり伸びている、価格もかなり高騰しているということで、これを継続できるようないろんな仕掛け、もちろん、

民間が主なんでしょうけれども、どうすればそれが継続的に、もっとブームが伸びていくかというところは研究すべきだと思います。長崎のおいしい魚はいろんなものがあるわけですが、その一つとしてアゴに注目してもらえなと感じましたので要望として申し上げておきます。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【中村委員】 最近、愛媛県とか和歌山県、静岡県でマグロの代替魚として養殖をされているスマという魚があります。その魚を、その3県が一生懸命養殖して販売しているそうです。量産ができれば低価格になって多くの国民の口に、また、海外の方たちの口にも入っていくと思うんですけど、そうした時に長崎県は今、クロマグロに力を入れているんですけど、「トロの華」ですか、そういうものにもだんだん影響してこないのかなという心配があるものですかから今からちょっとお聞きいたします。

現在、3県しかやっていないということで、できれば水産県長崎県としても早期に取り組むべきではないかと思います。いろいろ問題点があるようなんだけど、その辺について把握されていますか。

【高屋漁業振興課長】 スマにつきましては、長崎ではヤイトという呼び方をします。これは養殖の実態から言いますと、今、委員がおっしゃったように、長崎県では実態がございません。

昨日、いろいろ調べてみたんですが、先行しているのは和歌山県と愛媛県のようにございます。特に、愛媛県の方がより力を入れているということがわかりました。愛媛県は既に完全養殖、要するに、卵から孵化させて親になって、その親がまた卵を産んでというサイクルができるところまで技術開発ができているということ

が確認できました。

しかも、今回の11月議会にスマの研究を進めるための種苗生産施設等をつくる設計予算まで上げているということで、愛媛県のスマに対する力の入れようというのは、今後ますます力を入れていくだろうということがわかりました。

ただ、問題は、検証してみたのですが、スマという魚は南方系の性質が強い魚でございます。水温が20度を切ると成長が停滞する、14度を下回るとへい死するという魚でございます。

長崎県の水温の状況を見てみますと、定置に水温の自動観測機を付けておりまして、北松と五島の例を見てみますと、先ほど言いました20度を超える水温というのは、長崎県でいえば5月中旬ぐらいから11月半ばぐらいの約5カ月から5カ月半ぐらいがスマが成長するであろうという水温になります。しかも、1月の中旬から3月の中旬にかけては、北松にしても、五島にしても14度を下回ってしまいます。ということは、スマがへい死する水温に長崎県の場合になってしまうという状況のようでございます。

和歌山の水温を調べてみましたら、5月から12月までは20度を超えております。要するに、黒潮がどんと当たるところなので、そういう水温です。年間を見ると14度を割る水温はないんです。たくさんのデータではありませんのであれですけど、長崎と水温状況がかなり違うということです。種苗生産そのものは施設を構えれば長崎でもできると思われますが、種苗生産した後の沖出し後の飼育が、スマという暖海性の魚にとって長崎県の水温はかなり難しい状況にあるのではないかと今思っているところです。

【中村委員】 水温の差がそれだけあるということとは私もはじめて聞いたんですけど、しかし、水産県長崎として、この間、何か話し合いをした

ということをお願いけれども、なかなか難しいということで断念をしたということでした。

ただ、稚魚を育てるについては陸上養殖もできるから、例えば、島原半島の小浜とか、そういうところの温泉を利用することで稚魚は育つ可能性はあると思うんです。ただ、成魚を海で養殖しなければならないとなった時になかなか難しいんじゃないかなという考えはあるんだけど。

ただ、水産県として、そういうふうにして他県が積極的に取り組んで何らかの形で水産関係の水揚げを上げようとしている努力はすばらしいものだと思うし、そういうことを見習って早期に取り組む必要があると思います。

今後、長崎県にちなんだような、多くの方たちが要望するような水産資源があるのであれば、そういうものに積極的に取り組んでいただきたい。先ほど深堀委員から話がありましたアゴとか、そういう需要が高まってきたものについては率先して取り組んでいただきたいと思っています。

その中で特に頑張っていたきたいのは、私は農林部の審査の時にも言ったんだけど、有明海のタイラギについては、もう少し予算をかけてでも早急に養殖を含めて諫早湾の中、有明海の中で以前のような環境ができるようなことを願っていますので、ぜひ率先して頑張っていたきたい。部長、よろしく願いしておきます。

それと、以前から皆さんたちと話をしているんですけれども、有明海の基金の中にもあるんだけど、この基金については農林部の審査でも言いましたけど、総体的に有明海全体を改善しようという計画でこの基金案を持っているものだから、開門賛成派の方たちはなかなか同

意しないと思うんですね。あの方たちというのは、私の個人的意見だけれども、有明海全体のことを本当に真剣に考えているかということ、そうじゃないと。要するに、個人的なもの、自分たちのグループ的なもの、そういうことを考えてやっているから、なかなか基金案に同意してこないと思う。

県の水産部として、この基金案で今後どういう展開をしていけば開門派の方たちに納得していただけるようなものになるのか、そういう考えを持っているところがありますか、どういうことを提言したらいいかという考えがありますか。

【西漁政課長】この基金案の内容について国に提案するに当たっては、各漁協を回って、どういった事業が今後必要かということをお聞きした上で提案いたしまして、それについて国の方でまとめて、今回、案が出されたと認識しております。

【中村委員】そういう意味じゃなくて、そこはわかっているんです、今までやってきたんだから。みんなが頑張ってやってきたんだけど、結局、これだけの基金案を出したとしても、開門派の方々が納得しないじゃないですか、合意しないじゃないですか、今の時点で。だから、それに対して何が不足なのかということをお自分たちで検討したことがあるのか。検討したのであれば、その中でどういう話が出たのかということをお私は今聞いているんです。意味がわかりますか。

【熊谷水産部長】大変申し訳ございません。私ども、他県の様子につきましては十分調査していない点もございます。ただ、長崎県の場合とかなり違っていると思うのは、他の3県はノリで潤っているんですね。非常に潤っておりまし

て、ノリの方々は、問題があった後、どうかという非常に好調なんです、むしろ。平成12年が異常だったと私は個人的に思っております。

ただ、一部には、かつて有明海の、特に佐賀、福岡あたりは、アサリの漁がかなりあったというのは事実でございます。そのアサリの漁業者等の県内問題としてノリの方々もいろいろ問題があったということは私も理解しております。

そういった中で、ノリの方々はさておき、そういった方々にも理解してもらおうという意味からすると、ここに書いてございますようなアサリとかタイラギとか、こういったものを積極的に推進していくということが一つの方策だと思います。

ただ、先ほど委員からお話ございましたように、タイラギというのは有明海の再生の一つの象徴であると思っております。そういった意味からしますと、タイラギをどういうふうに再生していくかという道筋を、この基金のみならず、先ほど次長からも答弁がございましたように、18億円の中でいろんな調査をしております。こういったものを総合的にどう使っていくかということについて、さまざまな場、特に、有明海の漁場連絡協議会の場を活用しながら、いろいろと話をしていきたいと思っております。

【中村委員】確かに、部長がいうように、他の3県はノリで非常に潤っています。しかし、ノリで潤うということは、それだけ酸処理もしなければならぬ、いろんな意味で有明海を逆に壊しているわけですね。だから、ノリでもうかっている人もいれば、今までアサリとかなんとかで頑張っていた人たちは結局低迷してしまっているわけですね。その辺の相違がある。

だから、同じ漁業者の方たちでも、ともに、例えばアサリを含めた二枚貝で生活をしていけ

るように、そしてまた、ノリでも生活していけるように考えてもらわなくちゃいけないと思うんだけど、なかなかそこがうまくいかないのが現状だと思っているんです。

だから、この基金案を本当に最終的に納得してもらえるかということは、私は不思議でならない。要するに、漁協自体では納得してくれるかもしれない。しかしながら、その中の末端の組合員の方たち全てが納得するのはなかなか難しいんじゃないかなと今の時点では私は思っています。

この基金案の中で海底耕耘と干潟耕耘というのがあるんだけど、この2つについて私はずっと皆さんたちに言っているんだけど、何とかして長崎県で独自の機械を開発してやれないか。結局、干潟耕耘にしても小さな農耕の耕運機とか、そういうものを使ってやっているんだけど、これを大型の乗用トラクターを使って、もっと上手にやれるような、超湿地的なものをつくってできないのか。そうすれば、私の地元の小長井でもアサリの養殖を盛大にやっています。対岸の瑞穂、島原半島でもやっています。しかし、1年に1遍、2年に1遍ぐらいいは耕してやらないと、要するに、貧酸素になってしまう。だから、そういう機材を開発していけば、もっともっと水揚量は上がると思います。

それと、いつも言っている海底耕耘も桁を漁船で引っ張るわけですね。ちなみに聞きますけど、この桁引きで掘っている水深は何センチですか。

【五島水産部参事監】現在のところは、既存の貝桁を活用してやっているところがほとんどです。なので、大体20センチから25センチぐらいの深さのところを掘っていると思います。

【中村委員】全国的にその方法なんですよ、桁を引っ張って掘っていく。深さは深くても20

センチぐらいだと思います。地盤が硬いところは恐らく5センチとか10センチとか、そこまでいかないところもあると思います。深くは言わないけど、いろいろな事情があるということは私もわかっているからね、漁民のためになっているということも十分わかっているから、そこまでは言わないけれども、どうせそれだけの費用を使うのであれば、例えば、動力源を電気とかエアーとか、そういうものを使った機材を、もう少し深く掘れる、例えば50センチぐらい掘れるとか、そういう機材を開発してもいいと私は思います。調べたら、シーマグワという機械を開発している建設会社がある。それは多分電気だと思うんだけど、それで海底を強制的に掘り起こす、そういう機械もあります。

だから、長崎県として海底耕耘と干潟耕耘を何とかして実用化できるような機材を開発して、もっと漁場環境が安定するように、そしてまた、水揚げが上がるような努力をしてほしいと私は思うんだけど、部長どうですか。

【熊谷水産部長】 今、委員からご指摘がございましたように、さまざまな機械等を導入することは非常に重要だと思っています。特に、干潟耕耘について「トラクタ等を用いた」とございますが、こういったものを今後やっていくかということが一つの検討課題だと思います。

具体的に申し上げますと、今年の5月の段階で有明海の自民党のPTがあった時に私どもも参加させていただいたんですが、その時に、要は、アサリの養殖場の中を日常管理としてどうするか、それから、浮泥をどうやって外に出していくかということでの提案をさせていただいております。これは今後の検討課題になっておりますが、いわゆる日常的な管理としてそれをセットでしていくということが非常に重要だと

思います。

そういった中で、養殖場の中に小さな溝をつくっております。これは18億円の予算の関係の中でやっていますが、この作業は非常に大変だと。こういったことも含めて日常管理にも資するようなやり方、そして、それを根本的に泥として出していくような作濤等のやり方。そういったいろんなことを組み合わせた上で、公共事業だけではできない部分もございます。

そういったことをどういうふうに展開していくか。今後、具体的にいろいろ検討していきたいと思います。

【中村委員】 最後にしますけど、ブルドーザーは超湿地というのが昔からあって、アサリの養殖場を造成する時に随分使ってやったことがあります。ただ、トラクタが超湿地というのがなかなか難しい。実際にアサリがいるところを耕さなくちゃいけないから荷重がかかってもいけないとかいろんな問題があるわけです。先ほど部長が言われたように、空気を補充するために田畑で使っているエアレーションみたいなゴーッと掘るやつ、そういうものを使える可能性が高いんですね。

だから、そういうものを含めて県の水産部、土木部も含めて関係部署と協議しながら、何とかしてそういう開発をしてくださいよ、工業試験場もあるんだから。そういうところを使ってこれからも水揚げが上がるような対策をぜひしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【小林委員】 平成28年度から総合計画の新たな5年間のスタートが切られて平成32年度を一つの区切りとして5年間が始まったわけですね。

まず、このことを語る時に、前年の計画がど

ここまで達成できたかということについて確認をしたいと思います。基本計画、あるいは個々の指針、こういうものがあったと思いますが、ここについてどれくらいの結果を残したのか、達成率を上げたのか、この辺のことについてまずお尋ねしたいと思います。

【西漁政課長】今回スタートいたしました「水産業振興基本計画」を策定するに当たっては、前の計画の指標の検証ということで実施いたしております。その中で、基本目標が9つございまして、そのうち達成した項目が5項目、未達成の項目が4項目ということで整理をいたしております。

【小林委員】基本方針の9つのうち、5項目は達成したと。9から5引けば4だよ、それはすぐわかる。それぞれの項目ごとの指針は幾つ出しましたか、平田次長。

【平田水産部次長】基本政策に関連しまして指標を25立てております。そのうち達成は17、未達成が8となっております。

【小林委員】基本方針が9つのうち5項目が達成、25の指針のうち17が達成だと、こういうような形になっている。ここのところを達成できなかったことについての評価をどういうふうにされているかということですね。25の指針の中で17項目が達成できていると、こういうことですね。

その達成できなかった分について、特にこれは達成しなければならなかったがというようなところで、確かに、達成できなかったとしても、限りなく達成に近いだろうと、こういうふうに固く信じておりますけれども、達成できなかったところの見解、これはもともと無理な数値目標を上げたんだと、頭から達成できないであろうと思っておっても仕方なしに上げたんだとい

うようなことは絶対ないと思いますが、達成するための努力を5年間おやりになってできなかったと、このように考えますが、達成できなかった基本方針、あるいは25の指針のうち17しかできなかった、あとのことについてはどういう見解を持っていますか。

【平田水産部次長】最も大きいところでいいますと、漁獲生産量ということになろうかと思います。生産量の中で達成できた一番大きなものは養殖ということになります。養殖に関してはクロマグロ、これまでもこの委員会でご説明しましたように、クロマグロの養殖の成長に伴いまして目標を上回ったわけですがけれども、海面漁業の生産量に関していえば、目標としておりました数値を下回るということになっております。これは資源の状況に大きく左右されるわけですがけれども、一方で新しい技術の導入でありましたり、漁業者の皆さん、個々の経営に対する支援であったり、資源が厳しい中で、どういう経営をすることによって所得を上げていけばいいかという方向での施策というのは、前計画では正直、なかったと思っています。基本的には放流による資源回復の取組だったり、新しい技術導入に対する支援ということをやっておりましたけれども、個々の経営に踏み込んだ支援というのはやっていなかったということであります。

ですので、資源の状況が急激に回復するということはなかなか難しいわけですから、今計画では、個々の漁業者の皆さんの経営の中まで踏み込んでいって経営のあり方について支援をするというやり方を考えております。

あと、水産加工の出荷額につきましても、実は目標を達成しておりません。これもなかなか長崎県の加工というのが、例えば、煮干しです

とか素干しですとか、先ほど話題になりました「あごだし」もそうですけれども、ある意味、簡易な加工というのが非常に多いということで、高度な、少し手の込んだ二次加工、三次加工となってくると、なかなか生産が伸びないということの状況がございます。これに関しては、なかなか思ったとおりに伸びなかったんですけれども、そこは市場が求めているニーズとのつながりを再度確認することで、生産のあり方、求められている品物をつくっていくための供給体制づくりということを今度の計画の中では取り組んでいく必要があると考えております。大きく言えば以上でございます。

【小林委員】 いずれにしても、総括して、25の中で17しかできなかったということ。基本方針の9項目で5項目しかできなかったということ。総体的に見てまだ努力が足りないのか、最大の努力をしたけれども、なかなか到達できなかったと。自然環境とか、それぞれ取り巻く厳しい状況の中で構造的な課題もあるわけです。構造的な課題があるということは百も承知、その上において、あえて達成の9項目、あるいは25のそういう指針を出している。これをやらなければ一歩前進、二歩前進につながらないわけです。

これはまた改めて、今回、5年間の計画がスタートしているけれども、こういうようなところできちんと反省をされながらクリアするように今回またタートを切っておるという考え方でよろしいですか、どうですか。

【平田水産部次長】 漁業者の皆さんに対する支援のあり方ということについて、ある意味、基本スタンスですが、前計画では、技術を開発して、その普及を図りましょう、あるいは新しい支援制度、機器整備なり何なりの制度をつくっ

て補助しましょうというような制度設計をしてあったわけですが、その活用が現実に進んでいたのかというところの弱さというのが結果にあらわれた部分もあるんじゃないかと思っています。

そういう意味で、どういう取組をすればよいのか、あるいは経営を改善するためには、それぞれやる気のある、意欲のある漁業者の皆さんが、具体的にこうしたらどうですかとか、具体的な経営計画づくりを支援するとか、そういうところまで一歩踏み込んでいく取組が必要じゃないのかということが今回の新しい計画をつくる時の大きな基本スタンスでございます。そういうことで、そこが今までの取組として足りていたのかと言われれば率直に反省しなければならない部分だろうと思います。

そういうことを踏まえて新しい計画の中では、個々の漁業者さんであったり、定置網とか雇用型の漁業に関しましても、経営改善の取組を個々に、それぞれの企業、あるいは個人の経営者、漁業者の皆さんごとに支援をしていくという体制を整えようということで考えているということでございます。

【小林委員】 我々は、水産部でこれまで4回、委員会を行い、そして、いろいろと議論をしまいいりました。構造的な課題がどういうものであるかということが少しわかってきたような感じがいたしております。その構造的な課題があるからといって、いかにしてその構造的な課題を乗り越えなければいけないかということなんです。そのところにかかなりの予算を投入しながら、いろんな対策を国とあわせてやっているわけです。市町も一緒に引っ張ってやっていると思います。なかなか所得ということが目に見えて伸びない。こういうような形の中

で、やっぱり結果を求めていくということについては仕方がないと思います。

そういう点からしてみても、あえて聞くまでもないことだけれども、今、長崎県の漁業所得は幾らですかと。平均で135万円と言われている。じゃ、全国は幾らですかというと、204万円から205万円と言われている。ここの開きは一体何なのかと。こういうような形の中で、漁業所得がどのくらい伸びたのかと、こういうような点で3年前、5年前、10年と比べた時にどうなのかと。はっきり言えることは、この10年間で、いわゆる漁業に従事する人たちの就労人口がめちゃくちゃ減っているわけです、3割方減っているんじゃないか。そんな状況からして所得にスライドしないわけです。

そういうところも含めて、135万円の所得、全国平均が204万円から205万円とした時に、この差を埋めることのできる状態の中に本県の水産業界の取組ができるのかどうか、この辺についてお尋ねしたい。

【川口経営支援室長】ただいま委員ご指摘のとおり、全国と比べて本県の所得は低いという状況でございます。今、次長が申し上げた個別の漁業者の経営体まで踏み込んでいろんな指導、支援をさせていただいているところでございます。

それで、所得を向上させるためにどういう取組があるかということでございますが、昨年から取り組んでいる中身につきましては、経営体の中でいろんな取組がございしますが、漁業コスト削減につきましては、これまでも取り組んでいる話でありますけど、減速航行とか、船底の掃除の励行をして、なるべくコストをかけないようにする。それと、省エネ型エンジンへの換装でありますとか、流通をできるだけコストカ

ットして島内流通を目指すということがございます。それと、操業の効率化につきましては、いろんな機器を導入して沖で漁獲効率を上げて生産を上げていくというようなことがございます。

それと、一番大きなことにつきましては、新たな漁業種類を導入して年間でいろんな操業ができるような経営体に変えていくということで、個別の漁業者の所得をアップさせていく取組を進めているところでございます。

【小林委員】そういうような水産経営支援という新たな取組についてあなたはおっしゃったと思うんです。これは国の交付金、地方創生等の絡みとか、そんなものが入っておって、加速化のお金が入ってきていると思います。それは向こう3年とか、わずかの期間しか決まっていな

いわけです。私は、根幹的な問題として、135万円の所得を、例えば全国平均まで上げることができるのかどうか。今言われたような経営支援というのは、ここに入り込んで、個人の経営体のあり方等についていろいろと、いわゆる経営改善計画をきちんとつくっていただく。経営改善計画なんて、個人ではなかなかできないから、そういう関係の専門家がその中に入っていろいろとヒアリングしながら、そういう改善計画をつくってくれるというありがたい制度が今度できたわけです。それが平成27年度にスタートしながら、あんまり活発な実績を残せなかったということで私は少し怒りました。

平成28年度もやっていただいていると思うわけだけれども、これはこれとして評価をするけれども、じゃ、これをやったということで204万円とか205万円の全国平均まで一気に上がるかといえば、それはかなり厳しいのではない

こういうような見方をしているわけです。だから、そのこのところの問題点というのは一体何か。

昨日、農林部の審査で話をしましたが、農業の産出額というのは、5年間、ずっと伸び続けて、8.9%伸びているんです。全国的にはマイナス4%です。にもかかわらず、長崎県の農業産出額は8.9%ということで伸び率は日本一です。しかしながら、農業所得を見た時に、まだ37位ぐらいです。

この135万円というのは、全国でいけば何位ですか。

【川口経営支援室長】大変申し訳ございません。全国との比較という意味では、何位というのは把握しておりません。

【小林委員】 部長、私ははっきり言って、今、中山委員とも話したんだけど、ここは水産部長がおるから非常に安定感があるよねと。失礼んだけど、あなたがいかなかったら、議論するところの核心に触れる時に、もちろん、水産加工流通課長とかその他いろいろ雨夜の品定めを、あなた方がすると同じように我々もしているわけよ。水産部長がおるから大抵のことはよくわかってきているから、きちっ、きちっやるし、平田次長が漁政課長をやっているいろいろと中身が詳しいから非常に安定感があるけれども、そういうところで、何かな、危機感というか、これからどうなっていくのかという危機感が余り伝わってこないわけです。だから、今のようなことで川口経営支援室長がどうこうというんじゃないけれども、川口経営支援室長は来たばかりだけれども、要するに、これまでの流れの中で135万円と204万円から205万円、そんなことの差が全国でどういうふうになっているのかと。

さっき言ったように、農林部においては、今

は産出額が日本一伸びているといいながら、個人所得だと37位と。しかし、44位から37位に上がっているんだよ。こうやって実績が出ているわけです。

だから、我々は、135万円と言われても、全国で大体どのレベルかと。平均が204万円から205万円と出ているわけです。これは大体何位ぐらいであるかということについて担当の室長に聞いても、ちょっとそれは全国的なレベルではと、こういうような形で本当にいいのかと。もうちょっと、205万円という、204万円という全国の所得のレベルならば、長崎県の135万円がどういう位置にあるのかということはきちんと位置づけていただいて、その上にどうするかということも検討していただかなければいかんじゃないかと思います。こういうところがないところが、水産部長、あなた、いつまでおられるかわからんけれども、ずっとおれよ、もう。そういうようなことをあえて言わなければいけないような状態じゃないのか。

順位を聞いてというよりも、その順位がわからないということについての取組が、果たして所得を何とか上げなくちゃいかんという、頑張らなければいかんという思いはあるかもしれないが、その点のことが伝わってこないわけです。このところ、部長。あなた、どんな指導をしているのかということになってきます、今度は。あなた、よそから来ているんだから、ぼんぼん言うていいんじゃないですか、もう明日はなかとやから。（笑声）そういうようなことからしてみても、構わんじゃないかと、もっとしっかり言うてもらわんと。私は、1回だけ、部長室に行ったことがあるけど、意外と言っているよな。言っている割にはこういう状態だよね。そのこのところはどう思いますか。

【熊谷水産部長】しっかりと回答できなかったこと、まず申し訳ないと思っております。1点、ご説明しておきたいと思います。

実は、全国平均のデータと県平均のデータは、調査対象が大きくずれておりまして、必ずしもそのままの数字ということにはならないと思います。ただ、他の指標から見ても長崎県の一人当たりの漁業生産額というのは、私が見るところ、全国より低くなっているというのは事実でございます。ただ、それがどのくらいの位置にあるかということについては、私自身も分析しないといけないと思っております。大変申し訳ございませんが、今の委員の言葉というのは、私自身も真摯に受け止めてさせていただきます。

また、その方法をどうすればいいかということについては、なかなか、実は、県内の135万円というものを出す調査は、1,000万円近いお金をかけて何とかやらせていただいたという経緯がございます。毎年これをやるということは難しい面もございますので、それをどういった形で補っていくかということにつきましては、引き続き検討させていただきます。大変申し訳ございません。

【小林委員】漁業と農業の比較をするとよくわかるんですよ。農業の方はきちんと計画を持って、もうちょっと集約しているいろんなことを考えてやっているという感じがするわけです。ここで議論をずっと試みて、枠が拡大されているものだから、なかなか議論しにくいし、見えないわけです。

農業についてあえて言わせていただくと、認定農業者がいる。今、認定農業者が約6,000名います、正式に言えば5,900名。その平均所得は幾らですかというと450万円ですと。その、主業農家のやる気、意欲のある人、これからは

意欲、やる気のある人たちをいかに引っ張っていくかと。失礼けれども、意欲とかやる気のない人については、正直言って限界があると思うんです。いかにして意欲とかやる気のある人たちを育てていくかということ。また、意欲、やる気を持っていただくように仕向けていくということ。この辺がこれからの行政の鍵だと、こういうふうに思っていますよ。

今言ったように、農業では認定農業者という一つの、いわゆる主業農家の、やる気のある農家が約6,000名ぐらいいるわけです。その平均所得は幾らかというと450万円。昔は370万円ぐらいだったと思うんです。全国平均が505万円とはっきりわかっている。それだけ不足しているわけです。

ところが、600万円にする、700万円にする、1,000万円を超えるということ、450万円で頑張っている人たちから、どんどんそこに援護射撃を送りながら、それが確実に600万円とか700万円とか1,000万円を超える、そういう農家の所得、収入になっているわけです。もちろん、言っておくけれども、その約6,000名の中の約半分は、まだ260万円台と。450万円の平均といいながら、そういう状態になっているわけです。

そうやっていくと、漁業についても本当に意欲とかやる気のあるような、経営支援室長が言ったように、これから300万円を目指したいとか、500万円を目指したいとか、800万円を目指したいという、いわゆる個人の経営改善のことをきちっと受け止めて、そんな方向の中で導いていって、いろいろと知恵を貸し、いろんな力を貸してやっていこうとしているこの取組は非常によろしいんだよ。だけど、全体的にいった時に、予算もないし、わずかしかなできないわけです。これは全体の広がりになんていうような貢

献をするか。やらないよりも当然ましだし、やってもらわなくちゃいかんと思います。

今、どこかに、個人の経営体の数の中で、本気に意欲的にやろうとする人たち、漁業の年収300万円以上の人がどれくらいいらっしゃるか。あるいは260万円ぐらいの人たちに、あるいは300万円まではいかないけれども、200万円から300万円のそういう所得の人たちに焦点を絞って、そこを引き上げていくというような、おしなべて全体にやるというやり方と、そういうやる気、意欲につながるようにして、結果につながるような、漁業版の認定漁業者、そういうような形でやっていくということも一つの考え方とかやり方ではなかろうかと思うんだけど、それに対するご見解がございますか。

【熊谷水産部長】しっかり頑張っておられる漁業者の方々、養殖業者の方も含めてでございますが、それを私どもとしてしっかり応援する形、頑張る人をどういうふうにするかということが一番大事だと私は思っております。

そういった中で個別の経営支援ということをやっておりますが、さらに、今年から雇用型漁業、そして、来年から養殖も含めてトータルで見ていきたいと思っています。

そういった中で、一つ一つ成果を出していくこと。その中でこういったところを認定漁業者とっていくべきかということも含めて、そこは少し制度設計をさせていただいておりますが、そういった頑張る者を一定の者として県が認定いたしまして、さらに頑張ってもらう。そして、それを目指して周りの下位層の人に意欲を持っていただこうと。そしてまた、そういったものを出すということは、ある意味では全国から、頑張ればこういうふうな県の応援をするし、こういった人たちが頑張っているぞという一つの

モデルケースにもなるのではないかと。Ｉターン、Ｊターン、Ｕターン、そういったことを考えております。

そういった意味で、認定漁業者というのは一つの制度であると思っておりますので、今後、その辺につきましてはどういった制度設計ができるかということにつきまして、一つ一つ、先ほどの経営支援等を通じて、しっかりした経営者を我々としてどういうふうに認定すべきかということについては検討させていただきたいと思っております。

【小林委員】だから、長崎県の第一次産業として水産部と農林部が力を合わせて、農林部は「基幹産業は農業」と言っているけれども、最近、水産部では「基幹産業」とまで言っているのか。「重要産業」ぐらいのことで抑えられてしまっているんじゃないか。「基幹」が抜けているんじゃないか。「美しい海岸と漁獲量は第2位を誇る」なんて言って。こんな美しい言葉の中で、漁獲量第2位だよ。じゃ、所得はどうなんだといったら、こんなに低迷しているような、そんなアンバランスなことでは困るわけです。

だから、どこに焦点を当てるかというと、農業の場合は販売農家とか主業農家とか、農業を主体として頑張っていこうとする人たちに焦点を当てて、ちゃんと募集して、そして、その所得を上げていくために支援をやっている、それが全体の底上げにつながっているわけです。わかりやすいわけです。農林部の今やっている認定農業者の指定の仕方とか、どういうやり方をやっているかということ参考のために誰かきちんと受け持っていていただいて研究されることも一つの手ではないかと、要らぬことだけれども、そういう感じがするわけです。

そこで、なぜ所得が上がらないのかと。ちょ

っと聞くけれども、誰か答えていただければありがたいけれども、今、農業で、必要経費抜きで、手取り600万円をきちんと位置づけるために、幾らの売り上げを上げなければいけないか。要するに、経費だとか税金かれこれ引いて手元に600万円残る、純粋に。そのために売り上げを幾ら上げなければいけないか。加藤農林部長に正式にここで質問したからわかるんだけど、2,000万円ということです。2,000万円の農業の総所得を上げて手元に残るのが600万円。1,400万円は税金、その他生産コストだよ。

漁業も生産コストが高過ぎるのではないかな、経費がかかり過ぎているのではないかな。燃油が全体の25%ぐらいとか、そんなようなことがこの間からの答弁でわかっているけれども、いろんな形の中で、生産コストを削減できることがあるのではないかな。こんなようなことについて検討したことがあるのか。まず、どういうところに、どのくらい、コストがかかっているのか、総収入に対して、どうですか。

【川口経営支援室長】水揚げに対する支出の関係でございますが、前回、調査をした中では、いろんなコストを引きますと、所得率が大体26%から30%程度になります。ということは、1,000万円の水揚げであると手元に大体260万円から300万円残るといふようなことが算出できます。そういう計算のもとに平成25年の漁業センサスで水揚げ量がわかっておりますので、逆算をしているようなデータに使わせていただいているところでございます。

費用につきましては、支出の構成割合ですけど、先ほど委員ご指摘のとおり、油代が25%、販売手数料が13%、修繕費、漁具・漁船代が13%で、雇用の場合は雇用労賃が7%、あと氷代、餌代、魚箱代、減価償却費等、こういう支出の

割合となっております。

【小林委員】販売手数料の13%というのは、どういう中身ですか。

【川口経営支援室長】販売手数料につきまして、漁協が大体3%から5%あります。それと、その漁協が荷を集めて委託して、いろんな市場に出しますけど、その市場でも手数料がかかるということで、トータルで平均すると13%程度かかるということでございます。

【小林委員】漁協関係にいろんなことでお世話になるわけですね。漁協なくしてはやっていけないことは十分わかりますよ。しかし、漁協合併も思わしくなかった。あれだけ鳴り物入りでやったけれども、ほとんど成果が出なかった。

そういうような打開しなければいけない課題が、いろいろ理由は並べればいっぱいだけれども、金沢なんかに行って、石川県なんかを見ると、もう本当にぱっと一束にしているんだよな。それぞれの単組の組合については一本にきっちとまとめて全体的に取り組んでいるというような状態です。そういうところについてやさしいのか、それだけのリーダーがいらないのか、その辺のところはなかなか難しいと思います。

だから、手数料の13%についても、これからどういうふうに軽減していくかというようなことも考えていかなければいけないし、今言われたような、全国的なレベルからしてみても、長崎県の7ポイントを超えているような状態は、これもまた全国の生産コストというか、経費の面から見た時にどのくらい長崎県は高いんですか。

【川口経営支援室長】全国の平均からしますと支出の割合が約8ポイント高いような状況でございます。

【小林委員】8ポイント高いということから見ても、これはやっぱり改善する余地があるし、

努力をしていかないと、今さっき言われたように1,000万円の水揚げを上げて、260万円とか300万円にやっとなるかならんか。これは税金も、必要経費も全部引いて、本当に手元に残る手取り、こういう状況の中でかなりのコストがかかっているということも明らかになった。そして、それは全国と比較すると8ポイントも高いという長崎県の構造的な課題がそこにあると思います。

こういうところにいかにして支援の手を伸ばすかということと、ここをどうやって打開するかということが、今はじめて8ポイントということが明らかになったわけじゃなくて、あなた方が水産行政をやる中において、漁業所得を上げるためにどうしなければいけないかという議論の中で、全体的な売上を上げるということは当然であるが、かかる経費をいかにして抑えるか。そして、手元に残るお金をきちんと確保するというようなことは当然のことであって、その8ポイントについては、我々にとっては、えっと思うけれども、あなた方はずっと前からわかっておるんだよ。わかっていることを全然手がつけられないでおるということが残念なんだよ。農業もこれを最終の課題として徹底的に取り組んでいくということだけれども、水産部ではどうですか。そういうようなことを水産部挙げて、いかにしてコストを抑えるかというような取組はできますか。

【熊谷水産部長】委員ご指摘のように、ただ単に収入を伸ばすということだけではなくて、付加価値を高めるというだけではなくて、コストと両輪で動いていくということが一番大事だと思っております。

そういった意味で、現在、経営指導という形の中で経営分析をさせていただいております。

この経営分析の中におきましては、下関にございます水産大学の先生にも入っていただきまして、こういったところに構造的な問題があるかという、そういった現場に非常に強い先生でございまして、そういった方のご意見も聞きます。それからまた、中小企業診断士という現場的な意見、こういったものをトータルで分析しまして、こういったところに力を入れていくべきかということも含めまして、今後、しっかりとコスト削減ということにつきましても取り組んでいきたいと思っております。

また、我々が経営指導したことが、どう現場で生かされるかということも一つ一つ検証していくことが、我々の指導の仕方という今後についてもつながっていくと思いますので、そういった意味からも取り組んでいきたいと思っております。

【小林委員】水産部長の答弁にかかれば、もうこれ以上のことは言えませんが、水産部長、あなたも国の方から来ていただいて、長崎県の漁業をつぶさに見ていただいているわけです。どこに問題があるかという構造的な課題は、あなたが第一番によく知っておられる。いろんなところを回ってこられて、長崎県の一番足らざるところ、なかなか難しい課題がどういうところにあるかということは誰よりもよく知っていると思います。

だけれども、これはチャレンジしていただかなければいかんのだよ。これはやっぱりどうしても取り除いていただくための最善の努力を、それぞれ皆さん方にきちんとあなたの方から指示をして、どこの課は、どこの室は、こういうようなことについて取り組めということで、水産部長を先頭にして、そして、個々の改善を図っていただかなければ、正直に言って、これだけ

の予算を使い、これだけのいろんな事業を行いながらも、やっぱり期限が来れば交付金、予算等がそこで切れてしまって、もう、はいそれまでよという格好になってしまう。そしてまた、同じような格好でずっと繰り返していくわけです。

これで明日の希望があるか。漁業者に、新規就業者にきちっと夢を与えることができるかという、なかなか今の状態の中では、いくら新規の就労者をよろしくお願いしたいと思っても、実際に経営に参加して自分で漁業をやり始めて、農業は5年間の支援があるにもかかわらず、漁業についてはこれが全くない。最初の150万円も2年間だけです。あとは一生懸命国にお願いされているけれども、これがなかなかよしとしない。こういうようなことで途中でリタイアする人が20%、30%、こんな状況がずっと続いているではありませんか。

これから所得を上げるためにも、漁業の就労人口をきちんと上げていかなきゃいかんと思うんだよ。雇用の漁業というのは、参事監、あなたの担当でしょう。はじめてあなたに質問するけれども、この雇用の漁業、こういうような形は今どういう状況にあるのか。明日はあるのか。現状とこれからの取組について、あなたに質問したい。

【五島水産部参事監】雇用の漁業と申しますと、定置漁業とまき網漁業、それから養殖業も一部そうだと思います。この中で雇用の漁業として今年度から事業として取り組んでおりますのが定置漁業とまき網漁業でございます。この定置漁業とまき網漁業につきましては、雇用の状況から申しますと、平均賃金がおおよそ250万円程度、県平均の所得は380万円ぐらいですので100万円以上の差があるということで、こ

の所得を上げて雇用状況の改善を図っていただくということを目的に、雇用の漁業、定置漁業とまき網漁業の経営の安定化に支援をしていただくということで取り組んでいるところです。

定置漁業、まき網漁業がベースとなって、その水揚げをいかに伸ばして、それから派生的に多角的な経営の中で経営体としての安定化を図っていくという方向でやっております。それによりまして周年雇用体制を確保するとか、それぞれ活魚出荷の取組、流通の改善、観光への利用、そういうことに取り組むというモデルをそれぞれ支援していただくということで現在取り組んでいるところでございます。今年度は定置漁業で2件、まき網漁業で1件、そのための経営計画を策定して今後具体的な支援をしていくことにしております。

【小林委員】雇用の漁業というのは、これからの時代の非常に大事なポイントです。個人経営体だけじゃなくして、農業もそうだけれども、もう就労人口が足りないということで外国人もこれからお願いするという取組が大々的に載っているじゃないか。特区の中でやるんだよ。

漁業についても、雇用の漁業というのはこれまでなかったところで、ここに力を入れていくということだけれども、今、あなたの答弁でびっくりしたけれども、これが大体250万円ですね。この250万円というのは税引き後の手取りなのか、総額、いわゆる福利厚生、税金等を払って残りが250万円なのか、そういうものを含めた250万円か、どちらですか。

【五島水産部参事監】申し訳ございませんでした。私は雇用している人たちの平均賃金という意味で申し上げまして、経営体の所得という意味ではなくて、雇用の漁業で雇われている人たちの従業員の平均賃金が250万円、これは賃

金ということで...

【小林委員】そこで働いている社員が幾らもらっているかということでしょう、250万円というのは。だから、それは手取りか、総額かと聞いているんです。

【五島水産部参事監】総額でございます。

【小林委員】250万円というのは総額、ここから税金を引かれて、福利厚生費を引かれて、雇用保険を引かれて幾らになると思うか。このところは総額250万円でしょう。だから、手取りは相当低くなるわけです。これで来てくださいと言っても、事務系なのか、船に乗って大きな役割を果たすのかとか、肉体的な労働も結構あるだろうと思います。ひょっとしたら危険性もあるかもしれない。そんな状況の中で総額250万円というのは、正直言って報われないような気がしないでもない。

今、平均が380万円ということをおっしゃった。それと比べても約100万円以上差があるわけです。ここも個人所得ということの考え方で、経営体の漁業所得、そして、働きに出た雇用型についても、いまひとつ、手取りというものが少ないと。

こうなってくると、雇用型という理想的な、8時間勤務だとか、土曜、日曜は休んでとか、月に9日間、休みをもらってとか、これまでにないような環境整備は、おもてはあるけれども、実態としては、そこに報われるか、報われないかと。こうなってくると、そのところは現実にはなかなか厳しいわけです。

そこで、お尋ねしますが、今、漁業人口が大体1万4,000名、これを一つのスタートラインにしています。平成32年度、5年後にこれを1万2,000名にしようという数値目標を上げていると思うが、雇用型で何名考えているのか。

【川口経営支援室長】現在、5年後に1万2,000名を確保するという中で、内訳につきましては、指定漁業、大中まき網、以西底びきで約600名、中小まきで約700名、大型定置で670名ということで目標を掲げております。トータルで約2,000名ということになります。

【小林委員】参事監、そういうことはどこまで君たちは議論をして本気になって取り組んでいるのか。なんもかんも全部知っておけというわけじゃないよ。だけど、押さえていただかなければいけないところをきちんと頭に入れて仕事をしていただかなければいけない。そこだけはきちんと持っておっていただかないと、ちょっとやっぱりプロとして、専門職としては、我々として期待ができるかといえ、数字もわからないで仕事ができるか。

最後に聞きますが、新規就業者について、これも非常に重要なポイントだけれども、これは今から1万2,000名残すために、毎年、何人の新規の漁業の就業者を確保しなければならないんですか。

【川口経営支援室長】今回の計画におきましては、年間180名の新規就業者の確保を目指しております。

【小林委員】180名という数字は、これまでの10年間を見ておっても、一番高いんだよね。120名、130名台が結構ある。よくいって150名、160名台です。これを180名台にきちんと新規の漁業従事者を確保するという。そういうことで考えていって、これを180人掛けることの5年間で定着率をどのくらい見ているんですか。

【川口経営支援室長】定着率は約80%で計算しておりまして、5年間トータルで720名を確保したいと考えております。

【小林委員】だから、これは今言ったようにな

なかなかハードルは高いと思います。

しかし、ハードルが多くても、あなたはきちっと答えきりますね。それだけちゃんと頭の中に入って、新規のそういう就業者については、毎年180名を目標にして5年間やって、いかにして離職させないかと。そのためにはやっぱり150万円、150万円。これは水産試験場長が担当の時によくおっしゃっていました、詳しくった。この方に聞けば、きちっと答えが返ってきた。ここのところは給付金の制度を、さっき言ったように、最初の2年間の研修時期は150万円あるけど、そこから先、向こう5年間はないわけです、農業はあっても。ここができないというのは、水産部長、なぜでしょうか。これは全国で一緒になって要望されているんですか。これは何も長崎県だけできないというわけではないだろうけれども、ここのところは農林水産省があんまり関心がないのかな。農業については、これだけのお金を使いながら、片手落ちが度々起きているような感じがするが、この辺の見込みはどうですか。

【熊谷水産部長】 正直、私自身もこの3年間、3回、政府施策要望に行かせていただいておりますが、なかなかハードルが高いところであると理解しております。

その一つの理由として国が挙げているのは、水産の場合は非常に現金収入化しやすいので、ですから、水産の場合はそういった支援をしなくてもやっていけるのではないかということと言われるんですが、水産の方がむしろ漁獲変動が大きいものですから、そういった不安定さをどういうふうにカバーするかということはしっかり考えてほしいということを申し上げております。

もう1点、私ども、国の制度を利用しきって

いなかった部分があるというのが正直ございます。要は、農業と水産業は同じように、農業学校とか行くに当たりまして支援があるわけです。その支援を今まで使っていなかったということで、今年から支援を使うようにしております、国の制度です。そういった支援と県の支援を組み合わせることによって、今まで2年しかできなかった分を3年、国の制度をうまく使えば4年というような形で、それをうまく組み合わせて使いたいと思います。

反省点としまして、今までそういった事業につきましては漁連が窓口になっておりまして、県の予算は水産部で、国の予算は漁連でと、ばらばらにやっていたわけです。今回、そういったことも反省いたしまして、一本で一緒にやっていこうと、より有効的にしていこうと。国の予算をできるだけうまく使いながらやっていこうということで今やらせていただいております。

具体的に成果ということは1年たった上で検証しまして、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

【小林委員】 最後に、45歳以上は県単でやるというような仕組みがあったでしょう。それは今も継続しているのか。それは最初の研修の時、45歳以上ではじめて漁業をやろうという人たちは、国の対象の年齢にならないので県が単独で150万円を45歳以上、この人たちも2年間。そして、それは研修を終えて現場に入ったら県単はないのかどうか、この辺はどうですか。

【川口経営支援室長】 国の青年漁業者の給付金制度につきましては、一定の年齢制限がございます。県単の場合は、年齢制限を設けずに研修を2年間していただいて漁業に就業していただくということで制度は継続させていただいております。

【中田漁港漁場課長】2点報告させていただきます。

1点は、昨日、中村委員からアミノ酸入りのコンクリートブロックのことについてご質問がありました。その件ですが、県内では壱岐の漁場整備、小値賀の漁港整備で実施した事例がございます。

まず、漁場につきましては、漁場整備において資源管理課で行った藻場回復技術の公募事業で提案されて平成26年度に採用された事案について、平成27年度に公共事業技術活用パイロット事業を利用した実証事業として実施したものでございます。

整備後、海藻の生育状況とか餌となる生物の生育状況などのモニタリング調査を現在実施しております。今後もモニタリングについては継続していく予定としております。

もう1点、漁港整備事業では、平成26年度から平成27年度に小値賀漁港の防波堤工事の中で同様の試験的な整備を行っているという状況でございます。

この両事例とも、先日、テレビ放映された事例と同じで、一ブロックメーカーの環境活性コンクリートとして特許取得をされた製品でございます。（「どこですか」と呼ぶ者あり）メーカー名いいですか、日建工学というブロックメーカーです。

製作は、県内の生コン工場で、生コンにアミノ酸を混ぜ込むというやり方になっております。現在のところは、このメーカーのブロックを使用する場合に限ってアミノ酸が購入できるということになっております。今後、広く活用できないかどうか研究していきたいと考えております。

もう1点の報告は、港湾整備事業会計、いわ

ゆる企業会計ですけれども、マリンヒル三京の宅地販売を行っております。正式には次の議会での報告となりますけれども、昨年度末時点で残区画が36区画でありましたが、先週、12月9日、金曜日に完売となりましたので、とりあえずこの場で報告をしたいと思います。

【吉村(洋)委員長】ほかにご質問等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようでございますので、水産部関係の審査結果について整理をいたしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時38分 休憩 —

— 午前11時38分 再開 —

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

この後、委員間討議を行いますが、理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時39分 休憩 —

— 午前11時41分 再開 —

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、12月19日、月曜日の予算決算委員会における分科会長報告及び12月21日、水曜日の本会議における委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時42分 休憩 —

— 午前11時42分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

農水経済分科会長報告及び農水経済委員会委員長報告については、協議会における委員の皆様方のご意見を踏まえ、報告をさせていただきたいと存じます。

次に、閉会中の委員会活動について協議をいたしたいので、しばらく休憩をいたします。

— 午前11時43分 休憩 —

— 午前11時43分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見等はございませんでしょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、正副委員長にご一任を願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午前11時49分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本任期中の委員会は本日が最後となりますので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

2月に農水経済委員会の委員長を仰せつかりまして、これまで約10カ月間でしたが、本委員会の皆様方には大変お世話になったところでございます。

皆様方のおかげをもちまして、委員長としての重責をどうにか、果たせなかったのかなとも思いますが、本日を迎えさせていただいたところでございます。この場をおかりいたしまして改めてお礼を申し上げるところでございます。

何分、私もいささか小物でございまして、不足の点、多々あったものと反省をいたしておりますが、宮本副委員長をはじめ、委員の皆様にご助言、ご協力、ご指導をいただきまして、あわせまして、理事者の皆様方には誠意ある対応をしていただきまして、深く感謝を申し上げます。次第でございます。まことにありがとうございました。

本委員会は、産業労働及び農林水産業にわたる幅広い分野を所管しております。長崎県の経済を支える一翼を担っていると考えてところでございます。そういう中で活発な議論を重ねてまいったところでございます。

産業労働の分野では、新たな産業の創出、雇用の確保、企業誘致、産業人材の育成、こういった観点で議論をしてまいりました。また、農林水産業の分野では、ＴＰＰ協定、農林水産物の輸出、農業・漁業従事者の所得向上等について熱心な議論を重ねてまいったところでございます。

長崎県の経済は、なかなか厳しさを脱するところまで至っておりませんが、どうにか横ばい状態で現在があると感じております。

長崎県自体も厳しい財政状況ではございますが、理事者、県議会が一体となって力強い産業を創造する長崎県づくりに取り組んでまいりた

いと改めて思っているところでございます。

結びになりますが、長崎県政の今後ますますの発展と委員の皆様、理事者の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

我々の委員会としては、この1年間を振り返りますと、ベトナムにも行きましたし、オフィスの建設とか、びわの被害があったり、いろんなことがこの1年もありましたが、おかげをもちまして本日を迎えられたことに改めてまた感謝申し上げるところでございます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者側を代表いたしまして、古川産業労働部長からご挨拶をお願いいたします。

【古川産業労働部長】関係部局を代表いたしまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

吉村(洋)委員長、宮本副委員長をはじめ、委員の皆様方には、各部局が抱える重要な諸課題に対しまして、さまざまな観点からご意見、ご提言をいただき、厚くお礼を申し上げます。

県においては、人口減少や地域コミュニティの活力低下など構造的な課題の解決に向け、本年度から「長崎県総合計画チャレンジ2020」及び部門別計画である「ながさき産業振興プラン」、「長崎県水産業振興基本計画」、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」による取組を開始したところであり、今後も力強い産業を創造する長崎県を目指し、より効果的な施策に取り組んでまいります。

また、これまで本委員会でいただいたご意見、ご提言を踏まえ、本県の未来を切り開く新たな施策やさまざまなプロジェクトについて、関係機関との連携を図りながら、戦略的かつ積極的に展開してまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様方におかれま

しては、大変ご多忙とは存じますが、お体に十分ご留意いただき、今後とも、県勢発展のためご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

まことにありがとうございました。（拍手）

【吉村(洋)委員長】ありがとうございました。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

— 午前11時54分 閉会 —

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月14日

農水経済委員会委員長 吉村 洋

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 4 7 号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 6 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 6 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 3 件（原案可決 3 件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 5 号	厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願	採 択

計 1 件（採択 1 件）

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月14日

農水経済委員会委員長 吉村 洋

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 4 7 号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 6 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 6 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 3 件（原案可決 3 件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 5 号	厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願	採 択

計 1 件（採択 1 件）

委 員 長 吉 村 洋

副 委 員 長 宮 本 法 広

署 名 委 員 久 野 哲

署 名 委 員 山 口 経 正

書 記 中 崎 直 美

書 記 岡 山 剛

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成 2 8 年 1 1 月 定 例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会
関 係 議 案 説 明 資 料
(経済対策補正)

産
水
農

業

労
産
林

働

部
部
部

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第135号議案 「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」

のうち関係部分

であります。

今回の補正予算は、国の地方創生加速化交付金の事業として採択されたことを受け、必要な予算を追加しようとするものであります。

（歳 出）

労 働 費	4, 0 0 0 万	円の増
-------	------------	-----

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

◎産業政策課

大学生のインターンシップを促進し県内定着を図るため、動画を活用した県内企業の魅力発信や、県内外の大学生をターゲットとした合同企業説明会の開催等に要する経費として、

大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業費	4, 0 0 0 万	円の増
------------------------	------------	-----

を計上しております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、「未来への投資を実現する経済対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

分担金及び負担金	1億 607万5千円の増
国庫支出金	20億8,287万8千円の増
合 計	21億8,895万3千円の増

歳出予算は、

水産業費	29億4,639万3千円の増
合 計	29億4,639万3千円の増

となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

（分担金及び負担金について）

水産流通基盤整備費に係る地元負担金の増に伴い、

分担金及び負担金	1億 607万5千円の増
----------	--------------

を計上いたしております。

(国庫支出金について)

水産物輸出拡大施設整備事業費、水産流通基盤整備費、水産生産基盤整備費等の増に伴い、

国庫支出金	20億8,287万8千円の増
-------	----------------

を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

(水産物輸出拡大施設整備事業について)

輸出拡大が見込まれる大規模な港湾における輸出拠点市場の高度衛生管理等の施設整備を支援するため、

水産物輸出拡大施設整備事業費	5億	円の増
----------------	----	-----

を計上いたしております。

(水産基盤整備について)

漁場水産基盤整備費で、

水産環境整備費	3億6,094万	円の増
---------	----------	-----

県営漁港水産基盤整備費で、

水産流通基盤整備費	10億6,960万	円の増
-----------	-----------	-----

水産生産基盤整備費	7億2,900万	円の増
-----------	----------	-----

機能保全事業費	1億3,327万3千円	の増
---------	-------------	----

港整備交付金事業費	718万	円の増
-----------	------	-----

市町村営漁港水産基盤整備費で、

水産生産基盤整備費	1億1,265万	円の増
-----------	----------	-----

漁港施設機能強化事業費	3,375万	円の増
-------------	--------	-----

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。今回の国の補正予算に対処するため
予算計上した事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、

水産業振興費	5 億	円の増
漁場水産基盤整備費	3 億	5 3 4 万 円の増
県営漁港水産基盤整備費	1 7 億 8, 4 6 5 万 3 千円	の増
市町村営漁港水産基盤整備費	1 億 1, 6 6 5 万 5 千円	の増

として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

農 林 部

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分

第136号議案「平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」

であり、その内容についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「未来への投資を実現する経済対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

それでは、まず、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金	6億	204万	6千円の増
国庫支出金	36億	6,568万	8千円の増
繰入金		2,982万	7千円の増
諸収入	8億	5,627万	8千円の増
合 計	51億	5,383万	9千円の増

歳出予算は、

農業費	14億	816万	3千円の増
畜産業費	8億	8,317万	円の増
農地費	36億	9,316万	4千円の増
林業費	6億	7,874万	1千円の増
合 計	66億	6,323万	8千円の増

となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

(分担金及び負担金について)

農業農村整備事業に係る地元負担金の増に伴い、

分担金及び負担金 6 億 2 0 4 万 6 千円の増

を計上いたしております。

(国庫支出金について)

農業農村整備事業、畜産クラスター構築事業等に係る国庫負担金並びに国庫補助金の増に伴い、

国 庫 支 出 金 3 6 億 6 , 5 6 8 万 8 千円の増

を計上いたしております。

(繰入金について)

森林環境保全事業に係る繰入金の増に伴い、

繰 入 金 2 , 9 8 2 万 7 千円の増

を計上いたしております。

(諸収入について)

産地総合整備事業に係る雑入の増に伴い、

諸 収 入 8 億 5 , 6 2 7 万 8 千円の増

を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

(人と環境にやさしい農業の推進について)

農業生産現場におけるGAP取組を促進するため、国際基準GAPの指導ができる指導員の育成に要する経費として

人と環境にやさしい農業対策事業費	129万	円の増
------------------	------	-----

(園芸産地の振興について)

農産・園芸産地における共同利用施設等の整備事業に要する経費として

産地総合整備費	14億687万3千円	の増
---------	------------	----

(畜産の振興について)

地域の中心的な畜産経営体を育成するため、高収益型畜産体制（クラスター）を構築・省力低コスト牛舎等の施設整備に要する経費として

畜産クラスター構築事業費	8億8,317万	円の増
--------------	----------	-----

(農業農村の整備について)

意欲ある担い手の規模拡大を推進し、農業農村の健全な発展を図るため、その基礎的条件である生産基盤の整備に要する経費として

県営かんがい排水費	5億1,500万	円の増
-----------	----------	-----

県営畑地帯総合農地整備費	17億6,130万	円の増
--------------	-----------	-----

経営体育成基盤整備費	8億6,520万	円の増
------------	----------	-----

基盤整備促進費	1,680万	円の増
---------	--------	-----

農業基盤整備促進費	574万	円の増
-----------	------	-----

を計上いたしております。

(農地等の保全について)

災害を未然に防ぎ、安定的な農業生産を確保するため、農地及び農業用施設等の保全対策の推進に要する経費として、

ため池等整備費	3億 9,007万 4千円の増
---------	-----------------

地すべり防止対策費	1億 3,905万 円の増
-----------	---------------

を計上いたしております。

(森林の整備について)

水源のかん養や県土の保全など、森林の有する公益的機能を発揮するため、間伐等の森林整備に要する経費として、

森林環境保全事業費	5,382万 7千円の増
-----------	--------------

森林整備地域活動支援事業費	3億 5,928万 4千円の増
---------------	-----------------

森林環境保全整備事業費（造林公共）	8,083万 円の増
-------------------	------------

を計上いたしております。

(森林の保全について)

安全で住みよい県土づくりと災害の防止及び中長期的な水資源確保のための治山事業に要する経費として、

山地治山費	1億 8,480万 円の増
-------	---------------

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、

土地改良費	24億 2,383万 2千円
-------	----------------

農 地 防 災 費	4 億	1 9 2 万	8 千円
林 業 振 興 費	3 億	4, 9 4 9 万	2 千円
造 林 費		8, 0 8 3 万	円
治 山 費	1 億	2, 9 3 6 万	円
合 計	3 3 億	8, 5 4 4 万	2 千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第136号議案「平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算は、

国 庫 支 出 金	2 億	6 3 1 万	6 千円の増
合 計	2 億	6 3 1 万	6 千円の増

歳出予算は、

林 業 費	2 億	6 3 1 万	6 千円の増
合 計	2 億	6 3 1 万	6 千円の増

となっております。

これは、県営林内において、間伐による森林整備の促進及び木材の搬出利用拡大を図るため、基盤となる長期間利用可能な路網を整備するための経費であります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、

造 林 費	2 億	6 3 1 万	6 千円
-------	-----	---------	------

合 計 2億 631万 6千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成28年11月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会 関係議案説明資料

産水農

業

労産林

働

部部部

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第131号議案 「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」

のうち関係部分

第137号議案 「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」

のうち関係部分

であります。

はじめに、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

（歳 出）

総	務	費	9 1 7 万	8 千円の増
労	働	費	1, 3 6 4 万	2 千円の増
商	工	費	3 3 万	8 千円の減
合		計	2, 2 4 8 万	2 千円の増

を計上いたしております。

これは、職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

（債務負担行為について）

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「佐世保情報産業プラザ管理運営負担金」は、佐世保情報産業プラザの管理運営に要する経費について、平成33年度までの債務負担として、4億6,895万円を措置するものであります。

「総合就業支援センター運営等事業費」は、総合就業支援センターの運営等の業務委託に要する経費について、平成31年度までの債務負担として、3億915万2千円を措置するものであります。

次に、第137号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分について説明いたします。

（歳 出）

総	務	費	50万	2千円の増
労	働	費	394万	7千円の増
商	工	費	663万	4千円の増
合		計	1,108万	3千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

水 産 部

水産部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第131号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第134号議案 平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）のうち関係部分

第137号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分

第139号議案 平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第131号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	4億	2万6千円の増
合計	4億	2万6千円の増

となっております。

歳出予算は、

水産業費	4,077万3千円の増
公共土木施設災害復旧費	5億600万円の増
合計	5億4,677万3千円の増

となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

（国庫支出金について）

国庫支出金について、台風18号により被害を受けた漁港施設の早期復旧を図るため、

災害復旧費国庫負担金

4億

円の増

を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

(職員給与費について)

水産部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整により、

水産業総務費

4,077万3千円の増

を計上いたしております。

(災害復旧費について)

災害復旧費について、台風18号により被害を受けた漁港施設の早期復旧を図るため、

漁港災害復旧費

5億600万円の増

を計上いたしております。

(繰越明許費について)

繰越明許費については、計画・設計及び工法の変更による遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、

水産業振興費

1億5,380万4千円

漁場水産基盤整備費

15億4,516万6千円

県営漁港水産基盤整備費

15億2,560万円

市町村営漁港水産基盤整備費

6億7,219万円

漁港災害復旧費

5億600万円

を繰り越すものであります。

(債務負担行為について)

漁業近代化資金利子補給費は、平成28年度中に総額20億円の範囲内で承認を予定しております融資額について、9億6千万円を増額し、平成29年度以降の利子補給に要する経費を措置するものであります。

次に、第134号議案 平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第1号)のうち水産部関係部分についてご説明いたします。

収益的支出で、61万4千円の増
となっております。

これは職員の給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第137号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算(第6号)のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

水産業費	1,631万9千円の増
合計	1,631万9千円の増

となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

次に、第139号議案 平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第2号)のうち水産部関係部分についてご説明いたします。

収益的支出で、17万9千円の増
となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

農 林 部

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第131号議案 「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分

第137号議案 「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分
であります。

それでは、まず、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」
のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	164万 6千円の減
諸収入	76万 2千円の減
合計	240万 8千円の減

歳出予算は、

農業費	3,139万 3千円の減
畜産業費	402万 8千円の減
農地費	5,313万 5千円の減
林業費	4,633万 7千円の減
合計	1億 3,489万 3千円の減

となっております。

まず、歳入予算についてご説明いたします。

（国庫支出金について）

職員給与費にかかる国庫負担金及び国庫補助金の減に伴い、

国庫支出金 164万 6千円の減
を計上いたしております。

(諸収入について)

職員給与費にかかる受託事業収入の減に伴い、

諸収入 76万 2千円の減
を計上いたしております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

(職員給与費について)

農林部職員の給与費について、既定予算の過不足調整として、

農業費	3,139万 3千円の減
畜産業費	402万 8千円の減
農地費	5,313万 5千円の減
林業費	4,633万 7千円の減
合計	1億 3,489万 3千円の減

を計上いたしております。

(繰越明許費について)

繰越明許費については、事業計画・設計及び工法の変更による遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、

土地改良費	2,100万 円
林道費	2,174万 8千円

治	山	費	6, 9 6 5 万 8 千円
林地荒廃防止施設災害復旧費			1, 6 0 0 万 円
合		計	1 億 2, 8 4 0 万 6 千円

の繰越明許費を設定するものであります。

(債務負担行為について)

長崎県民の森管理運営負担金に係る平成29年度から平成33年度までに要する経費として、

3 億 6 2 3 万 5 千円

を計上いたしております。

次に、第137号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は合計で、4, 2 9 7 万 1 千円の増となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

平成 2 8 年 1 1 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

産水農

業

労産林

働

部部部

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第147号議案 「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」
のうち関係部分

第160号議案 「公の施設の指定管理者の指定について」
であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、知事の権限に属する事務の一部を市町において処理することに関して、移譲する事務の根拠法令の改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第160号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、佐世保情報産業プラザ条例に基づき、「佐世保情報産業プラザ」の管理運営を行う指定管理者を公募した結果、1者から申請があり、ハウステンボス・技術センター株式会社を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が10月に発表した月例経済報告によりますと、「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が11月に公表した県内金融経済概況

によりますと、「全体として緩やかな回復基調を続けている。」とされております。

まず、生産面をみますと、大手・中堅造船では、生産水準は高水準横ばい圏内の動きとなっており、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となるなど、高操業が続いております。また、原動機は高水準横ばい圏内で推移し、冷熱機器では弱含みで推移しております。大・中型モーターは持ち直しの動きが一服しており、電子部品等では持ち直していることから、生産面全体としては横ばい圏内の動きとなっております。

一方、需要面をみますと、公共投資は、大型案件を中心に増加しており、個人消費は、天候不順の影響がみられるものの、全体として底堅く推移しております。

なお、平成28年8月から平成28年10月まで直近3ヶ月間の企業倒産件数は12件で、去年同期に比べて4件の増加となっております。

また、9月の有効求人倍率は、全国平均が1.38倍と前月を0.01ポイント上回る中、本県においては、前月を0.02ポイント下回る1.16倍となっておりますが、7か月連続の1.1倍台となり、雇用情勢は、一部に弱さがみられるものの、改善が続いております。

（三菱重工業(株)の客船事業について）

三菱重工業株式会社は、アイダクルーズ向け大型客船2隻を2011年に受注し、現在は2番船の建造に注力されているところでありますが、設計の手直しやそれに伴う工期の遅れなどから1番船と合わせ2千億円を超える特別損失を計上したため、本年4月に社内に客船事業評価委員会を設置し、事業の検証を進めてこられました。

その検証結果が去る10月18日に発表され、

- ・欧米向け大型客船事業には当面取り組まないこと
- ・今後は10万トン以下のクルーズフェリーや中小型客船に取り組んでいくこと
- ・10万トン以下の客船の建造場所については、カーフェリー事業との相乗効果

などを踏まえ、状況に応じて建造場所を決定していくこと
などを表明されております。

また、大型客船の建造終了後における県内への影響につきましては、客船建造に伴い県外から応急的に応援に来ていた従業者は県外の事業所に戻ることもなるものの、県内の従業者については、「現在高操業が続いているLNG船などの建造にシフトしていくことになる」旨の説明がなされたところです。

県としましては、同社が今回の大型客船の見直しに加え、今治造船や大島造船所、名村造船所との提携協議など長崎造船所と関わりの深い商船事業の改革を進めていることから、重大な関心を持って、その改革の動向を注視してまいります。

（工業技術センターの研究成果について）

工業技術センターでは県内食品産業の支援を行っており、平成26年度からは特徴的な地域資源である椿から採取した「五島つばき酵母」を利用した食品について、五島市商工会と共同での技術開発を行っております。

その成果として、五島つばき酵母を使用した清酒「島楽（とうらく）」が本年7月25日に発売され、続いて11月17日には「五島つばきワイン キャンベルアーリー2016（ロゼ）スパークリングワイン」が発売されております。

また、五島つばき酵母の応用を進めるために、平成28年度から30年度の経常研究でこの酵母の最適な発酵条件の検討及び発酵物の成分分析を行い、パン、酒類、魚醤油・味噌の製品開発を行うとともに、酵母の特性を調べ、酵母自体の製品化も目指すこととしております。

（ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について）

海洋再生可能エネルギーの導入促進による産業の創出について、12月16日、長崎市内において、海洋再生可能エネルギーの発展に求められる国際連携をテーマに、

「第3回長崎県海洋産業フォーラム」を開催し、国内外で先進的に取り組んでおられる事業者、研究者の方々からの講演等や、本県の取組みの情報発信を行うとともに、実証プロジェクトの誘致活動を積極的に展開することとしております。

県としては、本県海域での潮流発電及び、浮体式洋上風力発電の実証フィールドの構築を進めるとともに、実証実験プロジェクトから商用化までを見据えた長崎県海洋再生可能エネルギー産業の拠点形成に向けて、引き続き積極的に取り組んでまいります。

（サービス産業の振興について）

高齢化を背景に今後需要が見込まれる介護周辺・健康サービスの事業化については、「介護周辺・健康サービス事業化促進補助金」による支援を行っているところであり、平成28年度は7件を交付決定のうえ、介護旅行サービスや生活支援サービス等の事業化に努めているところです。

また、11月11日には長崎市内で「長崎県健康関連サービス創出フェア」を民間事業者団体とともに開催し、県内関係企業をはじめとした約250名が参加する中、健康関連サービスの動向等をテーマにした講演や先進事例の紹介とともに、関係企業による事業の展示会が行われました。

今後も引き続き、関係事業者等で構成する部会を開催し、サービスの事業化促進に努めてまいります。

（食料品製造業の振興について）

島原手延そうめんと五島手延うどんにつきましては、その知名度向上と産地ブランドの確立を目的に、一昨年から欧州でのプロモーション活動や販路開拓に取り組んでおります。

10月からはパリ市内の高級百貨店「ボンマルシェ」において常設の販売が開始さ

れるとともに、10月17日から22日にかけて、同百貨店において生産者による試食販売、料理デモンストレーション、「うどんの手掛け」実演、店内レストランでのメニュー提供などのPRイベントが開催されたところです。

このイベントは現地の新聞や女性誌等でも紹介され、来場されたお客様からは、「パスタより軽く、かみ応えがあり、おいしい」との評価をいただくことができました。

また、本県のマスコミのみならず、全国紙でも掲載いただくなど国内でのブランド強化にも効果がある取り組みになったと考えております。

このほか、11月からはパリ市内の百貨店「ギャラリーラファイエット」での常設販売が開始されるなど、フランスとイタリアの飲食店で正式にメニューに採用された店舗数は12店に増加いたしました。

今後とも、知名度向上とブランド化に向けて産地や市町、商工団体と一体となって取り組んでまいります。

(県内企業の海外展開支援について)

去る11月21日から25日にかけてベトナムの3箇所で県内企業とベトナム企業とのビジネスマッチングを実施いたしました。

ホーチミン市では11社、ハノイ市では8社、ダナン市では4社の県内企業がそれぞれ地元の企業との商談を行い、ベトナムでのビジネスチャンスの拡大に取り組みしました。

引き続き、県内企業に対し海外展開支援のワンストップ窓口としてジェトロに設置しております「長崎県海外ビジネスサポートデスク」や、中国及び東南アジアに設置しておりますビジネスサポートデスク等をご案内するなど、県内企業の海外展開に向けた取り組みを支援してまいります。

(長崎県産業振興財団が保有する株式の売却について)

長崎県産業振興財団においては、平成15年度から19年度にかけて「大学等発ベンチャー創出事業」及び「元気ベンチャー創出事業」を通じてベンチャー企業9社に投資を行い、このうち経営破綻した1社を除く8社について成長に向けた支援を行ってきたところでありますが、支援先の状況等を踏まえ、現在、財団が設置したベンチャー支援外部専門家委員会において、株式の売却等について検討を進めております。

外部専門家委員会においては、支援先8社のうち、債務超過となっている5社については備忘価額での売却、債務超過でない3社については、出資額や純資産から算定される株価など複数の方式を総合的に考慮して売却額を算定するなどの案が検討されており、来年2月を目途に提言がなされることとなっております。

(企業誘致の推進)

企業誘致については、長崎市に立地が決定していたオリックス生命保険株式会社と10月6日に、さらに、佐世保市に立地が決定していた株式会社ハウコムと11月7日に立地協定を締結いたしました。

また、平成27年に佐世保市への立地が決定していた双葉産業株式会社については、本年3月に工場が竣工し、自動車用シートカバーの裁断及び縫製業務を開始されていますが、熊本地震の影響で延期されていた竣工式が10月20日に行われました。

県としては、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体及び関係機関とも連携しながら支援を行うとともに、引き続き企業誘致の推進に努めてまいります。

(雇用対策について)

新規高卒者を対象とした合同企業面談会を、長崎、佐世保、諫早の3地域で10月に開催し、244名の生徒と186の企業に参加をいただきました。

来春卒業の高校生を対象とした県内の求人数は、9月末現在で前年度を574人上回る4,316人、内定率は3.1ポイント上回る58.5%、県内就職率は46.1%と、前年度を5.3ポイント上回っております。

引き続き、一人でも多くの生徒・学生が採用内定を得られるよう高校・大学と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、ワーク・ライフ・バランスなど働きやすい職場づくりを実践する優良企業を県が認証する制度を、11月創設いたしました。今後は、優良企業の認証数を増やしていくことで、働きがいのある魅力的な職場環境の整備を促進してまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。産業労働部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、22件の事業群評価調書により、95件の評価を実施しましたが、そのうち66件の事業について、平成29年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しに取り組んでまいります。

(施策評価の実施について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。今回の施策評価は、「長崎県総合計画」が平成27年度をもって終了したことに伴い、計画に掲げる46の施策及び3つの政策横断プロジェクトについて、取組や数値目標の達成状況等の評価を行い、新たな施策の企画立案や事業の見直し等に活用するため実施したものであります。

産業労働部におきましては、総合計画に掲げる10の政策のうち、主に「政策3 人を育てる、人を活かす」や「政策5 次代を担う産業と働く場を生み育てる」に取り組んでおり、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、企業誘致につきましては、本県ゆかりの民間企業経営者などの人脈を通じた活動や知事のトップセールスなどを積極的に行った結果、自動車製造関連企業や保険会社の事務部門を始めとしたオフィス系企業などの誘致が進み、5年間で2,586人の雇用計画を達成することができました。

今後も国の動きや企業ニーズを捉えて、戦略的・効果的な企業誘致を推進してまいります。

なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要があるものについては、長崎県総合計画チャレンジ2020やながさき産業振興プラン等において目標設定しており、今後も適切に進捗管理を行ってまいります。

（地方創生の推進について）

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の達成状況や取組内容等を踏まえ、平成27年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

産業労働部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本方向のうち、おもに「地域に根ざした製造業を育てる」、「本県の強みを活かした戦略的、効果的な企業誘致を推進する」、「「人財県長崎」の実現により「ひと」と「しごと」の好循環を生み出す」等に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「地域に根ざした製造業を育てる」につきましては、地場企業の規模拡大支援や食品製造業の付加価値向上支援などを行いました。

その結果、設備投資などに対する県の支援を受けた企業の新規雇用計画数は、目標

100人に対して352名の実績となっております。

今後とも、地域経済の牽引力となる中堅企業と受注側中小企業への支援や県内企業の連携促進、新たな受発注体制の構築支援など、県内企業の競争力強化や生産性の向上につなげてまいります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

水 産 部

水産部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(日中・日韓水産関係交流について)

本県は東シナ海等の水産資源及び漁場を中国・韓国との間で共有しており、水産資源の保存・資源管理の確立、安全操業の確保等を図る上で、日中間及び日韓間との相互理解は益々重要になっております。

このような中、日中交流につきましては、平成12年から浙江省と代表団の相互派遣などの交流を行っており、去る11月7日から3日間の日程で、水産部次長を団長とする7名が浙江省を訪問し、資源管理等にかかる意見交換や同省水産研究所の視察を行いました。

日韓交流につきましては、平成5年から、日韓海峡沿岸の長崎、山口、福岡、佐賀の4県と釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道の韓国南部1市3道の水産行政担当者・研究者による交流事業を実施しており、去る10月20日に韓国済州特別自治道において「第24回日韓海峡沿岸水産関係交流会議」を開催し、本県から水産部参事監をはじめとする5名が参加いたしました。

会議では、アマダイの資源管理、漁村の6次産業化などに関する情報交換を行うとともに、トラフグ3千尾を共同放流いたしました。

今後も、引き続き中国や韓国との間で、水産業に関する交流を図ってまいります。

(ながさき水産業大賞について)

ながさき水産業大賞は、水産業・漁村に対する県民の理解を深め、水産業者の励みとなる表彰事業として、県及び県漁連をはじめとする関係機関により運営委員会を組織し、平成21年度から実施し、今年で8年目を迎えました。

10月12日に開催された、平成28年度ながさき水産業大賞運営委員会におきまして、17件の応募の中から、長崎県知事賞として、「収益性の高い魅力ある経営体部門」の沿岸漁業の部では、サイズや季節ごとに適した出荷先の選定や市場の意見を踏まえた出荷方法の工夫などによりアカムツの単価アップに成功した対馬市の「平川^{ひらかわ}かずひろ^{かずひろ}」氏、養殖業の部では、餌料改良によりブランド魚「秋ぶり」を開発し国内での販売量を伸ばしている新上五島町の「有限会社橋口水産」、水産加工・流通の部では、長崎県産魚や消費者ニーズにこだわって新技術や独自のアイデアを活かした練り製品の製造販売に取り組んでいる長崎市の「長崎蒲鉾有限公司」、^{ひら}「浜・地域の魅力を活かした漁村の活性化部門」では、対馬市美津島町管内のマグロ養殖業者9団体が協業化して「トロの華」ブランドを確立し県内のクロマグロ養殖の振興に貢献した「トロの華生産者協業体」の4件が選定されました。

このほか、県漁連会長賞として、松浦市の「大石^{おおいし}久志^{ひさし}」氏、佐世保市の「吉浦^{よしうら}英男^{ひでお}」氏、新上五島町の「南^{みなみ}ころ^{ころ}」氏、松浦市の「新松浦漁協青島女性加工部」の4件が、特別賞として、対馬市の「早田^{そうだ}真路^{しんじ}」氏、壱岐市の「八幡^{やはた}小学校」の2件が選定されました。

受賞された皆様方は、地域の特性を活かした先進的な活動により大きな成果を上げられ、他の地域や水産業者の模範となるものであります。

なお、表彰式は11月19日に開催され、受賞者の功績を広く紹介しました。

(さかな祭りについて)

去る10月8日、松浦魚市場において、「第20回松浦おさかなまつり」が開催され、約1万3千人が来場し、松浦産養殖クロマグロの解体実演、海鮮鍋の無料配布やアジ・サバの試食、魚のつかみどり、海鮮バーベキューなどで賑わいました。

10月23日には、長崎魚市場において、「第35回長崎さかな祭り」が開催され、約2万8千人が来場されました。会場では県産魚の調理実演、加工品や煮付けの食べ方指導会、養殖ブリや出荷尾数日本一の養殖クロマグロの刺身試食会など、さまざまなイベントが実施されました。

また、10月30日には、佐世保魚市場において、「第19回佐世保漁港お魚まつり」が開催され、約3万6千人が来場し、模擬セリやお魚バーベキュー、魚のつかみどり、親子の魚さばき方教室、佐世保市の水産ブランド品紹介、海鮮汁の無料配布などで賑わいました。

今後とも、より多くの消費者に本県水産物を紹介する機会を設け、魚食普及や地産地消を推進してまいります。

(第14回ながさき水産科学フェアについて)

総合水産試験場では、毎年、長崎魚市場協会が主催する「長崎さかな祭り」に合わせて、隣接する国立研究開発法人 水産研究・教育機構 西海区水産研究所と長崎大学 海洋未来イノベーション機構 環東シナ海環境資源研究センターの3機関合同で、「ながさき水産科学フェア」を開催し、研究内容等について広く県民の皆様にご理解いただくとともに、未来を担う子供達に水産と海洋の科学を学んでもらうこととしております。

第14回目となる今年度は、10月23日に開催し、合計1千人を超える方が来場されました。

当日は、クロマグロ飼育施設の見学、魚の解剖や海藻麺づくりなどの体験型イベント、調査・練習船や水産庁漁業取締船の一般公開に加え、海や魚に関する話をわかりやすく紹介する「サイエンスカフェ」等を実施し、多くの来場者に水産や海洋の科学に触れる機会を提供することができました。

(クロマグロの種苗生産について)

平成20年3月に策定した「長崎県マグロ養殖振興プラン」(平成26年8月改定)に基づき、クロマグロ養殖の振興を推進しておりますが、太平洋クロマグロの資源量が減少していることにより、天然種苗を養殖用に供することは年々厳しさを増している状況にあります。

総合水産試験場では、国立研究開発法人 水産研究・教育機構を中核機関とする委託プロジェクト研究に平成24年度から参画し、クロマグロ種苗生産技術の開発に取り組んでおります。

今年度はこのプロジェクト研究により、同機構の西海区水産研究所から提供されたクロマグロの受精卵を用い、ふ化から稚魚期までの生残率向上を図るために、給餌技術の改良による種苗生産試験を実施しました。その結果、5センチサイズの稚魚1万7千尾を生産し、3年連続で1万尾以上の生産実績となりました。

今回生産した種苗については、県内の養殖場への移送試験を行い、その後も民間による養殖試験を継続しながら、人工種苗の成長や生残状況等の把握に努めているところです。

今後とも、クロマグロ人工種苗を安定的に量産できる技術開発について、試験研究に取り組んでまいります。

(事務事業及び公共事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価及び公共事業にかかる新規事業の事前評価を実施いたしました。水産部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、9件の事業群評価調書により、49件の評価を実施

いたしましたが、そのうち6件の事業について、平成29年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等を見直しなどに取り組んでまいります。

（施策評価の実施について）

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。今回の施策評価は、「長崎県総合計画」が平成27年度をもって終了したことに伴い、計画に掲げる46の施策及び3つの政策横断プロジェクトについて、取組や数値目標の達成状況等の評価を行い、新たな施策の企画立案や事業の見直し等に活用するため実施したものです。

水産部におきましては、総合計画に掲げる10の政策のうち、主に「政策4 力強く豊かな農林水産業を育てる」に取り組んでおり、関連する施策等についての事後評価を実施いたしました。

このうち、「施策4 収益性の高い、安定した漁業・養殖業の実現」につきましては、「長崎県マグロ養殖振興プラン」に基づき、大型化に向けた養殖技術の指導の結果、生産量は4,128トンと、目標の2,700トンを上回る成果が得られました。また、水揚げを円滑に進めるための電気ショッカーや、魚体に傷をつけずに脂質を測定できるフィッシュアナライザーの導入などへの支援を行い、身質の高品質化と数値化が可能となりました。

今後の対応方向としましては、経営改善計画の策定と実行による漁業者の経営力強化や、養殖業における高品質化、協業化のほか、水産物の国内外での販路拡大と価格向上に取り組み、収益性の向上への取組強化を推進してまいります。

なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要があるものについて

は、長崎県総合計画チャレンジ2020及びその個別計画である長崎県水産業振興基本計画において目標設定しており、今後も適切に進捗管理を行ってまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の達成状況や取組内容等を踏まえ、平成27年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

水産部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「地域の柱となる水産業を育成し、後継者を確保する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「市場ニーズに対応した流通対策・加工品の開発、輸出促進等」につきましては、中国向けの鮮魚輸出について、上海や北京のアンテナショップを活用したPRと併せて百貨店等でのフェアの開催などの取組を進め、また、香港向けや韓国向けの輸出についても、脂質やサイズなどニーズに応じた活鮮魚の輸出を行った結果、輸出量・輸出金額ともに過去最高を記録し、平成27年度の水産物輸出額の実績は17億円で、目標額の11億円を大きく上回る結果となっております。

今後の方向性としていたしましては、加工・流通・観光等の一体的な取組に必要な施設整備等の支援を進め、雇用の場を創出するとともに、関東地区県産品フェアへの参加、海外アンテナショップを活用したPRによる更なる輸出拡大や輸出向け養殖魚生産増大などに取り組んでまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

農 林 部

農林部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第161号議案 「公の施設の指定管理者の指定について」

であります。

本案件は、長崎県県民の森条例に基づき、「長崎県民の森」の管理運営を行う指定管理者を公募した結果、1者から申請があり、学識経験者等6名の委員からなる指定管理者選定委員会において、書類審査、応募者からのプレゼンテーション、質疑応答等による選考結果を踏まえ、一般社団法人長崎県林業コンサルタントを指定管理者として指定しようとするものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(全国お茶まつり長崎大会1年前記念イベントについて)

去る11月3日、佐世保市で、来年11月に本県では初の開催となる第71回全国お茶まつり長崎大会の1年前記念イベントが、長崎県茶業協会、長崎県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長崎県本部、県・関係市町等からなる実行委員会により開催されました。

当日は、生産者や西九州茶農業協同組合連合会、日本茶インストラクター、農協など茶業関係者が連携して、県内各茶産地で生産されたお茶の試飲や販売、お茶に関するクイズラリーなど、長崎玉緑茶のPRを行いました。

あわせて、三川内陶磁器工業協同組合、長崎国際大学並びに佐世保物産振興協会等にご協力いただき、三川内焼の絵付けや学生による野点体験、お茶を用いた菓子の販売を行い、多くの県民の皆様にご来場いただきました。

今後、本イベントを皮切りに、全国お茶まつり長崎大会の成功に向けた周知と、「長崎玉緑茶」の知名度向上及び消費拡大に向け、様々な取組を展開してまいります。

(平成28年度第55回農林水産祭天皇杯の受賞について)

平成28年度第55回農林水産祭園芸部門において、佐世保市の「ながさき西海農協させば地区かんきつ部会」が、栄えある「天皇杯」を受賞されました。

平成28年度農林水産祭では、過去1年間(平成27年8月～平成28年7月)の農林水産祭参加行事296件において農林水産大臣賞を受賞した509点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産及びむらづくりの7部門において、その性質・内容が抜群で広く社会の賞賛に値するものから、「天皇賞」、「内閣総理大臣賞」、「日本農林漁業振興会会長賞」が各部門1点ずつ授与されております。

今回の「天皇杯」受賞は、「ながさき西海農協させば地区かんきつ部会」が部会全体の果実品質向上のため、園地ごとに登録を行い、統一した栽培管理で果実分析の審査に合格した園地のみかんだけをブランドとして出荷できる「園地登録園制度」を構築し、「出島の華」、「味っ子」、「味まる」といった高糖度みかんのブランド化を図り、全国トップクラスの高単価を実現したこと、若手リーダーが牽引し部会一丸となって栽培管理を徹底していること、部会員自ら消費地店頭で行う販売促進活動等による消費者ニーズの把握や、有名果物専門店と共同で加工品開発等に取り組んでいることなどが高く評価されたものであります。

県といたしましては、全国に通じるトップクラスの取組を県内産地へと波及させ、産地の強化とさらなるブランド力を高める取組を進めてまいります。

(諫早湾干拓事業の開門問題について)

潮受堤防排水門開門差止請求事件については、長崎地方裁判所において、昨年10月6日結審し、その後、今年1月18日には、開門によることなく、有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図る和解の協議が勧告され、これまで10回の協議が行われ、12月12日には第11回目の協議が行われる予定となっております。

去る11月1日に行われた第10回目の協議では、国から、4県及び4県の漁業団体からの意見・提案等を踏まえ整理された有明海振興基金（仮称）（案）について、目的や運営体制・運営方法、支援対象等について説明がなされ、国は、開門を求める方々を含めた漁業者等の意見を聞き、有明海振興基金（仮称）の成案にしていきたいとの発言があったと伺っております。

県としては、開門することなく有明海再生を目指していただきたいと繰り返し、国に対して要請してきたところであり、今回の和解協議を契機として、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

この他、排水門の開門差止を求めた仮処分申立事件の保全抗告審につきましては、現在、福岡高等裁判所で係属中であり、第5回期日が11月10日に行われ、今後、第6回期日が12月13日に行われる予定となっております。

また、福岡高裁確定判決の勝訴原告を含む漁業者が、国を提訴した小長井・大浦漁業再生請求事件につきましては、昨年9月7日、小長井町漁業者原告が求めている排水門の即時開門請求並びに小長井町漁業者原告及び大浦漁業者原告が求めている損害賠償請求のいずれをも認めないとする控訴審判決が出され、現在、最高裁判所において審理中であります。

国が、平成22年の福岡高裁確定判決の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟につきましては、現在、福岡高等裁判所において和解協議中であります。

県としましては、開門により地元の方々に被害が及ぶようなことが決してないよう、引き続き県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

（鳥インフルエンザの防疫対策の強化について）

家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」については、昨シーズン、国内における家きんでの発生はありませんでしたが、我が国周辺の中国、台湾、韓国では

発生が継続しており、発生リスクが高まる冬期を迎える前に、県内での防疫体制を強化する目的で、10月20日に鳥インフルエンザ防疫対策会議を開催し、注意喚起と飼養衛生管理基準遵守の徹底を図ったところです。

また、万一の発生時に迅速かつ的確な初動防疫が実施できるよう、11月7日と8日に本病発生を想定した県域の防疫演習を実施いたしました。演習では、県央地区管内の佐賀県との県境に位置する養鶏場での発生を想定し、「長崎県鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」に沿って、鳥インフルエンザ総合対策本部会議を設置するとともに、県内の市町、関係団体及び佐賀県との連携確認、必要な防疫資材の調達や防疫作業従事者の確保、並びに生きた鶏を使用しての殺処分模擬演習を実施し、作業内容の確認を行いました。

今回の演習を踏まえ、関係団体や市町、県関係部局による検証等を行い、問題点の確認と対応策を速やかに講じ、防疫体制の強化に取り組んでまいります。

(ながさき森林環境保全事業について)

ながさき森林環境保全事業につきましては、「ながさき森林環境税」を創設し、これを財源に環境重視の森づくりと県民参加の森づくりに取り組んでまいりましたが、今年度をもって2期目（平成24年度から平成28年度）の事業期間及び課税期間が終了することから、5年間の事業効果の検証や次年度以降の森林環境保全事業のあり方等について取りまとめた基本的な考え方を広く県民の皆様にお示しし、ご意見をいただくため、10月7日から11月7日までの32日間にわたりパブリックコメントを実施し、18名の方からご意見が寄せられました。

主な意見といたしましては、未整備森林解消に向けた支援の継続や里山林などの広葉樹林の整備、県産材の利用促進、子どもたちへの森林教育の実施など、税の使途に対する提案とあわせて森林環境税を理解してもらう取組も一層進めるべきとの意見をいただいたところです。

県といたしましては、県議会からのご意見とともに、今回の県民の皆様からのご意見を踏まえ、課税期間を平成29年度から5年間延長したうえで、未整備森林の解消を継続的に進めるとともに、里山林の整備や木育の推進、県産材の利用促進の取組なども支援し、森林の公益的機能の維持および森林保全の普及・啓発等、各種施策を実施していきたいと考えております。

(第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について)

野生鳥獣の適正な保護およびイノシシやニホンジカなどの増えすぎた鳥獣の管理を図るため、環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、県では鳥獣保護管理事業計画を策定しておりますが、今年度をもって第11次計画期間が終了することから、新たに平成29年度から平成33年度までの5箇年を対象とした第12次鳥獣保護管理事業計画を今年度末までに策定することとしております。

本計画は、これまでと同様、鳥獣の保護を図る一方で農林業等に被害を及ぼす有害鳥獣の適正な管理を行うことを目的としたものであり、策定につきましては、市町や関係団体への照会やパブリックコメントなどにより幅広く意見を伺うとともに、長崎県環境審議会鳥獣部会における審議を経た上で策定を進めてまいります。

(事務事業及び公共事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価、公共事業にかかる新規事業の事前評価を実施いたしました。農林部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、21件の事業群評価調書により、104件の評価を実施いたしました。そのうち41件の事業について、平成29年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

(施策評価の実施について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。今回の施策評価は、「長崎県総合計画」が平成27年度をもって終了したことに伴い、計画に掲げる46の施策及び3つの政策横断プロジェクトについて、取組や数値目標の達成状況等の評価を行い、新たな施策の企画立案や事業の見直し等に活用するため実施したものです。

農林部におきましては、総合計画に掲げる10の政策のうち、「政策4 力強く豊かな農林水産業を育てる」に取り組んでおり、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、「(3) 強い経営力を持った農林業の経営体の育成」につきましては、担い手への農地集積、園芸用施設や牛舎等生産施設の整備、作業機械の導入による省力化等経営規模の拡大に向けた取組を支援した結果、農業所得600万円確保が可能となる規模に達した経営体数の増加が図られてまいりました。

今後の対応方向としましては、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積の加速化や生産基盤整備、機械・施設整備等による経営基盤の強化を図るとともに、各地域の地域労力支援システムの安定化や県域を網羅した農業サービス事業体の設立による人材派遣システム構築、国家戦略特区を活用した外国人材の受入による規模拡大に必要な雇用労力の確保、農業大学校における経営発展ステージに応じた技能や知識習得のためのきめ細かな研修機能の充実により経営力を強化し、新規就業者の受入や地域の雇用の受け皿となる農業所得1,000万円以上の大規模経営体の育成に取り組んでいくこととしております。

なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要があるものについては、長崎県総合計画チャレンジ2020や個別計画等において目標設定しており、今後も適切に進捗管理を行ってまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の達成状況や取組内容等を踏まえ、平成27年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

農林部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「農林業でしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農山村に人を呼び込む」や「総合的な移住対策を推進する」等に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「農林業でしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農山村に人を呼び込む」の中で、農業・林業産出額をKPIの一つとして掲げ、地域別・品目別の産地計画に基づき、新品種・新技術の導入や規模拡大、増頭などを一体的に支援し、産地の収益力向上に取り組むとともに、地域材供給倍增協議会を核とした県産材の需給マッチング体制の構築等を行い、農業・林業産出額の増加に向けて取り組んでまいりました。

今後も引き続き、産地の維持・拡大に向け、定時・定量・定質の生産体制の構築や畜産クラスターを中心とした増頭対策、農地の基盤整備や集出荷施設の整備等の生産性向上対策に取り組むとともに、品目別戦略を再構築し、コスト縮減や高品質化、多収化を推進し、農林業でしっかり稼ぐ仕組みづくりを構築してまいります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 8 年 1 1 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 1)

産
水
農

業

労
産
林

働

部
部
部

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 1頁21行目の次に、次のように挿入する。】

（平成29年度の重点施策）

平成29年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、来年度が2年目となる長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、産業労働部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

昨年度策定した「ながさき産業振興プラン」の目標実現へ向け、プランに定める「生産性／競争力を高める」「新たな需要を発掘／創出する」「働く場を創る／改善する」「有能な人材を育成／確保する」という4つの基本方針に沿って、引き続き施策を展開してまいります。

平成29年度は、本県産業において積極的に取り組むべきもののうち、特に4つの課題に注力してまいります。

1つ目は「若者の県内定着」であります。

他県と比べ著しい若者の県外流出を抑制するため、様々な情報媒体を活用し、県内企業の魅力を周知するとともに、高校生、大学生を対象とした県内企業の説明会等を通して、生徒・学生及びその保護者が県内企業の経営者や若手社員と接する機会を増やすなど、県内就職・定着につながる各種事業を展開してまいります。なお、こうした動きが、企業や学校をはじめ、県民の多くが若者の県外流出について考える機会へと繋がっていくことを目指してまいります。

2つ目は「県民所得向上対策」であります。

一人あたり県民所得の低迷という本県経済の大きな課題を克服するため、関係機関との連携や中小企業診断士の活用による県内中小企業の経営力向上支援、ネット通販市場

への県内企業の更なる進出等による県内サービス産業の域外需要獲得支援、海洋エネルギー関連産業の拠点形成及び実証フィールドの構築等による新産業創出支援などにより、県内経済の浮揚と県民所得の向上を目指してまいります。

3つ目は「生産性の向上」であります。

本県製造業の生産性を向上させるため、商工会や商工会議所、中小企業団体中央会等、県内の産業支援機関との連携をこれまで以上に強化し、戦略・目標の共有化を図り、一丸となって地場企業の競争力強化や事業拡大の支援を行い、本県産業全体の生産性向上を目指してまいります。

4つ目は「ＩｏＴの利活用推進」であります。

生産工程などへのＩｏＴ導入による飛躍的な生産性の向上は、第４次産業革命ともいわれており、ＩｏＴの普及は、車両の自動走行や予防医療・オーダーメイド医療を可能にするなど、産業や生活の様々な場面にとどまらず、今後の社会のあり様を大きく変える可能性を秘めております。県内企業についても、ＩｏＴ技術を用いた生産性向上や新製品・サービス開発を支援することにより、県内産業の競争力強化を図ってまいります。

基本方針及び主な事業については以上のとおりでございます。

なお、平成２９年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） ７頁１行目から３行目までを削除し、次のように挿入する。】

来春卒業の高校生を対象とした県内の求人数は、１０月末現在で前年度を５４７人上回る４，４３９人、内定率は０．３ポイント上回る８０．９％、県内就職率は４８．７％

と、前年度を2.3ポイント上回っております。

一方、大学生等の内定率は10月末現在で前年度を6.2ポイント上回る66.1%、県内就職率は前年度を1.8ポイント上回る37.7%となっております。

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の1頁1行目の次に、次のとおり挿入する。】

（平成29年度の重点施策）

平成29年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、来年度が2年目となる長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に示したものであります。このうち、水産部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、長崎県水産業振興基本計画における4つの基本目標「収益性の高い魅力ある経営体の育成」、「浜・地域の魅力を活かした水産業の活性化と就業者確保」、「国内外での販路拡大と価格向上」、「漁業生産を支える豊かな漁場・安全で快適な漁村の環境整備」を柱とし、経営力強化に向けた指導・支援、浜の活力再生プランに基づく活動推進、就業者確保対策の充実・強化、海外や大消費地への販路拡大を目指した流通加工対策、資源管理の高度化、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備などを総合的に推進します。

特に、平成29年度は、国内外販売力の強化のための大量ロットや市場ニーズに対応した養殖業の生産体制の確立への対応としまして、養殖業における「市場ニーズを捉えた産地での計画的な魚づくり」、定置網漁業等の経営強化と雇用促進のための「雇用型漁業の育成による雇用の促進」、大消費地の嗜好や大口需要へ対応する加工の高度化・効率化のための「水産加工業の連携体制の構築」、売れる商品づくりを推進するための「消費地と産地をつなぐ流通販売体制の整備」など、喫緊の課題に対し、対策の強化を図ってまいります。

なお、平成29年度の当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を

行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の１頁１７行目の次に、次のとおり挿入する。】

（日中漁業協定に基づく２０１６年漁期の操業条件等について）

日中漁業協定の２０１５年漁期は２０１６年５月末に終了しておりましたが、次年漁期の操業条件について、日中漁業共同委員会において速やかな合意に至っておりませんでした。

そのような中、平成２８年１１月２４日、中国^{アモイ}厦門で開催された第１７回日中漁業共同委員会において、２０１６年漁期の操業条件等が合意されました。

今回勧告された操業条件は、平成２８年６月１日から平成２９年５月３１日までを期間とするもので、当該漁期の操業隻数及び漁獲割当量は、日中双方とも８隻削減の２９０隻、６２１トン削減の８千７２０トンとなりました。

暫定措置水域における資源管理措置については、この海域で操業する中国漁船隻数を、昨年漁期から１９３隻削減して１万７千３０７隻とし、中国漁船の漁獲量上限も努力目標値を１万８千３７２トン削減して１６４万４千トンとすることとされ、日本漁船は昨年漁期と同様の８００隻、１０万９千２５０トンとなっております。

また、中国虎網漁船については、隻数の凍結及び今後の削減等管理の強化等について合意されております。

これまで、中国排他的経済水域での本県漁船の操業実績はなく、今漁期においても当該水域における操業は無いものと思われます。

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の1頁10行目の次に、次のとおり挿入する。】

（平成29年度の重点施策）

平成29年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、来年度が2年目となる長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に示したものであります。このうち、農林部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

農林部では、本年度から「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで、人を呼び込み地域がにぎわう社会の実現を目指しており、農林業を良質な「雇用の場」とするため、品目別戦略を再構築し、生産性の向上や低コスト化、差別化を進める生産・流通・販売対策の強化、農地中間管理機構と連携した農地の基盤整備や担い手への農地集積、新規就農者受入団体等登録制度の充実、集落営農など地域を支える担い手の組織化、農山村の資源を守る取組に加え、地域資源を活用した6次産業化や地域内流通によるフードクラスターの構築などに取り組んでいるところであり、これらの取組を加速化するため、平成29年度においては以下の取組を強化してまいります。

まず「生産性向上・コスト低減対策の更なる強化」として、環境制御等の先進技術や新技術の導入、農業者自らが農業経営の課題解決に取り組むための生産データ等の見える化、長崎和牛肥育頭数の維持拡大対策などの取組を強化し、農業所得の向上につなげてまいります。

次に「労力支援体制の強化」および「次代の担い手の確保・育成」として、農業経営や産地の規模拡大に必要な労働力を県域で調整、確保するとともに、新規就農・就業者の実践型研修等を実施するための農業サービス事業体の設立、経営発展ステージに合わせた学びの場の提供など、農業の担い手確保と経営力の向上に取り組んでいく

こととしております。

また、「付加価値向上に向けた流通・販売対策の強化」として、産地間競争等を勝ち抜くため、消費地における拠点量販店など実需者との結びつきをより強固にする取組、加工品を含めた産地と一体となったブランド商品の磨き上げ、中食業務用等ニーズへの対応や輸出等の新たな販路開拓などの取組を強化するとともに、県産材の需要拡大を図るため、プレカット工場を核としたサプライチェーンの構築を進めてまいります。

さらに、「農山村で稼ぐ力の強化」として、地域の実情にあわせた集落営農組織を育成し、収益品目の導入やコスト縮減等による経営力の向上、地域や組織を担う人材の育成、鳥獣被害防止対策の継続的な実施など、農山村で稼ぐ取組を強化してまいります。

なお、平成29年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

(平成28年産みかんの販売状況について)

本県の主要農産物であるみかんにつきましては、夏期に高温・干ばつが続いたことで、果実の肥大不良や日焼け果・裂果の発生がみられ、生産量や品質への影響が懸念される中、気象庁、農業関係団体、県で構成する県農林業異常気象対策連絡会議並びに各地区における生産者等との対策会議や事業説明会等を開催し、かん水などの体制整備や摘果等技術対策を実施するとともに、天候に応じたシートマルチの開閉などの栽培管理の徹底により、みかんの生産予想量は、6月の開花時点の予想から14%少ない5万3,800トンとなっておりますが、平年より糖度が上回り、食味の良い優れたものが生産されております。

現在ほぼ販売が終了している28年産^{ごくわせい}極早生みかんにつきましては、11月9日時

点において、販売数量が前年比８２％の４，４１４トン、糖度が一定以上で外観が優れている高品質果実の割合であるブランド率は、昨年の２９％に対し３５％となり、平均単価は前年比１１９％の１キロ当たり２２０円となっております。

早生^{わせ}みかんにつきましては、１１月１日から販売が始まり、１１月２１日時点においては販売数量で前年比１１１％の３，７５１トン、平均単価は前年比１１２％の１キロ当たり２８２円で推移しております。

１２月からは長崎オリジナル品種である「させぼ温州」が本格出荷となり、東京大田市場における試食会を実施するなど、県統一ブランド「出島の華」をはじめとした「長崎みかん」の品質の高さを市場関係者に周知してまいります。

今後も高単価販売に向けて、さらなるブランド化の推進と市場に信頼される産地の育成及びＰＲの強化について、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の１頁２３行目の次に、次のとおり挿入する。】

（長崎四季畑の認証商品決定について）

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」については、県産農産物を原材料として製造・販売している農産加工品の中から、優れた農産加工品を県が認証し、商品のＰＲ・販売支援に取り組むことで、県産農産物の活用促進、農産加工品の知名度向上による農林事業者や食品事業者の所得の向上・農山村地域の活性化を図ることを目的とするものであり、平成２４年度から認証を開始しております。

平成２８年度においては、新規分１５商品及び認証期間３年を経過する更新分１１商品の申請があり、去る１１月１８日に学識経験者等で構成する総合審査会を開催し、味覚、長崎県らしさ、商品力等の視点から厳正な審査を実施した結果、新規分４商品及び更新分１１商品を認証いたしました。これにより、「長崎四季畑」の認証数は既認証数と合わせて計４７商品となりました。

認証商品については、県内におけるフェアの開催や首都圏での商談会への出展等による販売支援を行うなど、「長崎四季畑」のさらなるブランド化を強力に推進してまいります。

平成 2 8 年 1 1 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 2)

産
水
農

業

労
産
林

働

部
部
部

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 1 頁 2 3 行目から 2 4 行目まで
を削除し、次のように挿入する。】

我が国の景気は、政府が 1 1 月に発表した月例経済報告によりますと、「このところ
弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2 頁 1 2 行目から 1 5 行目まで
を削除し、次のように挿入する。】

また、1 0 月の有効求人倍率は、全国平均が 1 . 4 0 倍と前月を 0 . 0 2 ポイント
上回る中、本県においては、前月を 0 . 0 1 ポイント下回る 1 . 1 5 倍となっておりますが、8 か月連続の 1 . 1 倍台となり、雇用情勢は、一部に弱さがみられるものの、
改善が続いております。

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（追加１）（水産部）の２頁３行目の次に、次のとおり挿入する。】

（有明海振興基金（仮称）（案）について）

去る１１月３０日に、国は、基金規模を１００億円とする有明海振興基金（仮称）（案）を公表しました。この基金案は、国が、関係漁業団体等からの意見を聴取するとともに、費用の積み上げを行い、今般、開門にかわる和解案として長崎地方裁判所に提出されたところであります。

本県としては、資源回復のための種苗放流や、カキ、アサリ養殖のための施設整備等の水産振興策と併せて、漁場環境改善対策など有明海再生に向けた具体的取組の提案を行ってきたところであり、本県から要望している項目については、概ね盛り込まれたものとなっております。

基金で取り組む内容については、「資源を守り、育む取組の加速化」では、種苗放流やナルトビエイの駆除、漁場環境の整備として小規模な耕うんや覆砂、作濡、また、大規模な漁場環境改善の実施に係る技術的可能性や経済的妥当性などを検討するための調査等が盛り込まれております。「漁業者の新たな挑戦を後押し」では、二枚貝類等の養殖施設の整備やブランド化に資する商品開発、販路拡大等に関する取組が盛り込まれております。さらに、「多様な関係者との協働」では、試験研究・技術開発にかかる委託・調査や、有明海の漁業や環境への理解を醸成するシンポジウムやイベントの開催などが盛り込まれております。なお、基金の管理運営主体については、４県及び４県の漁業団体で一般社団法人を設立し、管理・運営を行うこととされております。

県としましては、開門しないことを前提とした基金案により、真の有明海再生が図られることを期待しており、国には、漁業者の方々に対して丁寧に説明し、理解を得て和解協議が合意に至るよう努力いただきたいと考えております。

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の3頁6行目から8行目を削除し、次のように挿入する。】

また、去る11月30日、国から、100億円とする基金規模等を含め、有明海振興基金（仮称）（案）を国の和解案として改めて長崎地方裁判所に提出されました。

今回の基金案には、本県から要望している項目が概ね盛り込まれたものとなっており、県としては、今回の和解案を契機として、開門することなく真の有明海再生が図られることを期待しているところであります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の4頁11行目から12行目を削除し、次のように挿入する。】

その後、11月18日には鹿児島県出水市において、国内で今シーズン初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスがツルのねぐらの水から確認されたため、翌19日に養鶏関係者出席のもと開催した鳥インフルエンザ防疫対策会議において、情報共有と本県での発生防止のための防疫体制の徹底について注意喚起を行ったところです。

さらに、11月28日には国内の家きんでも青森県および新潟県で本病の発生が確認されたことから、100羽以上を飼養する県内養鶏農家に対し、緊急消毒の命令を発令するとともに消石灰を配布し、鶏舎周辺等の消毒を実施しております。その際、家畜防疫員が農場に立ち入り実施状況を確認し、飼養衛生管理基準の遵守状況について再点検を行うとともに、100羽未満の少羽数飼養農家に対しても飼養衛生管理のリーフレットを配布・指導し、発生予防対策と異常発見時の早期通報の徹底について取り組んでおります。

今後とも関係団体等の皆様と連携をとって的確な防疫対策に力を注いでまいります。